一文化元年之内より建炎元寶一錢、半兩二錢、大泉五十一錢、五銖三十五錢、神功開寶三錢、和銅二錢、其外及二九十七八品一、

一文化二年之内より大曆元寶一錢、半兩九錢、五銖卅八錢、和錢に而和銅、萬壽、神功、隆平四品、其外及二百品程一、右兩年都合五百廿貫文餘可二相成一、文化元年より四百四五十年の昔は、定而廣大之財に可二相當一儀、思ば文化元年より三百四十年計以前、東山義政公御代寛正文明之比、我國之財用乏敷を以、度々大明天子へ可二渡給一旨歎望給由、夫より又百年已前に當れば、猶更貴き事にて、加程之財を貯置候事、平民之所持に不レ可レ有レ之、深考見れば當伊丹郷は、治承之比より天正之比迄、伊丹公累代居城也、姓加藤と稱、就レ中右四百四五十年之昔は康安貞治年曆にて、則伊丹大和守在城に相當と云、然ば全昔年伊丹家之軍用に相違無之者と云々、

文化辛未閏二月　　摂北　古野將監誌

伊丹君尊前

右古泉十五錢、政和通寶、二聖宋元寶、明道元寶二、元符皆寶、皇宋通寶、元豐通寶、至元通寶、二開元通寶、大觀通寶、嘉元通寶、淳化通寶、嘉祐通寶、

四二見附の松飾　南畝翁云、御門々の飾に、當時海老をくはへざるは、享保中御勘定奉行神尾備前守が斷せしこと也と、又安藤對馬守方の飾は、十二月廿五日御小間遣頭隔年に飾をもたせ、彼やしきへ相送る、尤對馬守より挨拶の贈物等遣す、是古來よりの仕來り也、此事かの屋敷へ聞合せしに、實なる事なり、又市谷御門の形は外と異樣也、是は類燒後稻葉筑前守の計ひなりと云、

四三金渡墨跡　金渡の墨跡は、細川幽齋の遺物に獻上せし所也と、世にしる所也、昔内府重盛、唐土へ砂金を贈りし時の請取也といへども、文面にその趣見えず、

四四職人盡歌合數種　職人盡歌合にさまゝ〳〵あり、建保職人盡歌合、鶴岡八幡職人盡歌合、後水尾院御製職人盡歌合、勸進聖判職人盡歌合、甘露寺職人盡歌合、光廣卿職人盡歌合、

四五赤烏帽子と云ふ諺九　松浦肥前守義と云人、赤烏帽子を好ける故、普廣院義教自ら畫き給ひし像に、南禪寺の京南贊せるを給ひのち或寺に藏む、是より京師にての諺に、肥前の赤烏帽子と云よし、

四六東叡山建立第二　東叡山中堂御造營相濟、長桁十三間、横梁行七間、高さ十二間、仁王門、長桁十二間、横梁行四間、額は東叡山座主公辨法親王筆、文殊樓額吉祥閣、一品宮筆、中堂、長桁二十二間五尺、横行十八間、高さ十七間餘、勅額門寛永寺、後水尾院御宸筆、本堂額瑠璃殿、今上東山院御染筆、藥師如來御丈け五尺、近江國矢走村眞言宗石津寺より本多隱守康慶家來供奉、日光月光十二神將、慈覺大師御作也、羽州立石寺より松平下總守忠彌家來供奉す、不動明王、智證大師御作、山門正教坊より來る、毘沙門天王、吉祥天女、善尼童女、御本院祖師堂より、寶冠彌陀、定朝作、淺草寺より來る、文殊菩薩、奥州會津丹殊寺門徒法龍寺より松平肥後守正信家來供奉す、

御寄進

十二天繪像、御臺樓、兩界曼陀羅二幅、七佛藥師繪像七幅、三丸より、五大尊五幅、五丸より、仁王經百部、鶴姫君より、藥師經百部、八重姫君より、例時懺法百部、

花蔓二十四流、井伊掃部頭、内幅四十八流、松平隱岐守、外陣翠籠四十八流、松平肥後守、天蓋一飾、酒井雅樂頭、打敷十枚宛、大久保加賀守、安部豐後守、回廊釣燈籠、土屋相模守、小笠原佐渡守、金銅籠二つ、柳澤出羽守、矜迦羅制多迦二體、本庄因幡守、石手水鉢、秋元但馬守、米倉丹後守、宮殿戸張玉籠四枚、加藤越中守、内陣翠多四枚、本多伯耆守、

同二日、上野御普請出來に付、御褒美被レ下、

長光御脇物代金五十枚松平薩摩守、右於二御座之間一御手自被レ下候、正宗御腰物代金五十枚柳澤出羽守、法城寺御脇差代金十五枚秋元但馬守、左弘行代金十五枚御脇差米倉丹後守、金五枚時服三藤堂近江守、金五枚布施藤兵衛、諸大夫被レ仰二付之一、改二長門守一、金三枚づつ四淵伊左衛門、近藤平十郎、金十兩づつ志村忠兵衛、森與五左衛門、同十兩大工棟梁村松石見、銀十枚づつ同柏木伊兵衛、小林惣左衛門、

同月、東叡山中堂勅會に付參向之衆中、

曼殊院御門跡、鷹司前左大臣兼熙公、着座公卿中山大納言、葉親、園中納言、基勝、奉行職事日野右中辨輝光、勅額使大納言兼之、樂行事葉山左少將、押小路右少將實岑、出居次將此内にて執綱之役勤レ之、石山左中將基爪、愛宕中將通流、外に六位二人、堂童子交野左兵衛權佐時香、町尻左中將兼量、清岡中務大輔致長、高野左中將、竹内彈正大弼、惟庸、入江極腦、差次藏人、

右之面々今度下向、段々被二罷下一之由、就二中堂御供養一他山より屈請之覺、

從二山門一正覺院前大僧正、正觀院大僧正、惠心院僧正、正教坊、花生院、雞頭院、往生院、從二京都一養深院權僧正、從二小田原一向之坊、境之坊、從二日光山一修覺院權僧正、禪智院、淨土院、日藏院、華藏院、醫王院、藤本院、法門院、惠乘院、妙道院、

九月三日、中堂就二勅令一、已後刻被レ爲レ成、供養有レ之、舞樂等上覽、被物有レ之、御導師日光御門跡、曼殊院御門跡、一流御執行、勅使鷹司左府、着座中山大納言、園中納言、職事日野右中辨、樂行事葉山左少將、柳小路右少將、被物役人出居侍從石山左中將、愛宕右中將、執綱役レ之、同被物扈從交野左兵衛權佐、町尻左中將、清岡中務右丞成、高野左中將、外山侍從、竹内彈正少弼、執蓋役入江極蘢、

同四日、勅會相濟、爲二御祝一同御能、松平安藝守上野御普請御手傳被二仰付一候、

右自二編無爲傳一以下至二上野中堂御建立之記一、野爪亭隨筆中より抄錄す、乙酉（◎文政八年）冬十一月十日、

四七 鎖國論　世に鎖國論とて、和蘭人ケンプルの我邦のこと記し論せし譯書あり、その原本はマルチネットといひて、八冊これある由、

四八 南野日記抄　南野日記、是は四原公和、遠藤一輔、南野は別號なり、此日記は旅中以後、柳川の事ども記して關家へ贈りし冊なり、

十五日、四月、原の驛に至り雨ふり、富士見えず、公和、

ふじのねはは一日に雲のそなたぞと面影に立あし高の山

足高山も見えずなりければ、

過やらでしばしがほどと見るうちにへだつる雲のあし高の山

蒲原近くなり、不二はれ見ゆ、

うちむかふ富士のたかねの今更に晴てはいはんことの葉もなし

廿日、大井川の川だちの草鞋は、脇の乳一つ也、わらぢのちの間に砂の入ても、あらひ流す故にかく製するとぞ、

廿一日、濱松の邊にて、此節凧をあげ申、雲鶴のすかし、その外菊水等の繪がら也、

濱松の凧　此尾至て長し、

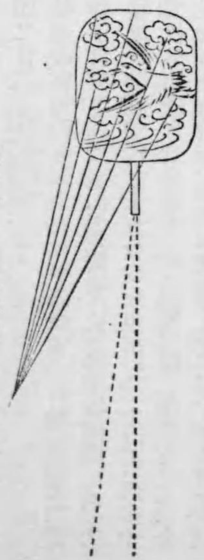

此絲目長きことにや枚位の凧に五六間あり、

廿四日、岡崎驛を發し、宮驛の入口に橋御座候、此橋の擬寶珠に何か銘御座候間、すり申度、駕より下り申處、文字も能わかり申、護朽珠四品と御座候、東南の柱に裁讃橋とあり、その外は裁談橋とあり、〔頭書、裁斷橋の事、新著聞集六の三に見えたり〕西北の柱には六月十八日とあり、その外は六月十二日とあり、

熱田宮裁讃橋　右檀那意趣者堀尾金助公去天正十八年六月十二日、於二相州小田原陣中一逝去、其法號逸岩世俊禪定門也、慈母哀憐餘修造也、此橋以レ充二三十三年忌一、普同二供養之儀一矣、

西南の柱ばかり假名書にて、「てんしやう十八ねん二月十八日に、をだはらへの御ぢん、ほりをきん助と申十八になりたる子をたゝせてより、又ふためとも見ざるかなしさのあまりに、いまこのはしをかける事、はゝの身にはらくるいと口もなり、そくしんじやうぶつし給へ、いつかんせいしゆんと後のよの又のちまで、此かきつけを見る人は念佛申給へや、三十三年のくやう也」

五月十五日、尾の道の驛を發云々、此節田をかへし田を植る、大勢打そろひ互に植ゑふ事とぞ、大鼓を打鉦をならし笛を吹、大鼓をうつものは、手傘にて音頭を取樣子也、ドン〳〵ド、ドン〳〵〳〵などと打やう也、

廿五日、云々大里渡し與次兵衛瀬といふは、さま〴〵説もあり、或人遊女の供養塔にて、遊女の名多く切附ある由をきゝて、左もあらば、所の者に賴置すらせ置べしと思ひしに、すべて文字は一字もなし、年月もなし、大岩の上に六尺餘の臺石あり、その上に二抱へ程ある丸石の、長さ七尺もあるべく、その上に笠石あり、これはこの下に大なる岩のあるに、舟を乘あげざる爲に、めあてに立たるもの也、去年の夏雲州船千五百石積の舟、此所にかゝり石の石を倒しける故、其あとの目印に松をしるしにしけるに、小倉より又元の如くその石を引あげ建られたると、大里の綱屋彦兵衛といふ者かたりき、

二十七日、黑崎の驛を立、石坂といふ所小休にて、硯になるべき石を拾ひ申候、此所は宗茂十六歲初陣にて、戰功御座候所に御座候、

筑前石坂者、我先公立齋公、始臨二于戰一而有二勳功一之處也、文政乙酉夏五念七日、過二於此一不レ堪二懷舊

之情、拾得於石一枚、而寫研材置之机上、永仰高庇、銘曰、

右の心持にて御座候、銘はいまだ出來かね申候、

四九 讀史論略　或日中井乾齋、白石先生の讀史論略といへる冊子を示して云、これは讀史餘論を節略せしものとぞ、予うけて之を一讀するに、讀史餘論の第一條、本朝天下の大勢九變して武家の代五變せし論（神皇正統記云々と云へり、朝家ほたゝ儘器を擁せられしまゝに、て、天下ほ全く武家の代となりたる也と云までの一條なり、）と、卷末の信長治世の事、秀吉天下の事と云ふ二條、（此二條全文なり、）合せて三條を一小冊となして跋云、

正德壬辰年、春夏の間侍講畢て後、別に座を賜て、本朝世々の治革、古今の治亂を論じ申せしに、深く御旨に愜ひし歟、こと長くしては事歷混雜し、御覽に堪させ給ふまじければ、勝國の時の事、大略を記し奉れと仰下されしによりて、此小冊子を獻りぬ、

猶讀史餘論あり、就て見べし、筑後守源君美、

按ふに、かゝる書名著述目錄にも見えず、折焚柴やうの物にもあらず、然れども跋文をもて見る時は、白石先生の手になれる事明也といふべし、

此書いと珍らかに思ひ、一本を謄寫すべかりしに、餘論に校するに、全文三箇條を抄せし迄也ければやみぬ、

五〇 蟾噌　水中に目を開きて自由に居らるゝ法あり、蟾噌といふ物を目に塗れば、水中にて目を開かるるといへり、蟾噌は闇藥を商ふ店には常にありて、一匁にて價十匁位の物といふ、（中享話、）

五一 一圭が話　長崎清人の、常に彼地の言語聞覺えて、和語をつかふとぞ、まづ其一は、或時雪花菜飯を喰はせしに、かゝる物くはする事やあると、通辭に甚だ怒りければ、通辭その心を得て、庖を司どる者に其由いひきかせぬ、清人の傍に聞居て、今少し強く叱れかしと思へば、何か分らねば、やがて一人すゝみ出て、

豆腐息子飯　食助詞咽　居處歩
トウフムスコメシメクフモノドノヤドイドコアイ
行不成
ボナラン、豆腐息子は雪花菜に喩ふ、からめし故咽にひつつき通らぬと云ことを、居處に居ついて歩行ならぬと云こと也、和語は和語なれど、彼邦の俗語の體なべて此の如しといへり、

ヒヤコアンバイ、ヤコは火なり、長崎の方言、胸のやけると云喩、アンバイと云ことも長崎の方言にて、江戸に云とやゝ同じ、

又或時食物色々注文せし中に、羊肝馬水とかきたるあり、通辭も何かわからねば考得ざりしに、食物鬻ぐ

商人の、さらば唐音にてよみ給へといふ故に、羊肝馬（やかま）水と讀たれば、からあさりなるべしといへり、からあさりはがら〳〵喧しき物故、俗耳に近からんとて、清人のかくは書しとぞ、又燒するめを見て、バリ〳〵ヲドロフといひしは、燒鰕はくへばバリ〳〵して、燒時に動く物故、躍るとはいふとぞ、凡て皆この類ひ也、（十二月、◎文政八年、六日夜、衙塘一圭話、）

月琴譜

上メエ六上メユ六合の手也
東街走到西街上、五六エ六メ尺上四合上メユ、
上四上四上四上ユメ上四上合
南街走到北街頭、四合イ四合四合、

五二 佛足石臺の銘　南都藥師寺に佛足石の碑あり、光明皇后の和歌及び其石壇に彫れる文字は、世に知る處なり、然るに此ごろ、かの碑亭建立の事につきて、臺石をほり起したるに、土につきたる方に文字ありて、この碑を建し人名を記せり、左の如し、

至心發願、爲亡夫、夫從四位下茨田郡王、法名良式、敬寫釋迦如來神跡、伏願夫人之靈駕遊入无勝之妙邦、受（三字缺、）之聖冊刊脫有レ漏、高燈无爲、同霑三界、共契一眞、

五三 蘭說　蘭說の究理に、人身の血の赤きは如何なるものぞ、水はもと白き筈ならんに、血の赤は、例へばシウル（シウルとは酸の氣、粘氣のことをいへり、）といへり、鉛に硫黃、蓬砂をともに燒けば丹に成り、鉛にドエンを入燒けば白粉となるが如しと也、（五行の外にシウルアルカリ、鹽氣の氣常にあるものなりと云、）

又人身にウンカ神經、イシキ神經といへるあり、熱冷痛き痒きを知るはウンカ神經のわざ也、手足を働かすものはイシキ神經の所爲なりと云、

蘭書にバスタル語、ラテン語とて、今解釋するに難きあり、これは何れも蘭の古名にて、上代の語なり、上古をバスタルと云、中古をラテンと云ひ、今の語と三變也といへり、

ミユースと云、（今顯微鏡と云、）目鏡の類にて、小座敷を閉て小孔より明りを取、水にうつして、傍より見る目鏡あり、たとへば蚤は馬ほどに見ゆるといへり、之を俗に萬倍鏡と云、

蘭人の食物にパンと云物あり、之はラツコフン、（四十匁、）ブドウ酒、（二合、）大麥の粉、一升、大かた右の分にてよし、今はラツコフンの代りにアラビヤゴムを用、ブドウ

酒の代りにアハモリを用ふる也、右大道中亭話、

五四鐵砲の制　大銃の事を、江戸にては大筒と云、中國にては臺無しと云、大坂にては大砲と云、九州にては石火矢といへるとぞ、

鐵砲製造の割合は、玉の徑三十六にて、巣中の長の關とす、また巣中の底の金の厚み、玉の徑三ッ六分、此所なもと云、巣口は一徑を減じ二徑六分とせり、巣中の徑は三六と二六とを合せて二つに割たるが、卽巣中の徑なり、これにて大方の筒は出來るものと也、扨巣口の徑を計りて五を二度かけ、これは算盤の目安と、中に五を置て、五に五を二度かくる也、廿四にわれば、玉目の量となる也、廿四にわる事、不算の者に急に成がたき時は、四つにて一度、六つにて一度われば、廿四にわるゝ也、天山流の傳也、右山田勇右衛門話、

五五鐵砲强弱行の事　體同くして輕重異なるもの、其質の疎密によると云、重ければ則發レ速、重又强を發す、物に仍て下行異り、本の下行は一也、

物の下行、時の一秒に一丈六尺一寸一分二厘二毛、但し遠心力無き也、音の行は、同一秒に百卅五歩、鉛丸の行百四歩、譬ば鉛丸十匁筒にて十一町五反單行すれば、金は十九町、銀は十町五反、銅は九町、鐵は八町、錫は七町、

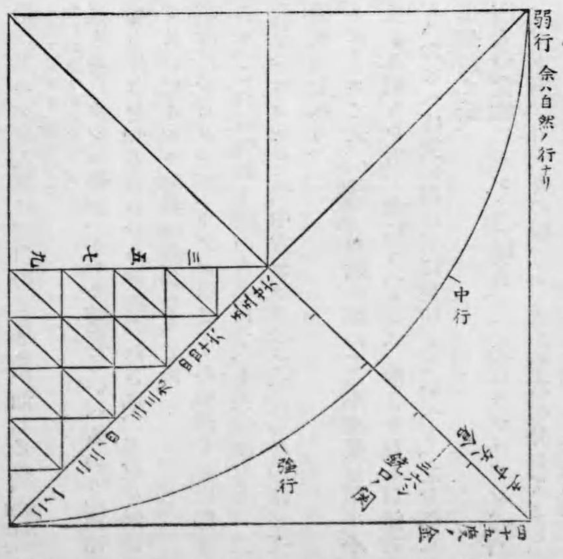

此圖は四半圓の徑なり、弱行余自然ノ行なり

右の圖は和蘭の法を以て、山田勇右衛門といへる人の、鐵砲の矢倉また丸行の强弱遲速等を、多年の工夫をもて作りし圖也とて示せり、

五六赤國朝鮮、　朝鮮征伐記に、赤國のこらずことごとく一篇に成敗申付、靑國云々、五の十三、「赤國」三の七、また豐太閤軍令（頭書、太閤記十四の十三ォ）の中にも此の語あり、これは太閤の朝鮮を攻伐の時、彼國の地圖を色分に彩りて、赤國などと早く士卒の心得安からん樣にせられたるもの也、その由ものに見えたるは、立齋舊聞記卷中、五オ、「今度赤國征伐のことは、太閤の命旨にあらず、諸軍の私意に起るとぞ陳じける、此の赤國といふは晉州のこと也、朝鮮の繪圖をかねて寫して、太閤御說あるに、國々を五色八色に彩りわけて歷覽に安からしむ、この晉州をば赤色に彩りければ、赤國とは申けり、

五七麻布の五石　麻布の地に異石五種あり、其の一は秋月家の園中に、三尺許なる寒山拾得の石像、いつの頃にや行夜の卒の、蹤より慕來るを斬拂ひけるとて、其瘢痕を存す、其二は、長谷寺の內に、五六尺許なる夜叉神の石像、緇素の諸願をかくるに其驗多し、是も件の園中に在しが、長谷の住持靈夢によりて爰に移すと云、其三は、山崎家の邸內陰陽石、結の神に比して其願をきくとぞ、其四は、五島家の門前大路の中央に、徑尺餘の頑石凸起し、道普請の礙げなりとて掘けるに、其根金輪際までも入たりやとて、元の如く捨置ぬ、往來の人鹽を手向て足の願をかくる事、半藏御門內の石に同じ、其五は、森川家墅に、二尺餘烏帽子形の石に日月の象顯れ出る、件の園丁茂左衞門と云者、靈夢にて其鄕里越後國頸城郡吉城村の畠より得たりと云、目出たき石と申べきか、已上の五石は麻布の地に現存し、人皆之を禮拜する事、米家の昔に異ならず、余天下を巡遊して異石を歷觀する事多し、遠き諸州の灼然を略して、近き麻布の隱微を表するのみ、江戸の廣き、本所の駒留石、牛天神の牛石、其餘地藏觀音に到ては僕を更るとも其說盡し難かるべし、麻布村學究、

五八汁講　國初の頃より元祿の末のころ迄は、諸士の出會に必ず汁講といふ事を用ひし由、長田容軒の書れし遺戒錄に見えたり、（頭書、汁講のことみえしは落穗集）不圖此事を語り合せしに、大御番與力に村田九八郎なる人の話に、今に我等が組筋には、二條大坂在勤の節には、汁講を催すこと昔の風儀を失はずと、凡其日主となる人汁をしたて、外より來會せる人々は、自ら飯を持參なして快く飲食して、打くつろぎて終日語る事と

ぞ、今の花美なる世より見れば笑ふべきに似たれど、古來の風俗はいかにも質朴にして節義を守れり、昔黑田甲斐守長政の父如水の、人の乞に任せて銀數枚を用立しが、その人返しに來りしに、其貸たる始めより手に入べき所存なし、直さゞ參らせたると心得し物をとありしなど、鳩巢子の小說に其論辨ありて、士風の賤しからぬ事を譽られしも、さる事におぼえ侍りぬ、とても薄俗の風にて篤厚の風采をみれば、おかしきことの樣なれども、さにはあらず、汁講の風のたまたま殘れるも、又昔のならはしを見るに足れりとぞ、

五九 由井正雪が記錄　正雪の事、俗間に行はる丶由井根元記、望遠雜錄、慶安太平記、由丸祕錄、丸橋鎗法記、井橋逆節、結義聚黨錄、慶安擾亂などいへる冊子、皆妄誕にて信用すべき事なし、

六〇 葛岡宣慶卿　葛岡宣慶卿は新家にて、一代にて位記返上の人なり、庭田右中將秀重男にて、寛永六二二誕生、正保三正五正五位下、承應三十二廿一從四位上に任ぜられたり、

六一 冑落る時本鳥切し考　後三年繪詞に云、「伴次郎儛仗助兼といふ者あり、きはなき兵なり、常に軍のさきにたつ、將軍これを感じて、薄金といふ鎧をなんきせたりけり、岸近くせめたりけるぞ、石弓をはつしかけたりけるに、すでにあたりなんとしけるを、首をふりて身をたわめたりければ、かぶとばかり打落されにけり、冑おつる時、本どりきれにけり」とあり、按に、此時助兼本鳥を冑の手綱より引出して着たるなるべし、同じ繪卷物に、 圖の如き武者あり、助兼もこの如くに冑をきたる故に、大石の落る勢にて、もとゞり共にきれたる也、冑の下に本鳥を折曲てあらんには、大石に擊れたればとて、冑と共に元鳥はきれ難かるべし、又源平盛衰記、しの原合戰の條に、「入善小太郎、高橋判官とくみたる所に、入善が叔父落あひて、高橋が冑のてへんに手を入て首をかく」とあるも、高橋本鳥をてへんより引出してきたるなるべし、折曲てあらばてへん大也とも、本鳥を疑とは取難からん、之を以て助兼の冑をきたる樣を思ふべし、

六二 參考太平記の誤　參考太平記、元弘三年後醍醐帝船上山へ潛幸の條に、伯耆卷を引て、奈和長高が三男乙童丸とありて、小註に、「後に正六位上、四郎左衞門高光、建武三年十一月一日、於西坂本逝去、二十二歳」とあり、此時十四歳にてたれ髮なる由、此末の船上山合戰の所に出づ、按するに、元弘三年より建武三年までは年歷四年也、然ば乙童丸の死は十七歳なるべし、又同條下に、嫡子義高とありて、小註に、「左京大進、後に正五位上、伯耆大夫判官、延文三年五月、於和泉國堺浦討死、三十七歳」とあり、然ども元弘三年より延文三年（南朝の正平十三年なり）まで、年歷二十六年になれり、此年紀を以て追ふ時は、元弘三年には義高纔か十二歳なるべし、然るを其第三番の弟の乙童丸、十四歳なるべき樣なし、其上次男の孫三郎基長には、土用松とて三歳の男子あり、之をもてみれば、義高いかに若年にても二十餘なるべし、悉く小註の誤なり、

六三 鷹三百首誤字　羣書類從、定家卿鷹三百首、

あまたとやふませて見ばやいまだにも古木居に似る秋の若鷹

此四の句、予が藏本にはふるとびに似るとあり、これは古とびに作る方勝れたり、古木居にては歌の心何とも聞えず、すべて大鷹の今年生ひの若鷹は、形容宛ら鳶に異らざるものなれども、一とやふれば毛色淺黃になりて、夫より鳥屋を出る迄に、次第に美はしくなる物也、歌の心もあまた鳥やをかひたらば、毛もかはり美はしかるべきに、今は鳶に似てきたなげ也とよめる也、此四の句とひと假名にてありしを、こひとよみ、やがて木居と書たるなるべし、（右三條、龍珠主人說、）

六四 島の勘十郎　元祿の頃、京室町通三條の南に、櫻木勘十郎といへる人ありけり、古器物書畫の鑒定をもよくせり、希有の物好にて、衣服より足袋帶に至るまで、色々の島を着用し、扇子、脇指、柄絲、鍔、印籠、草履まで島ならずと云事なし、朝夕の食物、鱠はもとより刻み物なり、煮物などにも大根牛蒡の類、すぢある品をもちひ、椀折敷までも島の模樣をぞものしける、されどもまげて異を好むにあらず、只天性かくありしとぞ、家居も世に珍しく、表二階の格子もさまゞの唐木にて島にくみ立、店先も堺格子と云ものを立、此處に大きなる竪貫木ありて、靑貝にて唐草の模樣あり、廂の大垂木などは、細き紫竹の塞竹にて、さまゞの島に組ませける、扨中庭に泉水ありて金魚數多はなち置、そこより居間の二階へ楷梯を渡したり、其楷梯も唐もの作りの擬寶珠、高欄附てけり、かゝれば世に島の勘十郎と云けるとぞ、

六五古代の呼名

江州伊香郡金居原村百姓

梨之木　藤之棚
萬代　上之山
堂之坂　川端

右の村方は山中にて、炭燒を業に致し居候、往古は一村不レ殘右樣の名を附居候由に候へども、追々何次郎何右衞門などと改名致し、當時宗門帳に、右六人の者、右樣の名を附居申候、

同郡奥河並村百姓　太夫

右村方にては、婦相果候夫は何れも太夫と、年々宗門帳に相附申候、如何なる故と相尋候へば、夫相果候婦を後家と申も同じことと申居候、

右一條は、彦根家中富田甚右衞門と申人の話なる由、角鹿桃窠の筆記なり、されば當時といへるは文政乙酉八の年なり、

六六丑の時參の詩歌

下毛國足利のかたほとりに、よに丑の時まゐりといふわざせしを、まさめに見つと、そこなる人のかたれるさまをよめる

橘庭麿

あやしきは火にぞ有ける、うちしめる時こそ有けれ、もえたてばけつすべもなし、世の中の人の思ひも、おのづからしかこそ有らめ、よの常は外へも出えぬ、たをやめのたわや心を、黑髮の思ひ亂て、頂にともし火さゝげ、胸さかにます鏡かけ、左手に鐵くぎもたし、右り手にかな鎚もたし、ぬばたまの闇の夜ふけの、丑過てうしとももはず、神のます杜のしめ繩、いきのをにかけつゝこえて、おひしげる並樹の杉に、左手の釘どりおさへ、右りての鎚ふり上げて、ねたましやあな妬ましと、かき亂り逆立髮に、さか立てる角ささゝげし、焰はも鏡にうつり、かがみはも胸にたく火の、怖しき姿てらして、とこひ打音もとゞろに、山彦のとよむひゞきぞ、よそにきく身にもこたへて、身の毛さへいよ立にける、たをや女のいかにもえたつ心なるらん、

たをや女のとこひ皿ひてうつ釘やいづれの誰が身にひゞくらん

下毛州足利里、有二世所謂丑時、進奇者一、世之人無レ有レ視レ之、而里人獨視レ之告レ之、橘庭麿以二國歌一記レ之、余亦作二七言古體一、以廣二異聞一、

夜入四更人語歌、落月光滅冷透レ骨、情面闇羅懷二肉刃一、足躡二木履一度二幽峻一、自謂無二天地人間知一、松杉深處有レ所レ思、胸懸二明鏡一頂戴レ火、火能照レ鏡鏡照レ姿、數幅白衣白二於雪一、朱唇黑髮烏雲垂、右手金鎚左手釘、釘則五寸鎚倍レ之、三釘四釘七々釘、四十九釘數盡時、受レ釘老杉宛百丈、更無二一葉留二在枝一、奈何使下無心根柢、枯橋不レ終千萬歲上、此時山魑林魅絶、天根地紐似レ可レ裂、吾聞荆楚俗能咒二詛人一、咒詛人宜レ掘二兩穴一、奈二何獨將二窈窕身一、妬刃毒手好刺レ人、

乙酉子月　快雪堂主人岡雄

六七彌生ノ前本田善光妻、　信州善光寺の如來の緣起に、善光、善介、彌生ノ前三人、如來に厚くつかへ奉りし由あれど、扶桑略記なる緣起には、さる事曾てなし、然れども源平盛衰記には、本田善光の名は見えたり、されば其頃はやく善光といふ名は作り儲けしならん、然るに彌生ノ前といふ婦人は、後にまでも聞えず、笑埃隨筆に、近松半二といふ者、淨るりの文句に作り儲けたるに始れりといへり、その作意のよる處は、日本紀に、春三月善光王云々の文あるをもて、彌生とは思ひよせけるとぞ、思ふに、半二は門左衞門が弟子か、さにあらずとも門左衞門よりは後の人なり、然るに說敎本に善光寺といふあり、藏書、それにやよひの上とあり、又山村座の狂言本（ゑ入）に、本田善光三世花聟三國傳來佛五ばんっとて、寶永三丙戌曆七月吉日狂言作者、津打治兵衞、樋口半右衞門、その役割は、やよひのまへ、重桐、ほんだよしみつ、生しま新五郎、やだのとう平、山中平九郎、ほんだよしすけ山むら若太夫、とあり、されば近松半二などより前、已にやよひの名ありける樣に覺えたり、猶他日時代を併せ考べき事にこそ、

六八風土記の僞辨　風土記といふものは、總て僞ならぬは纔に二三種のみ也、されど駿河風土記は群書類從にも載せてはあれど、その中鳶の細道と云地名あり、この地名は、もと定家卿の歌に、新古今に、あり、

都にも今は衣をうつの山ゆふしもばらふ鳶の細道

この歌ありてより鳶の細道の名起れり、この歌はもと伊勢物語によりてよめるなれば、その趣甚だ興あり、もとより彼處にさる地名あらんからは、此歌さまで興あるまじ、風土記に此地名あるをもて、かの書

は、いたく後の世に僞り作れるを思ひしるべし、又武藏國風土記の殘缺は、いと後の物なるべし、その中不忍池を篠輪津に作れり、是にては不忍と假名違へり、然るに上野清水堂の傍なる石塔に、凌雲院僧正の銘あり、元祿年間、その文に篠輪津の文字あり、按ふに、僞風土記によりてかゝれしや、僞風土記の方の、かの銘文などをもて記せしや、孰れにや訝し、戸田茂睡の鳥の跡には、忍ばずは忍の延語也、ばずの反ぶ也といへり、さればしのぶが岡に對へて忍ぶの池といひ、その流れを忍川といへりしなるべし、之によりても篠輪津の文字いよ〳〵疑ふ可し、此風土記の篠輪津の條に、所祭〻〻とあるは、今云辨財天なるべし、此辨天の勸請は、水谷家のなせる所にして、寛永年間のこと也、是又その近きを證するに足れり、

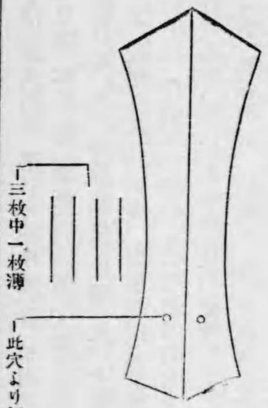

六九檀板

右檀板は清朝の樂器なり、僧一圭所持の物をもて寫せり、本樣は竪八寸五分、幅上一寸五分下二寸二分なりと云、

七〇見聞集　見聞集と云もの十卷、江戸の昔を見るに足れり、三浦氏の作なり、同じ撰に順禮物語、茶飲ばなしと云物もありといへり、見聞集十卷寫本、順禮物語三卷印本ともに缺亡す、壬辰記、

七一紫雲　紫雲の文字佛家にいへど、藏經中にかつてなしと豫て聞たり、然るを丁阿の見出たりとて見せられしは、觀佛三昧海經三卷八葉左、にあり、〔續書、續後紀十九興福寺の僧の長歌にも見えたり〕

七二樂山の歌　樂山翁とかいふ人は、高戸安貞、備中國八田郷の人にて、俗稱楚半といへる由、その人のよみ歌數首の中に、

かみな月ばかり鱧桂舍にたゞ獨ぬて
人くれば人さわがしく人こればさびしく思ふ人ごころかな

といへるは、目とまるこゝちせられて書いでつ、その歌數首は、さや〳〵草紙卷の二十八、に載たり、

七三本命的殺

生年未申　子二　午三　丑四　寅五　酉六　戌七　亥八　申九　辰十　巳十一　卯十二
二十　三十　四十　五十　六十

七四葉廷珪の海錄　澹生堂藏書約云、「葉廷珪寫

レ兒時、便知レ嗜レ書、自入仕四十餘年、未二嘗一日釋レ卷、士大夫家有二異書一、無レ不レ借、借無レ不レ讀、讀無レ不レ終レ篇、而後止、嘗恨下無レ貲不上能二傳寫一、問作二數十大冊一、擇二其可レ用者一、錄レ之名二海錄一、〔藏書約收二子知不足齋叢書中一〕

海錄卷之十四

一仁和寺書目　古き書目に、仁和寺書籍目錄といふ一冊あり、是は初學の輩、たま〳〵仁和寺の藏書目錄の如くいへるは、いと僻ごとなり、此書は永享年中、本朝の書目を作るべき由將軍家の命をうけて、外史中原氏より記して奉りし物なり、さればその世に傳はらざるものをも、見もし聞もしたる書目を載られたるもの也、仁和寺書目ともいへるは、此書目の仁和寺宮の文庫にありし本をもて、世に寫し傳へし故に、然もいへるなり、本書奥書に、「以二仁和寺宮本一書レ之、普光院被レ尋之時註文」云々、此文にてもいと明かなるものをや、

二馬のきつの謎　一時軒惟中の眞字寂莫草といふ書上三卷、下三卷、凡六本、あり、その書の端に、獨山人の小文を記されし本を見たり、左に記、

「具平親王の眞字伊勢物語に倣ひてかける寂莫草は、勞して功あるか將無レ功乎、文の中に、馬之吉了、狐之尾之中凹、入二衢連動一とかきて、吉了を奉吉了といへ

るは如何あるべき、南郭翁の大東世語には、馬吃レ糧、狐丘凹、入二九連等一とかき、保己一檢校は、馬吉駿、狐丘凹、入二九連倒一なり、山海經に、犬封國に文馬あり、縞身朱鬣名づけて吉駿と云、駿馬も狐の丘に躓きて、ぐれんどうと倒る丶事ありと云誡め也とかや、又一說に、なぞ〳〵にして、馬のきつは五字をとる也、りやうきつねのをかの字、中くぼれ入てなければ、りかの字殘る、之をぐれんどうと倒まにかへせば、かりといふ謎なり、かゝる惡說もなきには勝らめと、檢校は笑ひ給へりき、蜀山人、

之につきて輪池翁の話に、檢校の說といへるはもと萩原宗固の說なり、又雁の謎と解しは、閑田耕草にいでて、もとは富士谷千右衞門が考なり、檢校もこの說を惡說とはいはれず、この兩說にて、千古の疑初めて釋然たりといはれき、〔頭書、安齋隨筆、老人物語卷云、「つれづれ草に、むまのきつ云々と云に、馬疵駿、狐尾長振、入亂飛と、一條殿長公自筆にて傍註あり、」○齋禮集に見えたり、然ども用ひがたし、〕

三 藤房卿鏡銘の謎　明和のころ、下野國都賀郡貴□□より掘出たりといふ鏡の裏に、不二行者授翁といふ者、一字三禮の佛經を納め、寶祚の長久をいのり、幷に父祖の冥福、現父藤二品宣房の福壽を祈よしを記て、興國四年壬午三月と彫たり、〔此鏡の圖說、載て耽奇漫錄にあり、〕この行者宣房卿の子たる上は、藤房卿に疑なき由人もて囃し、その鏡を今は洛北の妙心寺に藏められしと云、其銘を校へ見るに、これは後世の贋作なり、かの興國は南朝の號にて、延元五年庚辰の改元なり、されば四年は癸未の年なり、然るに壬午とかきたるは、世に流布せる和漢合運の誤をうけたるものにて、後人の手になりたる事疑ふべからず、〔頭書、興國の改元を誤ること合選のみならず、王代一覽も猶然なり、白石先生の讀史餘論には庚辰の改元とす、是やこの改元の正を得たる事の始にやと思はる、再云、讀史餘論は全く南方紀傳によられしもの也、〕興國改元の事は、元弘日記、結城文書、年代記殘篇、また栗山潛鋒の改元興國議を見てしるべし、この改元の論、南山巡狩錄にもありて、元弘日記に從へり、

四 潭帖の石を砲とす　洞天清祿集廿九丈云、「淳化閣帖既頒行、潭州卽摸二刻二本一、謂二之潭帖一、余嘗見二其初本一、當下與二舊絳帖一雁行上、至レ度二歷八年一、石已殘缺、永州僧希白重摸東坡猶嘉、其有二晉人風度一、建炎虜騎至二長沙一、守レ城者、以爲レ砲、石無二一存者一、紹興初、予三次重摸、失レ眞遠矣、」余かつて聞、朝鮮の役に我邦の士戰爭の間、雨天道路泥濘に堪す、是に於て玉海王應麟の板をもて、途にしきて合戰せしとぞ、潭帖を砲とせしこと敵對とや云べき、

五 ひばりの床　豐前中津なるヒバリ（雲雀）の床豐前地名、といふ地あり、その處の土人の口碑に傳へし歌に、

雲井にものぼるべき身のさはなくてひばりの床にれをのみぞなく

此歌をもて思ふに、五辻の宮などの事にもあるべし、五辻宮、鎭西文書に見ゆ、

六 藤堂家紋蔦、　藤堂家の紋の蔦は、太閤より拜領の桐の紋の上をとれる也、昔はダキ茗荷なる由、今日光に納めある太刀鎧の類に附てありといへり、佐竹家昔は龜の紋、今水府に泉伊右衞門といふ人の家に、佐竹家より昔賜はりし小袖を、今に傳ふる由いへる人あり、

七 大道二年　越後蒲原郡佐取村の吏某が先祖石井彦七といへる者に賜ひしといへる古文書三通あり、古文書賜ひしは、高倉宮の齋、その文書は、村境の別れめ或吉近の子吉次といへり、は旗幕などの目じるしを、定め下されし證文なり、其奥に大道二年八月二日源吉次とありて、草名をすへられたり、支干等もなければ、何れの頃ぞとも知られず、文字の體紙帛の質をもて考るに、元弘建武よりは後の物なるべく思はる丶也とぞ、此事詳には、高倉宮御墓考と云冊子に見えたり、撰者詳かならず、

八 蘆葉達磨　世に蘆葉達磨の圖といふあり、之を桂林漫錄に詩一葦抗レ之、また赤壁賦に一葦所レ之などいへるを引て、葦は船なる由にて、是より謬りし圖といへり、書紀通證十一の四丈引、「吳志伐二蘆葦一、以爲レ泭、爾雅、庶人乘レ泭、郭璞曰、小筏曰レ泭、國語、方レ舟設レ泭」とあり、此等を引ざるは遺憾といふべし、再按に、詩の一葦も舟材をいへるなるべし、玄集（◎第十二卷蓋船の條參考すべし、）

九 了阿問靜廬對十二條　累碁子加雞子　累二十二碁子一、加二九雞子一、藝文類聚廿四、又七十四、文選、魏都賦李善註引、說苑、

一葉落天下秋　一葉落天下知レ秋、白氏六帖三卷廿四葉右、

秋門載二此七字一、唐類函引二白帖一、一葉落上有二淮南子三字一、

鳥鵲橋　白氏六帖九十五卷一葉右、云、淮南子烏鵲、塡レ何成レ橋渡二織女一、歲華紀麗三卷、四葉右、風俗通云、織女七夕當レ渡何、使二鵲成一レ橋、

池魚災　城門有二火禍及池魚一、藝文類聚火門、馬總意林四卷、十右、太平廣記四百六十八卷、俱引二風俗通一、

有二異同一、

差　顔師古匡謬正俗　卷、十三葉左、馬總意林四卷十右、引二風俗通一、

狗惡灑水　未レ考、

續命縷　藝文類聚五月五日、引二風俗通一、

仲尼臨二吳門一　藝文類聚馬門、史記貨殖傳索隱、十四葉右、引二韓詩外傳一、

西方聖人佛　西方聖人名曰レ佛、字彙引レ子者誤矣、〔頭書、美成云、西方聖人の事、余已に丑集（◎第二卷三二ノ條）にいへり、古今韵會廿六の十六オ「佛字註云、西方神名、列子、西方有二聖人一焉、其名曰レ佛、文中子問レ佛、曰、西方聖人也、」〕

馬頭娘　圖經今不レ傳、是は諸書に引、故辨ぜり、宜レ引二搜神記一、

結神　世說故事苑引二白眉故事一、矛七今按、此事載二七卷、四葉右、

白澤演二吉凶一　故事苑涉世錄、廿一を引、涉世錄未レ檢、民間歲時記既引、

無支祁　引二岳瀆經一、太平廣記中引二他書一、其書中又引二岳瀆經一、卷數失レ記、御搜索可レ被レ成候、

一〇人日　穀日　湘素雜記四卷、四葉右、「西清詩話云、都人劉克者、窮二該典籍之事一、多從レ之質、嘗註二子美詩一、元日到二人日一、未レ有二不レ陰時一、人知二其一一不レ知二其二一、唯杜子美與二克會耳、起就二架上一取レ書、示二諸東方朔一、古書也、歲後八日、一日雞、二日犬、三日豕、四日羊、五日牛、六日馬、七日人、八日穀、其日晴、所レ主之物育、陰則災、少陵意謂、天寶離亂四方雲擾、幅裂人物歲々俱災、此豈春秋書二王正月一意邪、深得二古人用レ心如レ此、

右一則十二條は、了圓法師の梅園に質問せし對書なり、

一一白石手簡　白石先生眞蹟手簡之寫、但し藝本には無レ之、字體は聊本書にならひし由、

大石父子之像拜し、其時の事を見る心地し候、如レ此に心を御用ひ候人も同じく感じ入たる事に候、我等贊辭の事は、つねに御存じのごとくに、作文の事久しくいづかた様へも御斷申す事に候、たとひさなくとも、我等などの拙き筆にて、斯人の節を贊じ盡し候事も及ぶまじく候、此事は幾重にも御斷申候、めづらしきものを見候は幸甚に存候由の謝詞は、能御申可レ被レ下候、以上、

閏月四　白石

右四月九日、岡田杏齋寫し來りて示さる、

一二勅答　有識小說卷上、廿七オ「勅問、天子より臣下へ尋給ふ事あるを云、是に應じ奉て、諸臣御答を申すを勅答と云、但天子より臣下への御答を勅答と云べきを、謬來れりとぞ、〔頭書、南齋書、太祖勅答、〕按ふにその誤り來れる事、何れの頃よりや詳ならねど亦古し、平治物語流布印本の十九オ許由の條、に、「許由つゐに勅答をだに申さず」、また太平記に、「宮清忠を御前に召れ、勅答申させ給ふやう」、南山巡狩五の三オ引、など見ゆる時は、その來る事久しといふべし、

一三ころび切支丹、　切支丹宗門の者立かへりたるを、ころびと申すよし、寛永年間島原一揆の砌、佐野彌七左衞門の覺書寛文九年酉月日、と云冊子あり、その中に、肥後肥前の邊、その古は大かた吉利支丹にて御座候へども、至二御當代一御法度に成申候故、皆ころび居申候とあり、同書十五オ〔頭書、崎陽拾芥五十三オ、吉利支丹物語下四ウ、南蠻より日本を從へんとする訴人出の條、松本甚三郎覺書一オ、有馬古老物語三、又、清正記、〕

一四風浪露宿　一休和尙の大燈國師像贊せられしに、風浪露宿無二人犯一、第三五橋邊二二十年、見二志保之里卷二之十六オ一、

一五上月記神璽歸座、　後花園院御宇、神璽南方より御歸座の事、委しく上月記に見えたり云々、此記世に稀なる書なり、將軍家譜及び續太平記ゆ述せし時、この記を見ざるにやと鹽尻卷一三十オに見えたり、

一六理非法驗天の旗　攝陽群談、卷十一、廿二ウ「森社、東生郡杜村にあり、後醍醐天皇宸翰の旗、其文云、天下有二貴物一、人之心也、理非法驗天云々、是則楠正成旗也と當社神寶にあり、」

一七志賀山靈寶正成の語、塔宮喉輪、大和國志貴山靈寶、楠正成之兜、大袖鐵、持槍、大塔宮喉輪、

兜

一、天圓山星兜、四方白、品垂前左右一つ、後二筋、あげ卷附之鉢に、あげ卷附て有レ之、

一、天空徑一寸二分、臺座菊座、せつぱ座二重玉緣、

一、四天之星大きく、同穴しどめ有、

一、品垂の板共廿六枚、星一行に七つ、

一、看庇革包、三光の鋲、飾金物菊の小紋、革緣通杉立菖蒲、總伏組、

一、見揚、革にて張有レ之、

一、鞆三枚、本小札、威毛上白絲、次藍革菱縫、紅絲二段、胸目啄木、紺白萌黃紫四色、鉢附之兵四所に打、兵

頭菊水、
一、吹返、鞠を二枚返す、眉庇の通の革にて、法の通包、伏組も同じ、紋所菊水の金具紋、菱縫胸目有、
一、總金具金めつき、
一忍の鈌の所受張、こうじ革、此二色後に仕足したると見えて新し、用にたらず、
一、鍬形、臺菊のいけすかし、前立物劔臺座計あり、
一、兜裏差渡、腰卷眉庇を除て前後七寸九分、左右七寸、

袖

一、大袖、竪一尺一寸六分、横一尺一寸六分、七枚威毛、紫二段、白二段、紫一段、白一段、胸目菱縫兜に同じ、
一、きようしようの板取れて無し、よをがいの板、水呑の鈌も取れて無、跡は見えたり、四枚目の板なり、
一、折冠、金めつきの伏輪有、革包伏組有、菊の小紋革、縁通は梅革とも云んか、薄紅にはげて五つづつ星有、裏黑なめし革、
一、小札革、三枚に鐵一枚交る、

咽輪

一、高盛附二枚下げ法の通、菊の小紋革、伏組有レ威紅、
一、小札鐵革一枚交、胸目啄木菱縫、紅塗にて書く、二段あり、
一、鐵の持楯有、長さ四尺計、横二尺計、蝶番にて合る二寸四方位のさま有、

楠より奉納の書面、懸物にして有、

一、筒丸鎧　一領
一、五枚甲　一刎
一、馬　一疋

此一書の旨、捧二常社之尊神一畢、敬曰、

九月吉日　楠河内守正成判

社家右近進殿

一八河州下太子の鎧　河州下之太子寶物之鎧、十六間筋兜、春田宗定作と銘有レ之、八幡座中興之兜の如く小さし、臺座丸き内に、つるの様成すかしあり、菊座逆菊、座切刃座玉縁淩勝之鈌あり、四天の星小さく、同穴しのめ有、打紐のはさを出す、鞠二枚、鐵のからくりしめ、威毛無レ之、なめし革にて包、吹返一枚返す、革包伏組有、眉庇古法の通小さし、革包伏組あり、中の革はぼろ〳〵と切れ〳〵に成て、定かに見えず、

縁通は杉立菖蒲革なり、鍬形臺、つるの様なるもの、いけすかし桐の紋散に附る、前立物の臺も右同様みすかし、鍬形飾金物總金物金めつき、受張ふすべ革、所々破れ有り、

袖

立冠、驚勝之板、杉立菖蒲革、中眞も皮と見え申候札をば、冠板の裏より方より附、威絲にて冠の板にとぢ附て有レ之、下り七枚小札鐵革一枚交せ、三枚目の板にようがいの板、水呑の鈌有、威毛紫一段、紺一段、紅二段、紺二段、菱縫紅二通、胸目紺絲、耳絲たくぼく、冠板より竪一尺八分、横上にて九寸五分、下の方にて一尺一寸一分、總體少しそり有、

胴

金具廻り革色、總組覆輪有、革は切れ〳〵に成て、模様わからず、金具、こはぜにて開ぬ様に懸たり、總こはぜ飾金物、八雙金物、皆入八雙也、胴四かは前立揚げ二枚、二枚目にあげ卷附之鈌有、つる綿嚙障子の板無、牛皮五枚眉に當る方に、疊表二枚入る、くじのくだ二つ有、高紐乎レ先留、威毛、前一段もえぎ、紅絲の色のさめたるとみえ、口一段、白一段、紫二段、後の前の通にて紫三段也、草摺は間五枚下り、ゆるぎの絲一寸計、胴とすき無重り合て有二威毛、皆紫菱縫紅二通、胸目耳絲とも啄木、胴裏は、一かわ切に黑きなめし革にて包、

一九光悅の墓　本阿彌光悅が墓、京師鷹峯にあり、其墓表の寫として或人の示されしを、左に載す、

本阿彌鼻祖常親院日忠居士文和二年、
光仁院日壽慶長八年、妙秀院日量元和四年、光悅の父母也、
了寂院光悅日豫居士寛永十四丁丑二月三日、八十歳、
空中齋法眼光甫日諦居士天和二壬戌七月廿四日、八十二歳、

二〇護園八子圖　護園八子圖とて、徂徠、太宰を始て南郭など、八人酒宴の體をゑがけるあり、その繪は南郭の筆なる由いひ傳へり、然るに此畫は、森川藩の安藤佐次右衛門と云人、南郭の筆なりとて、自ら僞作して世に弘めたりとぞ、四月十五荻生氏云、

二一飛鳥山　飛鳥山は古名淺香山といへり、その頃尾久松右衛門と云者の所持にてありし、美成按ずるに、この松右衛門、尾久もて氏とするは、尾久村の草分なるにやあらん、松右衛門の娘を瀧川某が許に嫁する時に、化粧料にこの山を持參せり、その後御用地となるに付て、池袋村に於て替地を賜ふといへ

り、御用地になりしは、成島氏の碑文建らる時なるべし、（右金輪寺混外云、）

二二癸辛雜識抄　一夕癸辛雜識續集を寓目するによつて、その一二を抄出す、「青鞋破レ褙、蓬頭垢面、儼然一貧儒也」（上の一ウ、）貧窶の形容を狀し得て妙なり、「薛野鶴曰、人家住屋須ニ是三分、水二分、竹一分一、屋方好、此說甚奇」（上の三ウ、）また「靈壽杖出ニ西域一、自ニ黃河一隨レ流而出、不レ知レ爲ニ何木一、其輕如レ竹、而性極堅靭、又有ニ頼柳一、色如ニ紅玉一、亦可レ爲レ杖、能辟レ雷、每ニ雷作時一、杖頭皆有ニ火光一、殊不レ可レ曉」、また水こし石の事あり、（上の十ウ、）（全文略、）その法に、海水を桶に湛へて凹なる石をその中へ入て、その中の水を汲とあり、其石の名を海井といへり、又盆に水を汲入て星光を映し、明照をもて甘泉を試む事、今已に然り、この事も（上の十一ウ、）に見えたり、鎌倉の星ノ井なども、星ある石の井よりいづと云は、妄に似たり、星光をもて井を檢するの意なるべし、又「蜀人未ニ嘗浴一、雖ニ盛暑一不レ過ニ以レ布拭レ之耳、諺曰、蜀人生時一浴、死時一浴」（上の二ウ、）十按ふに、世に唐人は湯あみ嫌ひ也など云は、これらの事を訛り傳ふるにや、又「琴間指以、一與レ四、二與レ五、六四與レ七爲レ應、今凡動ニ第一絃一則第四絃自然而動、試以ニ羽毛輕纖之物一果然、此氣之自然相感動之妙」（上の七ウ、）また、雪山有ニ蠱蠱一もの、を氷蛆と云（上の三ウ、）と見えたり、また透光鏡（下の廿七ウ、）の事もあり、

二三名詮自性　名詮自性、句詮差別といへる語は、成唯識論に出たり、名有れば自然とその物あり、故に名は自性を詮ずるといふ事なり、句はその差別ある由、南山巡狩錄に、延元元十二月廿三日註、太平記、梅松論などに今度臨幸ありて皇居とし給ふ、吉野山穴太は名詮自性然るべからざる由云々、（事宜檢ニ此本書一、）近くは舞の本靜にもこの語見えたり、（頭書、唯識論第二の二葉左曰、依ニ語聲一分ニ位差別一、而假建ニ立名句文身一、名詮自性句詮差別文、卽是字爲ニ二所依一、）

二四ワンジュ　ワジジュ、漢名未詳、（頭書、佐藤平三郎說に、羅望子と云漢名いへり、吾邦四國に多くありと云、）古說に鬼見愁に充るは訛也、肥後海邊沙地に生る蔓草にして、防己の葉に似て、光箭の如引こみ、蔓古きは莢を生じて、刀豆に似て小なり、豆四分計にて扁く赤く黑く、光有りて堅硬なり、念珠に用ゆ、唐にて檵珠と云は、つぶにて作る念珠の事なり、佛經にあり、此檵珠の音を訛、和名として、はまかづらの實をわんじゆと呼は非なり、（藥名備考、和訓抄卷二十二ウ二行、和本の部、たがひてわ侍らん、」○書言字考二の卅八ウ云、「擲ニ梭間一、」暫時之義、就ニ機織一所レ言見ニ詩格一、○長唄「さほなぐるまのよるべなき」さらし三番叟にも此文句あり、○佩文齋詞府、「擲梭薩都刺詩、片帆送レ舟如ニ擲梭一、雪笈七籤、「紅顏三春樹流年一擲梭、」）

二七三絃起ニ于秦一　西河合集詞話云、「三絃起ニ于秦一、本三代鼗鼓之製、而改レ形易レ響、謂ニ之絃鞉一、故雖ニ能倚一歌曲折、而仍以ニ節切一輻ニ湊其間一、唐時坐部多習レ之故、世遂以爲ニ胡樂一、實非也」、

二八三平二滿　圓機活法人品門（山谷詩集、卷十、廿六ウ、）相者の聯句に、「二滿三停屬ニ甚科一」といへる事あり、三平二滿の事に似たり、（頭書、佛足石記、「觀ニ如來足下平滿一云々、」○山陰雜錄、引ニ群談採餘一、或云、三平二滿は、曆中段の事にて、平三つある時は、滿二つあると云、よつて日月も過るまゝに休すと云事とぞ、此說蓋附會の說に似たり、」竪瓠集五集卷二の四十ウ、「孫彙初昉、號ニ四休居士一、云、粗茶濟飯飽則休、補レ破遮レ寒、煖則休、三平四滿過則休、不レ貪小レ妬、老則休、黃山谷曰、此安樂法也、」按に三平四滿似レ誤、）

二九「小鹿なく此山里」と云ふ歌　平家物語六、小督の條に、「を鹿なく此山里と詠じけん」といへるは、古歌をいへるもの也、されどこの本歌、選集等に曾て見えず、五句類句等を檢するに曾てなし、平家物語考證卷六に云、「盛衰記在原業平の歌とす、その山里に作る」、歌苑抄「をじかなく此山里のさがなればかなしかりける秋の夕ぐれ」、

二五白洲　今役所などの砂石等敷ける所を白洲と、いへり、その稱の物に見えたるは、享德三年の成氏年中行事に、「國人御座にて御對面、一揆は御緣にて御對面、富士、諏訪などは白洲にて御對面あり、是も京都の公方樣御對面の御儀式なり」、「建長寺當住幷藤澤上人へ、公方樣白洲まで御門送りあり」、

二六さをなぐるま　（さをなぐるまの事、今世に萬葉家と稱する輩は、投箭のこと也と專らいへり、そもさる事なれど、詩にも光陰卒々歲月の移り易きを投援に譬ふるは、唐土よりのことなれば、たま〳〵萬葉に投箭の詞ありとて、古來の說を成す、）

河東ぶし灸すへの文句に、さほなぐるまのやるせなく云々、友人子仙堂の話に、歌人濱荻方へいたり、云々の由物語なし、いかなる事にやと聞けるとき、濱荻のいふ、本歌に、

秋の野に萩のにしきを織はえてさほなぐるまのやるせなきかや

この一條、友人嵩崔抄し贈られし、書名可レ尋、（頭書、隣女晤言下の四十二ウ、「何ごとも思ひ捨たる身そやすきさほなぐるまの夢のうき世に」○一飛梭など作りてすべきにあらず、或歌合せに、夏日の易し明を、「みじか夜の月のみふれを漕あへず棹なぐるまに明わたるそら」とよめるを、遺遙院殿判に、「さをなぐるまは物織るをさといふ物を、彼方此方へなぐる間の程なきにつきて、流年一擲梭などと唐人の詩にも作れるにや、それを船の棹にとりなさんは、大に事

三〇住吉物語　住吉物語三卷、蓋し古代の本にはあらで、後人の贋作にいでたる物ならん、その由は彼物語の上に、十九「あかつきの鐘のおとこそ聞ゆなれといへば、これを入あひと思ひましかばと、うちながめ給けり」云々とあり、この歌は小一條院の御歌にて、後拾遺集に（應德三年奏覽）雜三、見えたり、是にて古物語ならぬ事明けし、此事源註拾遺に論じたる由、

三一エウロッパの三帝國　泰西輿地圖卷說一二オ、爵名の條に云、「此のエウロッパの州中、三つの帝國あり、其一はイタリヤの帝なり、則エウロッパ州中をすぶるの帝王にして、昔時イタリヤより出で、後ドイツランドのウエイネンに移て都せり、其祖漢の平帝元始元年、本朝垂仁天皇三十年辛酉に當て、始めて帝業を開きしより今に至る迄、諸國尊みて帝といひ、エウロッパ州中にて用ゆる所の年紀は、則この年數也、以下何千何百何十何年に當てと書するもの、皆此年紀と知べし、則本朝の天明四年に至て千七百八十四年也、其二はリュスランドの帝なり、昔時は帝爵の國にあらず、侯爵の國主たりしが、近歲ピイテル姓なる人帝位に卽てより、諸州を攻落し勢ひ甚大にして、今世界第一の帝國となれり、其三はトルコの帝也、昔時はエウロッパの地を領する事甚少かりしが、近歲甚强大にして諸州を從へて、アジヤの震旦につぐの帝國となれり」云々、

三二ヒスパニヤの風俗（附、貿易品）　同書卷三五オ、ヒスパニヤ風土の條に云、「此地氣候温暖にして諸種果實を產し、就レ中酒、香籐、麻苧の類を多く產せり、國中廣大にして民家は返て少し、故に西北の方には諸所荒蕪の地多し、其人民乏き事、國の大なるに應せざる所以は、務て諸邦に人を送り、其能き地を見立て開かん事を欲し、我邦の惡しき地をすて他の善地を取らんとすれば也、其地を取らんとするに、其法を厚ふして、先始に其地方を點檢し、其地面の圖を寫し、次に多く子を產べき婦人を擇び、次に道を修し敎を施すべき人を選び、次に名譽の僧官の者を求めて、其地に敎へ示すべき事の類皆悉く備て、而後にこれを送れり、其法今に至て猶かくの如し、故に四大州の內彼に屬するもの甚多し」云々、

同書卷五八オ、エングランド分州の條に云、「今本朝に和蘭の人交易し來れる者、猩々緋、羅紗等の毛織類、

きやまん彫の硝子類、畫鏡、大小時計、天文道具の類、其外數多の產物皆此都より作り出せる物なり、就レ中遠眼鏡の如きは、ロンドンに造れるものを以て極品とせり」云々、

三三靖獻遺言抄六條、　靖獻遺言（卷四、眞卿、）顏「夫人主、大開二不諱之路一、群臣猶莫二敢盡一言、況今宰相大臣裁而抑レ之、則陛下所二聞見一者、不レ過二三數人一耳、天下之士從レ此鉗レ口結レ舌、陛下見レ無二復言者一、以爲二天下無二事可レ論一」云々、四オ、卷六（謝枋得）「朱子曰、子華子之書、云云是程本字子華者所レ作、卽孔子所二與傾レ蓋而語一者、原二其所以一祇因二家語等書一、有二此事一、好事者遂僞二造此書一、以傳二合之一、其言レ有レ大二造于趙宗一者、卽指二程嬰一而言、以二左傳一考レ之、趙朔既死、其家內亂、朔之諸弟或放或死、而朔之妻乃晉君之女、故武從二其母一、畜二於公宮一、安得下所レ謂大夫屠岸賈者、興レ兵以滅二趙氏一、而嬰與二杵臼一以レ死衞レ之云上哉、且其曰レ有二大造一者、又用二呂相絕レ秦語一、其不レ足レ信明甚、而近歲以來、老成該洽之士、亦或信レ之、固已可レ怪、至四引下其說上以自證二其姓氏之所二從出一、則又誣二其祖一矣」四オ、註、卷六「韓退之云、蓋レ棺事始定」、四ウ、卷七（劉因）「嘗愛二諸葛孔明靜以修レ身之語一、表レ所レ居曰二靜修一」、二オ、卷八（方孝孺）「孝孺幼髫齔、日讀レ書積レ寸、一目十行、俱下爲レ文、雄邁醇深、鄉人呼爲二小韓子一」、四ウ、卷八「孝孺又題二朱子手帖一曰、君子之與二小人一、較二勝負於一時一、則彼常盛而此常衰、觀二是非於百世一、則盛二於俄頃一者、不レ足二以蓋一二無窮之惡一、屈二於一身一者、未二嘗不レ先二顯于天下一、蓋時與レ事錯逆、雖二聖賢一莫二能達二其躬一、及二其勢易而理存、人亡而謗息一、狐狸狗鼠之輩、臭腐澌盡而無レ遺、而論議之公、終不レ能レ掩二衆庶之口一」、十五、

三四金石例抄錄（登假又は登霞、比肩、文章、）　金石例卷五、七ウ、「禮記曰、天王崩、告レ喪曰、天王登假、措二之廟一、立レ之曰、帝註云、假音遐、莊子其死、登假三年而形遯、辨證、楚辭遠遊云、載二營魄一而登霞、今掩二浮雲一而上征、朱氏註曰、霞與レ遐同、猶レ曰レ適レ遠云爾、曲禮、告レ喪之辭、乃又借以爲二死之美稱一、莊子作二登假一、蓋亦此例、但此篇註者、遂解爲二赤黃之氣一」云々、（頭書、登遐、抱朴子內篇一の十一、左、漢書廿五下の十一左、劉子卷五之四左、風俗篇曰、「秦之四有二義渠之國一、其人則取レ柴而焚レ之、烟上蔽レ天、謂二之昇霞一、焚辭レ霞、載二營魄一而登霞」、○肥後八代郡妙見社神宮寺に安する後醍醐天皇の靈牌に、登霞後醍云々とあり、○無名圖本二冊の中に在二高倉院昇遐記一、群書類從五百十六にあり、）

○醍醐寺舊記、引二李部王記一云、「四首左脇登霞、」○前王廟陵記十の二オ、六行、○類從五百十八、山霞に云、登霞の御事おどろき侍るなど申て、左衛門督、「くるはるの光むなしき夕煙霞にのぼる名ぞかなしも」○續古今和歌集、哀傷歌、後鳥羽院かくれ給ふての頃、順德院御製に、「ほりにし春の霞をしたふとて　染る衣の色もはかなし」

同書卷九、五ウ、「榮古虎、今者比肩、疊跡大底、生則不レ遇レ死、而垂レ聲者衆焉、楊雄歿而法言大興、馬遷生而史記未レ振、彼之二才且猶若レ是、況乎末二甚聞著一者哉」云々、柳子厚、同書卷九、六ウ、「蘇子瞻曰、歐陽公云、晉無二文章一、惟陶淵明歸去來辭、余亦謂唐無二文章一、惟韓愈送二李愿歸二盤谷一序一、」

三五 良雄寄附の風鈴　丙戌◎文政九年、六月六日、岡田了德訪來りて左の圖を示せり、播州あだ寺院などへ寄附せし物にやといへり、今江戸にありと云、

鐵にて作る、高七寸、廻一尺五六寸許、

三六 お初德兵衛の墓　小石川傳通院の墓所に、情死の者の石塔あり、左に圖す、是は劇場にて爲すお初德兵衛の狂言は、此事を作意せしものとぞ、〔頭書、これを江戸にて心中の初めなりと云ふ、その時の上るり本印行を藏す、〕

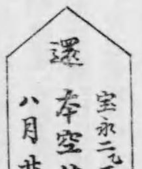

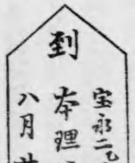

三七 蓮花茶　「茶譜、蓮花茶、于二日未レ出時一、將二半含一蓮花撥開、放二細茶一撮一、納滿二蕋中一、以二麻皮一略縶、令二其經レ宿、次早摘二花傾一出二茶葉一、用二建紙一包レ茶、焙乾再如二前法一、又將二茶葉一入二別蕋中一、如レ此者數次、取出焙乾、收用不レ勝二香美一、」廣群芳譜十八載レ之、

三八 鈴木正三の名號　友人勁齋、岡了元、鈴木正三（正三が太夫といふ、俗稱九）が名號一軸を藏弆せり、

南無大强精進勇猛佛　正三

この正三が歿年は、明暦元年六月廿五日、江戸の了心菴といへるにて遷化せり、享年七十七歳、

三九 文訓ニモトログ　日本紀に、七の十二オ、文身をミヲモトログとよみたり、史記の訓讀にも然よみたり、このもどろげといへる訓義は、斑（マダラ）といへる詞と同き由日本釋名に見えたり、和訓栞も說おなじ、枕草紙に「山もてすりもどろがしたる水干ばかま」といへる事あり、全齋云、「廣雅釋話、辨文、文部、辨駁文也、以二文辨一聲あり、辨は斑と同じ、然ればもどろげはまだらかと同じ、」

四〇 頓阿作人丸像　頓阿法師の人丸像といへる物、此彼もてる人あり、淺草寺中の柿本社も頓阿作の像也、この人丸像は、頓阿法師古今傳授すみし時、手づから百軀を彫刻して住吉の浦へ流せし由、その海底に沈みて年經しものは、かきがらなどの附たるもありといへり、また村田春海のいへるは、この像に目利あり、烏帽子下に銘あるもの眞物也といへる由、さて檜熊氏上總の人より、頓阿作の人丸像を得たりし頃、春海が話をかねて聞ゐたる故、烏帽子の邊こゝかしこと心を附て見れど、それと覺しきものも見えず、その像のきよくろくの足損じたるをもて、修補せんとて兎角する程に、はからず烏帽子落たり、あな過まちせしと手にとりて見しに、糊もて附たる物なり、よつてその糊を少づつこそげ見るに、烏帽子のつきたる頭の方に、甫かやうなるものあり、是に於て始めて春海が說の由來ある事をしりぬといへり、七月十七日檜熊氏話、

四一 舟がたの水盤　あづま物語本名色音論、の中に、淺草寺の條に、舟形の手水鉢といへるあり、今はありやなしやもしらずしてありしが、念佛堂の庭にある石の水ためを、舟形の手水鉢也と誰いひそめけん、人々みなそれ也と思ひ定めてありし、然るを一日檜熊の物がたりを聞に、かの念佛堂の庭なる水溜は、奥山ひらきし頃掘出たる石棺なり、その中より古碑三枚、佛像二軀（一は觀音、一は不レ詳、）出たり、今念佛堂に納めある由、（この石棺いつし頃は、寛永より遙に後の事なり、）この事をきゝて、再び舟形の手水鉢といへるは、今も何處にあるにやと問たれば、さればその手水鉢、今は俯せて傳法院の庭の飛石の中にありて、幅二尺弱、長さ二間もあらんといへり、同上、

四二 六百義　南都法相宗の出家大同坊といへるは、高範が弟子也、嘗て俱舍冠註をよめるに、六百義とい

へる書を引用せり、何等の書といふをしらず、五百問論あれば六百義もあらんなど、常の戯れにもいはれたるが、或時祇園に遊びて、放下師彦八といへるが話を何心なう立聞れしに、何かの序に、音の字も眞にかけば六百、草にかけば七百也と戯れしを聞て、ふと思ひより、かねての疑を散ぜしとぞ、六百義は音義の誤字にてありしと、盜跖が糖故なきにあらずかし、

四三和蘭秤量　阿蘭の量目は、ポンド、百廿八匁、ヒンド、九十六匁、ロウド、四匁、ヲンス、八匁、ゲレイン、三厘六毛、ラマク、一匁、此等の量目を覺ゆれば、大かた翻釋書の量はしらるゝと也、委しくは和蘭秤量符出二于遠西醫方名物考卷一八立にあり、

ㄈ、一錢を六十に分ちたる其一にして、卽ち一釐六毛强なり、和蘭に是を傑列印と呼ぶ、今稱呼の煩冗なるが爲に、權に略してゲンと呼ぶ、**G**を以て符號とす、故に是を略して**ㄈ**に作る、

刀、一錢を三に分ちたる其一にして、卽ち三分三厘三毛强なり、和蘭に是を須屈爾百兒と呼ぶ、今權に略してシユと呼ぶ、**H**を以て符合とす、故に是を略して**刀**に作る、

ㄋ八錢なり、和蘭に是を穩斯と呼ぶ、今權に略してオンスと呼ぶ、今直に其符を用ふ、

廿、九十六錢なり、和蘭に是を封度と呼ぶ、今權に略してポンドと呼ぶ、**廿**を以て符合とす、故に略して廿に作る、

右秤量は、先輩嘗て和蘭の一達剌屈末を以て、我邦の一錢とする說に準じて定る所なり、然ども今西客通用の亞謨斯的爾達謨和蘭都府の藥秤を以て改め較るに、一達剌屈末は我邦の一錢二厘五毛に當る、故に一匁は八錢二分に當り、一廿は九十八錢四分に當る、然れば上文各符の下に記す所は其大略にして、少差なきこと能はず、又錢以下ㄈ刀の如きは、其差甚だ微にして論ずるに足らずと雖も、錢以上積て數十百錢に至れば、其差頗る著し、學者宜く是に意を加て裁酌すべし、

四四遊仙窟鈔錄　唐の張文成が遊仙窟一篇、吾邦に傳ふる事いと久し、今流布の本に文保三年、花園帝年號、距レ今五百七年、文章生英房の序あり、源平盛衰記卷四十八の廿三オに、「震旦には、則天皇后は長文成に會給ひ、遊仙窟を作らせ」と見えたり、我邦古昔は、藥天が長恨歌、琵琶行などの類と並び行はれしものと見えたり、舊唐書張薦傳云、「張鷟、字文成、新羅日本東夷諸蕃尤重二其文一、出二金具一以購二其文一」代奕雜抄卷上の廿七オ引、此等の事あるをもて見れば、彼邦にても東方の諸國に、張文成が文を貴重する事をいへると見えたり、

遊仙窟八朔之夜於二燈下一讀抄出了、

二ウ、直下、一の五ウ、仔細、一の四オ、日晚途遙、一の五ウ、

一の十三ウ、四ウ、荏苒、一の十三ウ、四ウ、氣レ調、一の十一オ、四ウ、婀娜、

苦、一の十五オ、六オ、半面、一の十五オ、六オ、參差、一の十三ウ、五オ、辛

嫋、一の十五オ、六オ、沈吟、一の十八ウ、六ウ、懷抱、一の十八ウ、六ウ、斂眉、一の十五オ、六オ、

合悉、横陳、一の廿一オ、七ウ、昔日雙眠恆嫌二夜短一、今宵燭臥實怨二更長一、一の廿一ウ、依々弱柳來作二腰支一、

一の廿二ウ、九オ、〔頭書、玉造小町、腰支、〕芙蓉、一の廿九オ、十一オ、無情、一の廿九ウ、十一オ、

一オ、論、一の三十ウ、十一ウ、端坐、二の一ウ、十二オ、負持、

二の四オ、十三オ、愛、二の七オ、十四ウ、長々馨、二の七ウ、十四ウ、狡

猾、二の十三オ、十七オ、棄レ筆從レ戎、二の十三ウ、十七オ、非レ隱非レ遁道二遙鳴鶚之間一、二の十八オ、十九オ、驚新、二の二十五ウ、二十二ウ、

黃龍透入二黃金釧一、釧者以二金成玉一爲之、穿安二臂上一、其釧上鏈爲二龍形一所二以纏レ腕、故云然、二の廿七オ、廿三ウ、今朝開二烏鵲語一、眞成好客來、二の廿八ウ、廿四オ、

昨夜眼皮瞤、瞤動也云、今言人眼皮有二日動一、名レ之曰レ瞤、瞤則見二好人一、今朝見二好人一、

二の廿八ウ、二十四オ、蘭草燈心並燒二魚腦一、二の三十オ、二十四ウ、鐶、指鐶也、三の一オ、二十五オ、諺曰心欲レ專鑿レ石穿、三の十二ウ、尺八、三の十三ウ、三十ウ、漢騎レ驢則胡步行、三の十八オ、三十一オ、眼子

盱矏、眼精廻轉、清明貌、三の十九オ、三十二オ、大語、三の二十オ、三十二ウ、時、三の二十一オ、三十三ウ、承聞、三の廿一オ、廿三ウ、都盧失、三の廿一ウ、三十四オ、

邂逅、毛詩曰、邂逅相遇、適二我願一兮、三の二十七オ、三十六ウ、不覺、三の廿七オ、三十七オ、

舊來心肚熱、無端强熨レ他、四の三オ、三十九オ、殘、四の三ウ、三十九オ、鏗

鏘、四の四ウ、三十九ウ、天邊、四の四ウ、三十九ウ、造鑿、四の七オ、四十一オ、流

星、四の八ウ、四十一オ、鐺子、四の十四オ、四十四ウ、可憐花、四の廿一ウ、四十八オ、

曛黃、四の廿六ウ、四十九ウ、方便、四の廿九オ、五十一オ、姮娥、五の一ウ、五十一ウ、遮莫、五の二オ、五十一ウ、子思千腸熱、一念一心燋、五の二オ、五十二オ、可憐腰、五の二ウ、五十二オ、可平章、五の四オ、五十三オ、

白骨再完、枯樹重花、五の四ウ、五十三ウ、死罪、五の四ウ、五十三ウ、新

婦向來專レ心爲ニ勾、當ハ五の五オ、五十三ウ、魚燈、五の五オ、五十四オ、病鵲、狂雞、五の八ウ、五十四ウ、楊州青銅鏡、五の十八オ、六十オ、心非ニ木石ニ、五の廿四オ、六十二ウ、端坐、五の廿七ウ、六十四オ、〔頭書、誰能用ニ一笑一賤價買ニ千金ニ、十三九オ〕

四五晝暗如レ夜　日本書紀神功紀、九の十ウ、「晝暗如レ夜、漢劉向傳、晝冥晦、師古曰、僖十五年九月己卯」、

四六看病人　今世病者の側に居て、彼此世話するものを看病人と云、西域記曰、「我性疎懶、不レ堪ニ看病ハ」日本書紀、神功紀五年、「微叱智忽病之將レ死、襲津彦使レ人令レ看レ病」と見えたり、

四七怒ニ其室ニ色ニ於父ニ　「室於怒、市於色」、左傳、「怒ニ其室ニ而作ニ色於父ニ」、晉紀、「有レ病不レ治、常得ニ中醫ニ」、前漢藝文志「直如レ弦死ニ道邊ニ、曲如レ鉤反封レ侯」、後漢書、「以レ貧求レ富、農不レ如レ工、不レ如レ商」、後漢貨殖傳、「非ニ宅是卜ニ、惟憐是卜」云、孟母三遷、「騎レ虎之勢必不レ得レ下、光武帝曰、有レ志者其事竟成、天道好レ還」、老子之言、「救レ塞莫レ如レ重レ裘、止レ謗莫レ如ニ自修ニ」、通鑑、「積レ財千萬、不レ如ニ薄伎在レ身」、顏氏家訓、美成云、俗「貂不レ足、狗尾續」、晉書王倫傳、「家有ニ弊帚ニ、享ニ之千金ニ」、文選、「大廈千間、夜臥八尺、良田萬頃、日食二升」、趙清獻公座右銘、亦引レ之、「無レ有ニ肥仙人富道士ニ」、抱朴子、「其益如レ毫、其損如レ刀」、魏書之諺言、酒也、「到レ老方知ニ妬婦功ニ」、五雜組、「白刃支レ前不レ顧ニ流矢ニ」、楊升菴外集、「有ニ一物ニ添ニ一累ニ」、經組堂雜志、「檢レ書如レ拂レ塵、隨拂隨生」、宋宣獻、「蜀諺曰、學レ書者紙費、學レ醫者人費」、東坡文、以上貝原氏和漢古諺に出たり、

四八純子の上下　古今の風俗に沿革ある事は、今さらいふも更なり、いま麻上下をもて至極の禮服とし、その外も龍紋絹の小紋に限れるか如し、昔は繻子純子をも着たり、今も戲場にて繻子純子を用ゆるもの、古の遺風なるべし、曾て聞、慶後あたりにては、婚姻その外の時には純子錦の上下をきるといへり、その證を云はゞ、南龍遺事、紀州大納言頼宣卿、南龍院殿と申奉る、云、「百軒長屋の前の道を通る往還を御見物被レ成候處に、青柳傳三郎と云御小姓衆、純子の袴くゝり股立にて、羅紗の雨羽織、美成云、合羽と云事後世の稱なり、老話集、因果物語等みな雨羽織とあり、數奇屋足袋、高木履に、下人に傘をさゝせ通りける」云々、また白石遺稿云、「大猷院樣御代のころ迄は、御近習の御奉公の人々は不レ及レ申、可レ然御役人中も、大かた緞子繻子等の裏附候上下を用ひられ候と承及び候、□□人の親父は、御側にて然るべき御役を承り、世のもてなしも大かたならず候人にて、齡もその比五十計りにても可レ有レ之、然るに唐織の緞子の上下たゞ一具にて、日夜の昵近し候て、御他界の御跡まで存生にて候ひしが、その上下のきれにて候とて、其子息の時に茶入の袋にせられ候を、某も見るに、花色の小紋なる緞子にて候き」云々、これらを見て古風思ひやるべし、

四九多賀城碑　奥州多賀城の碑は、那須國造碑、上州多胡碑と共に、關東の三絶ともいふべき程の古碑にて、諸書に記したり、その世に現れしは寛文年間の事にぞありし、さてこの碑、古より誰疑を容るゝ者もなかりしに、この頃（◎文政九年七月廿九日）、佐藤中陵（平三郎、水藩、）主の訪はれしに、かの人採藥御用にて諸國經歷の話の中に、奥州鹽釜の神主藤塚式部を訪尋したるに、くさ〴〵の物がたりせしが、佐藤氏問はれしに、多賀城の古碑は久しく渴望なりしに、こたび彼地に至り見しに、聞に劣りて覺えしといひけるに、式部もさうぞ思ひ給ふか、我も此地に住からは、疑なきにあらねど、我國の古物を然あらじと議せんも本意なく、空しく過せしが、思はずもそこにもさ見給ひしや、その古からぬと見とめ給ふ證はいかにと問ふ、佐藤氏云、予始めて一覽せしにて、何もしか思ふ證はあらねど、何となく感深からず覺えしといひけるに、式部われ多年思ひ考るに、かの地は秀衡の宅地也、彼碑は昔よりその聞えしをもて、擬し作りて庭に置たる也、されば今の碑とても、當時の物なれば賞すべき物なり、天平寶字の物には決してあちじと語りしとぞ、物語りなりき、

五〇短冊　短冊は爲世卿、頓阿法師と兩人の作なり、其比或人、諸家の短冊を集めて屏風に押て、客を招きける、其客の中より、

數島の道ぞかしこきたけ高くはたばりせばきもじぞことなる

如レ此なれば、後醍醐帝の比より始る、忠度の箙に附られしは、葉室頼房のかゝれしと也、草まくら卷一、

五一新見氏の墓小傳、　新見氏のむかし〳〵物語元祿二年の筆記、〔頭書、此新見氏、生涯に人を殺せし事十一人なりといへり、其頃の世態思ひやるべし〕は、當時の手ぶりを眼前り見る心ちしていと面白し、その上に他の書と照し試るに、聊かも違ふことなく、時世の樣實に證するに足れり、此書の作者は新見傳左衞門とて、大御

番を勤られ、後に富士見御寶藏番頭といふ御役也と
ぞ、されどその委しき事は曾てしらざりしを、或時ふ
と柳亭主人に逢たるに、かの新見氏は相番にていと
心安し、その家にて傳ふる說には、殊の外氣性烈しき
生質にて、つね〳〵馬にのる事を深く好み、老後死去
の一日計前に、今ははや末期も遠からじ、此世の思ひ
でに、今一度馬のかけを追ひて見ばやとて、人々に扶
けられ、やがて馬場に至り、馬のかけを一馬場追ひた
りとぞ、この新見氏は世々一向宗なるに、この人いふ
樣、女の居る寺はいと見苦しとて、常にきらひ給ひ
て、駒込なる禪寺におのれ一人は葬られしと也、斯る
事きゝていと嬉しけれど、話聞せたりとも悅ばん人
いと少なり、そこにてぞ語らめと疾くより思ひ儲け
たりとて、太田全齋主にてあひし時語り出られぬ、

駒込淺賀町（字は土物店、）高林寺（昔は向林寺に作る、）

一起院直心法入居士

寛保二年三月廿五日九十二歳　（石塔の紋あり、この葉、立に二葉、）

昔々物語編集の頃は、白山御殿に宅あり、今は番町なり、（第七卷七一の條并せ見べし、）

五二止レ戈爲レ武の謬　左傳に止レ戈爲レ武といへる事、世人口實とする事なれども、兵書を輯めたる書目を止戈書目と云、又近來の人の作に止戈（正要といふ）もとより止字にあらず、亡戈の字なり、戈を亡するを武とすといへる也、之れは古人にも發明ありと太田全齋說なり、左傳に文字の義を取違へたるにあらず、書寫の誤をその儘、義を附會して傳へたるもの也といはれし、然らざればブの音なき筈なり、會意の字にて、亡に从ふは諧聲を兼ねたるなり、（雅亮裝束抄上の三、ゥ、りうびんを二枚しきて云々、龍鬢延見芝園錄上の十九ゥ佩文韵府に、〔唐書地理志〕鳳翔府土貢捧、實龍髮席、蠟燭、又、原州土貢、氈褥、鞍氈、龍髮席、〔頭書、說文を初め字書皆武に作る、〕六書正譌に戉に作れり、〔除公祐贈義空和尙書に、龍鬢席あり、寫誤か元來しか書なるか、燈心席見下文、〕開皇十一年十一月廿三日牒國清百錄二の十七ォ云、龍髮席一領、又三の六ォ云、龍髮席二領、〔類從四百五十三所載寛治二年記云、龍鬢縫、青地錦緣、二ォ、〕◎龍髮席ノ分註并ニ頭書ハ次條下ニ載スベシ、）

五三龍鬢草　昔より疊の事を龍鬢といへり、これは席に作る草を龍鬢草といへり、鬢は鬚の誤なり、されどその據て來る事なきにあらず、古今註（下の七左、）に龍鬚草あり、さて吾邦古へより傳ふる遊仙窟に、龍鬢に作りてあり、これ龍鬚を誤るものながら、その來ること亦古し、因話錄に、文字の似たるを誤るといへる條に、鬚鬢に謬安き由見えたり、亦引證すべし、荀子に龍茲といふ

も同じ物なり、〔頭書、龍鬢草、見ニ三才圖會地理九の卅一右、〇山堂肆考、器用第卅八卷一右、席、晉東宮舊事、太子有ニ獨坐ニ龍鬢之席一、〕〇微集卅八之一右、龍鬢、（延喜式に見えたり、〇可レ尋、註に燈心に用ゆる事あり、〇名物六帖、器財篇五の卅六右、〔通鑑隨紀云、竇榮者、亦藉以ニ龍鬚席一、本書可レ檢、〇因話錄卷五の十二右云、〔下輩不レ通ニ義理一者、使ニ之寫ニ文字一、其謬、悉同ニ一本一、若官字多作ニ官、榮字多作ニ榮、或多誤者、葵、髭、鬚、髮、美成云、此文所々有ニ分註一、今省レ之、〕）

五四花園帝の宸翰　淺草に伊勢屋五郎兵衛（號に足水、）といふ家に、宸翰二三枚あり、御花押もなくてありしが、その內二枚は極めもありて定かなれど、一枚は御願文にて、何とも定め難くありしを、人々考へなづみ居たる由、さて或時立原翠軒翁の、塙檢校の名高き事を聞及ばれ、面會ありたき由屋代輪池翁に謀られしかば、その後屋代翁宅へ兩人を招かれ近づきせし折、色色の序に、かの定かならぬ宸翰の噂出たるに、塙檢校云、そはいかなる御文體にやといへるに、幸ひ屋代翁に摹本ありしかば、軈てよみ聞せたるに、その御願文に、廷禁之闕、宸居無レ動、姑射之山、萬壽不レ騫と云文ある所に至て、塙氏はたと手を打て含笑し、分りしといへり、よつて立原氏の其由を問れしに、花園院宸翰なる由いへり、其由は花園院の時、伏見花園二帝仙洞にておはしましたり、故に花園帝已に仙洞にましませど、伏見帝を姑射といひ、當今を廷禁無動と祝し給へる也、之にて初めて分明なりしといへり、それより立原翁、塙を水府へ吹擧ありしとなり、屋代輪池談、（〔頭書、丙戌〈◎文政九年〉正月廿三日、片山氏へ行て宸翰を拜見せり、その文別に上木にあり、こゝひて自ら手揚せり、今の片山氏は、足水よりは三代になれりと云、〕）

五五十二屬詩　文體明辨附錄卷二、雜歌詩、十二屬詩、陳沈烱、「鼠迹生ニ塵案一、牛羊暮下來、虎嘯生ニ空谷一、兎月向レ窻聞、龍隰遠ニ青翠一、蛇柳共徘徊、馬蘭方レ遠摘、羊負始レ春栽、猴栗羞ニ芳果一、雞砧引ニ清杯一、狗其懷ニ物外一、豬蠡窃悠哉」、按ずるに、紫の一本（下の廿六ォ、）に、深草の元政が十二支を句の上にすへて、赤坂圓通寺の鐘銘をかけるを載たり、沈烱が詩に本づけるなるべし、

五六白石自書の印記　一日輪池翁にて、白石先生の元人來寇考自筆の摹本を見たりしに、その卷末に、源君美と題して、（白石自書印）如レ此印ををしたり、唐土人などにも斯る例ありや、いと珍しく覺えし、

五七福惠全書曰はく　福惠全書（卷の一二ゥ、笠仕部謁選、）「官中還レ債、莫レ若ニ任前省一錢、時稱爲ニ格論一」

五八康熙帝の對聯　觀蘇百譚（二の卅一ゥ、）「康熙の時、殿

上の對聯として傳へ侍しかば、

日月燈ニ江海油、風雷鼓板、天地人一大戲場、堯舜且湯武、未レ操ニ莽丑淨、古今來許多脚色、

江山主人

かやうに有しとかや、且未丑淨脚色は戲場の役者の事なり、雜字の類の書に詳なり、康熙は達觀ある帝と申べし、〔頭書、此一聯、飛虹傳序といへる物に出たりと靜廬いへり、○近來の書には、逸話撈海一部にもみえたり、○葛原詩話にも見えたり、○再按、近く舶來の書といへども、唐本中更に所見なし、然れども清朝探事に載るを思へば、清の康熙帝の作なるは疑ふべからず〕

五九筝の絲の名　筝の絲の名目、體源抄、八の上、筝部、「仁智禮義信文武翡闌商斗爲巾、

六〇協律琴　田澤氏（◎文政九年九月廿九日）來話云、予この頃協律琴といへる物を造りて、律を知るの捷徑たらしむ、そはもと蝦夷琴の製に倣ひて、丈を短かくし幅を廣して、律に叶はしむといへり、美成かつて律に疎ければ、委しき記文も見せられたれども、猶未だえわきまへず、その時に又いへるは、史の律書に、律娶レ妻而呂生レ子（二上り三下り）といへる事いと面白し、五音の中、父は宮、母は徵（本てうし）、子は商なり、宮（律）と徵（呂）と合せて商（子）を生す、角羽はたとへば妾僕の二人の如し、父母子を助くるもの也といへり、

六一妻の事を妻子といへり　源氏雨夜の品定めに、なつかしき妻子〔頭書、玉の小櫛に云、「さいし、妻子にて、此はただ妻の事ないへり、古今集「世の中ないとふ山べの草木とや云々とよめるも、卯の花は木なるを草木といひたると同じ類なり、○だみ詞に、さいしを詞といへるはわろし」〕と賴まんといへるは、妻のことにて、子の義は更になし、こは初の方にもいへりし帶說にて、その據は、杜詩の無家別に、「結髮爲ニ妻子一、席不レ煖ニ君牀一」これも妻の事をのみいへる也、同上、〔頭書、楊菴外集の廿四の十五左、○閑田耕筆一の十一ウ、○無寃錄下五オ、註云、「利害猶レ言レ有レ害也、」○左傳宣公十二年云、賜ニ諸侯一使ニ臣妾一之亦唯命也、これも臣妾と二つの事にてはなし、臣下と云ほどの事なり〕

六二茂呂源藏の詩　寶永年間江戸の人にて、茂呂源藏（時年十三と云、）といへる童子の詩に、獨座淡頭石、淡流清且碧、西風昨夜來、落葉深三尺、詩調甚老成なり、然れども此茂呂氏の事、外にしるものなしと岡本花亭翁いへり、（松田迂仙話、〔頭書、茂呂源藏の詩集一卷あり、釣鼇文字と云へりと石田醒齋いへり〕）

六三岡本花亭　花亭先生の詩名都下に雷鳴せり、（〔頭書、俗稱岡本忠次郎、○明の陳繼儒の號華亭と云、〕）その花亭と自ら名づくる由は、書齋の前に花を多く植られし時、丙寅三月の大火前と云、住はてぬうきよのかりの宿ながら花のあるじとしばしならなん

又醒齋と號せり、これは四十になりし頃に、

思ひでのなにをもなさで憂の世にね覺むるほどの年もへにけり

又一枝栖とも號せり、これも又歌によりて也、

庭すゝめやどる小ささの一枝もわれにことたる栖なりけり

花亭君は、松平冠山公と同年同月同日（明和四年十月三日四ツ時）の生れにて、今茲六十歲なり、或時（十月十二日（◎文政九年））花亭君を訪ひ申せしに、この三日に冠山公より、誕辰の賀詩を賜はりしとて見せらる、

花亭岡本君誕辰、與レ余同月日、君嚮有ニ如意輕體吟一、余唱ニ和之一、今月生日又賦ニ此却寄一、

一寒一暑六十年　君自同庚舊自憐
膚腠不レ撓霜雪裏　早梅晚菊共依然

冠山松平常

岡本君の和詩あり、

可レ陪ニ算宴一宴ニ紫荆一　同レ壽同レ辰甚有レ榮
方欲レ賀レ公先賜レ賀　一般慶辭兩般情
年庚生日雖ニ相一一　身分才情敻不レ同
壽什遲吟猶未レ獻　占レ先一着又輸レ公

六四北條條四郎の歌　福山の藩士北條條四郎の未だ皆川淇園塾中に居られし時に、

さびしさもわするゝばかりうれしきはうめ咲宿の冬の山里

その頃堂上方にも稱譽ありしと也、

六五菅太冲　福山の之も藩士にて、菅太冲といへる人の、詩を苦吟するに方りては、煙管の吸口をくひしがるといへり、年毎に二三本に及ぶと也、菅氏號ニ茶山一、丁亥八月卒、

六六長安の四竹　長安の四竹とて、文人にて四人の竹かきあり、祇南海、柳里恭、宮奇、（號ニ筠園一）淺井圖南といへり、（畸人傳にも此こ）

六七各留半座の文　吉野如意輪寺の過去帳に、西行のかける各留半座乘ニ花臺一、待レ我閻浮同行人、といへる句は、唐の法照國師の五會法事讚の文なりとぞ、

六八烈女和歌集　烈女和歌集と云三冊ある書を見たるに、奥に「延享元甲子、晩夏日、將曹光淳、八十歲書レ之」とありて、自ら抄書して孫女に授る由見えたり、此人は世に伴將曹とて高名なり、「おこたらず行かば千里の外も見ん」と云牛の讃も、この人の歌也、

六九なぞ〳〵の和歌　拾遺集雜上に、なぞ〳〵物がたりしける所にて、好忠、

わがこゝは久もいはしろのむすび松千とせをふともたれかとくべき

七〇ゑらぶうなぎ　今世琉球より渡れる三絃の蛇皮もてはれるは、蛇にはあらで、エラブウナギと云ものの皮なり、〔頭書、エラブ島、中山世譜の圖にあり〕此うなぎを得る事、琉球の人もよくする事なし、まづ薩州にて城主の、殊の外このうなぎを食用賢の補劑なり、故に殊更に取寄るなり、せらるゝとぞ、領中日向の國には楠いと多し、その大木を切くりぬき舟とし、琉球へ賣渡すなり、斯る舟もとより琉球にて用ゆる物ならず、よつて琉球の南八十里計にあるイトマン島といふ國人へ賣渡す、かのイトマンは極熱の國にて、男女裸體なる由、その國人此舟に乘りてエラブ島といふへ行て、此うなぎをとるなり、エラブ島は薩摩の領なり、薩摩と琉球との間にて、日のエラブ、中のエラブ、此島薩摩の領として一つならず、中のエラブにてとるといへり、分にて、琉球よりも近けれども、とる事能はず、その島人と雖も亦然り、その由は、此島の岩窟の所へ海より上る事あり、されど島人も其所に下るべき道更になしといへり、かの島の岸へ冬になると上り、木葉を身に纏ひ臥をれりと、其うなぎの貌、小なるは二三尺、大なるは一丈餘にも至るとぞ、その島へ楠の獨木舟にて、二三人各裸にて腰に小刀一本を挾み行て、舟をばあたりへ乘り放ちて海へ入り、かのうなぎを抱き、小刀にて指通し〳〵して、長さ二三尺程づつに切りて、舟に積かへると云、このうなぎ、漢名慈鰻といふと佐藤中陵話なり、

七一硯を左に置く事　清茶談話云、予常に硯を机の左に置けり、事の便の爲なり、一日仇英の畫帖を觀るに、硯を左に置たる圖三四見えたり、因て谷文晁に問ひしに、古圖に間々ありといへり、後に梧堂石川君に申し〻かば、祕傳花鏡、花園款設、堂室坐几、古人置レ硯俱在レ左、以其墨光不閃レ眼、且於燈下更宜〕とあるを示さる、清茶談話は、太田全齋翁隨筆なり、〔頭書、古畫小野道風の像に硯筥を左に置けり、閑田次筆二の四十九さに見えたり、〇花鏡卷二の廿七さ、花園款設の部、堂室坐几の條にあり〕

七二野寺のかね　武州新座郡にて、一所に芋づるの生いでて、ぬかごの常よりも大きなるがいきたれば、されば所の者彼つるの樣子にては、自然生の芋も又大きなるべしとて、掘りて見たれど、いと小き芋より生いでたる也、年毎に生いづる事かはらず、よりて深くほりて見んとて、傍りの者より集ひてほりたるに、鐘の龍頭に掘あてたり、いとふしぎに思ひて、その鐘をほりいでたるに、古鐘を得たり、其鐘の銘には野寺とあり、これは回國雜記三十九さにいへる野寺の鐘といへるは、卽ほりいでたる鐘なる由、〔頭書、相馬日記にも此事あり〕その所にては、土俗いも鐘と稱するとぞ、輪池叢話、

七三きりかけ垣、　源氏物語夕貌、三オ、「きりかけだつ物に、いと青やかなるかづらの、心地よげにはひかゝれるに、白き花ぞ己ひとりゑみのまゆひらけたる」、湖月に、板をつらねて垣子にしたる物也とあり、「竪の木にきざみつけて、板をよこにならべかけてかきとするならん、だつはめくなり」、或人の書也、大和物語に、「きりかけせさせて、

まがきするひだのたくみのたつき音のあなかしがましなぞや世の中

この一條は湖月に引て、垣といふにあるべからずといへり、

宇治拾遺物語六、「そのおはしまし、傍らにきりかけの侍りしをへだてゝ」云々、

七四なりはひ（業）　源氏夕貌、十八「となりの家々、あやしきしづのをの聲々、めさまして、あはれいとさむしや、ことしこそはなりはひにもたのむ所すくなく」、田はたけのつくり物のこと也、

湖月、「毛詩生民之篇、誕后稷、稿、所刀切、說文、穀可收曰稿、又遊仙窟云、家業倫滑、河、民業、孟、稔農、順和名、東作稼稿、同、農桑、日本紀、田宅、同」、書入に、日本紀田家をなりところ、萬葉に業云々と書て、ナリヲシマサネとあるは、農業をせよといふ事なり、

七五河原院の怪出し事　「そのわたりちかきなにがし院におはしまし、源氏夕貌廿二オ、怪異の事の條、名を略せり、必しも河原院とさゝぬが却てよし、内には六條院めきてといへり、かの院にばけ物の出し事、今昔物語にみゆ、

七六扇子を餞する事　餞別に扇を贈ることあり、源氏夕貌、五十二オ、「女房のくだらんにとて、旅の餞なりたむけ心ことにせさせ給ふ、またうち〳〵にもわざとしたまひて、こまやかにおかしきさまなるくし、櫛あふぎ、扇物ぶくして、ぬさなどわざとがましくて」云々、湖月云、「師、櫛はもののとゞこほりを筋をやる物なり、扇はあふと云心なり、いづれも祝したる心なり、細阿、隆家つくしへ下向のとき、餞に中宮より扇をつかはす、

涼しさはいきの松原まさるともそふる扇の風なわすれそ

七七かく云人誰とかける文　源氏若紫、六ウ、「もし我におくれてそのこゝろざしとげず、この思ひをきつるすぐせたがはゞ、うみにいりねとつねにゆひごつ宿世言遺

んしをきて侍るなど聞ゆれば、源君もをかしとき丶給ふ、人々かいりうわうの后になるべき、いつきむすめなう心だかさくるしやとてわらふ、かくいふは播磨藏のかみのこのくら人より、ことしかうぶりえたるなりけり」、今平がな序などに、かく云人誰とかけること、一わたりは此文によりて面白けれど、序かく毎に然いはんは、うるさきわざぞかし、

七八過（よぎる）　源氏若紫、十一「よぎりおはしましけるよし」云々、源のわたりおはしける由を云なり、湖月に、「よぎるとは過の字なり、河海云、過、すぎおはしましけるなり云々如何、過は渡なり、渡りきたる心なり、凡過の字は兩音なり、平、去、然れどもよぎる時は平聲なり」、或人の書入に、「萬葉によき道に曲道とかけるをもてみるに、道をすぐにゆかで、めぐりよきたるより轉じて、爰はものの次でに立より給ひしをいふ也」、

七九本朝神仙傳（河海抄引）、　河海抄（源氏若紫の、聖德太子のくだりよりと云へる條）に、本朝神仙傳を引て、「欽明天皇御宇、聖德太子六歳、冬十月自二百濟國一、經論、律師、禪師、比丘尼以下を始て、種々の寶を奉る」云々、美成云、本朝神仙傳、今世傳はれるものにや、續類從に收たり、全書にや殘缺にや、

八〇海鶴傳レ書　唐詩金粉云、「文茂遊二長安一、久不レ歸、妻晁采蓍二一鶴一名二素々一、一日雨中、忽憶二其夫一、謂レ鶴曰、昔王母青鸞、紹蘭紫燕、皆能寄レ書遠達、汝獨不レ能乎、鶴延レ頸向レ采、若レ受レ命狀、采即援レ筆、直書二一絶一、繫二于鶴足一、竟致二其夫一」（頭書、內觀日疏云、「晁采布」鶴、名二素々一、題レ詩繫レ足、以答二其夫一、格致鏡原卷七十七の十九ウ、「鳥類」鶴」內觀日疏收二于說郛局摹冊一、）傳書鶴、張籍詩、更招二遼陽書鶴一、爲問二玄洲種玉人一、韵府、「虞綸詩（三體詩中の八ウ）渡レ海傳レ書怪鶴遲、又孫綽詩、惟教レ鶴探レ丹丘信、劉長卿詩、鶴書猶二王詔一、是ほ北山移文、鶴書赴レ瀧の義にて、詔書に用る鶴頭書の事、

八一櫻井氏の連歌　寛永年間、立花侯下屋敷へ三代將軍樣御成なされ候時、御連歌ありしに、將軍家の御發句に、「あらしのうへをこす浪の音」とありけるに、連歌師の宗匠なども其座に在合けれども、難句とて附かねけるに、その噂のきこえければ、櫻井藤兵衞號を素丹といふ、といふ人、いと安き事をと呟きけるがきこえて、將軍家の御まへにめして、脇句附よと仰られけるに、「枝ながら松をいかだにくみなして」と申ければ、殊に賞譽ありて、侯よりも祿賜はりけると也、その節將軍家より御持扇被レ下候を、今に秘藏せりとぞ、今は二百石にて櫻井加賀之助といへるとぞ、今の立花侯の上屋敷はもと下屋敷にて、寛永十二年十二月二日拜領ありし也、其頃の上屋敷は元誓願寺前（今市橋家の屋敷邊なり、）にてありし、その時の下屋敷へ被レ成候なり、明暦大火後下屋敷を上やしきとせし也、將軍家の御成なされし茶屋を江西軒と云、記文は天海僧正被レ撰しといひ傳ふ、

八二斷腸の故事　詩人斷腸の字を用ゆ、搜神後記曰、「臨川有レ人、入レ山得二猿子一、歸、猿母從至二其家一、此人縛二猿子於庭樹一、猿母見而搏レ頰、向レ人欲二哀乞一、此人竟殺レ之、猿母悲喚、自擲投而死、此人破レ腹視レ之、皆斷裂」（唐詩選箋註、三十一オ引、）この　これ斷腸の故事の出る所なり、然るに鶴の故事とするものあり、廣弘明云、（頭書、廣弘明は、義楚六帖卷廿三の四十二ウ引、）「廬山遠法師、未二出家一時、善射レ弩、因射二得一鶴雛一、復欲レ射レ母、不レ起、見已死矣、意爲二其雛一破レ腹、果見二肝腸寸斷一、遠因レ是發二菩提心一出家」、（頭書、遠法師が故事、世說にも見えたり、）これ又斷腸の一故事とすべし、唐詩選餘言、上の「劉廷琦公子行」、可レ憐桃李斷レ腸花、言三月八ウ之時、人見二桃李爛漫一、春心搖蕩、感レ物傷レ情、腸爲レ之斷也、猶レ唐明皇以二千葉桃一爲二消恨花一、任昉以二萱草花一爲二療愁花一之類、又李白詩、天津三月時、千門桃與レ李、朝爲二斷腸花一、暮逐二東流水一、亦同」、これ又同字異意なるもの、因てこゝに附記す、

八三忠義理平傳　東里先生文集三十八ウ云、「理平、享保九年夏五月、賜二都人理平地一于城東一、以旌二其忠一、初理平食二于東家一、元祿間其主死、主母良君年五十餘、理平哀二其無告一也、欲二鬻以養レ之、會都下火、其家與レ財無二子遺一矣、理平不レ得レ已、乃託レ良君於其疏屬之在二下總一者一、而己爲二人奴一、以二其給一遺二良君一、良君喜二其志一、視レ之如レ子、不レ樂二遠在一下總一而還、於是理平結二廬官倉傍一、以事二良君一、不二復遠行一、爲二官倉傭一、以供二衣食一、無レ事未二嘗離二良君側一、奉養備至、蓋使下良君自忘二其窮一、優游卒上歳者、二十有六年于今矣、官倉吏聞而賢レ之、尋具二其事一、以白二于朝一、故有二是命一、孺子曰、吾聞レ之、性相近也、其相遠者、學之弊也、蓋古之學、將以レ成レ德、自行出焉、故學殖也、不レ學將レ落、今則不レ然、爲レ人而已、何德之能成、詩不レ云乎、燕婉之求二得此戚一、絶不レ若二性之一、吾於二理平一、以二其不レ學一爲二善學一矣、

八四松田迂仙抄錄六則　「今人多誤以二鮑照一爲レ昭、

李商隱有レ詩、云、濃烹鮑照葵、又金陵有レ人、得ニ地中石刻一、作ニ鮑照字一、」宋景文公「筆記」、「愚不レ可レ詐者民也、賤不レ可レ勝者衆也、撫レ之爲ニ吾之力一、毒レ之爲ニ吾之賊一、」同上、「讀書有ニ義未レ通而輒改レ字者、最學者大病也、老杜同谷詩、有ニ黃精一、無ニ苗山雪盛一、後人所レ改也、其舊乃黃獨也、讀者不レ知ニ其義一、因改爲レ精、其實黃獨、自一物也、本處謂ニ之土芋一、其根唯一顆而色黃、故名ニ黃獨一、耳、饑土人掘食、以充レ糧、故老杜云耳」明道「雜志」、「姑蘇城外寒山寺、夜半鐘聲到ニ客船一、此唐張繼題ニ城西楓橋寺一詩也、歐陽文忠公嘗病、其夜半非ニ打レ鐘時一、蓋公未ニ嘗至ニ吳中一、含六中山寺、實以ニ夜半一打レ鐘、繼詩三十餘篇、余家有レ之、往々多ニ佳句一」石林「詩話」、「舊傳有ニ太子一、因レ旱祈ニ雨于龍潭一、得ニ小雨一而未ニ甚應一、作レ詩云、祈レ雨精神尙未レ通、浮雲開闔有ニ無中一、龍潭恐レ我羞歸去、略灑ニ此□□表一、不レ空、因寫レ詩投ニ潭中一、繼卽大雨隨足」、庚溪「詩話」、宋西郊野「公曰、讀書自逼、經義自見」、欒城先生遺言、宋眉山蘇「氏」、

右六則、友人松田迂仙抄錄中に得たり、

八五 鐵砲銘　　松田迂仙撰

驚電汎雷、隨レ手迸激、金石粉碎、所レ向無レ敵、弓弩推レ銃、劒槊讓レ功、神哉器也、宜レ守宜レ攻、

八六 三喜翁傳　　道三家譜「頭書、家譜は、長州之ニ云、」老師導道先生者、生ニ寛正六年四月八日寅刻武州越生一、及レ有ニ學文之志一、進ニ貢船一而至ニ明朝一、慕レ學ニ李東垣朱丹淡之正業一、經歷十有二年而歸朝、而後字作ニ範翁一、自號ニ支山人一也、天文六年二月十九日、行年七十三歲而逝去、享祿四年十一月十五日、初遇ニ於導道老師一、而稽首尊禮、而卽學ニ素問及徵義之論一、明ニ於古來之諸論諸方之可否一、傳ニ受於用藥百有二十種之功能一、畢、天文五年二月廿六日、自ニ老師範翁一、的ニ傳於當流醫道之奧義一、卽是唯授ニ一人一之大道也」、古今人物史卷五、醫林傳、道三傳、「曲直瀨道三、字一溪云々、二十五歲始見ニ醫善道一、而受ニ讀素問一也、善道諱三喜、號ニ範翁一、又稱ニ支山人一、入ニ大明一、留學十有二年、傳ニ李朱之學一而歸者也」、

霖宵茗談云、「何の頃にや、下總の國古河に三喜と云良醫有て、世に名高く天下に沙汰したる名醫なり、其頃又京都に道三と云良醫あり、若き時分關東ゑ下りて、醫學修行の爲に、古河の三喜方へ來りて弟子となりて、醫學を勤られけるが、三喜は天性極て腹惡しき人なりし故、或時道三何やらん氣に反く事ありて、散散に呵り、剩へ其家を追出しけり」、

此外三喜が傳、本朝醫考、許我志等に見えたり、「頭書、皇華記三留草の部、引ニ本朝醫考、雁州府志、芝屋隨筆」、近くは奈須氏の本朝醫談一ヲ、に委しくあり、又下總の古河城下向寺に三喜が木像あり、今玆秋奈須氏の摹寫せられしを乞得て傳寫せり、

八七 明畫風車の圖　　十月十七日、◎文政九年、本庄回向院裏手御同朋濱名友永方へ至り、書畫の展觀せり、立原杏所、高橋、歸耕など同道なり、その見る所の書畫幅、大約五十餘品なり、その中明の呂文榮が小兒放鳥の圖着色、絹本、に、一人の小兒風車を手にもてり、その圖左の如し、

數々仰目せし内に、殊に目を驚かす計覺えしは、明の黃道周の大幅なり、その詩、「駿馬牽來御ニ柳中一、□□欲レ向ニ渭水東一、紅蹄霜踏春城雪、花領驕嘶上苑風、黃道周」とあり、この人の書、人帖にも入りて、殊に義烈の聞えある人なり、佐伯侯に黃道周集といへる墨帖三本あり、道周の書のみ摹刻、見事のもの也、

八八 藤四郎燒　　古今名物類聚「陶齋尙古老人誌」、凡例云、「凡名物と稱するは、慈照公茶道翫器にすかせ給ひ、東山の別業に茶會をまうけ、古今の名畫妙墨珍器寶壺の類を聚め給ひ、猶當時の數奇者能阿彌、相阿彌に仰せありて、彼此に求めさせ給ふ、次で信長、秀吉の二公も亦此道に好せ給ひ、利休、宗及等に仰せて、名を命じ價をも定めしめらる、後世是等の器を稱して名物と云、其後に小堀遠州公古器を愛し給ひ、藤四郎以下、後窰、國燒等のうちにも、古瀨戸唐物にも勝れる出來あれども、世に用ひられざるを惜み給ひ、それが中にも優れたるを選み、それ〳〵に名を銘せられたるより、世にもてはやす事とはなれり、今是を中興名物と稱す夫よりして後古代の名物をば、大名物と唱るなり、一、大名物は多く公けの御物となり、又はやごとなき方の納殿にこめられたれば、輒く世の人の見る事を得べき物にあらず、さるによりて姑くおきぬ、然ども初めその器の諸家にありたる時の傳記、公へ奉りたる事跡幷に圖說等は、求め得るにまかせて次編に出すべし、大名物を後にして中興名物を先とするは、今世に用ゆる所を專らとすれば也、

一、小壺を燒ことは、元祖藤四郎をもつて鼻祖とす、

藤四郎本名加藤四郎左衞門といふ、藤四郎上下を省きて呼びたるなるべし、後堀河帝貞應二年、永平寺の開山道元禪師に隨て入唐し、唐土に在る事五年、陶器の法を傳得て、安貞元年八月歸朝す、唐土の土と藥とを攜歸りて、初て尾州瓶子窰にて燒たるを、唐物と稱す、倭土和藥にてやきたるを古瀨戸といふ、古瀨戸は總名なり、大形に出來たるを大瀨戸と云なり、此手小瀨戸に異なり、小瀨戸といふは小形に出來たるを云、此手大瀨戸に異なり、入唐以前やきたるを口兀（くちこつぺ）、厚手（あつで）、掘出し手と云、大名物は古瀨戸唐物なり、誠に唐土より渡りたる物をば漢と云、是は重寶せぬ物なり、唐物と混ずべからず、掘出し手と云は、出來惡敷とて一窰土中に埋みたりしを、後に掘出したりと也、一說には、遠州公時代に掘出したるともいふ、總て入唐以前の作は、出來田夫にて下作に見ゆる也、古瀨戸煎餅手といふあり、これは何れの窰よりもいづる、窰の中にて火氣强くあたり、上藥うせ、地土ふくれ出來たる物なり、後唐の土少くなりたるによりて、和の土を合せてやきたるを春慶といふ、春慶は藤四郎が法名なり、二代目の藤四郎作を眞中古物といふ、藤四郎作と唱ふるは二代目をさす也、元祖を古瀨戸と稱し、二代目を藤四郎と稱するは、同名二人つゞきたる故、混せざる爲に唱分たる也、藤四郎春慶も二代めなり、三代目藤四郎是を中古物と云、破風窰の作者なり、黃藥といふも破風窰より出たるもの也、正信春慶といふ者あり、正信は何人なる事を詳にせず、又後時代春慶と稱するは、堺春慶、吉野春慶なり、後窰と稱するは、坊主手、宗伯、正意、山道、茶臼屋、源十郎姉、利休、鳴見織部、捻貫、八つ橋、伊勢手、萬右衞門等なり、又遠州公時代に新兵衞、江存、茂右衞門、吉兵衞等あり、その外國燒と唱るものは、薩摩、高取、肥後、丹波、膳所、唐津、備前、伊賀、信樂、御室なり、祖母懷は美濃の國燒なり、大窰物といふは瀨戸なれども、至て後の物にて、漸百年餘になるものなり、右後窰以下國燒にも遠州名物數多し、其手筋の鑒定は、各その處々に大略をあぐ、

八九 酒轉童子畫卷　酒轉童子畫卷物三卷、上卷詞書近衞太閤尙通公、中卷同定住寺公助大僧正、下卷青蓮院尊鎭法親王、畫古法眼元信、外題尊純法親王、奥書三條西實隆公、（同書に見えたり、）

九〇 進止　國史、「承和三年、天皇御二紫宸殿一、賜二餞入唐使一云々、大使常嗣欲レ上レ壽、先候二進止一」、この進止と云は、上の御さしづと云が如し、委しくは乘燭譚卷五十一にあり、（日明帝紀二、他仁書入るべし、）

九一 斯文　乘燭譚五の十九、云、「東人詩話の內に、韓斯文と云人あり、斯文と云は、秀才、茂才などと云が如く、學者をよぶ稱なり」、

九二 謹空　頃日、十一月朔日、（◎文政九年）骨董店に於て石摺數紙を得たり、其中一紙吾邦の古尺牘あり、題云、「吾東方古人墨蹟、往々得二晉唐筆一、如二此一割一亦髣髴于唐一、且書語之雅馴可レ見、時風尙文、第其時與レ人不レ可レ考、然要レ不レ下二六百年一、今則木世肅珍之耳、己丑人日、白洲岡元鳳題」とあり、其書行書といへども讀むべからず、然れどもいと珍しき物と思ひしに、その夜ゆくりなく好古小錄を閲するに、この尺牘を載たり、（是より下は切なり、）

先使稻繼歸洛之後不承音問□
墳甚深伏惟□□清宜何□永□
應察彼請□料等難盡□□□□
不諧之責定在下吏悚息□□□
莫不九廻伏乞寬之諸在貢□□

使至事不更委陳不宜謹　言

十二月五日少掾多□永拜□

菅相公秀主卿前

春秋省試末レ知二何人
及第一、如有二便風一、乞
垂二告示一、

謹空

好古小錄によりて漸その字を知れり、好古小錄云、「古書の存ずるもの、多くは詔勅符牒及券文の類にして、書牘は至て稀也、此一紙、其體古風を觀るに足る者なり、實に珍重すべし、文中の先使は、古昔に所レ謂さいづかひなり」（先使は國司拜任の後、其國に下向せざる前に、其國の在廳の官人等に三箇條の事を仰せ下す使なり、國司の下向より、先につかはす、故に先使といふ、）「平家物語に、「御車副の古老の者に淀の住人因幡の先使國久丸、云々」大記に、「寬治五年八月八日、淡州被レ申二慶賀一、淡路先使雜色是負、先日差遣、余拜二任兩州一之時、毎度遣二件男人一」車記、久壽三年三月十三日伊豫先使發遣の事あり、「先使守時着二白襖平一（平識、有二文筥持一、從類又濟々焉、）入二中門一、立二前庭一、今日於レ淀乘船、明日於二河尻一乘二大船一、可二進發一」（其文長略レ之、）按るに、先使の事は小錄にいへど、末の謹空の字の事更にさたなし、

これも古代の法なり、秉燭譚五の九に、傳敎より弘法への返書に、高野範闍梨、わきに謹空と云字あり、〔頭書、謹空の字水戸版傳敎大師の書にも見えたり〕 此の本書東寺にあり云々、〔頭書、謹空徐公祐の書にあり〕當時謹空の義を不レ諳、文公家禮の中にもあり、其後密之通雅を見るに、詳に之をあらはせり、謹空又敬空とも云云々、後世書簡に左冲、左素など書と同き事にて、奥を明くるを敬とすといへり、

海錄卷之十五

一七官青磁　今古磁器に、七官青磁といふ青磁あり、これは陶說に所レ謂、宋修内司官窯といへる物の由輪池、翁談なり、

陶說卷二十ォ、云、「宋南渡有二邵成章提舉一、號二邵局一、襲二舊京遺製一、置二窯於修内司一、造二青器一、曰二内窯一、亦曰レ窯」〔以下留青日札、格古要論、博物要覽、稗史類編等を引證せり、今こゝに略す、〕

二太鼓に十五石附る事　江州坂本に、天台宗にて盛安寺と云あり、昔明智光秀壺坂に陣取し時、此寺にて時の太鼓をあらぬ時に打ければ、それを眞の時ぞと思ひて、敵の計略や齟齬しけん、光秀ゆくりなく勝利を得たり、依て十五石の地を寄附す、今にその太鼓に十五石附ること舊の如しとぞ、

三川八　惺窩先生曰、「學レ詩者、欲レ作 古詩一則可レ讀二選詩風雅翼一、欲レ作二川八一則可レ讀二瀛奎律髓一、欲レ作二絶句一則可レ讀二聯珠詩格一」云々、〔鷲峯文集卷百十五の十九ォ、〕茲にいへる川八は律詩のことなるべし、予未だその由る所をしらず、

四楠正成評　「本朝多二良將一、然備二智仁勇一全二忠義一者、楠正成一人而已、雖レ在二中華一、亦不レ恥焉」〔鷲峯文集百十五の廿ォ、〕

五詩仙堂六物　詩仙堂六物圖、今版行して世に流布す、鷲峯文集百十六十二に演二謠一、演後三謠の二篇あり、是則六物圖の歌なり、

六西遊記　小說に西遊記といふあり、通俗にもあり、この玄奘三藏の事をもとにて、心猿意馬を作り設けたる一種の話說なり、おのれ常に思へらく、小說稗史の一條の空話と雖も、必來處あるもの也、頃日慈恩傳をふと閲するに、卷九廿一「唯於二四禪九定一未レ暇二安心一、今願託二慮禪門一、澄二心定水一、制二情猨之逸躁一、繫二意馬之奔馳一」〔傍書、此文は九の廿一の右一行の初の、玄おもふに、この一條の文によりて想ひ儲けたる小說にはあらざるかと思はるゝ也、そは當れりやあらずや、此文を按ふに、心經に孫行者を心猿に比し、作意せしものにやと思はるゝ也、

繩門崇行錄四十四ォ、云、「唐玄奘法師、立譬取レ經、過二流沙一、多二虎豹不レ能レ進、一老僧教二心經一、得下虎豹藏レ形、魔鬼遯迹上」慈恩傳は略稱にて、大慈恩寺三藏法師傳と云、十卷あり、唐沙門彦悰の撰なり、西遊記に云玄奘三藏の傳記なり、右の一條、顯慶二年秋九月廿日、法師請下入二少林寺一譯譯上表なり、

七厭離穢土　厭離穢土欣求淨土と云ことは、經論中にはこれなし、慧心僧都の往生要集、〔上の本の初、〕「十門、一厭離穢土、二欣求淨土、三極樂證據、四正修念佛、五助念方法、六別時念佛、七念佛利益、八念佛證據、九往生諸業、十問答料簡」、この文出所なり、

八〔放翁詩西行歌〕**同趣**　十一月十二日、〔◎文政九年、〕**上野是心院**〔御本坊妙義長屋、〕にて、官醫武田道安主に邂逅せし時の話に、西行法師と陸放翁は時代同じくして、その詠ずる處も同意のものゝあり、その一は、放翁の詩に、「何方可レ化二身千億一、一樹梅前一放翁」といへると、西行法師の「まだ見ぬかたの花や尋ねん」とよめる、趣同じといふべしと也、

九地頭　**承久記**〔上の二ォ、〕曰、「古へは下司庄官と云計にて、地頭は無りしを、鎌倉右大將朝敵の平家を追討して、其の勸賞に日本國の總追捕使に補せられて、國國に守護を置き、郡郷に地頭をすへ、段別兵粮を役し取るゝ間、領家は地頭をそねみ、地頭は領家をあだとす」云々、地頭の始こゝに見えたり、

一〇司馬江漢著述目　銅版天球圖并和蘭天說、一册、同地球圖并略說、一册、同瀛海圖并和蘭通舶、二册、西遊

旅譚、この書目は通舶の末に載たり、猶この外、刻白兒天文圖解等何れも上本の書なり、

一一、狼尾筆　大明一統志卷八十九七オ朝鮮國土產云、「狼尾筆、朝鮮賦、明董越撰廿七オ爲ニ志所レ稱者狼尾之筆、一統志載三所レ產有二狼尾之筆一其管小如二滴鈴一鋒長寸餘、鋒類尖、圓詢之乃黃鼠毫、所レ製非二狼尾一也、爲二武所一レ尙者樺皮之弓、」

一二科斗文　「唐土上世の文字を科斗の文といへり、これは竹簡漆書とて、今の如く紙筆なければ、竹の簡に漆にて文字を記す也、それ故竹簡に漆にてかく時は、漆を落す所溜りて細く引ゆゑに、その字自ら科斗の形狀に似たるをもて、然いへるなり、然るに科斗はもと量の事也、史記張儀傳云、作二爲金斗一、長二其尾一、索隱云、斗音主、凡方者爲レ斗、若安二長柄一、則名爲レ科、音主尾、卽斗之柄、其形若レ刀者是也、東涯曰、古文纂曰二科斗一者、以二其似二蝦蟇兒一、取二名蝦蟇兒、曰二科斗一者、以二其頭尾有レ似二斗形一故名、人徒知二斗之爲レ斗、而不レ知二科亦斗之名、科蓋斗之長柄者、名物六帖器財箋卷二の五十オ」

一三法華八卷　妙法蓮華經今八卷に分てり、然れども唐土にては、古へより今に至るまで七卷に分つ、宋藏、明藏、清朝の印本といへどもかはる事なし、我邦のみ昔より八卷に分つは、何れの比よりせし事にや詳ならず、或は云、傳敎の法華八講行はれしに准へて八卷に分つと、されど今その的證を見るにあらざれば、こも又いかにぞや、日本靈異記を按ずるに、卷□九オ禪師將レ食、魚化作二法華經一といへる條に、鰯八隻の、法華經八卷に化したりといふ事を載たり、この靈異記は、弘仁年間藥師寺僧景戒の著す所なり、されども法王帝說に、太子の法華經疏七卷を作るといふ事見えたれば、我邦も上世は七卷なること疑べからず、按ふに、或人の傳敎に始るといふもの、やゝ信ふべきに似たれど、證を得ざるを憾とするのみ、空華日用候集、貞治六年十一月五日の條に、法華本七軸、本朝作二八卷一者、乃慈覺大師爲二八講會一分爲二八卷一而配レ之、藏本有二七卷一、乃流品也、非二今本一也、了阿云、法華八卷、我邦の制と思へるは一時の失にて、再按ずるに、唐の世の制とみえたり、そは出三藏記、梁僧祐記、「法華七卷」とありて、惠琳音義には八卷に作る、開元釋敎錄には、七卷として或は八卷と記せり、しからば後世七卷も八卷のやうに傳來せしなるべしといへり、

一四宇佐美流　宇佐美流と云兵學は、もと宇佐美駿河の傳にて、駿河の子宇佐美民部と云ひ、民部の子造酒に傳へ、造酒の門人に須田作左衞門と云人ありて、此人皆傳ふゆゑ、造酒病ひ危篤なる時、須田に孤を託したりしに、造酒歿後跡目にかまはずして、備前の池田家へ來り仕官せり、新太郎少將の時分と云、是によりて備前に宇佐美流を傳ふ、其後須田出奔せりと云、宇佐美造酒の江戸へ寓居せし中は、神德左馬之介といへり、よつて江戸などにて神德流と云もの、卽宇佐美流のことも、造酒と云へるは後のしか改名せしなり、今備前にて多く傳ふといへども、瀧川萬五郎と云人のみ一人皆傳にて、其餘の人は薀奧を窮むる者更になしとぞ、右瀧川より白井氏皆傳にて、その傳書を不レ殘傳へたり、武敎傳錄と云もの十二卷ありと云、

一五ぬれ衣　世になき名を負へるをぬれぎぬといへり、何の故に然いへるといふ事詳ならず、古今和歌集に、「かきくらしことはふらなん春雨にぬれぎぬきせて君をとゞめん、第八離別、題しらず、よみ人しらず、後撰集に、「春くれば咲てふことをぬれぎぬにきするばかりの花にぞありける、春三春下、貫之歌集になし、〔頭書、春くれば歌六帖にもおくしらつゆをぬ此等による時は、いと古くいへることと見えたり、岡本氏云、餘材抄の書入したる本に、本居氏の說聊かありて、み實、のなきといへるよし見ゆ、されば簑衣をきざれば雨に衣のぬるゝ由にて、簑に實をいひよせたるものにて、無實の名をおへるといふ意なるべし、所レ謂謎語なり、今はその原のことは誰もしらで、なき名おへる事はぬれぎぬといふものと思ひ過せし也けり、

一六周易兼義　十三經の註疏に、周易のみ兼義とあり、但し註文には正義曰とあり、この兼義のわけ古來より解なし、〔頭書、兼義のこと、委く正齋書籍考十三經の條に、校勘記を引用せり〕友人隨齋の予に、いかなる譯や人々に尋ね正し給ひねとありしかば、或日岡本氏保孝、に右の趣一問たりしかば、他日說ある由にて云はれしは、頃日ふと明焦氏の國史經籍志を閲するに、爾雅兼義と云を載たり、よりて思ふに、南宋以前はすべて單註單疏本のみ、釋文を附せるは、附釋文とこそいへり、しからば、單註に疏を加へて正義を兼ると云意にや、周易のみならばいかにともいひ難けれど、爾雅にもあるをもて思へば、然にやあらんといはれし、

一七藥師寺　文政丙戌年、九の仲秋の初下野國に遊び、河內郡の藥師寺驛に宿れり、國史に載せたる日本

三戒壇の一なり、昔鑒眞和尙、我朝へ律部を傳弘し給ひし時、聖武上皇の詔によりて、東國の沙門は此寺の戒壇にて受戒すべし、西國の沙門は筑紫の觀音寺にて受戒すべし、中國の沙門は和州の東大寺にて受戒すべしとて、三所の戒壇を定め給へり、是今の世にて本寺本山と云へる事の權輿と思はれたり、鑒眞和尙のことは、宋の僧傳、十四の二、十五の右、神僧傳扶桑略記拔萃、十二右、元享釋書、一の六左、本朝高僧傳二の二右、及び思託の東征傳に見えて、人のしる處なり、驛より三町ばかり入て前藥師堂と云へるあり、鐘樓の脇より本堂に至れば、藥師如來を安置し、左右に弘法、傳敎の二大師を置き、前に鈴杵等を置けり、住持の僧と見えしは、草鞋を着き、井の邊にて鋤を洗へり、知事僧と見えしは、羅縷の衣を着して竈下に火を燒けるさま、誠に僧の形とは見えず、僕は一二人もありて、農事をなすことと見えたり、寺僕に案內を賴みて戒壇の古跡を尋るに、組物立ちの六角なる堂ありて、中に誕生の釋迦の像を置けり、戒壇は立るに作法ありて、具に南山の行事抄等に出れども、此堂は戒壇の製法には少も似ず、唯秋草のみ芋々として茂りて、懷古の涙は堪難し、こは末法とは云ながら、如來の敎法は世に盛なれども、戒律の是の如く衰へたる事を思ふて、去るに忍ばざるの思ひあり、人皆戒壇の下に天竺の土ありとて、床の下に入て之をとる、鑑眞の傳を按ずるに、祇園精舍の土三斗　携來りて、三戒壇の下に埋む事あれば、より處なきにあらず、夫より竹樹の中を分ちて寺の後に至る、是の處を堂跡と字せり、塔跡か堂跡か、俚言分明に聞えがたし、餘の古寺の跡とは違ひ、礎石は一處も見えず、たゞ碎瓦は路傍に瀰滿せり、たま〳〵藥師寺と云字あるものありと云へり、年寺號の銘ありしを二つ得て、一つは秋田侯へ贈り、一つは寺に藏せりと云へり、四方に盛なるものは只麥稷の類のみにして、此年は別して豐作なりと見えたり、此寺を安國寺と云、卽ち古の藥師寺なる事疑ひなし、足利將軍一國に一寺を立て、安國寺と號せり、此寺も此時號を改むるものならん、天子詔ありし藥師寺を、武將の命にて改むるは如何なるものぞや、寺を出て驛に至る、右の方に館跡（たちあと）と云所ありと云、これ藥師寺次郎左衞門が屋敷なるべし、左の方龍興寺あり、今は燒失して小堂小屋なり、堂の左小き木戸の內に小岡あり、此を弓削

の道鏡のふん（墳）と云へり、上に一の古碑あり、文字存せず、甚だ古し、下の傍に鑑眞の塔あり、その石亦道鏡の碑に似たり、爾れども正面に鑑眞大和尙、左に天平寶字の年號あり、碑は古碑にして文字沒せるものに、近世彫り加へたるものと見えたり、前に菩提樹を植たり、是亦鑑眞の菩提樹子を將來せし事僧傳に出れば、その緣なきにあらず、此地にて遷化にはあらねども、戒壇を開きし律の太祖なれば、此處に塔を建るなり、五百年前に密嚴律師藥師寺を中興して、戒律を弘め給ふこと、本朝高僧傳五十七（十二左）に見えたれば、此菩提樹此時植たるも知り難し、此寺を龍興寺と名ること、寺僧も知らず、今按ずるに、扶桑略記にて見れば、唐にて鑑眞の寺を龍興寺と云、又僧傳に、鑑眞の入滅を聞て、唐の龍興寺にて大法會を修する事あれば、此墳寺をも龍興寺と名るなり、二寺ともに藥師寺の遺跡なれども、安國寺は本坊、龍興寺は一院にて、墳寺の殘りたるなり、故に安國寺には古瓦多く、龍興寺には古瓦を存せず、これを思ふべし、藥師寺驛小亭の燈下に此事を記、駒山西敎寺主溜音、

一八書言字考抄　「祖庭事苑、古語云、筆久厭勞、書レ刀成レ刁、事歷終古、寫レ魚爲レ魯、」書言字考「蜂吹、」本朝俗語、出ニ源氏、同上十一、園、」義未レ詳、但治ニ魔事一之字也、「經摩訶衍論、同上八の十六、」「勘當、」文德實錄「本朝俗爲ニ君父一、」「嗔斥、」曰ニ勘當、今按、活法翰內曰、勘、勻會處ニ斷罪人一曰、當レ言レ使ニ罪法相當一、同上八の卅三、」「魏文帝典論文章、經國之大業、不朽之盛事、」註云、經治也、」同上九の八、「潛夫論、禮義生ニ富足一、盜竊起ニ於貧窮一、」同上九の五十、「活法郤詵、數月由行聞ニ樵歌牧笛一、」本朝文粹、山路日暮、滿レ耳者樵歌牧笛之聲、」九の五十七、

一九試味をヲニミと云事　物の味ひを試み君父に奉るをおにみと云、此事或印本に、元日の屠蘇に起る、公事根原集に、藥子とて未だ嫁せざる少女に屠蘇を飲しめ、扨天子に奉る也、小兒と書てヲニとよむ故也と、愚云、此事證とし難きか、小はをの假名、鬼は和名抄におにと有、其上小兒をおにとは、湯桶よみ成べし、予先年高貴の方に出て在し時、配膳の近習へ、今日の煮味は誰や致せしと仰有けるにて、ふと心づき思へば、煮味のことを、下より申詞故、敬して御煮味と申なるべき也、又屠蘇によらば、天上の鬼の間は御膳の具を置處（をき）なれば、藥子鬼の間に在て、夫より進むと也、然れば小兒（をに）に及ばず、鬼の字を用ひ、鬼味とも

書べきか、又一口食す事故、鬼一口より出し歟ともいへり、乍レ去御煮味の方、安らかにして理に近かるべし、（滑稽著聞集卷一の六ゥ、俳師素外作、）

二〇謠は俳諧の源氏　晉子が難談集にも出し如く、謠は俳諧の源氏なり、（同上一の十五ゥ、）

二一伊勢音頭作者　伊勢音頭昔の作者は、大體俳諧師にて、發端は時の名高き發句にて書いだせし也、（頭書、同書に云、「梅路、はじめに伊勢川崎と云處の魚商人にて、日々夫を荷ひて市中にひさぐ」云々、）「虛つきに煎じて呑せ天の川」とうたひしは、加賀の珈涼が句也、是は千代と同時代の女にて、よき句なり、伊勢古市中の地藏にては、盆中は勿論常も客あれば、傀儡等謠ひつれて踊る、今も音頭に名ある作者ありやしらず、（同書一の廿二ォ、）

二二木母　吉野拾遺に、「藤親房卿十歳の詩に、春來品物都青容、木母花開香正濃、今日太平三洞旦、家家醉賞更飛鍾、此句を御覽じて、上古の名士にも劣るまじと勅賞、誠に有がたう思ひ暮し侍りしか」（下略、）木母に因みて云、湖海新聞に梅を木母と名附とあり、又角田川梅若の塚ある寺を木母寺と號す、又云、昔は梅樒通じけるにや、嵯峨集に、雪村諱名は友梅、樒尾に至て、此山の名は我がいみ名の字也と、又樒のこと、關西にてトガ、關東にてツガと云り、（同書二の一ゥ、）

二三薩摩暦　薩摩暦を見るに、十四五六日の内に望の字を記す、是大小によりて違へばなり、（同書二の八ォ、）

二四桃青狂歌　何れのとしの暮に歟、

寄としの目にはさやかに見えねども豆の歌にぞ驚かれぬる　桃青（同書二の十一ォ、）

二五嫁が君　嫁が君、是亦齒固に出せど、異說あれば再び云、去來が湖東問答に、嫁が君といふは、除夜人家の柱にともし火を挑げて、終夜置なりと、又許六が篇突に、歳旦無季の格として出す二句、

明るよのほのかにうれしよめが君　其角
君がよにあふや狩野家の福祿壽　許六

又先年短冊にて見し句に、

もち花やかざしにさせる嫁が君　桃青

餅花冬なれば、是は去來が語の如く除夜歟、其角に許六、詞添ずば燈火にも聞ゆる也、同じ蕉門ながら兩說齟齬せり、又元祿の頃、順也が五節句と云季寄に、「嫁が君三ヶ日の間の鼠也」と見えたり、又季吟撰師走の月に、

ひめ松もはつれのけふや嫁が君　季吟

又同撰俳諧合秋の部に、

左　月の鼠よめ入するやむこの山　如真
右　むこの山鼠だけもやよめが君　則常

姫松の句、春なから歳旦とも申がたし、俳諧合は秋にて、季吟判左右持の句也、此趣にては、嫁が君を季吟は鼠とし、雜とせられし歟、桃青は其門なれば、是等の事心得有べし、歿後其徒心々の說を立て、古書をも心得ざるにや云々、（同書三の十一ウ、）

二六蜈蝮　蜈蝮、一名步屈、此蟲樹に升降して本末を離るゝ事を得ず、愚云、己若かりし時、客來つて語りしは、先年材木の用につきて處々山國に旅せしが、或山にて、所の人足立木の下枝に藥鑵を釣し、柴折くべて湯のわく內、四方山の咄などせしに、そのやくわんをいつ歟目の上まで引上たり、人皆驚き騷ぐ、中に杣人もありしが、更に動せず、是尺取蟲の樹也とて、山刀をぬきて根本より伐倒し、扨段々と切るに大根抔の如し、客その故を問に、これは此木未だ二葉の頃、尺取蟲這來りて止るに、折から雨數日降て他に行こと能はず、其木の成長するに隨ひ、木とともに育て、いつ歟皮に卷込れて、木の心と成たる也、よつて其木非情にあらず、斯の如きの怪しみをなす、老て後伐る時、血の出る抔あるは、此木の類ひならん歟といへり、是疑はしき說ながら、其客の喘す處を記し置侍し也、（同書三の十三ウ、）

二七案山子（附、鳥八、）　案山子、禪語に出、愚若かりし時、此文字を鹿驚に當ること解し難くて、或禪師に問しその答に、案山とは大山に添し小山を云、人ならば前に書案を置形也、陰に有て不用の由故、影法師の心にて、用立ぬ人を案山子と云と申されしにて思へば、藁にて作り、人の影ぼうし同前の物故、右の文字を假用ひしなるべし、又禪語に因みて云、世に虛談多きもの、千に三つならでは信なしとて、千三つとは昔より云里諺也、然るに近來、右のことを萬八と云、但是は千三つとちがひ、禪の句雙紙に孟八郎と云事あり、その註に、方語に云、不レ由二道理一作レ事と見えたりと、此語より出し歟、また自然に云あてたる歟、（同書三の十五ウ、）

◎第三卷二五ノ條ニモかゞしヲ出ヒリ、參看、

二八十里栗　八里半豆　天龍寺策彥和尙は、その頃世に聞えし大德也ければ、上杉輝虎公本國へ迎へ

られける時、手づから生栗をもてなし、此栗を十里に足てきこしめせとありければ、いかにも五里々々と二つに嚙割りてたべ申さんとの答に、主も大に興に入給ひしとぞ、愚云、江戸近在に八里半と云豆あり、味ひ栗に近きより名附しと也、その唱へに倣ひてや、江戸にてもさつまいもを燒て謂ふ行燈に、近來八里半と書(かけ)り云々、同書續篇十二丈、

右滑稽著聞集全四卷、雜藻三冊、續篇一冊なり、玉池の素外といへる俳諧師の作なり、文政八年乙酉秋上木なり、滑稽著聞集は、元來玉池雜藻と云へる也、後に表題がへなせしなりと也、

二九 楠正成夢に入に非ず　太平記に、帝の夢によりて正成を尋ね求むる由記したれど、もとより野史深く信ずるに足らず、然はあれど、水府の日本史已にその事を載給へり、いかなる事にや、正成は夙くより窃かに賴みおぼしめす由、かねて勅を蒙れる事、正しく增鏡に見えたり、しかのみならず、宗祇諸國物語一の十丈、といへる雜書にも、「爰に楠正成は、別して御夢の告によりて賴思召たりといへど、御夢のことは全く跡なき事にて、正成は數代禁廷へ仕へ奉る士也」ともあり、頃日水府の士青山氏、日本史によりて皇朝史略を撰ず、然るに此楠が事、太平記に從へるには如何にや、

三〇 尾藤二洲　二洲の靜寄餘筆上云、「余嘗言、近時文士、呼レ漢爲二中國一之非、有レ人曰、天無二二日一、民無二二王一、彼既爲レ常、則吾何得レ不レ夷、稱レ彼爲二中國一、當、余曰、所レ謂民無二二王一、非二此之謂一也、昔者金人謂二李若水一曰、事無レ可レ爲者、今日順從、明日貴矣、若水嘆曰、天無二二日一、寧有二二主一、語意本如レ是、非レ謂二天地間唯一王不レ可二復有一王也一、

二洲〻、肇、尾藤氏、著二靜寄隨筆二卷一、稱謂私言一卷等若干、尾張人、仕二大府一爲二掌教、官俸二百石一、二洲其號也、其子積高、爲二予友一、學兼二和漢一、頗有二詩文之才一也、予西隣乃尾藤氏之宅、此題言は岡本保孝ぬしの記なり、

稱謂私言曰、「戰國人謂、周王爲二共主一、當時方レ事二戰伐一、上下無レ分、故說レ士之言爲レ爾、方今升平、尊卑等差秩然不レ紊、世家有二士臣一、屬二大府一、四海一家、無二復戰爭之事一、皇室是正朔、所レ出二爵命一、所在不レ可レ與二戰國一、周王同視、稱曰二共主一、甚不レ是一、〔頭書、茂卿贈二于士茄一序に、天子の御事をさして共主とせり〕

三一 男女同體二首　搜神記曰、「蒙雙氏、男女同體、而生二二頭四足手一、又曰、漢平帝元始元年、長安有二女子一生レ兒、兩頭兩頸、面俱相向、四臂共、胸俱前向、尻

上有レ目、長二寸所、後漢靈帝紀曰、洛陽民生レ兒、兩頭兩臂一、以上、書紀通證仁德六十五年の紀に引用す、

三二 足水家藏品　正月廿三日、◎文政十年淺草北馬道なる片山氏併勢屋五郎兵衛、足水は今より三代前也、の所藏を見に行たり、その展覽の目を左に記す、

花園帝宸翰願書一卷

地藏佛感應畫贊下卷一軸巨勢光康畫、卜部兼好贊、吉漢官の願跋一卷添ことあり、その跋に云へるは、住吉氏の此上卷は、京師粟田口にあるよし見えたり、

松花堂詩歌一卷　吉田兼好古今集一卷第十三卷、

獨立禪師五禽咏一卷　烏丸光廣鄉畫贊人丸一幅

人丸木像　竹籠

古鐙一雙、紐一、二百年前、甲州八代郡姥口邑民家、堀レ地所レ獲云、

また所藏の版木數枚を示さる、

花園帝宸翰　藥師寺擦銘　祝允明書

惇信扇面　覺惠消息

右何れも手揭して歸りぬ、

三三 王春庭　王春庭の事、詳に兎園小說に載たり、且卜幽軒稿に、王春庭に代りて唐土へ贈る文一篇を載す、そのこと甚奇なり、可二併錄一、

三四 重一重二　今井似閑が和字正濫要略の書入に、源平盛衰記、少納言信西雙六の目にしゆ三しゆ四といへるは、玄宗の楊貴妃と雙六を撲給へる時、こひめにしゆ四しゆ三の出たれば五位を授く、五位は赤衣なれば、夫より朱四朱三と云る由を云へり、今按、此說智ある人の僞り多と書る類にて、法皇の思はずも信西に尋させ給へば、廣才の聞えある人なれば、さすがに不レ知とはいなび難く、造り事に云れたるなるべし、總て雙六の重りたる目の同は、皆重の字の轉語、重一(ちやうの)、音の轉語、重二(ちゆうに)、吳音、重三(じゆう)、轉語、重四(じゆうと)、重五(くとご)と通、重六(ちやうの)、轉語、是にて音の無窮なる事を知べし、本字によりて五音通じ、假名の差へる事一つもなく、音便を宗とせり、

平假字に四聲あること、和字正濫要略、三十六丈、いに付ていはゞ、色は平聲、色好は上聲、色々は去聲也、ゑに付ていはゞ、越前は平、越後は上、越中は去聲なり、

信西が雙六の目を辨ぜしことは、平治物語一の十四丈に見えたり、

朱三朱四の本據に、說郛に收むる所の楊太眞外傳に出たるなり、已に俗說辨にも外傳を引用せりと云、再按に、外傳も開天遺事などと同じ小說なれば、證とも爲し難きにや、

楊太眞外傳下、(一葉右、說郛第百十一)曰、上與妃采戲、將レ北、唯重四、轉レ敗爲レ勝、連叱之骰子、宛轉而成二重四一、遂命二高力士一賜レ紬、

風俗因而不易

三五 築比地の桃　近郊の花ある、梅に杉田、鎌田あり、櫻に小金井橋あり、桃に大房あり、予曾てこの地を悉く遊觀せり、又聞、築比地といへる處、桃花殊に多く、大都三里も桃林あるべしと也、その記一冊あり、山本庄右衛門と云へる人の、かの地に至れる時の自記なりとぞ、ついて之を閲するに、その勝思やるべし、予その芳を探らんとする事茲に年あり、未だ遊ぶに由なし、思ふに、他日かの地に至らん爲にとて、かの筆記中より彼地の圖を抄して左に

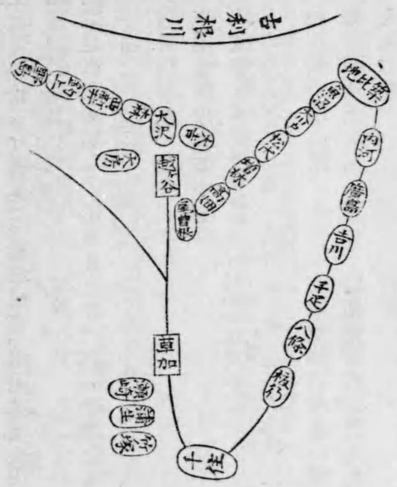

しるす、行程大都九里といへり、

三六 論語彝訓　彝訓云、「用二巧言令色一而能レ之者孝也、不二敢用二巧言令色一而能レ之者忠也、事レ親有レ隱而無レ犯、事レ君有レ犯而無レ隱、檀弓」、「按、史記主二顏濁鄒家一、主二蘧伯玉家一、主二司城貞子家一、世家、皆主字係二家字一而言也、主猶レ棲也、主者猶レ住、謂二人之所レ棲也云々、从レ人作レ住、以爲レ棲也、然古書多用二主字一故經傳無二註字一」、「遠者正訓、遠近之遠也云々、又恐二尊之一、亦曰レ遠也、舊說未二之言一、又字書未二之載一、但古辭文采而取レ徵矣、孔子曰、於二狼跋一見二周公之遠志一、所二以爲一レ聖也、孔叢子、狼跋篇者稱二周公德音不レ瑕也、遠志猶二三尊志一也、周語曰、明神不レ蠲、潔也、而通何、民有二遠志一、惠王十五年、又曰、謂君其何德レ之、布以懷二柔之一、使レ無レ有二遠志一、襄王至レ自レ鄭、韋昭註曰、遠志離畔也、國語、不レ可レ從矣、狼跋周公遠志、豈爲二離畔一乎、周語之文何字係二遠志一、連讀猶云、何使レ無レ有二遠志一乎也、韋昭不レ連二此義一矣、樊遲問レ知、孔子曰、敬二鬼神一而遠レ之、雍也二十一章、遠レ之若非レ尊レ之、則不レ成レ語也、經文追遠非二追尊一、則何謂也、皆不レ成レ語矣」、「貧而樂レ道云々、諸舊本皇疏并同刑義朱註、無二道字一、光彥曰、史記第子傳亦作二貧而樂一、太宰純曰、石經樂下有二道字一、見二明仲和卿四書備考、皇侃義疏本及我國博士家古本集解一皆同、按、史記第子傳載二此語一、范華後漢書東平憲王傳論引二此語一、亦皆作二貧而樂レ道、唯宋而下註疏本、朱熹集註本皆闕二道字一、獨孔安國註中道字猶存、亦足二以證一、太傳、可レ從レ之矣、

右最上德内の論語彝訓より抄出す、

三七 志賀隨翁附、桑華蒙求作者、　方壺老人三島景雄、稱二吉兵衛一、薙髮號二自寬一、別號方壺、いへらく、幼なき時志賀に對面したる事あり、こは享保の末の事也、隨應は總髮してさして耄もせず、木挽町に居をトして、僕一人を召使ひたり、家も至て貧しきさま也、自いふ、予幼年の時信長公の兒小姓たり、本能寺へも供奉せしが、幸にして害を免れたりと常に語りき、死せし頃は、僕もあらず、隣の人起出ざるをいぶかりて内を覗ひ、早う死してありと聞く、今思へば二百歳の壽を保ちしといへるも覺束なし、若くは世を欺く老棍のわざならんか、

桑華蒙求は、木下肥後守公定が作なり、

三八 源内墓　橋場總泉寺本堂左の方井戸の側に、平賀源内の墓あり、〔頭書、源内の墓は、實は麻布二本榎にありと云、〕源内獄中に病死せしを、本町の藥店某池永道雲と云、乞得て總泉寺に葬り友人杉田玄白私に石塔を立、

三九 熊谷蓮生寺　熊谷の蓮生寺、直實の墓あり、直實は、此處より一里脇の村岡といふ所にて死す、此寺に系圖あり、平直方の裔眞貞の子なり、眞貞少年にして熊を打殺す、これより一族の長となり、熊谷を號す、十八歳にして早世す直實父の風あり、後久下直光と境を論じて薙髮す、その事東鑑に詳なり、

四〇 ものあら貝　後撰の歌に、

蓮葉のうへはつれなしうらにてぞものあらがひは附と云なる

このものあらがひといふもの、さだかならずと云、蘭山の說に、蝸牛の如きものにて、形狀圖の如しといふ、丹洲栗本翁いへらく、此ものもと俗名計にて、漢名は聞久ず、水草のうらに付ものなり、ものあらがひ二種あり、一種は田螺の如くにして蓋なし、一種は形最小にして、蝸牛の如く角ありて、のたりありくといふ、此圖とは少したがひ、烟管の首に似たる物也と云へり、◎圖

四一 淳和斈學　太上天皇御二方おはしませば、仙洞新院と稱し奉る、御三方なれば、本院、仙洞、新院と稱し奉る、又仙洞をば公方とも稱し奉る、是は多〻當今御幼稚なれば、仙洞公事訟を聞せ給ふ故なり、將軍家を公方樣、樣の字さまと訓ずるは、そのやうにある

といふ事なり、室町家の時より定められし事にて、天子に一等を降るの號にて、甚尊き御事也、淳和院と申は源氏の子弟の學問所也、弊學院と申は藤原氏の學問所也、別當と申は此兩院の首領師範の御事にて、〔頭書、兩院別當の事、室町紀略上の七、皇朝史略十二廿六〕貴族といへども、皆子弟の禮を取て仕ふ事なれば、何事も別當の指揮に戻り違ふ事はならぬ事なりとぞ、

四二烏丸枇杷葉湯　京都烏丸枇杷湯は、天明の比より大路を賣て往來す、又云、枇杷の食傷には、昆布解藥なり、松前には枇杷生せずと云、

四三南川文伯　南川文伯は伊勢の國薦野の產にて、京師に遊學せり、家業は醫術なりと雖も、治療をことせず、性文雅を事として生涯を終へり、嘗て江戸へ下り久津見吉左衞門が家に寓居す、是明和回祿のことなりし、吉左衞門は三浦志摩守が家老にして、頗る文雅の士なりとなん、文伯江戸の風土を知らん爲とて、時々城下をめぐり、至る處必ず水を飲て、その善惡を辨じけるといへり、又著述せし閑散餘錄を携へて諸家へ轉覽せしめ、餘錄に收めざる說話を記憶せしものは、札に書して粘して給らん事を乞へり、是に於て歸京の頃には、かの本に押せし件々の說話、數百條に及びしとなり、江戸を辭せんとして、久津見氏に謝して此ごろの厚恩忘るべからず、いかなる謝物をか呈し參らせんと申せしを、堅く辭せしかば、頓て白木の筥一個を贈りけるに、いと重くして何なる物有事をしらず、蓋を開けば白米三升ばかり有けり、久津見氏いぶかりていふ、我もとより米穀に乏しからずと、文伯笑ていはく、これは是生民の命數にあづかる物にして、いと貴きもの、何ものか是に如んや、且此精米は予自ら鑿せし所、最も清らかなるもの也、僕が寸志を受られよといへりとなん、文伯、維遷、字は士長、東遊の時五十餘六十に近き人なりと、印南翁の物語なり、

四四那珂宗助　佐竹の家司那珂宗助といふ者、水利に熟したる人にて、常に邦内の川普請を掌れる、その人の工夫にて、川を浚へる器數多製したるあり、やまを水車の如く造て水流にかけてめぐる、隨て土を自然に掘穿つやうにせしものあり、又むしろ一枚を樹にかけて激流にひたし置けば、筵の動くに隨ひて激泥を拂ひのくる樣にせし事もあり、種々の器、今に

その製を傳うけて、一國の水を治る便りとせり、一年所仁と云處の川普請をせしに、銅山の麓にて深山なれば、やがてその谷の藤かづらを多く伐とりて、蛇籠に製しゝに、その折しも藤色の木綿十反急用の由國衙へ申遣しければ、諸司川ぶしんに無用なる物也、いかゞなど申あへりけれど、水流の事は宗助に任せたる事なれば、いひつる儘に調て遣しける、その後宗助水口の村民の子どもを集めて、河原にて日々相撲をとらせ戲としける、その中にて力量ある子供を賞して、此木綿を一幅づつ犢鼻褌にやりければ、彌悅びて、我力を自讚したる時、その子供に課せて、日々河原の石を運ばせて蛇籠を結はせけるに、子どもの事なれば、我をとらじと勵て、多くの日もかゝらずして、左ばかりの費もなく、蛇籠數十里成就せしとぞ、後に宗助龍文ある青石を得て、守に請て龍神をたて、件の石を本尊になしける、龍神堂は、城下より公崎といふ湊へ通ふ道の枯葉山といふ頂に在、

石隨應より、以下八條槐陰亭漫筆〔白水翁筆記〕より抄す、〔因に云、白水翁は問宮氏の號なり、問宮氏名は士信、字考叔、號ニ槐陰亭ニ、白水も亦別號なり、俗稱庄五郎、茗荷谷に住す、今地志の總裁たり、〕

四五牆羹　後漢書李固傳云、「舜坐則見堯于牆、食則見堯于羹、」韵府卷廿二下、七陽牆字條、

四六屬纊　空過致悔集下〔十九ウ、元和四年日重作、〕云、「俗に臨終の事を臨屬纊之期と云なり、言は臨終のとき息が絶たるか不絶歟を、むしりたる綿を鼻に當て口にあてゝ試むる故なり、禮記喪大記、「疾病外內皆埽云々、屬纊以俟絶氣、〔鄭玄註、纊今之新綿、易動搖、置口鼻之上、以爲候、〕

四七鄉學　江戸に鄉學あるを聞かず、然るに麴町に口〔きつけい〕笑書院〔頭書、麴溪の字なるべし、麴町谷のことならん、〕といへるがありしかど、今は廢したる由、又大橋向に菅勘平といふ者の取立てし尊道塾といへるもありとぞ、之は今は衰微なれども存せりと云、

四八能書不擇筆〔諺第十一〕　能書不擇筆といへる諺あり、代奕雜抄〔下の廿一〕に楊升庵外集に見えたる由ありて、本文を引證せず、楊升庵外集〔十四の六ウ〕の浣沙女の條に云、「太白浣沙女詩、一雙金屐齒、兩足白如霜、又越女詞云、屐上足如霜、不着鴉頭襪、又云、東陽素足女、會稽素舸郎、予嘗戲謂、太白何致情廻盻、此素足女再三、張愈光戲答云、太白可謂能書不能筆矣、聊記以餉一笑」云々、又唐書歐陽詢傳曰、「褚遂良亦以

レ書自名、嘗問二虞世南一曰、吾書孰レ與レ詢、答曰、吾聞詢不レ擇二紙筆一、皆得レ如レ志、君豈得レ此、又裴行儉傳曰、「行儉常曰猪遂良非二精筆佳墨一、未二嘗輒書一、不レ擇二筆墨一而妍捷者、余與二虞世南一耳、」負暄野錄曰、「工不レ利レ器而能二善事一者、理所レ不レ然、不レ擇而佳、要レ非二通論一、」按ふに、此等の能書不擇筆の事をいへるにや、然れども世諺にしかいへど、好筆佳紙にあらずば善書の者と雖も、意の如くなること能はざるべし、晉王羲之與二謝安石一尺牘云、「復與二君此章草一、所レ得極不レ爲レ少、而筆至惡殊不レ稱レ意、」（古尺牘六 四オ）この言もつて證とするに足れり、

米菴墨談二の七オ、「周顗道宗の論書に云々、唐書儒學傳云、不レ擇二紙筆一、皆得如レ志」とあり、これは歐陽詢に書を乞げる時禿筆を亂せしに、善く出來たるおりに云へる詞なり、諺の意に似たり、○永師不レ擇二紙筆一、無不レ如レ意之雜也、五雜組七の十二ウ○湯晟筆談云、「余無二字學一、發不レ好レ書云々、或謂二善書者、不レ擇二筆紙一、瓦礫雜考二の二ウ引、○性靈集春宮獻筆啓云、「其工先利二其刀一、能書必用二好筆一、」

四九 笨　笨字、韵會に竹の裏を註せるのみ、唐土の俗語に粗卒の義あり、蒙求四凶の註に晉書羊曼傳を引て、「豫章太守以二大肥一爲二笨伯一、箋註云、字彙、笨粗卒也」とあり、後閑情偶奇（上の七オ）を閲するに、呆笨と連用せり、思ふべし、

宋書王微傳に驫笨の語ありと字彙にみえたり、○偶奇又見二八十六丁ウ、○抱朴子外二の卅一右云、「杖淺斷短而多レ謬、闇趁二舍之藏否一者笨、（步本切）人也、」美成按に、杖淺の杖、恐くは仗の誤、○通雅四十九の十五ウ云、俗戲、號肥者爲二惡子一、今亦呼二笨子一、○堅瓠集五集三の卅の左、嘲學究詩に、「質笨、但嫌レ無二教法一、」○名物六帖器財笨、說文笨竹裏也、从竹本聲、○竹其中曰レ笨、廣雅釋草、○齊民要術七の十七オ、廿一オ、「笨麴（餅酒）、」○品字箋曰、「俗謂癡曰レ呆、按、呆古梅字、本作レ䁕、後呆、又省作レ呆、」本草綱目、「李時珍曰、呆乃杏類、故倒レ杏爲呆、俗以呆作レ㕞誤、」五雜組九の九ウに象のことをいへる條に、「此物實既驫笨、形亦不レ典、而靈異記乃謂レ象云々、又十二の四ウに輩のことをいへる條に、「稍覺二肥笨一、」云々、○世說考下十八オ、「乘二簿笨車一、」○綱目集覽、「笨布究切、笨車竹輿也、」

五〇 閑情偶奇抄　「閑情偶奇」丈山尺樹寸馬豆人、（畫山水訣ノウ）頂書、蟠柑子一の二ウ、王維畫山水之賦、遠人無目、亦曰丈山尺樹寸馬豆人とあるを、雨中の花、晉子、此雨に花見ぬ人や家の豆、）頂格、今の天井也、七ウ、過レ目之物、盡在二畫圖一、人耳之聲無レ非二詩料一、（三十一オ）牛鬼蛇神、（四十五オ）童山、（五十八オ）壘雪成レ獅、伐爲二竹馬一、三尺童子皆優爲レ之、（六十三オ）物之最古者、莫レ過二干書一、（八十二オ）八口晨炊不レ繼、猶舍二旦夕一而問二商周一、一身活計茫然、寧遣二妻孥一而不レ賣二古董一、（八十二ウ）磁杯當首重、已舊磁可レ愛、（九十二ウ）惜字、（九十三ウ）多點不レ如レ勤レ剪、燈燭、（六字訣九十五ウ）孤掌難レ鳴、衆擎易レ舉、（九十九オ）不三壁可二以題レ詩、蕉葉曾經二代紙一、（百オ）

五一 筑後五條家　筑後に五條家と云あり、（鎮西文書綱錄に引用あり、）これは征西將軍に從て、類元（清原氏、）大外記勘解由次官少納言筑紫へ下れるが、今は矢部氏を名のれり、この家に五條左馬權頭清原賴治申狀と云ものあり、

五二 琉球始通　逸史（中井竹山撰、）云、「玉城裔、實爲二中山王一、永享中、中山始通二於我一、足利氏附二庸于薩一、」云々、（室町紀略、村山伯經云、「永享十一年七月云々、是歲琉球國入貢、公賜以二國字書一、自註云、琉球入貢始見、」）

五三 ハチブサレルと云ふ俗語　俚語に人に忌み嫌るゝ事をはちぶされたといふ事あり、之は源氏物語松風卷に、「にくき顏をはなれて打あかめつゝ、はちふきいへば」云々、（湖月抄四オ）とあるはちぶきの轉訛したるにや、このはちふきといへる由は、仙源抄（卷上十オ）はちぶく、發腹、蜂吹、發腹はらだつ也、若菜に「女三宮侍從なにしに參つらん、はちふく松風に宿間ははぢ打あかめて、はちぶきいへば」と有、紫明に蜂吹と云は拂心也、（◎蜂吹、此卷一八條ノ書言字考抄中ニ出セリ、）是は澄て可レ讀、後世にも猶この詞をよめる歌、隱士長流（下河邊氏、○此歌年山紀聞卷二の四十オに載たり、）の山家の心をよめる中に、

捨る身は虎もおそれぬ奥山に猶世のうさは蜂ふかれつゝ

また信長記（卷二の十一オ、）に貞光久右衞門と云もの不義をいへる條に、「虛うそ吹て恥る氣色もなかりければ云云、

貞光は今はうそなぞ吹にける蜂のさす程人の笑へば」

此等によりて思ふに、蜂は螫すものなれば、人々恐れて近づくまじく、吹拂といへる心なるべし、俚語にいへる趣併せ思ふべし、

五四 笠を出して降を乞　戰國にて籠城叶はざる時は、降を乞ふ事あり、信長記卷一の下十オ、「敵難レ悚（こゝろ）や思ひけん、笠を出して、其に詰られたるは誰にやらん云々、一命を破レ助候はゞ、旗を卷鉾を逆にして降るべきと申ける、」（箕作城攻落事、〔頭書、南畝莠言にもあり、可レ考、〕）又卷六十四に「城中より僧一人笠を上降參を請、（大つくの城開城の事、）近くは關原合戰の折、岐阜落城の時も然せし由見えたり、關原記（十二ウ、戸田左門聞書、）に「城を明可レ渡の旨、笠を振上げ申の間、」（岐阜落城の事、）同じ合戰の畫卷（卷上、）にも圖あり、如レ左、（◎圖略す）

太閤記十二の卅八オ、小田原陣、岩附落城の條に、「伊達こらへかね笠を上げ降參を請、城を相渡し一命を助りぬ、」同書十二の五十三ウ、奥州三十九城の條に、「唯無事の扱ひをかけよとて、笠を出しけり、」○武德大成記卷十四の十八オ、岩附城落る事の條に、「氏房が留主の將伊達與兵衞等、城を捨て命を全せんと思ひ、城上より傘を出して降參を乞ふ心を示す、」

按ずるに、僧徒の破戒して寺を退く時も、必ず傘を持

て退去する由、之を寺を開くと云、右の開城のことに似たり、思ひ出るまゝに併せ記す、

五五年號甲子の截書　年號と干支を一字づつかける事、五山僧などに多かり、〔頭書、日知錄に割井年號の條あり〕信長記、卷十四の九丈作物記相國寺惟高撰、に、永祿元戊午を永午とかけり、また松花室所藏品圖の中明岩正因墨蹟にも、文明八丙申を文申とも記せり、〔頭書、默菴詩稿、文卯之夏、文明辛卯なり〕これら一時かかる事はやれるなるべし、其よる所を思ふに、この比聯珠詩格を律隨蒲室などと併せて、甚だ賞玩せしをりなれば、かの詩格の蒙齋が序に、年號支干一字づつ用ひし事見ゆるをもて、一時雷同して傚嚬せしにや、唐土にも蒙齋が序より古くは所見なし、

五六なか卷　會津の藩士に相田橘右衞門といへる人あり、四五年以前七十餘也と云、四五年前に清水俊藏へ火術稽古の爲、わざ〳〵江戸に來り、馬喰町に宿りて通ひし由、其人先画より、世に重明流と云劒術を傳ふ、この重明流といふは、越後の林崎村に林崎明神といへるありて、其神より林崎甚介重明と云へる人の劒術の極意を授りしより初れり、この林崎甚介は北條五代記にも見えて、三百年計の前の人なり、右に付先年房總邊御防に會津侯の御かゝりなりし時右橘右衞門行しが、その歸りに越後へ廻りし時の事なりしといへり、かの林崎村を尋ね、その村にて林崎明神といへる社ありやと問ふに、小社あり、又此村に重明流といふ劒術を傳ふる人やあると聞しに、土人云、鄕士某世々その流を傳ふる由也、よつて右橘右衞門尋ね至りて對話するに當りて、かねて傳來の傳書に×如此ものを並べかくありし事の傳を失ひたる由、何とぞ傳へ給はれといへば、夫はナカ卷をもて敵の太刀を受けながら切かくる形也、といへるにて、初めて發明せりと云、偖かのナカ卷といふは、左の如く作りて、

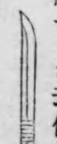

刃の中程を麻苧の類にて卷き、柄とその卷し處をとりて、敵を薙ぐる兵器と也、そは中を卷く故になかまきといへる由、赤城翁云、經國雄略に載る以上赤城馬刀の類ひにやといへり、翁話、さて又長卷と云兵器あり、そは安齋隨筆赤鳥卷にも其事見えて、太刀の柄を長さ四尺ばかりにして使ふよし、太閤記朝鮮征伐の條に、木村又藏のもてる由もあり、今も大坂の御藏にあり、兵器の中に初に云へる如き兵器ある由、曾て竹溪翁いへり、此等の趣を赤城翁に物語りしに、翁云、長卷は中卷の事にはあらざるべくや、何れにも珍しき兵器にこそあれといへり、

武藝小傳六の廿一ゥ、「北條五代記云、長柄刀のはじまる仔細は、神神老翁に現じ、長つかの益あるを林崎勘介勝吉と云人に傳へ給ふ」云々、○唐六典曰、「陌刀は長刀也、步兵所レ持、蓋古之斬馬劍」美成云、朱雲傳に見えたる斬馬劍は、斬馬刀と其だ似たり其制は異るにや、○漢書五十の六十七、朱雲傳曰、「臣願賜二尚方斬馬劍一斷二佞臣一人一以屬二其餘一」師古曰、「尚方少府之屬官也、作二供御器物一故有二斬馬劍一利可二以斬一馬也、」○斬馬刀は國姓爺より始る由、且日本の闔記卷八の十九ゥ、桑都長臣富田討死の條に、「佐々小姓馬廻悉く城外に攻させ、手前には小々姓十人計、使番之者十騎、長卷五十人、長卷は三尺餘有レ之刀をさやなしに柄四尺餘にして、步立の士に持せし也、信長公すき給ひて百人御先立候云々、今世には稀なり、傳弓二十人ならでは、」

五七豆腐の始め　今世に專ら食料とせる豆腐と云物、其始を詳にせず、天主教の渡りし比、彼國より渡せし由世には云傳ふれども、古書に其證なし、然れども惠命院僧正の記に豆腐の名見ゆれば、敢て天主と俱に渡りし物とも云がたし、海人藻芥は長享の奧書あり、擁書漫筆四の十五ゥ、諸書を引用す、○宗長が東路のつと云、「豆腐をやきて一杯かゝ侑めしは、都の柳もいかで及ぶべからんとぞ、」○光信書廿露寺評の七十五番職人盡歌合に、豆腐うりの詞、「豆腐めせ、奈良よりのぼりて候」とあり、光信は本朝畫傳に云、「明應五年爲二刑部卿一」とあり、和長卿に諸家傳に享祿二年七十とあり、

五八日でり傘　日でり傘と云名、舞の相摸川に見えたり、之は今の日傘のやうに思はるれども、秋草道具部、臺笠立笠の條に、「日でり笠はあやゐ笠を用たり」とあれば、今と時世の同じからざるをしるべし、

五九四月十七日　四月十七日江戸にて東照宮を拜せしむる寺院等、凡十八ヶ所ありといへり、今左に記す、猶此外にも所々にあれど、そは私にて、公ならぬ故に記さず、

安國殿芝增上寺三緣山、
東海寺品川萬松山、禪宗、〔頭書、佃島住吉御廟のある御宮は妻戀とこの住居のみなり、〕
誓願寺淺草門跡うしろ通、田島山、淨土、
西福寺淺草御藏前、東光山、淨土、
東漸寺淺草新堀、正保山、天台宗、
傳通院小石川、淨土、無量
養國寺目白關口、法樹山、淨土、
三社權現淺草寺境內、天台、
妻戀稻荷湯島、神主村本氏、
圓滿寺湯島四丁目、萬昌山、眞言宗、
猶此外にも公迄しろしめし、所とて、追々聞けるは、
穴八幡高田、
三田里俗四國町と云處、
根來出雲守本庄石原、
王子權現王子村金輪寺、眞言、
淨光寺本所木下川、青龍山、天台宗、
大養寺西久保、西谷山壽向院、淨土宗、
金地院芝切通、勝林山、禪宗、
三十三間堂深川八幡東、
平井村名主
久保町名主林藤吉、
甲良筑前御作事方棟梁淺草御門外、神田川河岸、
護國寺音羽町、神齡山、
伊勢屋三右衞門

六〇八朔の白無垢　今新吉原にて八朔白無垢をきる事洞房語園、吉原大全等に說あれども、猶思ふに、八朔に白きを用ゆる事は古きならはしなるべし、その由は宗吾大草紙云、「六月朔日より七月中迄帷をめし候、八月朔日より又練ぬきをめし候、古は八月朔日より袷をきる事已に古し、遊女などは殊に裝ひをむねとするものなれば、やがて綿入にはなせしなるべし、秋草云、「七夕八朔白かたびらと定りたるは、當御家の御制法と見えたり、其仔細はしらず、或說に、七夕八朔に白帷をきる事、七月八月ともに秋の季也、秋は西方金氣の主どる時也、金の色は五色に取て白也、此故を以て白帷子を用也」云々、右二說を併せ思ふに、白色を用ひ且袷小袖を着る事、その故なきにあらずかし、

六一辻が花　秋草帷衣の條云、「宗五記云、かたびらの事、つじが花又はくなどは、真丈云、つじが花とは、白地に藍と紅にて、紅の花は金箔にて紋が置きたるなり、女房兒わか衆などは能候」、青紫ゑ一面に染たる也、はくと

今本のつゝじと云は、右の如く縫にても染にてもありと云へり、按に、つじとは辻の謂ひなれば、XX如ゝ此のつじなるべし、その傍に花あればつじが花と云る也、

太閤記卷十五廿九ゥ朝鮮陣のくだり、大明へ被ゝ遣候品の中に「辻の花染帷子十重宛」とあり、千梅が復絨論云、「辻が花、赤き帷子也、つゝじが花の略語也とぞ、」美成云、此說非なり、辻が花には白きも、地の黑きもあれば也、○俳諧一騎打後集（松月堂不角自序）下の卷十七ゥ、せはしない事〳〵と云付に、左にはしり通りあり、辻が花のもやう思ふべし、一騎討後集の繪

六二大小の稱　兩刀を云、　志津が嶽記卷二十二ゥ宇野忠左衞門山路將監が陣中へ行し條に、「斯夜中に參候も、御爲に惡事にては候はず、御用心ならば先大小の刀を相渡申とて」云々、按ずるに、大小の刀と云稱、この

比より始まれるか、猶古き稱にや、

六三桑韓筆語抄　桑韓筆語一卷、山田圖南姓菅原、名正珍、字玄同、一字宗俊、號圖南、官醫なり、韓使との筆談なり、その中一二左に抄す、

稟、圖南、貴邦人許浚所ゝ著東醫寶鑑、我國既刊行焉、而有ニ不ゝ可ゝ識者若干一、左書ゝ之、願示ニ其形狀一、

松魚俗方、　鰱魚　土挑蛇　木頭菜

櫃樹　藍藤根

復、墓菴、姓李、名佐國、醫者、僕各未ゝ詳ニ其形狀一、藍藤當ゝ作ニ藤藍一、即藍也、一ゥ、

稟、圖南、金匱要略、甘草粉、蜜湯中之粉、何物、

復、粉即葛粉也、葛粉能生ゝ津補ゝ胃、而用ニ之於蟲病者一、溫治之法也、四ォ、

稟、圖南、聞韓王之門樹ニ三枝之戈一、大幾何、舊事本紀、神功皇后征三韓時、

復、龍澤、（姓金、名□、小童、年廿四）吾在下距ニ千里一之外上、聞ゝ之而已、未ゝ見、

稟、圖南、其戈之有、決無ゝ疑乎、

復、龍澤、無ゝ疑、十五ゥ

稟、圖南、聞朝鮮王門樹ゝ矛、形狀如何、

復、春風、（軍官）三枝之物是也、廿ォ、

六四いぢめる　かする　俗語にいぢめるといふは、意地の音なり、夫を活用していぢるともいぢめるとも云へるなり、又かするといふ詞あり、之は上のかは助語にて、かよはし、かよれるのかにて、唯すると計りの義なり、延喜式に座摩巫をゐがするのみこと訓めり、摩字をかすりとよめる也、醒睡笑にかすりといふ條あり、

六五長慶院　高松本紹運錄に、「長慶院、諱寬成、治四年、正平廿年四月□日卽位、文中二年二月禪位、同四年八月御落飾、法名覺理、同九年入ニ于紀州高野山一、居ニ玉川一、仍號ニ玉川宮一、建德二、文中二、」

六六一石　舟、　五經算術上の十二ォ、曰、「四釣曰ゝ石、石有ニ一百二十斤一也、所ニ以名ゝ舟爲ゝ石者、以ニ其一舟米重一百二十斤故也」、古事談卷一の卅三ォ、曰、「延喜善政には、先器物を被ゝ作けり、資仲卿藏人頭にて奉ニ行之一云々、枡を召寄て取廻云々、御覽じて簾を折寸法などさゝせ給けり、米をば穀倉院より召寄て、於ニ殿上小庭一貫首以下藏人出納など見沙汰して、小舍人玉だすきしてはかりけり、本末をば加美屋紙に裹てもて參りた

りければ、叡覽ありて、被レ加ニ勅封一てぞ御持僧の許などへは遣されける、斛器は方櫃を差て石を括て、さげて錘にて跨木に懸て、於ニ穀倉院一國々米をば被レ納けり、仍何石とは用ニ石字一也、件器等ヲレ今有ニ穀倉院一」莚響錄卷上、曰、「斛の字に石をかへ用候事は、唐土にて漢の時より有レ之、本朝にても式令に所レ見候、字書にも十斗曰レ石と明註有レ之候、何の仔細にて石の字を書レ之候と申こと不レ存候へども、和漢とも後三條院以前段々相見え候へば、東齋隨筆の說信用し難く候」（東齋隨筆云、延喜善政云々、いまに穀倉院にありと云へり、石の直に斛音によむ、と、延久よりはじまるか、）

六七望帝杜鵑に化する事　蜀の望帝化して子規となるといふ說は、もと說文に出たり、說文眞本（卷四上の十右、）云、「蜀、周燕也、从ニ隹卑一象ニ其冠一也、冏聲一曰、蜀王望帝姪ニ其相妻一、慙亡去、化爲ニ子蜀鳥一、故蜀人聞ニ子蜀鳴一、皆起云、望帝尸圭切」爾雅の註疏（十の七右、）にも亦說文を引用す、然るに唐の類書には、多くは蜀王本記を引證せり、されど說文の正且つ古きにはしかず、

六八太公九用　宋淳熙勅編古玉圖譜第四十三冊、五右、古玉九府壓勝錢刀、（泉志卷九（六左）沂州銀刀之條可ニ併見一）

齊太公杏九圖
裏　金刀上幣

六九壽星像　同書九十八冊、九右、古玉有極壽星神像、

七〇もずの草ぐき　もずの草莖の事、袖中抄、顯註密勘等より已來のものには多く見ゆれど、古くものに見えたるは、新撰萬葉の「くつでいこさぬ人やすむらん」といふ歌なるべし、

七一永福（僞年號、）　或人和州にて新撰字鏡の古寫本を見たりしに、二卷零本にて、五の卷などいへるもありとぞ、さらば今世に傳ふる本よりは猶多かるにやと思へば、いとゆかしく覺ゆ、その奥書の寫とて、前田鶯園の見せられし、

天治元年甲辰五月二日戊寅書寫畢、法隆寺一切經音義料也、爲ニ自他法界平等利益勸進一、僧林幸、

右の如くありて、その末に法隆寺一切經と楷書にてかきし印記ありといへり、（法隆寺一切經大さ不レ詳、）また同じ人の古寫經の零本を得たりしに、その奥に、

論第一卷同學抄（破戒數論、俱生分別勝論、）

永福丁酉七月三日於ニ法隆寺東院花園院一書ニ寫之一

執筆沙門　快堂
傳　快辨

この僞年號いづれの比にや未レ詳、その紙質字體等を見るに、鎌倉末足利比のものとも見ゆる由なり、

七二乞索壓狀　源平盛衰記廿三、に乞索壓狀といふ事見えたり、之は裁判至要抄（類從七十六の廿九丁、）に、「名例律云、取與不和、若ニ乞索之贓一、並還レ主」云々、又戶婚律云、「放ニ家人一爲レ良、已經ニ本屬一而還、壓爲レ賤者、徒二年」云々、又「於ニ壓狀一者不レ可レ備ニ證文一」とあり、之を合せ考ふれば、その義明かなり、今云壓狀づくめ、又無理壓狀といへるは此事なるべし、

七三詩一首と云ふ事　詩一章を一首と云事、其義未レ詳、友人隨齋別筵にて大窪詩佛に逢ひたりしに、予にいへらく、詩一首の首字の義或人に問はれたりしが、其義を未レ詳と、予も亦未レ知よしを答へたりき、因て其後人々にこれを擧て問ふに、其義を答ふる者なし、了阿云、字彙に首にスウの音ありて、音數と見ゆれば、同音にて通へるにやといへり、さて一章一篇を首といへる由は、古き文選の古詩十九首その始なるべし、盡醫錄（三の廿一ウ、）曰、「史記儋傳、賁荊通者善爲ニ長短說一、論ニ戰國之權變一、爲ニ八十二首一、首之名始見ニ于此一、其後楊子大玄有ニ八十一首一、猶ニ易之六十四卦一也、後世詩文一篇稱ニ一首一、恐出ニ於此一」（按ずるに、史記卷九十四五ウ、田儋列傳に見えたり、）

迂仙云、詩文を一首と云首の字の義は、頭と同義なるべし、王註楚辭王逸註本卷十五の七右、過方首の註に、首頭也とあり、○四京雜記二の十四ウ、「楊雄曰、讀ニ賦十首一」

七四このしろ　鯖訓義、「たのこのしろにつなしやくら

ん」と云歌は慈元抄に見えて、俗傳の趣も記せり、本草云、「鰍、魚中之下品、其臭如レ屍、蓋魚之庸、常以供二饂食一者、故曰レ鰍曰レ鱧、思ふにその臭如レ屍とあるをもて、むろの八島の歌は附會せしならんか、

七五 竹尾善筑著述　竹尾善筑初緣山の僧徒、名は攝門、の著述目錄

已刻崇廟祭名錄一冊　同淨家極略系二枚摺　同三緣山志十二卷　續三緣山志廿卷　同知恩院宮御世統一卷　十八檀林志廿五卷　四箇本山志廿卷　名越派四本山志五卷　善光寺久遠考一　嵯峨釋迦尊東傳一　淨宗鎮護論一　淨宗官寺錄二　國家太廟記五　淨土進學日札三　法儀職令三　原人論新講解二　新撰淨家總系記五　眞言系統一　知恩院宮御得度記一　八宗總系略譜一　十宗高論略論二　淨土官刹志五　淨家類典志三　卽事解十五　靈巖大和尙廣濟傳三　飫富氏家戰記五　齋藤數流考一　千葉家一族戰錄一　山縣家累代戰功記十　淨家先德年表一　本朝諸宗隆夷編一　大江山童子考一　諸國靈場參拜獨案內十　幡隨上人高行傳一　良如上人北地興宗記二　蓮華谷景境集二　諸宗傳燈論一　眞安上人安土論實記一　玉翁上人摧邪實記一　玉念上人扶衞記一　甲館邪正問答一　道殘上人開創寺緣一　超譽上人興宗記一　禿翁和尙開寺遺錄一　三河遺話考一　彈誓法德起開寺院遺事一　圓光大師御傳餘考二　聖光上人開創列名記一　記主禪師建寺略述考二　虎角上人起立寺緣考一　了譽大和尙行狀餘考二　淨家諸德開基略名錄二　黑本尊正緣起二　齋藤氏家戰異聞三　一向宗興隆緣由考一　日蓮宗弘流來考一　遊行派興衰通考一　北畠家分限考一　勢州五々谷城主系譜考一　勢州森本氏往書考一　雪の山路一　入甲記一　行路草踏三　海邊松風一　淺間山麓道踏一　霞の衣三　山路霧一　海士袖一　嵯峨の紅葉一　東西花陰一　難波の假寐一　難波枕一　越後の殘雪一　法の海邊一　山田の新樹一　雪の明仄一　露の枕一　露の假臥一　たがへる夢一　秋の川舟一　紅葉の峯一　夏木曾路一　村時雨一　歸陽の雪一　武藏野の雪一　かさぬる夢一　歸關の雁一　祕藏錄三　初秋露一先師終焉記、　百千鳥同百日追悼、　山家村雨一同三回、　小笹の露一　首夏殘月一　雲井櫻一　法の壽一　月下淚一　豐年の遊一　片言含情一　辭山夢一

右得度以後緣山在二山中一迄述集之分、

淨宗賜紫官刹記五　約十解十　三州西山流本末記五　和歌釋敎題註三　南勢雜記三　幕府釐女傳二十　幕府祥胤錄廿五　神胤承統錄三　國朝餘考五　松榮色七內祕章錄一、　淨宗進學日札五　諸宗階次考三　竹問松答三　屋松手簡評註一　輪答竹問　問註考正二

右文政四年歸素以後選述、

七六 一本さいかち土物店舊名　駒込土物店の古名を一本さいかちといへるか、今相摸屋といふ青物問屋のしきり判左の如し、按ふに、さゐかち樹のありけるなどよりいひそめしにや、今は更にその由しる人だにあらず、

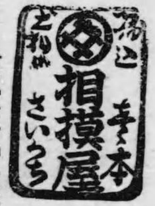

七七 心經の解　竹尾云、「心經の觀自在菩薩行二盡般若波羅密多一時、照見五蘊皆空云々、大師の祕鍵をはじめ、觀自在菩薩(句)行盡云々と解せり、然れども之は觀自在(句)菩薩云々と解せば文義勝れるに似たり、これ未發の解」といへり、因に云、「諸宗とも一派の祖師は、僞經にてもわが宗門にたよりよき說論は、各引用せることあり、大師の釋摩阿衍論これは大乘起心論の釋なり、を引、天台に淸淨法行經を引、道綽の須彌四域經を引くの類なり」といへり、余その時にいへらく、僧家にて博識高德の出家にても、みな大成經を引證する類のみといへり、この事、おのれが遠忌考の末にも論じたりさ、

七八 東七西三　太平記綱目に東七西三とて、關東は七倍、關西は三倍にかけるといへり、之は軍勢等の多く勢ひあらん爲か、

七九 新葉集作者　新葉集の作者は知れぬが多き由、その先內大臣隆とあるは隆俊の事なり、隆俊は隆實の子也、又先內大臣顯とあるは顯統の事なりと、牧園氏いへり、

八〇 かぶき　かぶきと云語、童蒙先習、武德大成記等に見ゆる處、今俳優を歌舞妓者といふに同じからず、今云いたづら者など心也、其語意を思ふに、小兒

髪をみだせしをかぶ切といへり、さらば京童などいふ類にて、大童に髪うちさばける惡少年をいへるが、後わる者の通稱にはなりしにやあらん、

八一 發句の菓子袋　白山前に和泉やと云菓子やあり、其家の板左の如し、之は天明の頃かの菓子やの向に、玄武菴鱗甲といへる俳諧師ありて、あづま草といふ名はおふせし也、今に其俳諧師の眞向に住居せりといふ、

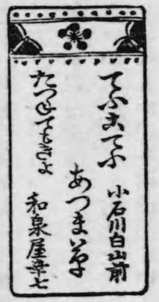

八二 はすは者　はすは者、醒齋按するに、はすは者といへるは蓮葉女より出たる諺也、蓮葉女といへるは、昔大坂の問屋に抱へおきて、旅人の伽せさせたる賣女に倖しき者也、立居振舞の賤しくはづかしげなき女を、はすはめの如しといふ心ばへにて、はすは者、はすは娘など今もいふ事也、〔頭書、再按するに、はすは者と云は、上にいへる如く蓮葉女より出で、威儀の正しからぬ女をいやしめて云詞なれば、惡道成寺の文に、都そだちははすはなものじやえといへるは、中村富十郎がおのれを謙退の心をふくめたる文なるべし、富十郎は京の生れなれば也、作者の用心を思ふべし、〕一代男天和三年印本、卷三に大坂の事をいへる所に云、「あれはいかなる女と尋ねける、人の召遣ひかまど近き者と申、中略、あれは問屋方にはすはと申て、眉目大形なるを、東國西國の客のね所さすため抱へて」云々、一代女貞享三年印本、卷五に云、「なにはの浦は日本第一の大湊にして、諸國の商人爰に集りぬ、上問屋下問屋數をしらず、客馳走の爲に蓮葉女といふ者を抱へ置きぬ、是は飯たき女の見よげなるが、下に薄綿の小袖、上に紺染の無紋に黑き大幅帶、赤まへだれ、吹髪の京かうがい、伽羅の油にかためて、細緒の雪踏、のべの鼻紙を見せかけ、其身持それとはかくれなく、隨分つらのかは厚うして人中を怖れず、尻居てのちよこ〳〵ありき、びらしやらするが故に此名をつけぬ、物のよろしからぬを蓮葉者といふ心也」云々、句兄弟元祿七年其角撰、上の卷に、

「泥坊の中を出るや蓮葉者　玄札

其角云、はすはもの蓮葉笠をかづきたる姿の、見ぐるしく目立たるより云事か、古來より蓮の字をかけり」云々、棠大門屋敷寶永二年印本、卷二に大坂の事をいへる所に、「釣鐘町の上、尤江戸京いせの問屋多ければ、

名にたてるはすは」云々、女中風俗玉鏡享保十七年印本、上卷に云、「首筋生ぎは剃あげて白粉濃くぬるは、問屋はすはの樣にていとはしたなし」云々、美成云、落穗集（元祿十七年印本）卷の五十六ウに、櫂踊の文句に、「袖ひきやびん〳〵、なぜかほふりやるえ、わしがざこにふつたぞえ、はすはなことはおかんせや、」

八三 丹前　一代男天和三年印本、卷一に云、「丹前風と申は、江戸にて丹後殿前に風呂ありし時、勝山といへる女勝れて情深く、髪かたちとりなり、袖口ひろく褄高く、萬に附て世の人に變りて一流あり、是より始めて後はもて囃して、吉原にしゆつせして、不思議の御方に迄そひふし、ためしなき女の傳り」云々、關東血氣物語寫本十冊享保比作、卷二に云、「承應明暦の頃江戸に町風呂はやりて、貴賤上下風呂にいりて慰みけり、中にも神田堀丹後守殿の屋敷前の風呂屋、殊の外はやりけり、湯女の中に勝山とて雙びなき美女ありき、武家の歴々もこゝに遊ばれけり、出立白むくの下着、上には紺ちりめん、裏は極めてもみにて、大かたはがんぎ山道などの裾べり、はをりはきず、長柄の大小はなかいらきの鮫ざや、編笠に紫竹の杖をつきなどしけり、此風呂屋を丹前といひし故に、風俗のだてなるをば皆たんせん〳〵とぞ申ける其後堺町の狂言に、多門庄左衛門歌の聲よく、丹前の風をせし也、是丹前のはじめ也、勝山は後に吉原山本芳順抱へとなり、やつこ勝山といへるは是也」、江戸砂子享保十七年作、卷一神田の條に云、「丹後殿前堀丹後守殿やしきありし時、その門前也、さいつ頃此所に六法と云て、武士ならずしての大小立髪の異風にしたて、男をみがく族多し、六法なるものを丹前風といふは、丹後殿前の中略なりとぞ」、

八四 すゐ　幽遠隨筆上卷五十に云、「遊里にすゐと云ふ詞、久しくいひならはせると見えたり、職人盡の詞書に、すゐ御覽せよとあり、醒齋云、かくいへるは、七十一番職人盡印本に、すゐ御らんせよ、けしからずやとかき謬てるを見ていへる僻言也、古本にはすは御らんせよ云々とあるをや、今按ずるに、すゐといふ詞を云なるべし、粹の音なるべし、萬事に委しき人と云義にぞあるべき、江戸にて通と云を大坂にて然いへり、通と云も萬事に通達する義也、禁短氣寶永八年印本、卷三に「いやがる事のみきかせて、睟のていしゆをこかしぬ」云々、同書卷六に云、「かならず睟のいき方をわるうのみこんだる大臣」、此外にも猶あまたあるべし、

八五 くわんくわつ　合類節用集卷八言辭門、「寛濶、

禁短氣卷六に云、「人も見かへる程の寛濶なる衣裳をかざり」云々、

八六 わざくれ　江戸砂子卷一「格思橋（わざくれ）、とうか堀にわたす、小あみ町より甚左衞門町へ行所」かくの如く見えたり、わざくれと云詞、むねとは思はでかりそめに思ふことと見ゆ、義は未レ考、古き江戸圖にわざくれば しあり、三浦の見聞集五に、吉原町の橋渡りかれたると云條に、しあん橋みえたり、〇閑思君（古文諺解）合類節用八の卅オ、

八七 ほうさい念佛　骨董集三編藁ほうさい念佛考、ほうさい念佛の繪卷の詞書に（此畫卷、寛永正保比の物也、）云、「扨もほうさい念佛とて、花を作りてかさにさし、太鼓かねの拍子をうち躍りとび廻る姿を見る、おかしく腹すじをかゝへ、大勢こぞりて見侍りける、是わたくしに躍るにあらず、昔常陸の國にたつとき僧一人おはしける、其名をばほうさい房とぞ申ける、我すむ寺破損いたしければ、弟子あまた引つれ、太鼓かねの拍子をそろへおどり念佛をくはだて、はんじやうの所へ躍り出で、一錢半錢の勸進をえて、堂塔がらんを建立し給ふとかや、されば今末代に至つてほうさい念佛と名づけ、太鼓かねを叩きおもしろく踊りければ、おさあひは申に及ばず、老たるも若きも、我さきとこぞり出之を見、くわんじんを入ければ、思ひのまゝに米錢をまつべ、やぶれたる堂宇損ねたる橋までを建立をなし、その所繁昌すると申ける」、（此繪卷の時代は左に記せり、頭書、法齋湯、見二熱海地志一、（六左）そゞろ物語寛永十八年印本、江戸中橋の女歌舞妓の事をいへる處に云、「猿若出て色々の物まねするこそおかしけれ、はうさい念佛、猿まはし」云々、仁勢物語上の十六有、（按するに、正保慶安の頃のものなるべし、或は寛永中の物といへり）上の卷に云、「おかし男いとかじけ衰へて米錢もなかりけり、さるをいな事を習ひて、いざなふ者につきて、世中をすぎんと思ひて、出ておどらんと思ひて、かねなどをかふて頸にかけける、「出てゆかば心かるしとわらはれんよの方さいを人のしらねばとよみおきて出で申けり」云々、ト養狂歌集上卷の十六右（寛文の比）、「或人ほうさい念佛をゑがきて歌よめといふ、人はみなさいほうとこそ願ひしにさかさまごとぞほうさい念佛」、世事談卷五の五左（享保十九年印本）に云、「寛永の比泡齋といふ狂人の法師ありて町小路を奔る、わらんべ集り、氣違ひよ泡齋よとはやせり、今以て云事ありて、氣違の名目となれり」云々、

今これらの文を考るに、寛永より前ほうさいといへる僧ありて、をどり念佛をしけるを、寛永の比其まねして勸進し、しかりて後自ら踊念佛の名目になりしなるべし、世事談に狂人の法師といへるはひが事なり、すでに繪まきの詞書に、貴き僧とあるをや、をどるさまの狂人に似たるから、氣ちがひよほうさいよといへるならん、〇見聞集にみえたるを最も古しとす、此書は慶長十九年の記なり、

八八 腰拔風呂　徒然草參考惠空撰、延寶五年同三年の跋あり、同六年の印本、の四十五段強盜法印の條に、「續高僧傳二十、天台大師傳曰、夢逢二強盜一」云々、牽强と云べし、徒然草壽命院抄安立法印作、慶長六年也、足曳の跋あり、四十五段活本上の四十九丈強盜法印の條に、「今も柳原室町邊に腰ぬけ風呂とてあり、打聞たるは、風呂のたゝぬと云名のやうなれども、たつてゐられぬと云義也、とりなしに依て聞あしき名を附べからずと云」云々、この事醒睡笑のさくら風呂のことと併せ見るべし、昔の謎の類にて、物に名をおふせし事多し、

八九 宋字說　早川敬明

宋字散二見管子國策、亢倉子鶡冠子等書一、其爲二古字一、遺燼可二以斷知一矣、字家者云、宋字固武后新造字、而當時改書二地字一作レ宋、已若レ眞、然武后何不レ以二新造字一、若干悉改レ之、而獨何改二地一字一爲二宋字一乎、因思、武后新造字、當時唯用二之朝廷勅奏劄子一耳、何暇包二括天下書一悉改レ之乎、古人嚮言往々皆如レ是、秦世初改レ隸爲レ楷、務從二簡略一、然就レ中古字可レ通二于俗者、措不レ改焉、故古字十一存、於二簡編一者間在、卽宋、恧、悳等類、故西漢而下操觚士、皆用二通俗文字一而不二復用一古字一矣、獨古書中所レ遺之古字者、相承傳寫而不レ改焉、故古書有二古字一者、其所二由來一之舊、可二以知一爾、頃觀二最上丈人所藏古文孝經一、滋益信二予言不一レ誤焉、據レ此考レ之、丈人所藏書庸、詎知レ非二晉宋隋間相傳書一乎、宜當下以二其有二宋字一而明中證相傳之古上焉、亦據二此書一而可二以知一宋字斷乎古字一焉、

九〇 西洋學原始　今吾邦に西洋の學盛んに世に行はるゝ事、近く蘭化、昆陽、白石などより初れる由人人云もて傳ふ、然れども已に大永年間の著述にて中國措談といふ書あり、その書西洋の天文をとなふる權輿とも云べき歟、さて又伊曾保物語と云草子三冊あり、元和寛永の比、やんごとなき方のかゝせ給ふ書と桂川氏いへり、最上氏話なり、此書蠻書を翻譯せし始なりとぞ、此等今の西洋學のよつて起れる所といふべし、近來紅毛雜話、萬國新話、西洋雜記等くさぐさあり、かゝる類の書は、後藤梨春が紅毛談はじめ也、また〳〵萬國の風土人物などかけるは、西川求林齋が萬國人物圖說、華夷通商考など印行せし初なら

んか、

九一越中宮　越中國新河郡富山安養山富仙院極樂寺

開山明心佛眼法親王、後醍醐天皇第八皇子、越中宮と奉レ申、嘉慶元丁卯三月廿一日薨、六十一、

十三世萬蓮社法譽通源了慶上人之代、當寺系圖遂ニ奏聞一賜ニ勅額一、元和九年十八世也、

越中國射水郡高岡同末、安養山富仙院極樂寺

開山佛眼法親王、都て如レ前、初時宗歟、

加州同斷、安養山寶池院妙慶寺

越中高岡極樂寺より移出、開山佛眼法親王、後聞、由緒松平中村、伯耆守亡母爲ニ妙慶禪定尼位牌一所ニ造營一、改ニ名妙慶寺一、初號ニ極樂寺一、

加州金澤同斷、安養山報土院極樂寺

開山佛眼明心法親王、

右竹尾氏被レ爲レ見候、

九二物覺祕術　予曾て物覺祕術といふ書一冊を藏せり、そは人の一身に頭面部に配當して覺え居る時は、かず〳〵の品と雖も忘るゝ事なき也、委しくは本書に見えたり、然るに或日輪池翁のはなしに、安永天明の比か、木村肇といふ人物覺の傳を人々に授けて業とせり、殊の外はやり、後には怪しきうはさ出來て、公より捕られ糺問あれど、右にいへる如く、配當して覺ゆる事の熟せしなれば、やがて赦されてけりとぞ、

九三武后制字　唐書后妃列傳則天皇后傳（卷七十六の十四左、）云、「又享ニ萬象神宮一、以ニ太穆文德二皇后一配ニ皇地祇一、引ニ周忠孝太后一從配、作ニ曌而𡈼乙子𠀤𠀤思𠀤𠀤丑十有二文一、太后自名レ曌、則天武后の制字、因宜堂法帖、戲鴻堂法帖及び昇仙太子碑等に見えたり、卽ち因宜堂法帖を抄す、因宜堂法帖（第七帖、）所レ載僞周造像記、唐中宗居房州八年の條云、「武后所レ製字、見ニ於石刻一者、而、天、𡈼、地、𠀤、君、𠀤、君、乙、日、𠀤、月、乙、月、○、星、𢍰、授、𢍰、授、𡈼、聖、生、人、𠀤、國、𠀤、大、𢍰、讀、𡈼、讀、𠀤、初、曌、照、𠀤、生、𠀤、戴、𠀤、年、𠀤、戴、𠀤、臣、𠀤、正、𠀤、應、凡二十六字、攷ニ唐書后妃傳一、止有ニ十二文一、宜和書譜云、十九字、鄭樵通志略載ニ十八字一、又其末年改レ國爲レ國、識者以爲ニ不祥一、則其字體屢易、傳紀各隨レ所レ見錄レ之、有下不レ能レ盡者上矣」云々、また僞周杳冥君銘（唐中宗房州十四年、）の跋云、上略、「按、陳子昂文集曰、冥寞君墳、嘗發ニ於武氏一揜而錫レ之、以名亦武氏也、唐君臣正論ニ武后改易新字一、以ニ山水土一爲レ地、千千万万爲レ年、永主久王爲レ證、長正主爲レ聖、一忠爲レ臣、一生爲レ人、一人大吉爲レ君、當時章奏與ニ天下書契一、咸用ニ其字一、然僅行ニ於一時一耳」、（頭書、唐書文第十五卷に載す、○應峯群譚ニの廿九々、則天武后制字の事あり、）且おもふ舊唐書にあらば、唐書よりも今少しふるからんか、宣和書譜にも見ゆ、後世のものには代醉篇、五雜組（十三の廿九々、）等にも見えたり、或は云、金石萃編の武后字を用ひし條に委しく見えたりと、未だ本書を檢閲せず、

九四四當錢　明和より行はれ初めし四當錢の背に波文をつくる事、ゆゑあるべし、宋洪遵が泉志卷七一、太平錢の條に、「舊譜曰、錢有ニ三種一、大篆小篆隸書文、皆曰ニ太平百錢一、但字有ニ古今一、形有ニ大小一、又有ニ水波文及龜背者一」、また十三七ォに水波文の圖あり、可ニ併見一、因に云、攷古質疑卷三（二右）云、「宋元通寶、皇宗元寶、非ニ年邦の寶永通寶は蓋是に準ふに似たり、」

九五寛永通寶　明和四年五月朔日より四文錢通用はじまる、表に寛永通寶、裏には青海波を鑄る、泉の古字にかたどれるにや、其波紋始めは波數多して、後には波の數少し、圖を見てしるべし、緡は青き苧繩にて渡りしを、兩替屋にて鬱の緡を墨にてぬりて通用す、今はそれだに黑くそめず、五匁銀は去年より通用す、

今圖を爰にあらはす、皆御勘定吟味役川井次郎兵衛殿の所レ作なり、その比五匁銀を唐菓子に拵へ、四文錢は落雁にこしらへる、よき思ひ附なり、童謠に「品川女郎衆は四文錢、背中に波をしよつてゐる」滑稽なる事なり、右蜀山翁筆記、街談錄、

海錄卷之十六

一瓜瓠右纍　貴耳集（下の廿九右）、云、「天道尙レ左、故精神轉レ左、地道尙レ右、故瓜瓠右レ纍」、今之をもて庭前の蔓草を見るに、纍を右旋する事果して然なり、天地の理またしゆべからず、

因に云、右まき左まきなどいふ時、まゝ左右紛はしき事あり、喩へば右巴左巴右旋左旋の如し、或人の云、其時は我手指を握りて試むるが尤疾しといへり、左の指を握れば（図）如レ此なる也、これ左まき也、さらば左巴は（図）如レ此なるべし、何事にまれ近きに在り、これを遠きに求むと云べし、

二破竹之勢　晉書、杜預曰、「兵威已振、譬如レ破レ竹、數節之後迎レ刃而解」、

三故實の義　故實といへる事、近來諸禮家などにて專らいふ事なるが、其文字唐土にては、國語周語曰、「賦レ事行レ刑、必問二於遺訓一、而咨二於故實一、韋昭註曰、故實、故事之是者也」、（定本一の十二ウ、）吾邦の書には、神代の卷に故實カレマコトとよみて、義違へり、三代實錄（十七の十ウ、貞觀十二の二の十五、）の宣命にあるぞ始なるとぞ、

四合縱連橫　史記孟子列傳曰、「天下方務二於合縱連衡一、索隱曰、云々、高誘曰、關東地形縱長、蘇秦相二六國一、號爲二合縱一、關西地形橫長、張儀相レ秦、壞二關東縱一、使二與レ秦合一、號曰二連橫一」、

五跋扈　後漢書朱浮傳、李賢註曰、「跋扈猶二暴橫一也、（頭書、後漢書列傳二十四梁統傳に、「跋扈猶二强梁一也」、梁鴦の條に、「跋扈猶二强梁一也」、）通鑑綱目集覽曰、「顏師古曰、扈、竹籬也、水居者、於二水未レ至、先作二竹籬一、候二魚之入一、水退小魚獨留、大者跳二跋籬扈一而出、故言二跋扈一」、「詩皇矣無畔援箋云、「畔援猶二跋扈一也、疏云、凶橫自恣陵レ人之貌」、

六姑息　丹鉛總錄曰、「檀弓曰、細人之愛レ人也、以二姑息一、註、姑且也、息休也、其義殊晦、按、尸子曰、紂棄二黎老之言一、而用二姑息之語一、註、姑婦女也、息小兒也、其義姑明白」、

七先聲後實　史記淮陰侯列傳、「廣武君曰、兵固有二先レ聲而後レ實者一」、

八作レ俑　正字通曰、「俑、從レ葬木偶、檀弓孔子謂、爲二芻靈一者、善爲レ俑者不仁、註、芻靈束レ草爲二人形一、以爲二死者之從衛一、略似二人形一、俑則設レ機發動、全似二人能踊躍一也、今倡レ端不レ善、曰レ作レ俑」、

九腹藥　唐書文藝傳曰、「王勃屬レ文、初不二精思一、先磨二墨數升一、則酣飲引レ被覆レ面臥、及レ寤援レ筆成レ篇、不レ易二一字一、時人謂二勃爲二腹藥一」、（以上鈔言行錄輯釋中、）

一〇人壽　杜詩云、「人生七十古來稀」、故に世七十歳を古稀年といふ、然れども八十、九十乃至百歳に至る人もなきにあらず、五雜俎（五の四左、）曰、「人壽不レ過二百歳一、數之終也、故過二百二十一不レ死、謂二之失歸之妖一」、おもふに、六十一歳にして生年の干支にかへれば、二六百二十をもて終の數とするか、見聞集（慶長十九年の筆記、）卷一曰へるは、百八十をもて壽數の終とせり、之は天數六十、地數六十、人數六十と六十年一周として、三才の數を合せしなるべし、五雜俎（五の十四右、）また曰、「余見二高壽之人一、多能養二精神一、不二妄用一之、其心澹然無レ所二營求一、故能培二壽命之源一、然世間名利色慾之類、澹而不レ求可也、讀レ書窮レ理、老當レ不レ倦、若徒貿々玩愒、壽若二彭聃一、何益之有」、この言實に然り、高壽は尊むべき事、古へ已に爵齒德ともいへど、徒らに老たらんは、兼好のいへるむく犬の類とやいはまし、

一一セイタラ畠と云ふ　諺（諺第十二）　諺に、いらざる世話をやきて身力を勞するを、セイタラバタケに何をするなどいへり、何の義をしらず、故事因緣集（三の八ウ、）に、「神國に生るゝ人が、現世の神明を捨、未來の佛を信仰するは、才太郎畠へ走り過る」云々、之をもて見れば諺の意にあへり、才太郎畠は故事にてもありや、又松の落葉（五の廿五の左、）に三勝心中といふ小唄を載す、「いざや最期を急がうといふて、火屋の東のさいたら畑、露かしぐれか身をしる雨か」といふ文句あり、之をもて見れば、浪華の三昧所の邊の地名と見えたり、續小夜嵐（梓刻の年號なし、表題に西鶴とあれど疑ふべし、小夜嵐西鶴なれば、書賈の贋なるべし、）卷上五ウ、に、「その上兵粮は、さいたらばたけよりつゞけ侍れば、たやすくうつこと叶ふまじ」（この書、地獄極樂と合戰記せし書なり、）とあり、かゝれば冥府にゆゑある名にや、又は三昧の邊の地名なるをもて、冥府の合戰故にその名を用ひしか、同じ言の意か、殊にかはれり、猶考ふべし、

一二梟首　五雜俎（九の廿二ウ、）「猫頭鳥、卽梟也云々、此物夜拾二蚤蝨一、而晝不レ見二丘山一、陰賊性、卽其形亦可レ惡也、古人以二午日一賜二梟羹一、又標二其首一、以レ木、故標二賊首一、謂二之梟首一」、この文にて、梟首の義分明なりといふべし、

一三叢林の文　緇流の徒、古よりすべて文字あり、延天の頃は堂上家に專ら文學行はれしかば、之によりて庶人に文字あゑ事稀なるやうなれど、後世割據の世となりて、文筆はたゞ僧徒にのみある事のやうに成ゆけり、五山の叢林尤盛也と云べし、然るに僧徒もとより經世に意は勿論なれど、その中釋圓月は、後醍醐帝へ表を奉りて世の治亂を述べたり、その文載せて東海一漚集にあり、この類にはあらねど、釋日蓮が安國論を著しゝ、その論の佳否は姑く措き、また經世に意あるに似たり、

一四始皇坑レ儒焚レ書　秦始皇書を焚き儒を坑にする事、和漢をいはず、古今文人の慨嘆する所なり、或は文學正路上の七丈に、「始皇書を焚は書を弘むる」などいへる論は、彼をたすけし說と云べし、始皇黔首を愚にせんとの謀のみ、謝在杭云、「道非レ明レ民、將二以愚レ之、故蒼頡作レ書而鬼夜哭、聖人曰、民可レ使レ由レ之、不レ可レ使レ知レ之、夫使下民得ㇾ操二知之權一、則安用二聖人一爲矣」、他なし始皇が意も亦茲にあるのみ、〔頭書、續焦氏筆乘卷九に、秦不レ絕二儒學一の條あり、可二併考一、〕○蟻亭撫言乙篇十八オ、曰、「謝在杭曰、道非レ明レ民、將、、、、、、、、、、、安用二聖人一爲矣、全是秦始之意、欲二復起二焚坑之禍一耶、噫才學惡レ人、何至レ如レ斯耶、道學之廢、明儒釀レ之也、」

一五湯屋の看板に矢を出す事　湯屋の看板に矢を出せるは、ゆいれといふ猜なり、鹿野武左衞門が傳授咄といふ物に、みこし入道の、ゆやの看板の矢にて目をつきし話あり、さて西川祐信が繪本答話鑑享保十四年印本、卷下十ウに、右の傳授咄と同意の繪ありて、その上に「元がねとらるゝ慾人とは、鹿を追ふ獵師が山をみぬ格、たとへば見こし入道が湯屋の看板で目をつくが如しと」記せり、又寫本にて、北尾が柳樽の句意を繪ける冊子に、「男湯を女がのぞく急な用」といふにも矢の看板あり、可二併見一、

一六投扇興　投扇興といふ戯れあり、そは近く安永三年に、專ら世にもて興せしより、都鄙遍くしらざる者なし、その頃の冊子に、投扇興譜といふ小冊あり、その後又文化十年にも行はる、その頃投扇興圖式といふ小冊あり、その後又文政に至りても、予しれる中川五兵衞といふ者、淺草寺の境内にてこの戯を始めたりしが、公より禁せられて止みぬ、この間にも猶ありや、さて西川の繪本の零冊を得たるに、投扇興をもて興ずる圖あり、その書表題なし、紙數を記せし所に、世中の字あり、尋ぬべし、祐信の繪ならば享保頃

の證とすべし、然る時はその來るも亦古しと云べし、

一七六畜　「六畜」、僖公十九年、又昭公廿五年の杜註に、馬牛羊雞犬豕とあり、左傳昭廿五年、卷五十一の十三左、正義を按するに、爾雅、釋畜、周禮膳夫、等を引用せり、又漢書卷四、十二ウ、急就章廿三右註、併せ考ふべし、

一八出二乎爾一者反二乎爾一　曾子曰、「戒レ之之云々、出二乎爾一者反二乎爾一者也、」

一九關防　關防、松陰快談、銅關防、今典、無寃錄、上の廿三オ、關防牌面、大明律、中山傳信錄三の五十三オ、名物六帖、十ウ、十一ウ、五雜組、「其非二掌印一而給者、謂二之關防一、印方、而關防長、以レ此爲レ別耳、」

二〇佛の字　通雅曰、「佛、古佛字、宋張子賢言、京口甘露寺、二鐵鑊有レ文、梁天監造二佛殿前一、」

二一卐　學古編曰、「泉志開、有二泉文一、近二于道一者可二以廣見一、卐此字、人謂二萬字一、乃出二古錢一、不レ見二此書一、終不レ知也、〔頭書、卐字の事天祿識餘にもあり、〕

二二隸古　困學紀聞曰、董彥遠有二古文集類敍一、云、孔安國以二隸古一易二科斗一、故漢人不レ識二古字一、開元又廢二漢隸一、易以二今文一、故唐人不レ識二隸古一、原註、今按、書序爲二隸古一、定正義謂、就二古文體一而從レ隸、以定レ之、雖二隸而猶古一、蓋存レ古則慕レ爲レ隸、則可レ識下非レ謂二隸書一、爲下隸古上也、

二三往亡　通鑑唐憲宗紀曰、「李愬將レ攻二吳房一、諸將曰、今日往亡、愬曰、吾兵少不レ足レ戰、宜レ出二其不意一、彼以二往亡一、不二吾虞一、正可レ繫也、胡三省註曰、陰陽家之說、八月以二白露後十八日一爲二往亡一、九月以二塞露後第二十七日一爲二往亡一、」又事文類聚卷十二、二十二ウ、同部陰陽避忌の條に、「不レ避二往亡一、晉武帝攻二慕容起一、諸將曰、往亡之日、兵家所レ忌、帝曰、我往彼亡、吉孰大レ焉、遂平二廣固一、唐李愬攻二蔡吳房一、吏曰、往亡日、法當レ避、愬曰、彼謂二吾不レ來、此可レ繫也、」

二四偏旁の例　偏旁、摭言、右文、筆談、右旁、游宦紀聞、旁文、朱子語類、左文、野客叢書、左旁、游宦紀聞、人邊、南史、心邊、兼明書、金邊、同上、食邊、鼠璞、口邊、因話錄、口旁、同上、阜邊、字彙、木邊、賓暇錄、水邊、北夢瑣言、巾旁、群碎錄、肉旁、品字箋、馬邊、兼明書、馬旁、法書苑、言旁、同上、立身邊、同上、火旁、賓暇錄、糸旁、同上、絞絲、石林詩話、足旁、史記索隱、車邊、五雜俎、反犬、朱子語類、挑才、朱子語類、邑附、同上、酉旁、周禮疏、立旁、同上、立人旁、三字話、挑土、續書譜、广頭、增韻府、

竹字頭、時務（たけかんむり）、鑑表、木脚（ひとあし）、碧雲、駿、草頭、同上、玉字旁、三字話、疾字頭、同上、穴字頭、同上、山字頭、同上、

二五字舞　唐樂史柘枝譜曰、「字舞、以二身亞一地レ布成レ字、如レ作二天下太平字一者是也」

二六合同契　留青日札曰、「合要辭、卽今合同契也、使下王叔氏與二伯輿一合要上、王叔氏不レ能レ舉二其契一是也、左傳」（頭書、猪猛の內に合同契の圖說あり、）

二七燕石　文選應璩百一詩李善註引二闕子一曰、「宋之愚人得二燕石一」云々、

二八風流罪科　三國典略曰、「郎基字世業、嘗語人曰、任レ官之所、木枕亦不レ須レ作、況重二於此一乎、唯頗令二人寫レ書、樊子孟曾遺之書曰、在レ官寫レ書、亦是風流罪過、基答曰、觀過知レ仁、斯亦可矣」

二九襪線之才　北夢瑣言曰、「僞蜀韓昭琴棊書畫射皆涉獵、李台瑕云、韓藝如レ拆二襪線一、無二一條長者一」

三〇查　正字通曰、「俗以レ查爲二考察義一」、菽園雜記曰、「查義與レ槎同、水中浮木也、今云、查理查勘、有二稽考之義一」

三一糸　唐韻曰、「糸卽亦字」（八分書）

三二鋼漏（イケカ）、　俗名骨路（墨莊漫錄）、○老學庵續筆、記曰、「市井中有二補治一、故銅鐵器者謂二之骨路一、莫レ曉二何義一、春秋正義曰、說文云、鋼塞也、鐵器穿レ穴者、鑄レ鐵以塞レ之使レ不レ漏、余按、骨路正是鋼字反語」

三三麟經　謂春秋爲二麟經一、始二于宋一、曾敏行獨醒雜志云、「蔡京當レ國、黜二春秋之學一、蕭子荊謂二馮澥一曰、蔡氏廢二麟經一、忘二尊王之義一矣、是將レ爲二宋王莽一」

三四貴耳賤目　張衡東京賦曰、「未レ學二膚受一、貴レ耳而賤レ目者也、」李善註曰、桓子新論曰、世咸尊レ古卑レ今、貴レ所レ聞賤レ所レ見」、（頭書、「釋レ近謀レ遠者勞無レ功、」三略九左、○抱朴子外四の七右、「貴レ遠而賤レ近、而疑レ目、信レ耳」）

三五切韻　夢溪筆談曰、「切韻者上字爲レ切、下字爲レ韻、須レ歸二本母一、韻須レ歸二本等一、切歸二本母一、謂二之音一、和本等聲盡汎二入別等一、謂二之類隔一」

反切　字彙、「反切、音韻展轉相協、謂二之切一、反音平聲與レ翻同、兩字相摩以成二聲韻一、謂二之切一、其實一也、」

三六握二兩手汗一　姜南投甕隨筆曰、「今世人傍二觀人涉レ險、而濟者輒曰、爲レ爾捻二兩把汗一、按二元史一、憲宗召二趙璧一問曰、天下何如而治、對曰、請先誅二近侍之尤不レ善者一、憲宗不レ悅、璧退、世祖謂曰、秀才汝渾身都是膽耶、吾亦爲レ汝握二兩手汗一也、」

三七鶴神　田家五行曰、「諺云、荒年無二六親一、旱年無二鶴神一、」

三八阿房馬鹿　今の俗癡呆を稱して阿房馬鹿と云へり、阿房は始皇阿房宮を造りて國を亡ぼせしを云ふ、（諺草に見えたり、述異記下の一に云、「始皇二十六年童謠云、阿房亡二始皇一、」今云へると似たり、馬鹿は、唐書七十四の三、元稹傳列傳九十九、曰、「其小人云々、趙高刑餘之人、傳レ之、殘忍戕賊之術、日恣睢二天下之人一、未レ盡二愚而亥一、不レ能レ分二馬鹿一矣」、趙高故事、史記秦二世皇帝本紀、陸賈新語、「阿房、今俗呼レ愚爲二阿房一、秦始皇之故事也、」）

因に云、趙高馬鹿の故事人皆しる、蒲を爲レ晡、黑を爲レ青の事、羅山文集七十四十三左、に見えたり、

三九窮鳥入レ懷　三國魏志邴原傳曰、「遼東太守公孫度欲レ殺二劉政一、註引二魏氏春秋一曰、政投レ原曰、窮鳥入レ懷、原曰、安知二斯懷之可レ入邪」

四〇千聞不レ如二一見一（諺第十三）　陳書蕭摩訶傳曰、「侯安都謂二摩訶一曰、卿驍勇有レ名、千聞不レ如二一見一、」（頭書、「百聞不レ如二一見一、」漢書趙充國傳六十九の三右、）

四一讀書法　寓簡曰、「玉庠問二讀書之法於眉山一、眉山以レ書答云、畢竟欲二少年爲レ學者、每二一書一皆作二數次一、讀レ之書レ之、富如レ人レ海、百貨皆有、人之精力不レ能二盡取一、但得二其所レ求者一爾、故願レ學者、每次作、一意求レ之、如レ欲レ求二古今興亡治亂聖賢作用一、且只以二此意一求レ之、勿レ生二餘念一、又別作二一次一、求二事跡故實典章文物之類一、亦如レ之、他皆倣レ此、雖レ似二迂鈍一、而他日學成、八面受レ敵、與二涉獵一者、不レ可二同日而語一也、」

四二醫者意也　唐書曰、「許胤宗善レ醫、或勸二其著レ書、答曰、醫者意也、思慮精則得レ之、吾意所レ解、口不レ能レ宣也」

四三反切始二于高誘一　清盧見曾戰國策序曰、涿郡高氏誘、少受二學于同郡盧待中子幹一、嘗定二孟子章句一、作二孝經呂氏春秋淮南諸解訓詁一、悉用二師法一、尤精二音讀一、其解二呂氏春秋淮南一二書一、有二急氣緩氣閉口籠口之法一、蓋反切之學、實始二于高氏一、而孫叔然炎在二其後一、今刻二二書一者、盡刪二其說一、爲レ可レ惜也」

四四黿頭　列子湯問篇曰、「渤海之東云々、有二五山一焉云々、五曰二蓬萊一、帝使巨黿十五舉レ首而戴レ之、迭爲二三番一、」

四五鐵鞋　拍案驚奇曰、「踏破鐵鞋無二不レ見處一、此れ假設の言なり、

四六覆水不レ收　後漢書光武紀曰、「反水不レ收、何

進傳、慕容超傳並曰、「覆水不レ收」、李白詩、「水覆難ニ再收一」、皆用ニ太公語一、拾遺記曰、「太公初娶ニ馬氏一、讀レ書不レ事レ產、馬求去、太公封レ齊、馬求再合、太公取ニ水一盆一傾ニ于地一、令ニ婦收レ水、惟得ニ其泥一、太公曰、若能離更合、覆水定難レ收」

四七書名に濁點を記せる事　日本現在書籍目錄に、「孝經一卷」、註に、「孔安國註、梁末已逸、今疑非ニ古文一」とあり、同書に風俗通卅二、（塵劭撰）又同書に書名に濁點を記せしあり、搜神記卅卷、（干寶撰）また楊子大玄經十三などみえたり、

四八月の大小を唄ひし歌　稗史はその時世を見るに足る事多し、殊に鹿武左門口傳咄（下の卌二オ）に、延寶天和の改元の話あり、鹿の卷筆に、貞享の大小を判ずる話あり、また落葉集（四の十三オ）の小うたに、大小見踊とて、元祿十三年の大小を作りし唄あり、續松の葉（三の一オ）にも、わか水と云小うたに、寶永三年の大小あり、昔の風俗思ふべし、今も猶何ごとにも落書あり、年をへて之を見れば、當時を見るこゝちぞする、

四九ふとところ脇差　俗に腹心に賴み思ふ人を、フトコロ脇差と云、伊王野文書に、「大坂兩御陣、伊王野下總守同又次郎父子共に御供仕候、冬御陣は平野口相勤申候、夏御陣は洲名表被ニ仰附一候に付、本多佐渡守を以て那須七騎共に御先を被ニ仰附一候樣、乍レ恐申上候へば、權現樣御直に、那須七騎御懷脇差と被ニ思召一候間、彌洲名表可ニ相勤一旨難レ有上意に、則相勤申候」とあり、古き諺と見えたり、

五〇發語　發語（オコシコトバ）とは、後世にいふ枕詞也、日本紀私記にいへり、（國文世々の跡卷の上十四の右）

五一唐書抄（四條）　唐書卷四十四（二オ）「選擧志云、凡博士助教分レ經授ニ諸生一、未レ終レ經者無レ易レ業、凡生限ニ年十四以上十九以下一、律學十八以上二十五以下、凡禮記、春秋左氏傳爲ニ大經一、詩、周禮、儀禮爲ニ中經一、易、尙書、春秋公羊傳、穀梁傳爲ニ小經一、通ニ二經一者、大經小經各一、若中經二、通ニ三經一者、大經中經小經各一、通ニ五經一者、大經皆通、餘經各一、孝經、論語皆兼通レ之、凡治ニ孝經論語一、共限ニ一歲一、尙書、公羊傳、穀梁傳各一歲半、易、詩、周禮、儀禮各二歲、禮記、左氏傳各三歲」、同書（同卷八ウ）「寶應二年、禮部侍郎楊綰上疏言、進士科起ニ於隋大業中一、是時猶試レ策、高宗朝、劉思立加ニ進士雜文明經塡帖一、故爲ニ進士一者、皆誦ニ當代之文一、而不通ニ經史一、明經者但記帖、括又投レ牒自擧、非ニ古先哲王側席侍レ賢道之一、請依レ古察ニ孝廉其鄕閭一、孝友信義廉恥而通レ經者、縣薦ニ之州一、州試ニ其所レ通之學一、送ニ于省一、自レ縣至レ省、皆勿ニ自投レ牒、其到狀保辨識牒皆停、而所レ習經取ニ大義一、聽レ通ニ諸經之學一、每問ニ經十條一、對策三道皆通、爲ニ上第一、吏部官レ之、經義通レ八、策通レ二、爲ニ中第一、與ニ出身一、下第罷歸、論語、孝經、孟子兼爲ニ一經一、其明經進士及ニ道擧一並停、同書（同卷九ウ）「今取レ士試ニ之小道一、而不レ以ニ遠大一、是猶下以ニ蝸蚓之餌一垂レ海而望中呑舟之魚上、不ニ亦難一乎」、同書卷四十五（一ウ）「凡擇レ人之法有レ四、一曰身體貌豐偉、二曰言辭辯正、三曰書ニ楷法一、遒美、四曰判ニ文理一、優長、四事皆可レ取則先ニ德行一、德均以レ才、才均以レ勞、得者爲レ留、不レ得者爲レ放」

五二追手搦手　追手搦手といふ事、昔よりその義を詳にせず、按ふに、これは古昔檢非違使の詞などにやあらん、搦手は今の取手といふが如きならん、著聞集、（九の六オ）義家將軍の金澤を攻らるゝ事をいへる條に、「此野に必ず敵ふしたるべし、からめ手を廻すべし」とあり、これ今の取手と同じ證なり、思ふに戰國には、殊に忌詞多かれば、味方より敵城をさして表を追手といひ、裏を搦手とはいへるなるべし、

五三選擧　唐書選擧志（四十四の六オ）云、「令弘文崇國子、生ニ季一一、朝參、及下註ニ老子道德經一成上、詔ニ天下一、家ニ藏其書一、貢擧人減ニ尙書論語策一、而加ニ試老子一、」

五四文字の假借　經訓堂本墨子校註畢沅序曰、「先秦之書字少ニ假借一、後乃偏旁相益、若下本書ニ源流之字一作レ原、一又作レ源、金以レ溢爲レ名之字作レ益、一又作レ鎰、四竟之字作レ竟、一又作レ境、皆傳寫者亂レ之、非ニ舊文一、乃若下賊ニ敗百姓一之爲ニ殺字古文一、遂而不レ反、合ニ于遂亡之訓一、關叔之卽營叔上、實足ニ以證ニ聲音文字訓詁之學一、好古者幸存ニ其舊一云、如ニ其疏略一、以俟ニ敏求君子一、」序ニ同書星行衍序云、「傳寫譌錯、更難ニ鉤乙一、」（序三の オ）

五五墨子抄二條、　墨子親士第一、（卷一の一右）「良弓難レ張、然可ニ以及レ高入レ深、良馬難レ乘、然可ニ以任レ重致レ遠、良才難レ令、然可ニ以致レ君見レ尊、同修身第二、（卷一の三左）「本不レ固者、末ニ必幾一、雄而不レ修者、其後必墮、原濁者流不レ淸、行不レ信者名必耗」

五六諸行無常　諸行無常の四句の偈、大般若涅槃經卷十四聖行品第七の四（卷十四の十六オ「諸行無常、是生滅法、」同卷の十九オ「生滅滅已、寂滅爲樂」）あり、にあり、然れども過去現在因果經卷一（十一ウ）には、四

句ともに一處にあり、この經阿含部なれば、涅槃經よりやこの方ぞ先づ引出づべき事なるにや、

五七兵家茶話抄錄（垂水廣信、立花氏紋、天下一、栗屋勝久、伊賀人柘植某は、彌兵衛宗清末也と云條、）　兵家茶話卷九、「又多々良玄信といふ旨人あり、諸家の系圖を記臆して、望に任せ妄作しける、此時二山彌三郎義長といふ人あり、始は陽明の說をとき、後程朱の說に歸して其名高かりし、玄信より〳〵彼人の許に行て、諸家の事ども物語し侍りけるに、義長が妻は垂水某の女にてありける、垂見氏は伊勢の國司に仕へたる者といひ傳へたれども、書傳へたる物なければ、いか計の采地をはみたりしや、考べき據もなし、いと本意なき事と語られしに、玄信申けるは、中葉伊勢に垂水河內守廣信といふ人あり、朱註の四書を信じて萬里小路藤房卿に奉る、後嘉文亂記を述作し給ふ、其事跡は長濟草といふ書に詳に候、記臆し侍ればよみて聞せ參らせんとて、書に向ひ讀が如く、少しの滯りもなく全篇讀ければ、義長感じ入、今一通讀給へ、手書し侍らんといへば、玄信諾してよむを、一字の誤りなく手書して、稱美甚しく、祕して人にも見せざりしが、京都の藤井闌齋と義長同じ學流なれば、或時彼長濟草を書寫しておくる、藤井氏諫諍錄述作の時、長濟草をひいて垂水廣信を載たり、此書世に行はれて、會津の人の作れる日本通紀、攝州大坂の寺島良安が作れる三才圖會にも、廣信が事を書たり、垂水河內守廣信といふ人、實錄雜記にも曾てなき人にて、玄信が僞作の長濟草を實記と見て、書に記して天下に行ふ、按ふに、一人傳レ虛萬人實として虛を傳ふ、（關八右衛門忠英といふ人、二山義長門人にて、能玄信が事を知りて語られし、玄信或は佐々木盛信と云、幾度も姓名を變ぜし者也といひ傳へたり、）

同書卷四云、「立花氏紋、初は杏葉なり、左近將監統當東國配流の後、筑後國祇園山我上に覆かゝると夢見し、やがて本國に歸府ありしかば、牛頭天皇の神慮を恭く思ひて、彼社の守の象を家紋とせられし、今祇園守の紋是也と也」云々、

按に、立花祇園守、筑後祇園社の守すがた也、世俗京都の祇園守といふ非也、其制たるなり云々、

同書六に云、「出羽羽黑の南に荒澤といふ所あり、此所に小橋を渡せり、擬寶珠からかねにて作りぬ、

奉レ建二立出羽國羽黑山麓御橋一

施主直江山城守兼續

文祿二年巳五月吉日　天下一通仁作」

同書八云、「永祿六年の頃、越前朝倉左衛門督義景若狹國を攻むとて、一族の朝倉太郎左衛門幷牛田又八を隊長とし、若州に發向し、粟屋越中守勝久が織田信長公の下知を守り、國吉城に居たりしを圍て、急に攻落さんとす、勝久防戰よくして寄手利なかりし故、翌年に至て朝倉勢を引て越前に歸る、其後信長公若州に至り給ひ、粟屋が數年の功勞したるを感じ給ふ、木下秀吉も御供成りしが、粟屋が手を取て、武士たる者の手本也とて戴き給ふと也、若州の國士山本豐後、同上野兄弟も、勝久に屬し國吉に籠て功勞を勵みけるとなん、（山本家說、）」

五八孔門の人名の詩　朝野群載卷一、（文筆「五言奉二試賦一得二敎學一爲レ先、八十字、每レ句用二仲爲篇一、仲尼弟子名、」江匡衡

建國君民者、須レ令レ敎二學行一、誨來予不レ倦、習處若寧輕、稽レ古長鑽仰、于レ今自化成、有レ時歡受レ賜、何日忘二研精一、照レ卷月淸潔、拾レ螢火滅明、文永無レ墜レ地、賢愧不レ齊レ名、豈敢非二來學一、誰應得耕口、幸逢レ施二德世一、開二快樂心情一、

同書卷十三、紀傳上、「申策試、請下被レ下二宣旨於式部省一令二課二試文得業生一、位上丹後大掾藤原朝臣有信狀、右件有信、去天喜三年補二文章生一、康平四年補二得業生一、先後之勞九二年于茲一、螢雪之功差淹、櫟樟之材既長、倩案二傍例一、得業生之後、及二三箇年一奉レ試之者、蹤跡多存、就レ中有信韜二淵景於學海一、傳二華文於儒林一、早攀二一枝之月桂一、久送二數稔之星榆一、見二其傳器一、最堪二權廕一、望請天恩早降二綸旨一、令二件有信遂二楊庭之志一矣、仍勒二事狀一謹請、

處分　康平六年正月日」

五九悉曇の表金二家（抄錄三條、）　悉曇藏序六、云、「第五、字母翻音云々、二定二異音一、則述二秦隴一、則平爲レ入、梁益則平似レ去、我國舊來表金二家、或無二上去之輕重一、或無二平去之輕重一、新來惟正、智聰二家、或上去輕重稍近、或平上去相涉、評爲二大唐吳漢二音一、天竺中邊別音、中天之音多用二漢音一、北天多用二漢音一、少用二吳音一、南天之音多用二吳音一、少用二漢音一、少用二吳音一、」同書卷五（廿九ヶ字母翻音有レ三、二定二異音一の條、）云、「我日本國元傳二二音表一、則平聲直低、有レ輕有レ重、上聲直昂、有レ輕無レ重、去聲稍引、無レ輕無レ重、入聲徑止、無レ內無外、平中怒聲、與レ重無レ別、上中重音、與レ去不レ分、金則聲勢低昂、與レ表不

レ殊、但以ニ上聲之重稍似ニ相合一、平聲輕重始重終輕、呼レ之爲レ異、脣舌之間亦有ニ差升一、」同書二十九ウ、悉曇韻紐有三三二方韻の條、云、「元造曆云、伶倫造レ笛、文、此乃取ニ嶰谷竹一、學ニ鳳凰鳴一者也、笛有ニ十一孔一也、二孔闕而不レ傳、其九孔者以出ニ五音一、竹節爲レ尾、竹抄爲レ首、本管之口呼レ之爲レ口、從レ此而起、於ニ竹腹上一一二三四五六七孔如レ行、呼爲ニ次干五上夕中六一下口六二孔爲レ宮」

六〇 伎藝の妙　藝道は、絶妙に至れば感應ある事なり、城松と云盲人の、洞蕭を吹て變を知り、翁草卷五、原富の、三線にてつなみを知れるも、鴨村瑣記、みな其妙に至ればなり、師曠の、琴音に◎原本缺文を知れるも亦誣べからず、

六一 觀應の文書

北國凶徒事、廻ニ籌策一、令ニ誅伐一者、殊可レ抽ニ至盡一樣如レ件、

觀應二年正月四日　（花押）

灌　正　院

六二 蛻巖集抄　「蛻巖集」後篇卷之五廿ウ、「杜三楊譜文集序、

物茂卿譏ニ和歌一云、三十一字侏離之言、不レ足レ道、蓋東人而華ニ其腹一者、固一家言耳、兩伯陽嘗語レ予曰、玉露凋ニ傷楓樹林一、美則美矣、不レ如ニ我猿大夫紅葉鹿鳴一、使ニ人易レ感レ之、爲レ愈也、伯陽善ニ華音一、綜博有ニ藻材一、其品不レ出ニ茂卿下一、而其言也如レ此、可レ謂ニ知言者一哉、夫俳譜者古國風之一體、降而爲ニ今之俳譜一、亦已尙矣、物與レ人開レ慧與レ詞長、乃能鑄ニ俗于雅一、揉ニ雅于俗一、目中無レ可、可象ニ之景一、心曲無ニ不レ可レ說之情一、上可ニ以告ニ王皇天將一、下可ニ以諭ニ牙儈屠兒一、亦一種風流也、顧伯陽意中人亡論已、假令茂卿見レ之、不レ覺欣然解レ頤而曰、勝レ讀ニ窮措大詠レ學詩一矣、孰謂ニ譜レ之道汙一乎、三楊氏少從ニ東都寶晉子一學レ譜、其煉レ句也、去レ皮得レ骨得レ髓、奇如ニ天吳九首卷一潮、一々噴レ玉、幻如下術士斷ニ黃魚一續中黑魚上、不レ見ニ其縫一、銳而可レ畏、如ニ老衲接一人、隻箭射ニ倒塵中塵一、艷而可憐、如ニ雛妓攜ニ花枝一、迎歡眼語一、變態百出、左右逢原、眞譜才哉、曰、晉子譜歌海內無雙、又能屬ニ譜文一、所レ著類柑集行ニ于世一、惜乎人亡琴存、寥々乎無ニ復聞一矣、三楊氏克繼ニ其志一、每與至、輒修ニ文辭一、以自樂、英華精彩、亦譜之餘也、昔宋大尉袁淑、采ニ文章一、使ニ人可レ笑者、次而題レ之、各曰ニ俳譜集一、蓋文章而俳譜焉者也、我東人假ニ女字一寫ニ男腸一者、徒

然草爲ニ其最一、而擧白集殿レ之、皆以ニ源語枕草一爲ニ藍本一、而潤ニ色之一、未ニ嘗聞ニ俳譜焉者一也、晉與レ楊則俳譜而文章焉者、非邪、予冠レ經而佩レ史、爺ニ宣尼一、而娘ニ迦文一、廼文廼詩、乃詩餘乃傳奇、乃和歌乃俳譜、性靈攸レ發、莫レ不レ染レ指、以レ故二子於ニ譜社一爲ニ金蘭一久矣、今焉會レ茲、編成請レ冕、因筆ニ前言一授レ之、

六三 一統志內府本　內府本一統志流布本五卷の十二葉左、延慶州作ニ隆慶州一、細註、糧三千九百石零七字无、建置之條、隆慶元年改曰ニ延慶一、八字无、蓋坊間爲ニ翻刻一時、改レ字補入者乎、又內廿六卷の五右、禹州作ニ鈞州一、細註、萬曆三年以下至ニ禹州一十字、內府本无、蓋坊間爲ニ翻刻一時補入、且以ニ鈞州一改ニ禹州一者乎、

六四 蘭奢待　東大寺所藏香木有ニ蘭奢待一、或云、蘭奢待之名字中、隱ニ東大寺之三字一、未レ知ニ是否一、さて蘭奢の義、何の故をしらず、「頭書、俗說餐辨續篇下の十七ウ、已に辨說あり」按に、朱子語類曰、「王導爲レ相、只周ニ旋人一、過ニ一生一、嘗有ニ座客二十餘人一、逐一稱讚、獨不レ及ニ一胡僧幷一臨海人一、皆不レ悅、導徐顧ニ臨海人一曰、自ニ公之來一、臨海不ニ復有レ人矣、又謂ニ胡僧一曰、蘭奢、蘭奢乃胡語之褒譽者也、於レ是二人亦悅一之によれば、香木を褒譽して然名づけしものなるべし、

六五 關城書跋　此書、頃日出レ自ニ奧州民間一、然書尾破損、闕ニ其年月一、又不レ知ニ誰某贈ニ誰某一也、書中謂下高氏盜ニ據中原一、已經中七箇年上、則蓋曆應元年、尊氏任ニ將軍一、自レ是算レ之、則當ニ康永三年一歟、又謂下故入道上野介朝臣深存ニ忠貞一、足下父子爲中彼嫡流上、疑是所レ贈ニ白河結城上野介入道道忠子大藏少輔一歟、按、書中曰ニ贈一位一者、奧州國司顯家也、竹園者宗良親王歟、三位中將者顯信也、考ニ之於新葉集、太平記一可ニ以見レ之、又詳ニ此始末一、則北畠准后親房之所レ作歟、親房守ニ關城一事、雖レ未レ考ニ出之一、然此書曰、當家出レ自ニ皇族一、久立ニ公門一、又謂、先朝一老慇懃顧命、傍若レ無レ人、有ニ保護之勞一、且全篇事實文段推ニ考之一、於ニ當時一非ニ親房一、而誰歟、公卿補任載下後醍醐院御宇之初、親房爲ニ陸奧出羽按察使一、同院重祚時顯家爲中奧州國司上、此書曰、贈一位在レ國、愚身上洛者可ニ幷按一矣、然則顯家歿後、顯信赴レ任時、親房雖レ老再東征、到ニ奧州野州之邊偶一在ニ關城一、忽會ニ敵兵來圍一、而作ニ此書一、以贈ニ白河結城氏一、求ニ援兵一乎、猶待ニ他日之重校一耳、

正保四年暮春　　向陽子

六六鍾馗　唐明皇玄宗、夢に鍾馗の鬼を捕へしを見て畫がかしめし事、唐逸史に出たるが始めなり、その書今亡びて不レ傳、引用する所のもの、事文類聚を古き證とす、〔頭書、文は櫻陰腐談に載すを以てこゝに贅せず、可二併見一〕其書の前集卷六十二、天時部元日の條古今事實、に見えたり、陵餘叢考に天中記引二唐逸史一とあれど、事文類聚の古きにしかず、然はあれど國史經籍史に逸史を載すれば、明までは傳へたると見えたり、

六七戌戌　塩囊抄卷二廿四「戌は亡寇反、吳音ハム、讀はッチノエ也、是中に一點を加れば戌、思律反、常にはジュッと云、日よみのイヌ也、

六八鹽尻　天野信景鹽尻云、「伊勢物語に富士の形をしほじりといへり、歌人其しほじりを祕とす、予海濱に遊んで鹽竈の煙を見しに、海民鹽を燒くに、廬邊砂を集めて堆をなし畦を作す、潮水來りて砂畦を浸す、所によりて潮を汲て砂畦を作す、日にからして後、砂を積み山樣を作り日に曬す、」これを志保之利と云、實に富士の形に似たり、海邊の俗語にて、祕とする事にあらず、歌客京に居り、遠海のことに疎く、時去て知る人なく、たま〳〵それと傳へし者、祕して之を傳へしにこそ、火呪詛、蓋其職在二巫史卜祝之間一、故雖二視流内一、而卑二冗猥一雜陪臣之賤者一也、其在二唐時一、已有二誘レ人入レ教之事一、故嚴加二禁斷一、第許二彼國之歸化者一、自習レ之、本朝之柔、遠人其令甲、亦猶是也、今其說曰、耶蘇刑死而天之主、則又利瑪竇、私立二名字一、以爲二神奇一、不レ知二適誣一其先一耳、而徐光啓等、從而尊二奉之一、其惑甚矣、夫天帝之號、見二於禮經一、周禮大宗伯職曰、以禋二祀昊天上帝一、鄭康成謂、冬至祭二天於圜丘一、所二以祀一天皇大帝一、今會典所レ載、圜丘壇所レ祭皇天上帝是也、帝無二形與一レ氣、特有レ號耳、佛氏之說、荒唐妄誕、而利瑪竇等又僞造二耶蘇一、其人以實レ之、其叛レ經蔑レ古、慢レ神誣レ天、罪可レ勝レ誅哉、故因レ讀二通典一、而特疏二其始末一、既以レ祛二天下後世之惑一、且笑二徐光啓等之愚陋一、遂成二其惡一、抑亦士大夫之恥也、」

七〇午牛　和歌童蒙抄卷九二ウ「馬、

垣こしにうまをうしとはいはれども人の心のほどをしる哉

中條中納言の小式部内侍に遣しける歌也、孔子の道をおはしけるに、馬の垣より頭をさし出たりけるを、牛よとの玉ひければ、弟子ども怪しと思ひ、顏回ぞ十六町を行て心えたりける、日よみの午と云ふ文字の頭出したるは牛と云ふ也、」

七一連歌　新撰菟玖波集卷一一ォ、序云、「それ連歌は倭歌の一の體として、そのかみより傳はりて人の世に盛りなり、その句を上下に分ちし事は、日本武尊の、にゐばりつくばの言の葉に始まり、その文字を五七にとゝのへし事は、大伴の家持、かゝるわさいねと連ねしよりぞ起りける」云々、

七二除貧鬼　高陽子、好衣敝食糜、正月晦日巷死、世作二糜棄破衣一、是日祝、於レ巷曰二除貧鬼一、韓文公送窮文亦云、正月乙丑晦、主人使二奴星結レ柳作レ車、縛レ草爲レ船、載二糗與一レ糧、三三揖窮魂一、而告レ之、事文類聚前集六十二ウ、天時部元日條、

七三小春潮熱　事文類聚卷十二、五ォ、天時部冬十月の條、「冬日其暖如レ春、故謂二之小春一、初學記、田家五行云、八月の條、戴本九ウ、「中旬作レ熱謂二之潮熱一、又名二八月小春一、」同十ウ、「冬初和暖謂二之十月小春一、」美成按に、八月小春又見繫壤集、〔頭書、月令廣義、十八の七左〕十月令に、小春、初學記、冬日其暖如レ春、故曰、「八月中旬作レ熱、名二八月小春一、冬初和暖、謂二之十月小春一、」美成按に、八月小春、〔頭書、小陽春〕○春雨抄第七（五十三葉左、この字部）曰、「一こはる、夫木、神無月しぐるゝ物を冬のかげ春に似たりと誰かいひけん」○夫水抄第十六（廿二葉右冬部一神無月の條）曰、「祇園社百首時雨、皇大后宮大夫俊成卿、「神無月しぐるゝ物を冬のかげ春に似たりと誰

六九景教天主教第二　清ノ沈大成の學福齋雜著曰、「余讀二杜氏通典職官一、而曉二然於西學之誕妄一矣、其入二中國一也、唐高祖時已然、不レ自二明之末造一也、而徐光啓之徒、未二嘗讀レ書以爲二創見一、寡聞從而尊二奉之一、甚矣其惑也、今攷職官之視流内、視正五品薩寶、視從七品薩寶府祆正、〔頭書、穆護祆、通鑑通雅西溪叢話、○槐四雜志卷二の四十ウ、に、天主教の唐世已にある事を辨じて、西溪叢話、丹府元龜岳柯程史等を引用せり、今沈大成說に校するに、甚詳なりとす、〕杜氏之註曰、祆呼烟反、祆者西域國天神、佛經所レ謂摩醯首羅也、武德四年署祆祠、及官常有二番人一、奉二事取火呪詛一、貞觀二年署波斯寺、至二天寶四年七月一、勅、波斯經教出レ自二大秦一、傳習而來久、行二中國一、爰初建レ寺、因以爲レ名、將欲レ示レ人、必修二其本一、其兩京波斯寺、宜二改爲二大秦寺一、天下諸州郡有者、亦宜レ準レ此、開元二十年七月勅、未摩尼法、本是邪見妄稱、佛教誑二惑黎元一、宜二嚴加二禁斷一、其西胡等、既是鄉法、當二身自行一、不レ須二科罪一者、沈大成曰、佛經摩醯首羅天、華言大自在、三目八臂、騎二白牛一執二白拂一、有二大威力一、能知二大千世界雨滴之數一、卽彼教所レ謂天主也、祆祠者、說文闕中入〔頭書、入惑人誤〕呼レ天爲レ祆、今之天主堂也、未摩尼法者天主教也、其初本託二浮屠一以入二中國一、故其所レ居曰二波斯寺大秦寺一也、其曰二取

七四松原自休（かいひけんじ）　松原自休手錄二卷、其書蓋し實錄なり、然れども何人なるをしらず、此頃ふと南浦文集を見るに、卷中冊々に、與二自休一書一篇あり、其文云、「自休翁、亦本備之前州一勇士也」とあり、又云、「翁語二座客一曰、我夫妻三族之在二津陽一者、匪二啻一人一、去二此津陽一三百里、三族之在二大坂城一者、其存其歿、我今未レ知、我夫妻悲傷之餘、寢寐若レ有レ見レ之而已」ともあり、午錄に記す所を幷せ按ふに、必この翁なるべしと思はるゝ事あり、

七五詮嗤符　宋ノ施正臣繼古聚編曰、「江左有二文拙一、而好二刻石一、謂二之詮嗤符一、」

七六省文もと古字　宋ノ永亨搜採異聞錄曰、「今人作二字省文一、以レ禮爲レ礼、以レ處爲レ處、以レ與爲レ与、丸章奏及程文、書冊之類、不二敢用一、然其實皆說文本字也、許叔重釋、礼字云二古文一、處字云レ止也、得レ几而止、或從レ處、与字云二賜予一也、與レ與同、然則當下以二省文一爲レ正上、」

七七伊呂波　「江談云、天仁三年八月日、向二小一條亭一、言談之次問曰、假名手本何時始起乎、又何人所レ作哉、答云、弘法大師御作云々、件事無レ所レ見、但大后自筆假名法華經供養之時、被レ行二御八講一之講師、南北英才相遞爲二導師一、高名、清範、慶祚等之輩、各振二富樓那之辯才一、之、後源信僧都、又勤二此事一、說云、日本國誠雖二如來之金言一、唯以二假名一可二奉書一也、弘法大師云、傳二習諸眞言梵字悉曇等密法一之後、寄二四敎法門一、作二イロハニホヘトの讚一給、以來一切法門、聖敎、史書、經傳、不レ離二此讚文字一、イロハの字は、色句と云心也、不レ說二他事一、只心二此事一、令レ講に、人々皆驚耳之由所二傳聞一也、古人日記中、在二此事一者、又問レ之、然者件弘法大師御時以往無二假名一歟、日本紀中、假名日本紀在レ之由、慮外令レ見、如何、答云、此事尤理也、雖レ然只付二傍言一、令レ書也、猶イロハニ者、彼時始歟云々、一說、伊呂波有二三段一、イロハニホヘトチリヌルヲ、奈良護命傳敎大師作、ワカヨタレソよりエヒモセスまで、弘法大師作、京、僧正作、或云二慈覺大師一、右河海、抄梅が枝卷に出、

七八拙速　孫子曰、「兵聞二拙速一、未レ覩二巧之久一也、」作戰第二、文字曰、「百星之明、不レ如二一月之光一、」〔頭書、麓堂諸話四十一右に云、巧遲不レ如二拙速一〕

七九四敎儀　天台四敎儀、大藏中會字の函に收む、其書の初に、馮夢禎の刻天台四敎儀引あり、其文に云、十四「四敎儀者、則高麗沙門諦觀禀二法華玄文一而錄出者也、書凡二卷、上卷明二一家判敎之義一、下卷明二南北諸師宗途異計一、今所レ傳者上卷耳」云々、已に四敎儀の卷末冊八に、自二從此一下略、明二諸家判敎儀式一耳とあるを、自二從此一下略明二諸家判敎儀式一耳とよめり、集註八十四丈、本には、自二從此一下、略レ明二諸家判敎儀式一耳とよみて、「註にも、今依二大本立義一、抄二錄綱要一、彼文今師判之後、備敍二諸家一、今略去而不レ明也」とあれば、全く缺本にはあらざるに似たり、未だ孰か是なるをしらず、後考を俟つ、

八〇女に大居士の法名を附る事　大塚に大慈寺と云寺院あり、そこに天授院殿の侍女に、刑部卿局（内藤氏女、）といひて英才の婦人ありしが、其歿後にこの寺を功德院に建立ありし也、その法名大慈寺殿榮壽尼大居士とあり、これは台命にて男子に准じて法名つくべき由の仰なりとぞ、いと珍し、

八一高林寺風外の墓　駒込金峯山高林寺に、風外が墓あり、 ——如レ此、面に默室風外焉知禪師、裏に正德二壬辰年正月十一日、

八二なりひさごの歌　後水尾上皇御製

世の中はとにもかくにもなりひさご輕き身にこそ樂しみあれ

八三火筬山幷白山　大明一統志卷八十九、（內府本「火州山川、火焰山、在二柳陳城東一、連二亙火州一、宋史云、北庭北山中出二硇砂一、山中常有二烟氣一、湧起、無二雲霧一、至レ夕、光燄若二炬火照見一、禽獸皆赤、采者疑二卽此一、」同書同卷廿一「亦力把力山川、白山、山中常有二火烟一、蓋出二硇砂一之處、採二硇砂一者、着二木底屐一取レ之、皮者卽焦、下有レ穴生二青泥一、出二穴外一、卽變爲レ砂、石上人取以治レ皮、」

八四止觀　柳井三碩云、「予かつて比叡山に遊びし頃、或寺院にて、止觀勘文といふ半截本の冊子あり、其中に、止觀の意は、莊子の蝶夢の處にて解すべき也とありし」と云へり、

八五四季榴　群芳譜卷三十九、亨部果譜三、曰、「四季榴、註云、四時開レ花、秋結レ實、實方綻、旋復開レ花、」

八六窮冬　今去冬の事を舊冬といへり、東鑑治承五年正月十一日の條に、窮冬とあり、これぞ正字なるべし、

八七人萬物の貴　「萬物之中、最靈最貴者人也、」（道言の九右、傳道集、「萬物之中、人其爲レ貴、」內二三右、）

八九萬有森羅　「萬有森羅、以レ五爲レ度」、五行大義「伐レ國不レ問ニ仁人、戰陣不レ訪ニ儒士」、東漢觀記十六の十一右、崔象傳、「抱關擊折」、聞前十二の十七左聞後十一の四右、胡氏詩識中の「白露爲レ霜」、五行大義、「以レ蠡測レ海、爲レ蛇畫レ足」、三國志十一の十六右、魏書袁術傳註、「日本」、「日本」國貫野錄上九右、北戸下十七左、「日本僧定」心癸前十七の右、「日本國人」茅亭三の六右、輕十八の十四右、「日本僧安覺」繩十六の十右、史記一の廿七左註、二の七右註、「日本國」三才圖會地理記一の二右五左、

八九日本の文字　「日本」、癸辛別上の廿九左、述上廿二右、北戸下十

九〇鈔語十二條、　癸續下十五右云、「女陰如レ火」、國史補中二右に云、「乳酪醍醐之喩」、漢郊祀志曰、「仙人好ニ樓居」、「以レ書御者、不レ盡ニ馬之情」、以レ古御レ今者、不レ達ニ事之變」、史趙世家、和漢「貂不レ足ニ狗尾續」、晉書趙王倫傳下の七オ、「磨レ墨如ニ病兒」、「把レ筆如ニ壯夫」、遯齋錄下「無レ有ニ肥仙人、富道士」、抱朴下の八ウ、「隔レ靴搔レ痒」、徐氏筆精下の十オ、「有ニ一物添ニ一累」、經鉗堂雜志下の十オ、松戸隨筆にも見えたり、「公論百年而定、丈夫闔レ棺而事定」、下十ウ、

九一人身小天地　「人身一ニ天地一也」、道內三の七十三右、金丹四百字、醫學原始卷二曰、「夫世人盡知ニ身乃一小天地一也」、無寃錄上の八オ、云、「人之生也、肖ニ貌天地」、

九二天色　天は蒼々たり、然るに天地玄黃といへるによる時は、蒼にあらずして玄し、これ玄は天の本色、肉眼これを望む時は蒼々たるのみ、窮理小言曰、「日所レ不レ照者暗、黑色天之本色也、隔レ明望レ暗、則青天青海青眼之青、皆是也」云々、これ天の玄色たるを證するに足れり、

九四徂徠の花押　親類書

正德元辛卯年

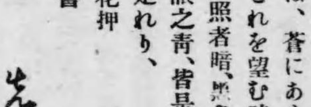

此花押は茂卿の卿の字なるよし、

九四多田滿仲碑　多田滿仲の碑、十一月廿六日（◎文政十年）輪池翁にて墨本を見たり、何の地に建てあるといふ「滋賀郡仲木邑、有ニ源滿仲祠」、居民傳言、滿仲任ニ近江守」、食ニ采此邑」、後因奉ニ木像於茲」、然山廓蔭濕、祠宇朽廢、乃遷ニ像異地」、重庸竊恐ニ舊基永沒」、謀ニ之同僚」、樹レ石以表ニ其攸ニ云」、

九五胡蝶夢の百年　詞花集の歌に、

百とせの花にやどりて過してき此世は蝶の夢にぞありける

之は莊子の故事によりよめる歌なり、然れども莊子には五十年とあれば、之は謬りなるが如く思へども、摩訶止觀第五の二廿七左、「莊周夢爲ニ胡蝶」、翩翩百年、悟知レ非レ蝶、亦非ニ積レ歲無明」、法性一心、一切心如ニ彼昏眠」、達ニ無明」、卽法一切心、一心如ニ彼醒寤」、

九六親房卿の法名　准后親房卿法名、公卿補任には宗玄とあり、按ずるに、南朝編年紀略竹口榮齋撰、に云、「宗玄とあるは補任の誤なり、准后傳坂內系に、台宗覺玄とあるを正しとす」と見えたり、竹尾氏云、坂內はサカナイとよみて、伊勢國に坂內村あり、其所に坂內又吉と云地士あり、紀州家より四石を給ふと云へり、この坂內は北畠の庶流なるよし、常樂記に覺空とあるは、覺玄の誤なるべし、又常樂記に四月十七日とあり、坂內系及准后傳に、九月十五日とあるを正しとするよし、是又編年紀略にいへり、

九七千日に刈萱一日に亡ぶ諺第十四　日知銀云、「妬女祠、碑文李諲撰、百日積レ薪、一日燒レ之」、「漢哀帝建平中、楊雄上書、百年勞レ之、一日失レ之」、世話盡に、「千日に刈萱が一日に亡ぶ、和漢古諺に、「千日にかる茅も一時にほろぼす」、頭書、本朝神社考下の六の廿一右、安部清明條に、「千日茅萱一日滅」、

九八ムネと云詞　ムネと云詞、濱松中納言物語三八丁、「つぶさなることのむねをきこしめし申させ給はんや」、續世繼六四十五丁、「むねと詩つくり給ふいつれづれ草下の廿五オ、百八十八段、ある者子を法師にして云々の段、「一生のうち、むねとあらまほしからん」、頭書、續古事談下の廿七オ、「むねとこの事にたへたり」云々、

九九氷炭　後漢書五十八の十一左、傅燮傳、「邪正之人不レ宜レ共レ國、亦猶ニ氷炭不レ可レ同レ器」、晉書王沈傳、「氷炭不レ言、而冷熱之質自明者、以ニ其有レ實也、君好ニ忠直」、如ニ氷炭之自然」、則謂々之臣、濟々而盈庭、逆耳之言、不レ求而自至」、准南子十六の四右、說山訓、「天下莫レ相ニ憎於膠漆」、而莫レ相ニ愛於氷炭」、膠漆相賊、氷炭相息也」、易林、「氷炭異レ室」、仁道隔絕」、陶潛詩、「孰若ニ當世士」、氷炭滿ニ懷抱」、白居易讀ニ道經」詩、「只有ニ一身宜ニ愛護」、少レ敎ニ氷炭逼ニ心神」、李俊民詩、「仕途氷炭收レ心早、客路參商見レ面稀」、佩文韻府卷七十四の百六十一右十五翰、炭字、「頭書、蟑非子八の十六右、用人云、「强弱不レ敵レ力、冰炭不レ合レ形」、抱朴子外二の十一右、譬猶ニ禽魚之結レ侶、氷炭之同レ器」、欲レ其久合、安可レ得乎」、楚辭王註十三の九左、「氷炭不ニ以相並」兮」、

一〇〇獸炭　晉書羊琇傳、「琇性豪侈、費用無ニ復齊限」、而屑レ炭和作ニ獸形」、以溫レ酒、洛下豪貴咸競效レ之」、唐書德宗紀、「罷ニ九成宮貢」、立ニ獸炭」、國老談苑、「太宗常冬月、命撤ニ獸炭」、曰、天下民困ニ是寒」者衆矣、朕何獨溫愉哉」、庾信謝レ齎ニ絲布」啓、「覆ニ烏毛」而不レ煖、

然ニ獸炭ニ而逾レ塞」、丁仙芝詩、「繁霜曉幕鳴ニ柏鳥」、侍子獸炭然ニ金爐」、李白酬歌行、「狐裘獸炭酌ニ流霞」、白居易對レ火翫レ雪詩、「鵞毛紛正墮、獸炭敲ニ初折」、「秦韜玉採茶歌、「倚レ雲便酌ニ泉聲、煮ニ獸炭ニ瀝然蚌蛛吐」、陸游詩、「朝爐獸炭騰ニ紅韜」、夜榻蠻氈擁ニ紫茸」、同上、

一〇一錦繡段　張衡四愁詩、「美人贈レ我錦繡段、何以報レ之青玉案」、杜甫詩、「我有ニ一疋好東絹」、重レ之不レ減錦繡段」、白居易詩、「一章錦繡段、八韻瓊瑤音」、同書卷十五翰、段字、七十四の二百十九右

一〇二玉の浦　玉の浦といふ名所、萬葉に二所ありとて、其考閑田耕筆一の廿二ぉに見ゆ、予云、今長崎を瓊浦といへり、これ又玉浦にまぎらはし、之はその地に瓊杵山といふ山あるより負せし名なり、事委しくは書紀七の十ぉのかき入に記し置けり、

一〇三四季せ　「今奉公人へ衣服を給するをシキセと云、仕若或は四季施ともかけり」、書言字考六の五十七ウ、〔頭書、中山傳信錄三ノ五十五ぉ、春秋四季鵶ニ古寫本曾我物語ニ、四季をり〳〵の小袖を給ひ」など見えて、もと四季に着するもの故なるべし、頃日鑒眞東征傳を讀むに、「四季給ニ時服」四ぉ、とあるは、四季せの證とすべし、東征傳は寶龜十年の撰なり、

一〇四戰國策抄出　「樂羊攻ニ中山」、三年而拔レ之、樂羊反而語レ功、文侯示レ之、謗書一篋樂羊再拜稽首曰、此非ニ臣之功、主君之力也」、國策三上の廿二ウ、「曾子殺レ人」、三人疑レ之」、同上三上の廿三ぉ、「詩云、行ニ百里者半ニ於九十里」、逸詩、此言末路之難」、同上三上の廿七ウ、「君子殺レ身以成レ名、義之所レ在、身雖レ死無ニ憾悔」」、三の卅ウ、「日中則移、月滿則虧、物盛則衰、天下之常數也」、三の卅「春秋高」五ウ、

一〇六錢 垸飯（わうばん）　源氏物語、やどり木、「どんじき五十ぐ、五碁手てのせに、わうばんなどはよのつねのやうにて」、〔頭書、源語話云、椀飯と書てワウバンとよめり、こゝには今云膳部などなり、後世には辨當などなもいへり、〕盛衰記、廿二の十七ウ、「酒肴、わうばんかきするゑて之をすゝむ」、應仁記上、廿ウ、「恆例なれば、正月朔日の垸飯をば、時の管領畠山左衞門督政長いかにも勝て被レ勤レ之」、〔頭書、康富記、嘉吉四年正月二日、室町殿垸飯、土岐也云々、同年同月三日、垸飯六角勤レ之云々〕安齋隨筆小車錦云、「曾我物語などにわうばんと云事所々に見えたり、是は今俗にふるまひをするといふこと也、今も田舍にはわうばんぶるまひと云事あり、東鑑に垸飯とあるも、正月將軍家へ酒飯を獻じ、太刀馬等を奉る事なり、〔頭書、吾妻鏡卷二の一ぉ、治承五年正月一日、「千葉介常胤獻ニ垸飯」」の十三ぉ、に始て見ゆ、〕室町殿の時も、正月大名出

仕して將軍家へ酒飯を獻ずる事也、室町殿の庖丁人大草三郎左衞門尉公以が書し正月祝儀飾繪といふものに、垸飯の膳部の圖あり、垸飯の時、主殿の疊の敷樣など、應仁亂後絶たるよし宗五記に歎じたり、〔頭書、宗五大草紙上四ウ云、「正月、椀飯以下の御祝も御座候也、應仁の亂より後土御門院御座候つる間、終に見申候はず候」」〕大草の書は黃幡と書て、古黃なる幡空にたな引しより、何とやらんかといふ由を書たれども、それは信ずるにたらず、黃幡は卽垸飯なり、東鑑以前の書には、垸飯といふこと見えざる歟、鎌倉以來の俗語なるべきぞや、〔頭書、美成云、源氏にわうばんあれば、鎌倉以後の俗といはるゝ事いかゞ、〕公衆大饗といふに同じかるべし、下學集に垸飯の註に、武家の出仕也とあり、〔頭書、花營三代記下の卅三ウ「垸飯出仕」とあり、下學集は是等より誤しにや、〕出仕のみにあらず、出仕して將軍に饗をもまいらすることなり、東鑑要目類聚考上の十九ぉ、東鑑要目云、「垸飯、一の四十三ぉ、一行目、椀飯の事、こゝに初て見ゆ、垸飯と云は、家人より主人を饗する事を云也、主人臺所にて調味して興宴を催し、主人を悅し同僚を興じたる此時の俗の言葉なり、後三年記に見ゆる、奥州にて新國司を饗するに、色々の食物金銀馬鞍等を、次第をたてゝ面々に饗す、此禮を陸奥出羽にて、地火爐次と名づけて、國司の館にて饗應する事見ゆ、鎌倉時代の椀飯も、其時代其國の云ならはせ也、十一卷目より椀飯の人馬を獻じ、子侄等に引しめし事になりたり、建久二年なり、此時より馬を奉る事始て見ゆる、又實朝卿時建暦三年記に、椀飯の事委く記したり、廿一卷めにあり、同卷卅七丁目ウ、十一行目に、明六日、椀飯の事殊可レ令ニ結構」之旨、被レ仰ニ付雜掌等」とあり、椀飯着座之順東西を分事、四十八の一ぉにあり、正嘉二年正月一日なり、座席之順此所に始て見ゆ、御椀飯、十一の一ウ、十一行、御垸飯とあるは、主君より賜故、御の字を加ふるなり、

增鏡第七十八葉左さしぐしの卷第十三、曰、「三日が程はわうばんといふ事、又馬御覽、何くれといかめしき事ども、鎌倉うちのけいめいなり」、〔頭書、義經記二の廿一ぉ、七の四十六左、義の大名三百六十人をすぐりて、日々のわうばんを參らせて、君をしゆごし奉れ、〕曾我物語第二七葉左、若君の御事、曰、「かくて歲月をふる程に、弟君三歲に成給ふ、春の頃伊東、京よりわうばん勤めてくだりしが、しばしはしらざりけり」、

一〇五書の厄　年山紀聞卷二、廿五右、に玉海安元三年四月廿八日文書の燒失せし事、を引て云、人みな古書の失亡をいふに、應仁の

兵火をのみかたりて、この安元の天災をしらずといへり、然るに百練抄、山州名勝志四の六十左引、「仁平三年四月十五日燒亡、其中因幡堂、祇園、大政所、江家千草文倉、爲二灰燼一、數萬卷書一時滅」云々、〔頭書、續古事談上の四十六、オ、江家の書籍仁平の比やけたる事あり、〕おもふにこの燒亡、安元に先つ事廿餘年、古書の亡逸歎くに猶餘りありといふべし、

一〇六魚の經文になりし事　靈異記に、鰯の法華經になりし事あり、古事談卷三の二オ、鯖の華嚴經になりしは同類の事にて、魚のかく度々經文になること、一笑に堪たり、

一〇七逃水　升菴文集四十六云、「莊子野馬註云、日光尚未二詳悉一、按、內典龍樹大士曰、日光着二微塵一、風吹レ之、曠野中轉、名レ之爲二陽燄一、愚夫見レ之、謂二之野馬一、渴人見レ之、以爲二流水一、」武野の逃水に似たり、「武さし野にありといふなる逃水のにげかくれても世をのがればや」とかいへる古歌あり、志怪錄曰、「深州東麻縣中有レ水、影長七八尺、遙見二人馬往來如レ在二水中一、及レ至レ所不レ見レ水、」俗說辨四十二の十一右、これも亦此の類なるべし、

一〇八咏レ露詩　咏レ露、韓玨字瓚玉、號二回巷隱士一、伊勢人、

秋思說レ是最黃昏　萩上涼風萩下痕
花媚纔晞新蕣院　月斜偏濕舊萱原
天恩不レ渥菅三淚　草宿將消在五魂
西土詩人難解處　江家麗藻細須レ論

右就二石田醒齋詩帖一見レ之、戊子(◎文政十一年)正月十二日、諸阿

一〇九修羅海邊に居る事　平家物語に、「しよあしゆらこちゆうたいかいへん」、天台妙玄六の二卌右、「阿修羅居大海邊者、或居二乎須彌巖窟一、或大海邊、或大海底一、」文句二の二卌九左、「阿修羅乃至鬼道攝者、居二大海邊一、畜生道攝者、居二大海底一、」

一一〇天井に龍を畫く　天井に龍を畫く事、花厶疏を引けり、されど大部の書ゆゑ何處にありや、龍王の名の下には見えず、天台觀音別行疏四十七右、四瀧の中に、守天宮殿と云龍あり、これなるか、

一一一布袋　高僧傳廿一廿左、唐明州奉化縣契此傳、契此は、布袋の名、

一一二官妓を九尾野狐と云　候鯖錄卷八、六右、「錢唐一官妓、性善媚惑人、號曰二九尾野狐一、東坡先生適二是邦一、闕守權攝九尾野狐者、一日下レ狀解レ籍、遂判云、

五日京兆判斷自由、九尾野狐從二良任一、便復有二一名娼一、亦援二此例一、遂判云、敦二召南之化一、此意誠可レ佳、空二冀北之群一、所レ請宜レ不レ允、知不足齋叢書第廿二、

一一三簷曝雜記抄十三條、　簷曝雜記卷三七右、云、「密箐中有二一種陰莎一、其木橫二生土中一、不レ見二天日一、有レ枝無レ葉、在二泥沙下一、自生自長、世莫二之知一也、將二出爲二人用一、則一枝或透二出土一、否則人過二其上一、足步有二空窾聲一、知二其下有二此木一矣、其色微黑、質理似レ鬆、薄而有レ絲、劈二其端一、則自二根柢一至レ顛不レ斷也、驗二其眞僞一、以二此木一作二小匣一、暑日入二煮肉其中一、隔レ宿不レ敗、是以作レ棺埋二入地一、屍千年不レ腐、又有二一種一、則深山中大樹、年久自死、倒入二泥沙中一、爲二土氣所レ滋、土木之性已相浹、故作レ棺、亦歷レ久不レ壞、余在二鎭安一、嘗得二一具一、但未レ知下生二於土中一之物上、抑或倒二入泥沙一之物、本以レ備二太恭人一、送、終太恭人以二二十一、前已作レ觀、歲加レ漆、光緻可レ愛、而此具僅厚三寸許、遂不二背易一、余擬留以自用云、甌言也、同書卷三七左、云、「粵西土民、及滇黔苗猓、風俗大概皆淳樸、惟男女之事、不二甚有レ別、每二春月一趁レ墟唱レ歌、男女各坐二一邊一、其歌皆男女相悅之詞、其不レ合者亦有レ歌、拒レ之、如儞愛レ我、我不レ愛レ儞之類、若兩相悅、則歌畢輒攜レ手、就二酒棚一並座而飲、彼此各賜レ物以定レ情、訂レ期相會、甚有下酒後卽潛二入山洞中一相昵者上、其視二野田草露之事一、不レ過レ如二內地人看レ戲賭レ錢之類一、非二異事一也、當二墟場唱歌時一、諸婦女雜坐、凡遊客素不二相識一者、皆可レ與レ之、嘲弄甚而相猥抱、亦所レ不レ禁、幷有二夫妻同在二墟場一、夫見四其妻爲二人所一、嘲笑一、不レ嗔而反喜者、謂二妻美能使一人悅一也、否則或歸而相詬焉、凡男女私相結、謂二之拜同年一、又謂二之做後生一、多在下未二嫁娶一以前上、謂二嫁娶一生レ子、則須二作レ苦成レ家、不二復可レ爲二此游戲一、」云々、邊郡風俗、同書卷四二右、「廣州珠江蜑船、不レ下二七八千一、皆以二脂粉一爲二生計一、粹難レ禁也二云々、文長き故略レ之、今我邦の船饅頭の絕ごとものと云べし、同書卷四の十左、云、「永昌城中、雖二搢紳家一、亦聽二婢女出レ外野合一、每日納二錢數十文於其主一而已、俗名二青菜湯一、謂不レ能二肉食一、謹可二買レ菜作レ湯也」云々、上下略レ之、同書卷四の十四右、云、「鐵索橋、多二奔流急湍一、不レ可二累レ石爲レ柱、則以二鐵索大如レ臂者一貫二於兩岸之崖石一、或十餘條或二十條、用レ絞使レ直、而建二屋其上一、鋪レ板作二地平一、翼以二欄楯一、橋長者或數十丈、望レ之如二飛樓虛閣一、往來者不レ知レ行二空中一也、滇中以二瀾滄江橋一爲レ最、昔李定國燒斷以拒二

我師、吳三桂用竹筏、過兵、至永昌、既逐定國、始動督三千金、修之、道旁今尚有碑記、而黔中盤江一橋視瀾滄更勝、鄂文端節制三省、時、改驛路、於此所創建也、雲南識、案橋、同書卷四の十六右、云、「甘省多男少女、故男女之事頗濶略、兄死妻嫂、弟死妻其婦、比々皆是、同姓惟同祖以下不婚、過此則不論也、有兄弟數人合娶一妻者、或輪夕而宿、或白晝有事、輒懸一裙於房門、卽知迴避、生子則長者與兄、以次及諸弟」云、其有不能娶而望子者、則僦他人妻、立券書期限、或二年或三年、或以得子爲限、過期則原夫促回不能一日留也、客遊其地者、亦僦以消旅況、立券書限、卽宿其夫之家、限內客至、其夫輒避去、限外無論夫不許、卽其妻素與客最篤者、亦堅拒不納、欲續好、則更出僦價、乃可、亦湖莊云、同書卷五の十右、云、「一个十字、四个口字、圓字、一个口字、四个十字、畢字」、同書卷五の十一右、云、「陳詢出、爲同知同僚餞之、令各用三字、分合以韻相協、以成句終之、陳循云、轟字三个車、余斗字成斜、車車車、遠上寒山一徑斜、高穀云、品字三个口、水酉字成酒、口口口、勸君更盡一杯酒」、詢自云、蠶字三个直、黑出字成黜、直直直焉、往而不三黜」、同書卷五の十三右、云、「目字加兩點、不作貝字、看、賀字、貝字缺兩點、不作目字、看、賞字、「木了又一口、不作杏字、猜、若作因字、猜、又是呆秀才、極字」、「莫道南風常向北、北風也、有向南時」、同上、「城外俱是土饅頭、城中盡是饅頭餡」、曖昧筆、同書卷六の六右、云、「梁武帝時、鍾離人顧思遠、年一百十二歲、蕭侯見其頭、有肉角、長寸許、見侯傳、余亦曾見二人、一江蘭皐陽湖人、一徐姓嘉興人、頭上皆有肉角、高寸許、年亦皆九十餘、蓋壽相也、然二人皆貧苦、皆無子、則亦非吉徵」、同書卷六の廿四右、云、「立冬日採桑葉一百二十片、懸風處、令自乾、每用十片、水一碗、於沙罐內煎、至八分、去渣溫、洗目齋戒、忌葷酒、正月初五日、二月初一日、三月初五日、四月初八日、五月初五日、六月初七日、七月初七日、八月初八日、九月三十日、月小受廿九日、十月初十日、十一月初十日、十二月初一日」、同書卷六の廿三左、云、「有老人、九十餘、某公嘗問、何以得壽、答曰、好吃的不多吃、不好吃的全不吃」、「求子之法、婦人服四子湯、男子服四物湯、俟月經淨後、入房、左手足用力精過後、令女人亦側左身、文政戊子而睡、蓋男血女氣常各不足、故各補其所虧也」、

（◎十一年）正月廿九日、於燈下抄焉、

一一五印書の初　陔餘叢考云、

燕州圖門內經義堂精選古今書籍發兌

右御纂朱子全書帙題籤所印、

陸深燕閑錄、「隋文帝開皇十三年十二月八日、勅廢像遺經、悉令雕選、此印書之始、又在馮瀛王先一矣」、筆叢、「雕本、肇自隋時、行於唐世、擴於五代、精於宋人」、格致鏡原卅九右、印版、

一一六唐の四部　六典、「大唐御本書有四部、甲爲經、乙爲史、丙爲子、丁爲集、分爲四庫」、同卅九の三右、裝潢、

一一七書の染を蒸す　王氏談錄、「藏書之家、書冊或爲雨漏及途路水淹、所漬者、皆可大甑中蒸而暴之、至一二番、乃以物鎭壓平處、逮乾色、雖微漬而略無損壞」、同卅九の五右、藏、右文具類二、

一一八錢を刀と云事　漢食貨志、「利於刀、行於泉也、註、如淳曰、名錢爲刀者、以其利於民也、泉者流行如泉也」、同書珍貨類四錢、總論卷卅五の一ウ、漢書西域傳、「罽賓國以金鐵爲錢、文爲騎馬、幕爲人面」、同卅五の十八左、珍貨類四外國錢、

一一九撼樹の徒　「撼樹之徒、遂輕議先生爲錯」、攷古質疑卷五の八右、撼樹は、韓退之が蚍蜉撼樹の故事なり、

一二〇幡隨長兵衞傳　幡隨意長兵衞が由來を尋ぬるに、百五十餘年も過しこと故、詳に著し難しといへども、彼が先祖は越前餘尾の城主塚本伊勢守利則五代之孫塚本伊織長男にして、幼名塚本伊太郎といふ、後に幡隨意長兵衞是也、父伊織、肥前唐津之城主寺澤兵庫頭に仕へ、番頭役にて高五百石を給りしが、武運拙くして寺澤家天草の一揆に斷絕、夫故流浪、その上伊太郎若年にして父伊織にをくれ、身寄なる神田紺屋町八百屋惣右衞門方にて成長、後に本多家の臣櫻井庄之助下部と成、十九歲の時櫻井方を出で、淺草花川戶町に住居せしとかや、然るに强勢にして義を專にし、弱きをたすけ世をへるといへども、高木風に折るゝ道溜にして、終に慶安の庚子年四月十三日、小石川牛天神網脇干坂の邊水野家宅に於て命終、死骸を俵に入川へ被投込、どん〳〵橋の邊に流いるよし風聞有之候を、惣右衞門拾ひ上げ候事と相見え、同人菩提所なる淺草新寺町淨土宗源空寺へ葬り、墓印に地藏尊二體を造立し、今に同寺境內にあり、是を親子

地藏と云々、
右之通に有レ之候故、弔ひ等致候者も無レ之、不便に存候に付、當七月十六日百五十回忌として、大施餓鬼執行致遣し度存候、已上、

丑五月　　源空寺内　津田祐助
　　伊達重三郎

右幡隨意長兵衛事跡一篇は、先年丑年、文化十四、鳥海松亭しる方より借りて寫し置たるを見出で、失はんことを恐れ此に記しつ、〔頭書、幡隨長兵衛が傳の出たるは、江戸著聞集、石井明道志、一話一言、〈武士俠士部〉玉滴隱見、及聞祕錄などに見えたり、〇武士俠士部「幡隨長兵衛、能男也、花房大膳殿歩行の者六方故、牢人短き相口之脇差に大刀さし、あくたれもの、此時分皆相口大刀はやり、三井市十郎殿を呼、大勢にて切殺、」〇及聞祕錄には、幡隨院の弟也といふ、水野十郎左衛門宅にて切殺さるとあり、玉滴隱見にも亦同じ、右南畝先生一話一言中抄出、〕

一二一日本國車　文昌雜錄雅雨堂本、卷四四右、云、「元豐三年、高麗國遣二使柳洪、副朴寅亮一朝貢、且獻二日本國車一乘一、洪云、諸侯不レ貢二車服一、誠知レ非レ禮、本國所二以上進一者、欲二中朝見二日本工拙一爾、朝廷爲留レ之、高麗本箕子之國、其知二禮如レ此一、

一二二唐歲時　同書卷三四右、云、「唐歲時節物、元日則有二屠蘇酒、五辛、盤咬、牙餳一、人日則有二煎餅一、上元則有二絲籠一、二月二日則有下迎二富貴一果子上、三月三日則有二鏤人一、寒食則有二假花、鵝毬、鏤鵝子、子推、蒸餅、餳粥一、四月八日則有二饙糜一、五月五日則有二百索、糉子一、夏至則有二結杏子一、七月七日則有二金針織女、臺乞巧果子一、八月一日則有二點灸杖子一、九月九日則有二茱萸、菊花、酒饙一、臘日則有二口脂、面藥、澡豆一、立春則有二綵膀、鷃燕、生菜一、今歲時遺問略同、但饙糜、結杏子、點灸杖子今不レ行爾、杜甫春日詩云、春日春盤細生菜、又曰、勝裏金花巧耐レ寒、重陽詩云、茱萸賜二朝士一、臘日詩云、口脂面藥隨二恩澤一、如レ此之類甚多、略槩擧記、當時所レ重也、」

一二三文字　封氏聞見記、雅雨堂本卷二の二右、〔頭書、唐朝散大夫檢校尚書吏部郎中兼御史中丞封演〕云、上略、「善長註水經云、臨淄人發二古冢一得二銅棺一、前和外隱起爲二隸字一、言二齊太公六代孫胡公之棺一、惟三字是古、餘同二今書一、故知二隸書非レ始二于秦氏一也、按二此書一、隸在二春秋之前一、但諸國或用或不レ用、程邈觀二其省易有レ便一、於時一、故修改而獻、非二創造一也、漢興多因二秦制一、通二行隸書一、古文由レ是散逸一、下略、

一二四露布　同書卷四の四右、云、「露布、捷書之別名也、諸軍破レ賊、則以二帛書一建二諸竿上一、兵部謂二之露布一、蓋自レ漢以來、有二其名一、所二以名二露布一者、謂下不二封檢一而宣布、欲中四方速知上、亦謂二之露版一、魏武奏事云、有二警急一、輒露版插レ羽是也、宋時沈璞一作沈渙之一、爲二肝胎太守一、與二臧質一固拒二魏軍一、軍退質謂レ璞、城主使二自上一露版一、後魏韓顯宗大破二齊軍一、不レ作二露布一、高宗怪而問レ之、答曰、頃聞、諸將獲レ賊、二三驢馬皆爲二露布一、臣每哂レ之、近雖レ仰二憑威靈一、缺六字、脫復高曳二長縑一、虛張二功捷一、尤而效レ之、其罪彌大、一作甚、所二以斂レ毫卷レ帛解レ上而已、然則露版、古今通名也、隋文帝時、詔二太常卿牛宏一、撰二宣露布儀一、開皇九年平陳元帥、晉王以二驛上露布一、兵部請依二新禮一、集二百官及四方客一、使二于朝堂內一、史令稱レ有レ詔、在レ位者皆拜二宣露布一、訖舞踏一作踏舞一者三、又拜一作レ拜、郡縣皆同、自後因循至レ今不レ改、近代諸露布大抵皆張、皇國威廣、談二帝德一、動逾二數千字一、其能體要レ不レ煩者鮮云、

一二五鹵簿　同書卷五の一右、云、「輿駕行幸、羽儀導從、謂二之鹵簿一、自二秦漢一以來、始有二其名一、蔡邕獨斷載二鹵簿一、有二小駕大駕法一、加レ之之異而不レ詳二鹵簿之儀一、一本作レ義、按二字書一、鹵大楯也、字亦作レ櫓、又作レ櫓、音義皆同レ鹵、以レ甲爲レ之、所二以扞レ敵、賈誼過秦論云、伏屍百萬、流血漂レ鹵、是也、甲楯有二先後一、部伍之次皆著二之簿籍一、天子出入、則案二次尊從一、故謂二之鹵簿一耳、儀衛具五、兵今不レ言レ他、兵但甲楯爲レ名者、行道之時、甲楯居レ外、餘兵在レ內、但言二鹵簿一、是舉レ凡也、南朝御史中丞建康令俱有二鹵簿一、人臣儀衛、亦得レ同二于君上一、則鹵簿之名不レ容、別有二他義一也、」下略、

一二六官銜　官銜之名、蓋興二近代一、當是選二曹補受一、須レ存二資歷一、聞奏之時、先舊官名出二于前一、次書二擬官于後一、使二新舊相銜一、不レ斷、故曰二官銜一、亦曰二頭銜一、所二以名爲二銜者一、如二人口銜レ物、取二其連續之意一、又如二馬之有レ銜、以制二其首一、前馬已進、後馬續來、相次不レ絕者、古人謂二之銜尾相屬一、卽其義也、同書卷五の二右、

一二七燒尾　同書卷五の四左、云、「士子初登、榮進及遷除、朋僚慰賀、必盛置二酒饌一、音樂以展二歡宴一、謂二之燒尾一、說者謂、虎變爲レ人、惟尾不レ化、須レ爲二焚除一、乃得レ成レ人、故以二初蒙一拜受一、如二虎得レ爲レ人、本尾猶在レ體、氣既合レ方、爲焚レ之、故云二燒尾一、一云、新羊入レ群、乃爲二諸羊所レ觸、不二相親一、附レ火燒二其尾一、則定、貞觀中、太宗嘗問二朱子奢燒尾事一、子奢以二燒レ羊事一、對レ之、中宗時兵部尚書韋嗣立、新入三品一、戶部侍郎趙彥昭、

假金紫吏部侍郎崔湜、復二舊官一、上命燒レ尾、令下於二興慶池一設也食、至時勅衛陳設、尙書省諸司、各具二采舟一遊レ勝、飛樓結艦、光奪二霞目一、上與二侍臣一親臨焉、既而問、吏部船何在、崔湜步自二北岸一促レ之、遇二戶部一、雙舸上結重樓、兼二蓄樂一部一、卽呼至レ岸、以レ紙盡一作畫一作二吏部字帖牌一、上引至二御前一大悅、以爲兵部不レ逮也、俄見風吹動二所レ帖之紙一、爲二嗣立所一見、遽奏云、非二吏部船一、上令レ取レ牌探レ紙見二戶字一、大笑、嗣立請レ科湜罪、上不レ許、但罰酒而已、

一二八長嘯　同書卷五の九右、云、「永泰中、大理寺評事孫廣著二嘯旨一篇一云、其一本作夫、氣激二于喉中一而濁、謂二之言一、激二于舌端一而淸、謂二之嘯一、言之濁、可下以通二人事一、達中情性上嘯之淸、可下以滅二鬼神一、致中不死上、蓋出二其言一善千里應レ之、出二其嘯一、善萬靈受レ職、斯古之學レ道者哉、五句原本朱筆增入、吳方山云、所レ增數語、二本俱無、故太上老君授二南極眞人一、南極眞人授二廣成子一、廣成子授二風后一、風后授二務光一、務光授レ舜、演レ之爲レ琴、以授レ禹、自後或廢或續、晉太行仙人孫公、能レ以嘯得レ道而無レ所レ授、阮嗣宗所レ得少分、其後不二復聞一矣、嘯有二十五章一、一曰權輿、二曰流雲、三曰深溪虎、四曰高柳蟬、五曰空林鬼、六曰巫峽猿、七曰下鴻鵠、八曰古木鳶、九曰龍吟、十曰動地、十一曰蘇門、十二曰劉公命鬼、十三曰阮氏逸韻、十四曰正章、十五曰畢章、一本無二章字一、廣云、其事出二道書一、余按、人有レ所レ思則長嘯、故樂則歌咏、憂則嗟嘆、思則吟嘯、詩云、有二女仳離一、條二其歗一矣、顏延之五君咏、長嘯若レ懷レ人、皆是也、廣所云、深溪虎、古木鳶、其狀聲氣可矣、至云、太上老君相次傳二授舜一、爲レ琴、崇飾過レ甚非、予所二敢聞一也、按、詩箋云、嘯蹙レ口出聲也、成公綏嘯賦云、動レ脣有レ曲、發レ口成レ音、而今之嘯者、開レ口卷レ舌、略無二蹙舌之法一、孫氏云、激二舌端一、非二動脣一之謂也、天寶末、有二峨眉山道士一、姓陳、來二游京邑一、善長嘯、能作二雷鼓辟歷之音一、初則發聲一、調暢稍加二散越一、須臾穹窿砰磕、雷鼓之音、忽復震駭、聲如二辟歷一、觀者莫レ不二傾悚一、」

海錄卷之十七

一拔河　封氏聞見記卷六の三左、云、「拔河、古謂二之牽釣一、襄漢風俗、常以二正月一作旦一、望日一爲レ之、相傳楚將伐レ吳、以爲二教戰一、梁簡文臨雍部禁之、而不レ能レ絕、古用二篾纜一、今民則以二大麻絙長四五十丈一、兩頭分繫、小索數百條挂二于前一、分二一朋一、兩相齊挽、當二大絙之中一、立二大旗一、爲レ界、震鼓叫噪、使二相牽引一、以卻者一爲レ勝、就者爲レ輸、名曰二拔河一、」下略、

二羊虎　同書卷六の六左、云、「秦漢以來、帝王陵前有二石騏麟一、石辟邪、石象、石馬之屬一、人臣墓前有二石羊、石虎、石人、石柱之屬一、皆所三以表二飾墳壟一、如二生前之象一、一本無二象字一、儀衛耳、中略、風俗通文云、汝南彭氏墓頭、立二石人、石獸一、田家老母到レ市、買二數片一本片、下同、疑誤一餌一、暑熱行疲、息二石人下一、遺二一片餌一、客來見二道行人一、因謂レ之云、石人能癒レ病、人來謝レ女、轉相告語、頭痛者摩二石人一、腹病者多自癒、因言レ得二其福一、乃號曰二石賢士一、輜騈轂擊、帳帷障レ天、絲竹之音聞二數十里一、數年稍自休歇、」

三文宣王廟樹　同書卷八の四右、云、「兗州曲阜縣文宣廟門內幷殿西南、各有二柏葉松身之樹一、各高五六丈、枯稿已久、相傳夫子手植、永嘉三年其樹枯死、至二仁壽元年一、門內之樹忽生二枝葉一、乾封二年復枯、俗稱二千年木一、療二心痛一、人多竊割二削之一、樹身漸細、去レ地丈餘、皆以レ泥累々、泥封猶不レ免焉、亦有二取爲レ笏者一、色紫而甚光澤、肅宗時二樹猶在一、」下略、

四竊蟲今の茶立蟲、　同書卷八の六左、云、「人家有二小蟲一、至微而響甚細、尋レ之卒不レ可レ見、俗人以二其難レ見、號二竊蟲一、云、有二此者一不祥、余曾覩二此蟲一、大如二半胡麻一、形類二鼠婦一、有二兩角一、白色、振二其頭一則有レ聲、或時暫止、須臾復振、牀壁牕戶之間、暗黑之處、多有レ之、拾遺孟匡朝貶二賀州一、作二竊蟲賦一、比二之鬼魅一、似二都不レ識二此蟲一、」

五霹靂　同書卷八の六左、云、「人間往々見二細石一、赤色形如二小斧一、謂二之霹靂斧一、云下被二霹靂一處上、皆得二此物一、予曾於二小朱山僧海德房中一見二一石一、與二前後所レ見者一皆相類、問二將レ此何用一、曰、房中大石、往年被二霹靂一爲二兩段一、於二霹靂處一得レ此、俗謂二之霹靂楔一、偶然收レ之、無レ所レ用也、按、元中記云、玉門之山西、有二國山一、

山上有レ廟、國人歲々出レ磧ニ數千石、一作ニ數千名一曰、霹靂給、霹靂用、從レ春至レ秋乃罷、諸字書檢無ニ磧字一、禮記有ニ雜金鑽、牛骨鑽、音爲レ祖、今一本無ニ今字一合ニ磧字一、石傍與レ金相類、讀宜レ同矣、盛宏之荆州記、亦載ニ南中雷神有ニ洪五之事一、然則俗傳ニ霹靂之石一、其信然乎、天雷者陰陽薄觸之爲耳、激怒尤盛、或當ニ其衝一、則謂ニ之霹靂一、若以爲ニ神道譴怒而降レ之罰一、又何待ニ一拳之石一、以成ニ其威一耶、

六千里面談　明の楊愼が撰に、千里面談といふ書あり、續說郛卷第三十四にあり、これは通鑑唐高祖記俗語錄卅二ゥに、「雖レ隔ニ千里一皆如ニ面談一」といふに取れるなるべし、「江南諺曰、尺牘書疏、千里面目」見ニ膾餘雜錄五の卅四左、

七因話錄抄　因話錄唐員外郎趙璘撰、卷三の三右、云、「李相國武都公知ニ貢舉一、門生多淸秀、俊茂、唐冲、薛庠、袁郊輩、謂ニ之玉筍一、」

同書卷五の十二右、云、「下輩不レ通ニ義理一者、使ニ之寫ニ文字一、甚誤、悉同ニ一本一、若ニ宦字一仕宦合著、臣妾之臣、多作レ官、職官合著レ官也、榮字榮水在ニ滎陽一、合著レ水也、多作レ榮、榮枯合著レ木、或多誤著レ熒、熒合著レ火、髭鬚、合著レ須、鬢髮、合著レ賓、又偏旁只較ニ一點一畫一、而義全不レ通、若棹、棹船、從レ木、掉、掉尾、從レ扌、楊、楊柳、從レ木、揚、揚州、從レ扌、棒、棒枝、從レ木、捧、捧字、從レ扌、傳、經傳、無レ點、傅、師傅及姓、有レ點、沐、無點者沐浴也、流、有レ點者音遊、古流陽縣、氏、無レ點者姓氏、氏、有レ點者古獺氏縣字、惟悵、上思惟、下惆悵、並從レ心、帷帳、此並從レ巾、賜惕、並無ニ又錫、鉛錫之字、無ニ檳榔、錫、平詩鑞場、左傳爲靈、字有ニ檳榔一、皆音相、場、堰場字、音易、若レ此者衆矣、辨ニ文字一者、勿下以爲ニ小事一而不上留レ意也、

八西方要記天主十字、　西方要紀、昭代叢書卷二十七、　泰西利類思、安文思、南懷仁著、

「至レ如ニ經典書籍一、最上則爲ニ天主之經一、其次則歷代聖賢所ニ著述一者、而格物窮理諸種、與ニ夫文集詩史一、又次レ之、」五右、西學、上下省、

「諸國交易、只用ニ本國君王所レ鑄之錢一、有ニ三種一、小者以レ銅、中者以レ銀、上者以レ金、大都分錢以上、多用ニ銀錢一、一兩以上則用ニ金錢一、錢皆有ニ本國之號一、亦用ニ十字聖號一、各有ニ定値一、不レ須ニ等算傾煎一、隨ニ多寡一數レ之、鹹便也、」七左、交易、下省、

「西洋諸國、惟有ニ一天主教一、拜無ニ他教一、天主者、卽生レ天生レ地生ニ萬物一、大主宰、宇內萬民之一大父母、天地之有レ主、就如ニ國家之有レ君、其教大要、以ニ昭事一爲レ宗、以ニ修身一爲レ要、以ニ忠孝慈愛一爲ニ工務一、以遷レ善改レ過爲ニ入門一、以ニ生死一大事、有レ備無レ患爲ニ究竟一、西方諸國奉レ教之徒、千六百年大安長治、人心風俗和善相安、家給人足、不レ爭不レ奪、各樂ニ本業一、」十一右、教法、全文、

「然入ニ中國一者、且各人各國各有ニ後先一、如一百二十年前、有ニ大聖德沙萬濟一、至ニ粵東一、來ニ入內地一而歿、萬曆九年辛巳、利瑪竇同ニ二三會友一、復至ニ中邦一、始見レ朝、進ニ天主聖像及西琴、自鳴鐘等物于大內一、生賜ニ餼廩一、歿賜ニ葬地一、厥後會友繼至、人各一地、勸レ善行レ教如ニ臣利類思、安文思、自ニ明季一、入ニ中土一、歷ニ今三十年一、」云云、十一左、西士、上下省、

「跋、西洋之可レ傳者有レ三、一曰機器、一曰曆法、一曰天文、三者亦有ニ時相一、爲ニ表裏一、」十三右、心齋居士題、◎第一ノ條參看スベシ、

九康富記中庸　康富記享德三年二月十八日條云、

「十三經奧書勅筆高倉院以來、案等、問被ニ取出一、又中庸註事、以ニ本經一爲ニ家說一、不レ被レ執ニ新註一之由事、仁安比有ニ大外記殿奧書一、件年當ニ淳熙己酉一也、朱熹新註未レ渡時也、自然相ニ叶道理一、奇特之到也、」

一〇學識　唐書劉子玄傳曰、「夫有レ學無レ才、猶ニ愚賈操レ金不レ能ニ殖貨一、有レ才無レ學、猶下巧匠無ニ梗枏斧斤一弗上能レ成レ室、」

山谷曰、「讀書欲レ精、不レ欲レ博、用心欲レ純、不レ欲レ雜、讀書務レ博、常不レ盡レ意、用心不レ純、訖無ニ全功一、」

胡子知言曰、「學欲レ博、不レ欲レ雜、守欲レ約、不レ欲レ陋、雜似レ博、陋似レ約、學者不レ可レ不レ察、」

淮南子曰、「聖人不レ貴ニ尺之璧一、而重ニ寸之陰一、時難レ得而易レ失也、」

一一日本雜詠　昭代書中に載る外國竹枝の附に、日本雜詠あり、其九月九日を土神の祭禮なる由いへるは、長崎の諏訪明神の祭禮をいへるなるべし、

一二降福紅夷　文化年間、柑本兵五郎御勘定吟味役改方、内命を請て蝦夷地方に至る頃、最上德內も共に彼地に行たり、さて彼地に至り、松前領の蝦夷に江差と云所あり、そこに姥神と云社あり、この社の額に降福紅夷と云四字を揭げり、松前侯の世子の書なり、今の當主なり、額の落款に己未仲秋とあるは、寛政十一年なるべし、〔頭書、犬塚印南の北陲杞憂云、「初朝廷將レ徙ニ島主一、遣レ吏蒞ニ覲疆內治一、東一嗣、曰ニ老姥神一、其扁額降福孔夷四字、乃島主章廣所レ書焉、孔字草書類紅字、吏乃誤讀以爲ニ降福紅夷一、紅夷者此指レ賊之稱、蓋賊赤髮碧眼、故就レ所レ覩而呼レ之、猶如ニ變船謂ニ之槎船一也、吏乃挾レ威、逼以ニ不臣一、令レ撤ニ去之一、未レ幾賊寇猝發、果應ニ紅夷之兆事、雖ニ偶然一、亦似レ有レ戒、〕最上

氏早く認めて寫し、柑本へしかゝの由見せらる、さて江戸へ歸りて後、村垣左大夫（御勘定吟味役、今淡路守と云、）へ出したるに、村垣より内々執政へ伺になりたり、然るに御目附方先年彼地方に行たりし頃、此額のさたなしとて、遠山金四郎（御目附、今左衞門尉、）へ御尋ありしかば、實には先ごろ見とめざりしが、それにては事むづかしとて、急ぎ一本を寫し奉り、先頃うつし來れども、申上ざりし由執政へいへり、之によりて執政方始め、御役人御評議の上、林大學頭を召させられ、御前に於て額字をよませらるゝに、大學頭申さるゝは、降と云は尚書の語なれども、此額字の筆法にては、降福孔夷福紅夷一とならではよめ申さゞる由御請申さる、（此より前かた松前侯の魯西亞と通商して、彼國の恩惠をもうけられし事ありとも云、又之によりて、かの國王は、代々女帝なり、今の女帝の老婆なれば（名をエーカテイリと云）それを祭れるなりとも云、風聞かれて聞えあり、）て、其冬御勘定留役二人を松前へ遣はさるゝといへ共、世にその事絶えて知る者なし、松前にてもいかなる事にやなど危ぶみ居たりとぞ、さて右の二人松前に至り、江差より一里許こなたなる五勝手村と云に宿りて、明朝濱邊見分あるべき由にて、翌朝とく姥神の社へ行き、神主を呼び出し、公命なるより申渡し、額をはづさせ、且神體をも改むべき間戸びらを開けと、嚴重に申附開かするに、神體はなしといへり、彼額は御用に付、江戸へ持行よしにて持かへり、上へ奉りたり、さるによりて松前侯を召させられ、額字御不審の旨仰渡され御吟味ありしに、全く尚書の文字なる由陳ずるといへども、遂に通るゝ事能はず、國替を仰附らるゝといへり、（右の額の墨本、戊子（◎文政十一年）二月十四日、春日町なる古董鋪にて獲たり、）

一三樂は苦の種（諺第十五）　七克（爽鑾篇）、云、「夫樂亦苦種、苦亦樂種」、いま諺にいふ「樂は苦のたね、苦は樂のたね」といへるに同じ、

一四（點水）○○○（烈）○○○（火）　悉曇三密抄卷上の九葉右に見えたり、按ふに散水烈火と云事にや、梵文に於てさる稱ある事いぶかし、後考を俟つのみ、

一五斷圭碎璧　斷圭碎璧、（馬總が意林（學津詩原本、提要に、殘璋斷璧、足レ爲ニ匣櫝之珍一、筆叢經籍會通卷三、）武帝時西域獻ニ吉光裘一、（西京雜記卷一の二右、）嚴棲幽筆抄本書如ニ古帖一、不ニ必全帙一、皆是斷璧殘珪、（名畫六帖器財一の七下右、〔頭書、一枝片玉、吉光片羽、碎金片玉、金屑玉一〕）

一六天學初函目錄　天學初函、理編、

（提要抄出）西學凡一卷（唐景教碑附、）　艾儒略
同　畸人十篇二卷　利瑪竇
同　交友論一卷　同（收ニ續說郛卷第三十一、）
同　二十五言一卷　同
同　天主實義二卷　同
同　辨學遺牘一卷　同
同　七克七卷　龐迪我
同　靈言蠡句二卷　畢方濟
職方外紀五卷　艾儒略

器編、

泰西水法六卷　熊三拔
渾蓋通憲圖說二卷　李之藻
幾何原本六卷　利瑪竇
表度說一卷　熊三拔
天問略一卷　陽瑪諾（收ニ藝海珠塵第二集一、）
簡平儀一卷　熊三拔
同文算指前編二卷通編八卷（利瑪竇、李之藻、）
圓容測義一卷　利瑪竇
測量法義一卷　同
句股義一卷　徐光啓

右彙刻書目第六冊（已十葉）右、に載る所、翻刻の官版禁忌をもて、この二葉を除けり、

一七杼山集　欽定四庫全書總目卷一百九十七、（二之左集部五十、詩文評類存目、）詩式一卷、（兩江總督採進本、）舊本題ニ唐釋皎然撰一、皎然有ニ杼山集一、已著錄、此本卽載ニ集末一、考ニ陳振孫書錄解題一、載ニ詩式五卷、詩議一卷、唐皎然撰、以ニ十九字一括ニ詩之體一、此本既非ニ五卷一、又一十九體乃末一條、陳氏不レ應ニ舉以概ニ全書一、陳氏又載ニ正字一、王元擬皎然十九字一卷、使ニ僅如ニ今本一條一、則不レ能ニ擬爲ニ一卷一矣、殊參差可レ疑、又皎然與ニ顏眞卿一同時、乃天寶大歷間人、而所レ引諸詩舉以爲レ例者、有ニ賀知章李白王昌齡一、相去甚近、亦不レ應下遽與ニ古人一竝推上、疑原書散佚、而好事者摭拾補レ之也、」（下略、）

一八詩式二南密旨提要　同書同卷、（四之左、）二南密旨一卷、（編修程晉芳家藏本、）舊本題ニ唐賈島撰一、按、陳振孫書錄解題曰、二南密旨一卷、唐賈島撰、凡十五門、恐亦依託、此本端緒紛繁、綱目混淆、卷末忽總題一條云、以上十五門、不レ可ニ妄傳一、卷中又總題一條云、以上四十七門、略舉ニ大綱一、是於ニ陳氏一所レ云十五門、外增立ニ四十七門一、已與ニ書錄解題一互異、且所レ謂四十七門、一十五門者、輾

轉推尋、數皆不レ合、亦不レ解ニ其何故一、而議論荒謬、詞意拙俚、殆不レ可ニ以名狀一、中略、其論總例ニ物象一門一、尤一字不レ通、島爲ニ唐代名人一、何至ニ於此一、此殆又僞本之重僿矣、

一九仙翁花　仙翁花の詩二首、听雨齋集に見えたり、仙翁花の來由は世諺問答にあり、

二〇一里塚　蓑輪軍記（類從本三百八十八の七頁裏、長野業政卒去の條に、「我死せば一里塚同じにつきこめ、塔婆をも立べからず、」（永祿六年二月廿二日と奥書あり、）茗話（此書は笠井宰人太田藤右衛門の筆記也、此人鈴木和泉守に仕と云、）云、「元龜元年庚午、近江の國安土より都まで、一里塚を築き、道のふちに松を植申候、是一里塚の初なり、慶長九年甲辰、諸國一里塚始て築き、道のふちに並木植申なり、」（寛文八年八十歳餘にて所記、）武德大成記卷二十一、一里塚を備しめ給ふ條云、「慶長九年甲辰二月、台德君諸士に命じて東海東山北陸三道に、一里塚を築かしむ、」（貞享三年丙寅九月七日の序あり、）鹽尻（卷一の三十裏、）云、「慶長九年二月四日、台德大相國東海道、越後道、奥州路等に命じて、各一里ごとに兩塚を築しめ、樹を植しめたまふ、同年五月下旬に悉く成就せし、今に殘て行人里程を辨ず、皆公の賜なり、」（寶永正德の頃の記也、）本朝世事談卷五雜事門十二頁表、）云、「正親町院の天正年中、一里の行程を定め給ふ、地の三十六禽を表して、三十六町を一里とす、諸國に一里塚をつかしむ、標しに松杉をうゆべきやと信長公へ伺ふに、餘の木をうゆべしと也、畏つて榎を植たり、よの木とゑのきと聞たがへなりと云つたふ、享保、」北史韋孝寬傳曰、「孝寬爲ニ雍州一、改ニ路側一里置ニ一土堠一處ニ、植ニ槐木一代レ焉、周文帝令ニ天下倣レ之、一里植ニ一木一、二里植ニ二木一、百里植ニ五木一、」（捜海卷下五裏、（頭書、北史第六十四の三右、列傳第五十二、韋孝寬傳云、「屬帝二年、爲ニ雍州刺史一、先レ是路側一里置ニ土堠一、經ニ兩頹一毀、每須レ修レ之、自ニ孝寬臨州仍勒部內當ニ堠處一、植ニ槐樹一代レ之、既免ニ修復一、行旅又得ニ庇蔭一、周文後見怪問知レ之、曰、豈得ニ一州獨一爾、天下同レ之、於是令ニ諸州夾ニ道一、一里種ニ一樹一、十里種ニ三樹一、百里種ニ五樹一焉、）事物紀原卷七、十葉表、州郡方城部里路云、「按、黃帝遊ニ幸天下一、而車以記レ里、疑道路之紀以ニ堠里一、起ニ軒轅時一也、」古今韻會卷廿四、十一宥韻堠字條云、「記ニ里堡一、廣韻今封レ堠也、韓文有ニ路旁堠詩一、」

二一來處出處　今文人典故をいひて出處といふ、されど出處といふ事、和習なる由かねてきけり、來處と云方よろし、杜詩一字の來處なきはなしといふ者ありとぞ、容齋隨筆に、「飲ニ屠蘇酒一、自ニ小者一起、相傳已久、然固有ニ來處一、」（藝苑日涉六「再云、野客叢書、

今文人多用、不レ識ニ一丁字一、祖ニ唐書挽ニ兩石弓一、不レ如レ識ニ一丁字出處一、考レ之乃一个字、非ニ一字一、」と、されば出處ともいふべし、

二二トツタリ　劇場にて捕人の役人をトツタリといへり、これ戰國の言葉の遺れるなり、蓑輪軍記（二十二有、）「在る所の取傳（とつたり）の侍共呼出し」とあり、この書は永祿六年甲子二月廿二日の奥書あり、この頃記載する所のもの也、

二三入眼　入眼といふ事、東鑑（卅四の二ウ、）に見えたり、要目云、「入眼とは、無名の除書へ名を書入る事也、江次第除位之篇、上卿給ニ敍位一、儀、於ニ內記一云々、入眼入レ筥進レ之、書ニ入姓尸名等一、謂ニ之入眼一、私云、無名位記なり、」

二四慈光寺　東鑑、（九の廿左十行、九の五十五右二行、）「武藏國慈光山祈禱之願書、」要目云、「此文書今猶存す、足立郡遠一山慈光寺と云、御朱印百石也、右文書の內に足立信濃守盛長とあり、此文不審」と見えたり、

二五有職屋松の答　或日松田迂仙の來訪せられ、有識故實委しからん方へ承り度よし、箇條書持參にて賴まれければ、輪池、松岡の兩家へ問合せしを左に記す、（戊子（文政十一年）初夏、）

一小ッ刀其外大小柄絲、何色にても不レ苦事に候哉、

輪池云、何色にても不レ苦、されど紫は忌むべき事なり、

松岡氏云、御書面の通何色にても不レ苦候、但當時式正之柄絲、花色を相用、茶、黑、萌黃之類も不レ苦候、初て御目見抔の時は、諸麻の上下、花色柄之大小用候、

一大小に笄用候儀本式に候哉、又は無ニ之方宜候哉、

輪池云、笄用候方よろし、

松云、短刀（小ッ刀の事、）には、笄小刀附候事式正に御座候、平生用候脇差に、笄小刀用候は宜敷候へ共、今の刀に笄小刀附候事は無ニ之事に御座候、當時今の刀に笄小刀附候類間々見受候へ共、故實に無ニ之事に候、

一半髮袖留前之男子改候禮式之節、熨斗目にても肩揚げ腰揚げ致候儀相當に候哉、若又揚げ無ニ之方本式に候哉、

輪云、揚げ無ニ之方本式也、

松云、御旗本樣方袖留前之御方、初て御目見等之

節、肩揚、腰揚等有レ之、袖留候後は、無レ之由に承り及候、

二六 省庵藏古琴　筑後柳川安藤家（省庵家）の年號を彫りし古琴あり、これは長崎の武岡素軒といふ人の持傳へしを、贈ニ省庵一しなり、今にその家に傳ふ、余もその刻字の搨本をもてり、この事委しくは、省庵文集琴譜訂要序に見えたり、

二七 紀效新書　紀效新書十八卷の方は、嘉靖中南方總兵管の時の作、十四卷の方は、萬曆十二年刊定にて、南方參將の時の撰なり、世にいふ所は謬りなり、且武備志等の諸書に引用するもの、みな十四卷の書なるをもてもしるべし、（或は云、新書前後を誤るものは、その序の互に謬り附せしを以て也ともいへり、）

練兵實記、（北方總兵部書の撰、）練兵日記、（董承紹の時の撰、）練兵諸書、（此書の中に戚南擬墓碑文あり、生卒年月見えたり、）儲練通論、孟謙哨守條約、思々堂集、横槊集、按ずるに、十四卷新書に附する本傳、及び廣名將譜に載る傳、ともに戚南塘が死を丁亥蜡日卒とあり、丁亥は萬曆十五年なり、（頭書、蜡日何にや、按、上の十四才事物異名に臘日の異名に大蜡と云あり、さらは蜡日は蜡日の事なるか、）

二八 本　書籍を本と云事、慈恩傳（卷二の三才）に、云、「乃取本對讀之」とあり、同書（卷二の十八才）又云、「遠來慕レ學、尋讀無レ本、遂給ニ書乎二十人一、令レ寫ニ經論一」白河燕談（一の一才）引ニ皇朝類苑一、七十八日本下に云、「云々求ニ寫其本一、盡得レ之」、常語藪引ニ唐虞世南傳一曰、「於レ時無レ本、世南暗疏レ之、」（頭書、先賢行狀云、「延篤少從ニ唐溪季度一受ニ左氏傳一、欲寫無紙、乃借レ本誦レ之、」藝文類聚、（後漢書延篤傳註引）、閒窗雜錄、四の十右、）三代實錄、貞觀二年十月十六日壬辰制云、孝經安國之本、梁亂而亡」云々、

二九 吉記抄（六條、）　吉記治承四年十一月八日條、伊豆國流人源頼朝追討の宣旨を載す、藏人頭左中辨藤原經房奉とあり、（本文略レ之、）同書治承五年六月廿七日條、「右中辨參院、昨日酉刻、法勝寺池、莖二花蓮花開之由奏レ之、」（下略、本文、）同書承安四年二月五日條、「廚子所道具、（院年預大宮權大夫、）」とありて、其品の中、火櫃、椽、手洗、炭取などあり、同書（同年同月）廿六日條に、女院御除服之事違レ期、後聞、付ニ服暇一法家申狀不レ同事、」及び「八歳以後可レ有ニ服暇一」などの事みえたり、同書承安四年八月三日、釋奠の事あり、戊子（◎文政十一年）仲夏二日於ニ燈下一抄畢、

三〇 海路を更と云事　知不足齋叢書、頃日卅套のもの舶來せり、其中寛齋の全唐詩逸を刻せり、其跋文一篇、清人海琛氏の書けるあり、中に日本去ニ中華一

僅三十六更の語あり、初め更は何の義なる事をしらざりしに、釋元愷が瓊浦偶筆を見たりしに、その中に云、「其行船更數法曰、凡行レ船、先看ニ風汛急緩流水順逆一、可レ明ニ其法一、卽將ニ此木片一、從ニ船頭一去下、與レ人齊到ニ船尾一、可レ準ニ更數一、每ニ一更一點半一、約有ニ站脚一、每站者計六十里、如遇レ風船走、潮水却向ニ船頭一、漲來逆流、紫片雖レ去、順レ水流向、後來必緊、不レ可レ使レ作ニ船走議論一、（瓊浦偶筆、卷下、）これにて更數の義いと明らかなり、一更は六十里なり、（頭書、更の事詳に中山傳信錄一の十右左に見えたり、○琉球國史略一の二左にも、六十里爲ニ一更一と云事はあり、○更の事淸朝採筆にも見えたり、可レ考、○明史云、「蓋海道不可ニ以里計一、舟人分ニ一晝夜爲ニ十更一、故以レ更計ニ道里一云々、○阿闍陀にては舟行の里程を計るに、トウマギリの行事何刻とつもるなり、又風を積るに、帆の上り下りにて、何寸の風にては何刻に何里行と計ると云、）

三一 若干　若干の文字は、若一若十といふ事の一十を合せしものなりと、漢書古註に見えたりと、一圭いへり、（頭書、演繁露一云、「若干者設レ數之言也、干猶レ箇也、若猶レ言ニ幾何枚一也、又說、干者十幹、自レ甲至レ癸也、亦以レ數言也、（漢食貨志）」）

三二 天授改元　永和改元　「天授元年改元、」南朝編年紀略曰、五月二十七日改元、定爲ニ天授元年、」（依ニ山崩地妖一、權大納言右近衛大將藤原長親卿撰進、大乘院年代記、）「永和改元、」鳩嶺雜事記、花營三代記、皇代記、皇年代略記並に載す、

三三 撰集に東宮と書し事なし　撰集の歌書に、東宮と御名を記せしものなし、その故は、次の勅撰ある時一一院の東宮たりし時云々など詞書する事也とぞ、（牧園云、）

三四 獅子洞出の勢　世に獅子の洞入洞返りとて、迅速の勢をいへる諺あり、これは洞入にはあらで、洞出なるべしと丁阿上人いへり、獅子出レ自ニ住處一之勢、智度論第廿五、（流布本、釋初品十一石中、皿無畏下記四無礙智、）

三五 滑稽　滑稽の義、師古曰、滑亂也、稽礙也、言其變亂無ニ留礙一也、一說、稽考也、言可ニ滑亂一、不レ可ニ考校一也、（漢書五十八の十一頁、陰註、）この字義、天祿識餘にあるは、之と異なりと思へり、

三六 戰は刑也　名疇（五の五左、）「凡五刑之設、自レ古有レ之、晉語曰、夫戰刑也、故天子用レ兵、征ニ於不服之方一者、亦乃刑之大也、斧鑕刀鋸之屬次レ之、蓋皆所ニ以懲ニ戒夫民之作ニ寇賊姦宄一、」

三七 雞林唱和抄　「物離レ鄕貴、人離レ鄕賤、」（昌黎、三、「四百之琶湖、億丈之富岳、」（鏡湖、三、の十四才、）「三山六海一分田、」（天地間分爲ニ一一一一一〇明敬、）「金剛山、」（鏡湖、三、の十五才、）「諺文、世宗大王

與=申叔舟、鄭麟趾等諸名臣、別=清濁高低之音、撰爲=一家言、」（東郭、四「國朝詩刪」詩筠撰、○東郭、七の十七ウ、「東諺傳、百濟王仁入=日本、時、攜=千字文及論語一卷、」東郭十二「墨用レ漆者、爲=生外面色、且使=堅固、而非=以レ此助=精彩=也、」泛叟、十「廣陵問槎錄、詩文以レ首稱、」東郭、上「問槎奇賞、小字卽中國楷字、東郭、○李蓋不レ知=小字、」（頭書、小字は小名と同じく幼名の事なり、聽雨紀談に詳なり、小字小名の事、過庭紀談、問槎餘響、道味魚、卽吾邦之五の八ウ、）遂撰=是言、塞問耳、」下の九ウ、「問槎餘響、桂林鯛魚、○龍淵、「婦の四德、德、言、容、功、」（頭書、朝鮮墨、桂林上の十七ウ、漫錄に載る翰林風月）と云墨、眞物を見たるに、漆にて上なぬりたり、こゝに云と符合す、」

三八當局者迷　鹽鐵論云、「從=旁議=者、其當局則亂、」（敎匱篇、）又舊唐書元行沖傳云、「當局稱迷、傍觀見審、東坡亦曰、操レ舟者常下見レ水、道之曲折而水濱レ之、立觀者常得、余謂、誠哉言乎」云々、（問憲雜錄、四の廿四オ、（頭書、臥遊漫抄、右漫抄は東岳原溫夫の撰也、席上初談と同著也、）

三九格天井　文政八九年のころ、或日醒齋を訪ひたるに、談次ゴウテンジャウ（堂社のくみ天井なり、）の文字を問ふ、余漫然として答云、格天井と書べき格は、四方にくみたるをいふ、格字をカウと唱ふるは音便にて、格子をカウシと云に同例なりといへり、然れ共一時の料簡にて、據もなかりしかば、もしや外に正字もあるかと思ひ尋ぬれど、書言字考に合天井の字あり、然ども出處なし、未だ當否をしらず、後年經て（戊子◎文政十一年）六月二十五日、閑情偶奇、（和本七ウ、）頂格（今の天井なり、）の字あるを見出でて、先に醒齋に答へたるの徵を得たりき、

四〇耐煩之說　余嘗て云、世人偸レ閑を常言とす、按に、白易居詩、「偸レ閑意味勝=常閑、」歐陽修詩、與レ世漸疎嗟=已老、得レ朋爲レ樂偶偸レ閑、」（佩韻文府引、）など、唐土人もいへる事なれども、古に孔子不レ飲=盜泉、」は、その名を惡むなり、因て余は却て耐煩の二字をもて常言とす、そのよる所は、明ノ費元祿曰、「耐煩二字最妙、能耐レ煩、天下何事不レ可レ做、此之言、子弟之箴宜=服膺=」といへるなり、耐字尤字服とす、劒掃曰、「沾レ泥帶レ水之累、病根在=一戀字、隨レ方逐レ圓之妙、便宜在=一耐字、」（醒七）と見えたり、

四一十八般武藝　水滸傳卷之九（十七右、）に見えたり、左に抄す、矛鎗弓弩銃、鞭簡劒鏈撾、斧鉞幷戈戟、牌棒與=鎗扒、（右第一回王教頭私走=延安府=之條、）

四二王莽時　羅山文集、（卷之六十五之十九右雜著、）「國俗謂=黃昏=爲=王莽時、」言晝前漢、夜後漢也、」云々、また和爾雅にも見えたり、

四三法河步虛　新古今倭歌集序有=法河步虛之語、」或問レ之、余按=山堂肆考、於=公卿部=題曰=法河、其下云、三公法、五岳九卿法=河海、熊則法河步虛、指=月卿雲客=歟、步虛起レ自=陳思王魚山之事、而後爲=神仙之歌曲、」（羅山雜著文集、七十之二オ、）

四四倭學科　倭學科見=鵞峯文集卷五十一、（十一右、）按ずるに、倭學大概に、和學の名目は、大江匡方が和學得業生問答（頭書、和學得業生問答と云は、朝野群載に載る和歌得業生問答の謬りなるべしといへり、）に始めて見ゆといへど、その說は誤なるべしと前田鶯園いへり、羅山文集（六十の三左、）に、「云、三陞藥族、問、王國貴族の字なるべし、」（韓人答、）

四五ゑんどう豆　今專ら世人の食料となるエンドウ豆といふ物なり、エンドウの文字、いかなる字を書けるや知らざりしに、葛の異名を宛童（廣雅、○事物異名下の廿三左、）と書けるを、（食鑑三のオ、）とあるを併せておもへば、葛子に似たる豆といふ事にて、宛童豆といへるなるべし、（藥品手引草に、回々豆、回鶻豆なエンドウ豆とす、また本草紀聞に、豆の方言に、天竺豆クズマメなどあるを思へば、予が宛童豆と思ひしは的實なり、回々は四南夷にて、天竺と云も方言ならば、その近きを指すにて叶へり、又クズマメの一名あるときは、余が思ふ如く葛子に似たるからは、方言なるべし、本草紀聞の黎豆の條をみるに、葛と大に似たれば、ますます疑ふべからず、）

四六六書　大澤赤城云、「書の象形、會意、指事、轉注、假借、諧聲の六つは、詩の六義の如く、風、雅、頌は部分け、比、賦、興は體なるが如く、象形、會意、指事は製作の名にて、轉注、假借、諧聲は字の分け方なり、諧聲は韻鏡の祖にて、字音をもて分つを諧聲とする也、假借は今の圈發の類にて、一字を別義に假り用ゆる也、轉注は今の字は訓の幾つもあるが如く、（此は今わが料簡也）果はもと木實なるを、今は因果の方にのみ用ゆる如き是也」といへり、

四七馬癖　晉書王濟傳、「濟善解=馬性、嘗乘=一馬、著=連乾障泥、前有レ水、終不=肯渡、濟云、此必是惜=障泥、使=人解去=便渡、故杜預謂=濟有=馬癖、」杜甫總馬行、「鄧公馬癖人共知、初得=花驄大宛種、」（韻府一百下十一陌癖一百六十六葉左、（頭書、唐書王勃傳に、武子有=馬癖、君有=譽兒癖、王家癖何多耶、（韻府譽兒癖の條引）、）

四八一癖　白居易詩「人皆有=一癖、我癖在=章句、」（同上百六十七葉右下同、）

四九山水癖　崔日知酬韋祭酒詩、「以=玆山水癖、遂得レ押=通人、」

五〇耽奇癖　鄧文原題=顧善夫藏張僧繇畫翠嶂瑤

林圃詩、「善夫夙有癖奇癖、珍祕何須羨賈胡、同上同葉左、埠益「詩」王事適我、政事一宅不四益、俗說四者埠益我、「傳」埠厚也、宅者妨家長也、庵摩勒核「南方草木狀」庵摩勒樹葉細似合晉、精覈「後漢書順帝紀」詔刺史二千石之選帥任三司、其以簡序先後精覈高下、歲月之次、文武之宜務在厥中、「長笛賦」博、明覈「文心彫龍」事美不以深研覈「東京賦」由余以西戎孤臣而俚繆公子宮室、如之何、其以溫故知新研覈是非、近于此惑、探索「漢書西域傳」匈奴既得漢降者常提掖搜索漢連澗窒、探索「易」頤索隱、以所聞「李句詩」松風和猿聲、搜索連澗窒、鉤索「張來祭溫公文」九流百家金鉤索沈隱、莫其得失、巨擘「孟子」於齊國之士、吾必以仲子爲臣臂、焉、三百「左傳」僖公廿八年、晉侯三百圍曹、五百「後漢書曹節傳註章昭辨釋名曰、五百字云々、三月丙午入曹云々、距踊三百云々、五百讀楠石論、鵝鳴文抄下、記洲濱事、東隴庵集六之一右、與叔清論其文書、謝庵遺稿二十二左〇此文四十七士の事を論ず、

五一麥秋 白孔六帖卷三廿二右、敍四時、「五月」日在參、律中蕤賓、「麥秋」、五月鳴蜩とあれど、こは誤なることを辯を待ずして著し、月令已に孟夏を麥秋といへり、

五二駱駝橋 類書纂要卷二五十右、地理類橋梁、駱駝橋、石湖橋形似之、

五三天中記抄十九條、 天中記卷一十六右、天、「三十六天全文略之靈寶本元經雲、卷三三左、雨、「假蓋、孔子將行、雨而無蓋、門人曰、商也有之、孔子曰、商之爲人也、甚悋于財、吾聞與人交、推其長者、違其短者、故能久也、家語、」卷三三左、雨、「流粟、雛子曰、朱買臣貧賤之時、孜々修學、不學雨之流粟、志在經傳也、」卷三廿七右、「畫龍致雨、開元中大旱、上於新池創一殿、召馮紹正、四壁各畫一龍、西壁一素龍、蜿蜒若奮、風雲隨筆而生、壁上鱗甲皆熱、有白氣自簷廡出、池中波濤洶湧、俄有白龍、乘雲而起、風雨大作、明皇雜錄、」卷三廿八右、「五明囊、八月一日作五明囊、盛取百草頭露、洗眼、眼明、述征記、」卷二四右、「文昌、斗魁戴匡六星、曰文昌宮、一曰上將、二曰次將、三曰貴相、四曰司命、五曰司中、六曰司錄、史記、」卷二十二左、「觀星知動地、齊景公問太卜、曰、子之道何能對、曰、能動地、公以晏子、晏子出見太卜、曰、昔吾見鉤星在房心之間、地其動乎、太卜曰、然、晏子出、太卜走見公、臣非能動地、固將自動、論衡晏子見常伯騫、問曰、昔吾見維星、絕樞星散、地其動乎、晏子春秋、」卷二三左、風、「封十八姨、本文略之、博異記、」卷二四十左、風、「不鳴條、本文略之、論衡、同上、西京雜記、」太平時、陰陽和、風雨咸同、海內不偏、地有險易、故風有遲疾、雖太平之政、猶有不能均同也、唯平均乃不鳴條、易稽覽圖、」卷二四十七左、風、「花信風、徐鍇歲時記云、三月花開、名花信風、東皐雜錄、江南自初春至初夏五日、一番風候、謂之花信風、梅花風最先、棟花風最後、凡二十四番以爲塞絕也、后詩人詩云、棟花開後風光好、梅子黃時雨意濃、徐師川詩云、一百五日寒食雨、二十四番花信風、又古詩云、早禾映雨初晴後、苦楝花風吹日長、」卷五八夏、右、「聯句、文宗夏日與諸學士聯句曰、人皆苦炎熱、我唯愛夏日、長公權續曰、薰風自南來、殿閣生微涼、五學士屬和、帝獨諷公權、兩句令公權於壁上、字方圓五寸、帝視之嘆曰、鍾王復生無以加矣、唐詩紀事、」卷五十七左、端午、飛白畫、貞觀十八年五月五日、太宗爲飛白書、作鸞鳳蝶龍等字、筆勢驚絕、謂司徒長孫無忌、吏部尚書楊師道曰、五日舊俗、必用服玩相賀、今朕各賜君飛白扇二、庶動清風、以增美德、唐會要、卷五廿八左、「月夕、八月十五夜爲月夕、提要錄、」卷五五十左、「季冬學、余家貧、晝則愍於作勞、夜則甘於疲寐、以三時之務、卷帙生塵、篋不解緘、唯季冬末纔得一句、學爾、皇甫謐之晏春秋、」卷六四十、歲陽、「競辰、辰乎辰、曷來之遲、去之速也、君子競諸、淮南子、」卷七廿二右、「地動儀、張衡、字平子、造候風地動儀、以精銅鑄成、圓徑八寸、合蓋隆起、形似酒樽、飾以篆文、山龜鳥獸之形、中有都柱、旁八道施開機、外有八龍、首銜銅丸、下有蟾蜍、張口承之、牙機巧制、皆在鐏中、覆蓋周密無際、如地動鐏、則震龍機發吐丸、而蟾蜍承之振聲激揚、因此覺知、雖一龍發機而七首不動、尋其方面、乃知震動之所在、驗之合契若神、自書典所記未之有也、曾一龍發機、而地不覺動、京師學者初咸怪其無徵、數日驛至、果地動、由是皆服其神妙、後漢、」卷七四十二左、「西陽、小酉山石穴中有書千卷、相傳秦人於此而學、因留、故梁湘東王云、訪西陽之逸典、是也、荊州記、」卷七四十九左、山、「競秀、顧愷之從會稽還、人問山川之美、顧云、千巖競秀、萬壑爭流、草木蒙籠其上、若雲興霞蔚、世說、」卷八五十七右、「石駝、于闐國北五日行、又有山、山上石駱駝溺水滴下、以金銀等器承之皆漏、人掌亦漏、唯瓠取不漏、或執之、令人身臭皮毛改、洽聞記、」

五四義犬 ✓ 近比來舶の持渡れる一枚繪に、水滸、西遊その外雜劇あり、その中に義犬の事を記したる繪あり、（頭書、唐闕史（上の廿三右）齊將軍義犬の事あり、）其由は、聊齊志異卷十四五十三左、云、「潞安某甲父陷獄將死、搜括囊蓄得百金、將詣郡關、說跨騾出、則所養黑犬從之、呵逐使退、既走則又從之、鞭逐不返、從行數十里、其下騎趨路側、私焉、既乃以石投犬、犬始奔去、其既行則

犬欻然復來、囓ニ騾尾足一、某怒鞭レ之、犬鳴吠不レ已、忽躍在レ前、憤ニ齕騾首一、似レ欲レ阻ニ其去路一、某以爲ニ不祥一、益怒回レ騎馳逐レ之、視レ犬已遠、乃返レ轡疾馳抵レ郡、已暮及レ捫ニ腰槖金一亡ニ其半一、涔々汗下、魂魄都失、輾轉終夜、頓念ニ犬吠一有レ因、候レ關出レ城、細ニ審來途一、又自計ニ南北衝衢一、行人如レ蟻、遺金寧有ニ存理一、逡巡至ニ下レ騎所一、見ニ犬斃ニ草間一、毛汗溼如レ洗、提レ耳起視、則封金儼然、感ニ其義一、買レ棺葬レ之、人以爲ニ義犬塚一云、

五五 歌に隱語あり　詩に隱語あり、歌も亦しかり、古今の「雪ふれば木ごとに花ぞ咲けるいづれを梅とわけてをらまし」といへるは、梅は毎木の字なればも也、又伊勢物語に「時しらぬ山はふじのねいつとてか」云々の歌は、富士或は不時ともかけり、されば時しらぬ山とはいへるなるべし、猶この類あるべし、

五六 天を天竺と云　今兒童女子の、天を天竺といふ事常の誤なり、大人といへどもまゝ此の謬稱を免がれざるあり、靈苑集天竺寺月中桂子詩序云、文略、「詩、丹桂生ニ瑤實一、千年會一時、偏從ニ天竺一落、祇恐ニ月宮知一」（濟北集十一の十四葉ゥ、此詩天竺寺を天に取なして作れるも也と雖も、亦俗語の趣と絶て相似たりといふべし、

五七 鳳池染翰　新渡の筆の銘に「鳳池染翰」とあるは、賈至が早朝ニ大明宮一詩の落句に、「共沐ニ恩波一鳳池裏、朝々染レ翰侍ニ君王一」といへるにとれるなるべし、

五八 諺 丈山尺樹、三山六海、已下數則、（諺第十六）

丈山尺樹寸馬豆人、（畫山水訣、頓柑子に王維とす、）

三山六海一分田、（世界大數、韓人筆語に出づ、）

七難九厄、二求兩願、十九說法三十三身、（普門品、）

夜目遠目笠之內、（於ニ此三者一見ニ婦人一則必美、）

タノミタサトヤアナオヒト、

武相豆駿遠州際、參尾勢江雍路中、（東海道、東見記、（◎第十八卷五八條口遊抄中ニモ出セリ）（頭書、木六竹人擲十賦、（續和言駢編九ゥ）○卯腹辰腿寅背未頭申尻、（荷田家乘にみゆ、信諺爲ニ炎決一、しかれ共もと繪事より出づと云、）彼岸太郎、八專次郎、土用三郎、寒四郎（彼岸の入一日天氣と、土用の三日目など云也、此日天氣よければよしと也、）

五九 經帷子　倚廬　額の三角紙　鄉葬略言（諸葛瑾、曰、「經帷子云々、唐土の禮に、親の喪には斬衰の服というて、經文はなけれども、右の如く粗き布にて作りたる上着下着をきせて、死を送るより三年が間之を脫ぐ事なし、其の縫やうも此方の經帷子の如く、縫めの絲をとめず端縫せず、頭にも其切れにて作りたるものを當る、是を經（てつ）といふ、背中に負版（ふはん）とて、三角なる切れにて作りたるものを付る事なり」云々、又曰、「倚廬とは廬に倚といふ事にて、古へは喪あれば、其墓所の側にかり廬を作り、忌明まで之によりて居ること也、禮記に見えたり、天智天皇のかりほのいほといふは此こと也」云々、又曰、「男女ともに額に三角なる紙を當て、或は髮の結めを紙にてくゝる事、聖人の故實也、町方或は江戸の者之を用ひず、禮に違へると云べし、聖人の禮は、頭に經（てつ）とて布粗にて冠りものを作る事也、三角なる紙を當ること此故實なり」云々、

六〇 大蟲　虎を大蟲と云事、水滸傳にみえたり、諸書今意には、諱を避けたる異名なりといへり、或人云、搜神記に大蟲山と云地名あり、これ虎の事なりと云、さらば晉に已にいへる事にや、（一圭は方言なるべし、と云へり、他日（戊子十一月六日）又云、十ようの陀羅經に出づといへり、（頭書、大蟲、木草綱目虎の條に、葛洪が一一一を引證せり、可レ考、○諱を避ると云說、五井蘭洲が瓊瑰（上の九左）にもあり、）

搜神記、「扶南范尋養ニ虎於山一、有ニ犯罪者一、投與レ虎、不レ噬乃宥レ之、故山名ニ大蟲一、」（二の四右、山城志五の三ォ、）云、「大蟲峯在ニ靜原村一、南釋峯延嘗居ニ鞍馬寺一、降ニ巨蟒於此一、因名、見ニ元亨釋書一、」（按、これを見れば、吾邦にも蟒蛇の九左）にもあり、）

莊子が故事に虎を戾蟲と云へり、史、秦策、春林後語等にみえたり、（天中記、）鳥山氏の水滸傳解には、虎を大蟲と云事は、本と長沙景欽と云佛書に出づとあり、五燈會元に、「長沙の景岑和尙勇悍なり、人呼で岑大蟲と綽號す、」佛說、陀羅尼集經第六（卅一葉右、）畫毗俱知像法曰、「作ニ曼荼羅一結ニ界於中一、誦呪一切、師子大蟲、禽獸、水牛、白象、囉闍、朱囉、水等、皆不レ能レ害、」（◎第廿卷五ノ條參看スベシ、）

六一 上世の文字　八月十七日（◎文政十一年、）荒澤堂尙古會にて、尾藩の人攜し神字と云ものを見たり、その緣故を書けるを抄錄し、左に記す、

そのかみ熱田の神社海藏門の外に、庚申の攝社あり、今より二百年程さきに廢滅すと云、其後數十年を經て、右廢社の跡より一つの古板を掘出す、面に文字の刻あり、其狀猿に似たれば、或人彼庚申の神體也として藏せり、其由をきゝ考索する

に、古板の刻は、大宮寺の寶庫に昔より傳來すといへば、上世の文字なる事疑ふべからず、

六二殯宮　殯宮と云事、古書往々見ゆる、萬葉集などに殯宮とあると、式の陵と同所なれば、人みな疑ふこと也、之によつて縣居の說に、山陵へ葬し奉りても、一年の中は殯と稱へたるならんと云はるゝ由、鶯園說云、「書紀齊明紀に依レ山起レ殯とあるを證する時は、山陵へ葬りても、其地に殯をたてしなるべし、又は葬地をばあらかじめトし置けるものなれば、其地に就て殯宮を起しものならん、されば殯と陵と同所なるも更にさまたげなし」といへり、

六三天武の亂の起　鶯園云、「天武の亂の起りを、書紀に、山陵を造らんとて近江に役を起したるは、全く吉野を討んためとかけり、去れども萬葉の歌によるに、全く山陵は成就のやうに思はるゝ也、是は舍人王子の曲筆か、未だしるべからず、續紀の文武紀に山陵修造の事あるは、この時始めて造らるゝにあらぬを知るべし」と云へり、舍人王の然かゝれたるは、吉野王の簒奪にあらぬ體にかきなされしならんか、

六四多田義俊傳　蜻蛉の道草廿四の三左、曰、「多田先生、姓は源、名は義俊、號ニ進藏一、春塘と稱す、又政仲と號す、世々攝津國の人にして、近くは平安城に遊び住めり、又義正と云ふ、享保九年改ニ政仲一、後に又改ニ義俊一、而後又改ニ滿泰一、然と云へども予が此書を口授せし年頃は、先生未だ滿泰と改名せず、義俊と號せし時分なれば、義俊口授と記するもの也、但し和魂荒魂奇魂幸魂四魂の意味合の差別無きにしもあらず、亦別號を曰ニ秋齋桂先生一、號ニ南嶺子一、亦稱ニ將監兵部一、後曰ニ左衞門一、俳諧の名を男鈴と號して、半時庵淡々と友たり、先生著述する所の書籍及ニ百三十五部凡八百十六卷一」云々、

右蜻蛉の道草は、多田義俊が門人丹羽桃丸著す所なり、其書卷尾に記す目錄左の如し、

蜻蛉の道草上篇自ニ其一一至ニ其七一　七卷
同中篇自ニ其八一至ニ　八卷
同下篇自ニ其十一至ニ其十六一　六卷
同續篇自ニ其廿一至ニ其廿四一　三卷
同皇代之甲篇自ニ其廿五一至ニ其三十五一　十一卷嗣出、
同乙篇自ニ其三十六一至ニ其四十五一　十卷未レ彫、

同人の著述にて、我家の草紙と云ものを見たり、

六五李杜の享年　甌北詩話卷一之十二右、云、「按、李杜同時、據ニ年譜及諸傳序一、青蓮卒ニ於寶應元年一、年六十四、少陵卒ニ於大曆五年一、年五十九、是杜少ニ于李一十三歲、其卒也亦後ニ于李一八年、」

六六歸納　韻鏡歸納の例一樣ならず、もとより之と云規則ある事にもあらず、一時の俗習のみ、印判祕決集などや其事を見る一助なるべし、再云、花押はもと草名也、和漢を併せ考へたるは、同文通考、輪池の草名考などにて詳か也、花押の吉凶を判せし事は、室町

韻鏡歸納例
舜典曰直而溫
直溫切純スミ

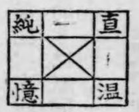

直　溫　歸納純字三穴
父　母　土性人火生土
火　土　相生故大吉也

應或はこの應需なきも可也、
—需
文政一一一月日　或授與
一一一一考
□　□

日記などにみゆれば、其頃よりありとみえたり、

六七問ニ禮老子一　蟻亭撫言甲篇之十六オに、周に適て禮を老子に問の章を論じて云、「老子に禮を學ぶにあらず、問は詰問するなり、老子禮を用ひず、故に孔子の詰問せられし也、世人問を學問と見るによりて謬る」といへり、

六八鐵劵　演繁露卷十曰、「鐵劵、形似ニ半破一、小木甑子、曲處着レ肚、上有ニ四乳一、穿レ紹處、其文ニ於面一鐫ニ陷金一、辛齊炅玉堂新制、」同書十六曰、「鐵劵、唐代宗紀、功臣皆賜ニ鐵劵一、藏ニ名太廟一、畫ニ像凌烟閣一、鏤ニ銀家、在ニ五季世一、嘗得レ之、而唐文粹、有レ賜ニ王武俊鐵劵一、文ニ今世遂無ニ其制一、亦古事之缺者也、予按、唐辛齊炅玉堂、新制ニ鐵劵一、半缺、形如ニ小木甑一、上有ニ四竅一、可ニ以穿レ條、凸面鐫レ字、陷金以煥レ之、從ニ齊炅所レ記以想ニ其制一、是劵也、鐵質金字、本行正圓而空ニ虛其中一、鐫ニ勒制文於外一、已乃用レ古、傳ニ別法一、中分ニ其器一、而二レ之、一以藏レ官、一以授ニ諸得レ劵之人一、故今存ニ於世一者、形如ニ半甑一、正與ニ契劵一兩ニ別之一、理相應也、周禮少宰聽稱レ責以傳レ別、二鄭課大ニ書於一札中字一、別ニ之兩家一、各得ニ一者一、是其證也、周之傳レ別、主市易ニ要約一、故其札以木、老氏所

レ謂如レ執二左契一者是也、後世鐵券、要レ之取二錄レ功堅久之義一、故以レ鐵爲レ之、其謂形如二半甑一者、正是一札而兩二分之一也、是命以二鐵券一、無レ有下辨二其所一始者上、按、漢高帝紀、與二功臣一剖レ符作二誓冊一、書二鐵券一、金櫃石室、藏二之宗廟一、其殆二鐵券所一如耶、至二功臣表一所レ載、山河帶礪等語、乃鐵券冊書文也、漢曰レ契、後世曰レ券、皆結約之謂也、」

六九 梶川本藏　梶川本藏儀、松平安藝守家中當時目代に御座候て、藝州住居仕、高四百五十石、梶川八之助と申候、大石内藏助とは私同樣遠緣之者に御座候、以上、

十二月十五日　松平近江守附　竹内八郎

梶川本藏―同市郎兵衛―同登―同八之助

右四代之姓名如レ此御座候、

右は笹山吉之助殿組與力桑田大次郎門弟竹内八郎自筆にて記し來候、

刀持主　竹内八郎

其銘金鑲嵌

今度爲二首途之餞一贈二刀一腰一、

大石主税殿　梶川本藏源行國

刀の作は波平何某、本阿彌より申越候は、波平は僞作也、備前勝光には、相極り七枚は附合申旨申來候、

右、兒玉空々手錄と云もの一冊あり、其中より抄す、其書の奥書に寛政十三年辛酉正月十一日野島溫と錄しあり、

七〇 謠抄考　謠古抄勘文(阿丁綱)云、「此書の時代は文祿年間也、其證は第一熊谷(五葉左)に、百聯抄解の事をいはんとて、此本は嘉靖四十二癸亥年あつめし書也、文祿四年乙未までは三十三年也とあり、又同卷三輪(二葉左)、第四芭蕉(三葉左)、第五杜若(九葉右)等に皆同じ趣を載せたり、○此書の作者一人の手にいでたるものにあらず、其證は第二鵜(八葉右)に、一佛道觀見法界、草木國土悉皆成佛云々、此文を山門寶池坊證眞は、中陰經の文とは引たれども、今彼經を考るになしとありて、第六遊行柳(四葉左)に、中陰經云、草木國土悉皆成佛云々、第八西行櫻(五葉左)に、草木國土悉皆成佛、是中陰經の文也云々、第十當麻(六葉右)に、中陰經云、一佛成道觀見法界、

草木國土悉皆成佛と說たまふとあるを見れば、後の三條は寶池坊の說、始めの一條は餘人の意なる事著し、○此書は諸家より書いだせる物ならん、其證は、第一三輪(一葉左)に、來歷は神道より記し出さるべき者也云々、第五阿漕(六葉右)に、贊のあし、吉田殿へ御尋あるべし云々、第六兼平(五葉左)に、我たつそま叡山の事也、委き事は從天台宗よりしるさるべし云々、第七小鹽(一葉左)に、神もまじはるちりの世、和光同塵の事、吉田殿註あるべし云々、第八蟻通(四葉左)に、和光、此末に神道より記し申すべし云々、第五俊寛(一葉右、二葉右)に、山中檢校申す云々、第六葛城(十葉左)に、紹巴申す云々などあれば、其家々の說を集められしものと思はる、○此書は梅村載筆の說によく符合せり、其證は、第四富士太鼓(二葉左)に、しうこうが手を出しはんらうが淚にても、此故事往古より未だかんがへえず云々、第九二人靜(五葉右)に、もろこしのさこく、自レ昔此故事知れざる也云云、同卷自然居士(十七葉右)に、然ればふねの船の字を公にすゝむと書たり、船の字を分れば、舟の字をすゝむと讀たる字訓みえず、近くは建仁寺の月舟へ相國寺の惟高のとはれたれども、遂にみぬとあつたぞ、昔より出處不レ知也云々、第十鵜飼(一葉右)に、いうしはくやう、出處未レ審云々など、皆よくかなへり、」

右敎條の證あれば、全く梅村載筆にいはれたる如く、關白家の仰にてなれる物なる事は論をまたず、されど今百番ありて十番は傳はらざるが、最をしむべくなん、

梅村載筆云、「秀次公關白の時、謠百十番を註せられしに、五山の僧衆相國寺慈照院に聚り、故事ども其家々へ尋られけり、知れぬ事ども多かり、遊子伯陽が月を愛せし事、唐土のさこくは花に身を捨る事、しうこうが手を出しはんろうが淚の事、船の字を公にすゝむと書たる事などの類、げにも不審なる事ども也、俗間に古今和歌集の註とて、やくたいもなき假名がきの物あり、遊子伯陽は史記にありと云ひ、柞國は後漢書にありと云ふ、皆大なる僞なり、夫をすぐに謠に作たる也、此の時元信と云ふ僧、足利より上洛して大佛の邊にゐたりしが、詩邶風柏舟を柏にすゝむと讀なり、舟は羞なりと辨毛披意と云ふ書にありとて、片紙に記して言上す、諸人其本を見んと云ふと雖も、祕して出さず、博陸より急に詰問せられけれ

ば、件の本を出す、開き見れば、唐本の傍に舟羞也の三字を細字に、日本にて書入したるなり、元信面目を失へり、又小野頼風が女郎花の事、深草四位少將が小野に通ふ事も謠に作れり、此兩人は公卿補任にもなしといへりと、建仁寺の雄長老語られき、此長老は謠の註作る時の棟梁なり、」

七一 枯樹に花咲く諺第十七　諷に、觀音の誓には枯たる木にも花咲くとあるは、〔頭書、遊仙窟（五の四ウ）「枯樹重花、」〕大悲心陀羅尼經廿三左、云、「此大神呪＝乾枯樹＝、尙得レ生＝枝柯華菓＝、何況有情有識衆生身、有＝病患＝、治レ之不レ差者、必無＝是處＝」と、之なり、

七二 正五九月　「問曰、正五九月に世人婚姻を忌むと申す事、佛敎に出たりと申す、何のわけある事ぞや、答云、正五九月三齋月、三長月、又は一切諸佛神道月、三神變月などと名て、佛事をなすべき月なり、〔頭書、後漢書第八十九、（七葉右、南匈奴列傳第七十九）曰、「匈奴俗、歲有＝三龍祠＝、常以＝正月五月九月戊日＝祭＝天神＝」〕戒經五、一字頂輪王經一廿二左、に出たり、法苑珠林百五卷に提渭經を引て具に明にせり、釋氏要覽下廿八右、に智論を引けども、之は論中に文なし、唐の高祖佛敎を信じ給ふ故に、武德二年正月甲子の詔に、自レ今正月五月九月不レ行＝死刑＝、禁＝屠殺＝」と唐書一六右、に出たり、此餘風宋の時殘りて、正五九月に葷を食する事を禁ずと、雲麓漫鈔二十四左、に出たり、又正月五月九月に、杜レ門謝レ客、延＝緇流＝、作＝佛事＝、唐の遺制なりと、孝學庵筆記八十四、に出たり、唐の風を受くる宋朝なれば也、吾日本も隋唐の風を其まゝ受たる國なれば、婚姻を禁ずること、佛法を信じ屠殺を禁ずるの譯なるべし、惡月なるが故に、婚姻を禁ずる事にては決して之なし、」護法百問の一、

七三 人間五十年を四王天の一晝夜とす　「問曰、人間の五十年を四王天の一日一夜とし、四王天の五十年を等活地獄の一日一夜とすと申す、餘り長き事にて、凡夫には合點致しがたし、實に爾る事にて候や、答云、是に異說も之あり候へども、正法念經六二右、の佛說は、全く御問の如くに候、人間の壽命を蟲類に比すれば、是よりも異り、甘露味論に、畜生の壽は彈指の頃、半日一日一月一歲十歲等とあり、大集經には、一念の頃、十念の頃と說給へり、莊子にも蟪蛄春秋を知らずと申也、拙稍〔頭書、釋湖音なり〕が弱年の時、林常快道阿闍梨の東都にて開講し給ふこと久し、その頃駒込の吉祥寺に大光和尙と云人あり、講筵にて知己なれば、此人を訪ふ、和尙は加州の人なり、長病にて衆寮の奥の間に臥せり、寒溫を演べ了るに、此和尙の曰はく、昨朝病床にて目を覺し疊を見るに、疊の目より甚だ小さなる蟲食ひ出たり、五ッ過まで之を見るに、餘程成長したる樣子なり、朝飯をいそぎ食し、又之を見つめたるに、四ッ半時比に配遇を求めて、稍しばらくありて卵を生ず、彌之を見つめたるに、八ッ時過には餘程老衰の樣子なり、步行も叶ひがたく、七ッ時比に命終れり、之れ蟲の一生にて、十二因緣明なり、此を見たるにて今日は大に疲れたりと、委く話されたり、今之を思ひ考るに、此蟲の命二つを合て人間の一日一夜なり、此を三十の日夜、蟲の六十代にて人間の一月、これを十二重ね、蟲の七百二十代が人間の一年也、蟲の七千二百代が人間の十年なり、人間の五十年は此蟲の三萬六千代なり、人間の中長壽百年の人あるは、此蟲の七萬二千代なり、蟲の一生を蟲仲間の五十年と見るときは、人間の百歲の壽、蟲の三十六億歲に當る、其日夜忉利天より人間をながむるに似たり、夜摩天已上より人間をながむる時は、此蟲よりも速なる、須臾の一生なる事疑ふべからず、是にて天上や地獄の長壽を怪しみ給ふ事なかれ、」同上、

七三 知囊抄　「人之爲レ善、不レ論＝現行＝、論＝流弊＝、不レ論＝一身＝、論＝永久＝、一之十二ウ、「程明道除＝焚舟之患＝、」一之十六ウ、「論＝大計＝者、不レ可レ惜＝小費＝、」一之十三オ、「溫公云、娶レ婦必不レ及＝吾家者＝、嫁レ女必勝＝吾家者＝、」一之十三ウ、「契丹使者、初不レ敢＝暴橫＝、皆譯者敎之、」一之廿一オ、「杜詩云、射レ人先射レ馬、擒レ賊須レ擒レ主、」二之四オ、「申屠蟠因レ樹爲＝屋、目同＝傭人＝、」二之五ウ、「孔季彦斷、有＝季母＝、殺＝其父者＝、而其子殺レ之之罪、」二之四ウ、「僧寺求レ子、」三之六ウ、「例＝之一字＝、庸人所レ利、而豪傑所レ悲、」三之八ウ、「不レ入＝虎穴＝不レ得＝虎子＝、」四之二オ、「滿腹皆兵、渾身是膽、」四之三ウ、「築＝大蟲巉嶢＝、」四之八オ、「遊者一人、而賴レ遊以活者、不レ知＝幾十人＝矣、」五之八オ、「狄靑擲＝兩面錢＝、」五之十二ウ、〇晉邦亦有＝此計策＝、「先發＝制レ人之術＝、左醫家爲＝以レ毒攻レ毒法＝、在＝兵家＝、爲＝以レ弊攻レ弊法＝、」五之十五ウ、「邊老卒坎＝地曰＝、燃レ茅鍛レ之令＝堅實＝、乃置＝稻其中＝、以舂甚便＝、」六之七ウ、「高定七歲、難＝尙書＝、夷齊爭レ之、千年高重決＝之一時＝、」六之九オ、「百戰百勝不レ如＝以不レ戰勝＝、」八之五オ、「縛＝生羊＝令レ擊レ鼓、欺レ敵之計、」八之十六右、〔頭書、縛＝生羊＝令レ擊レ鼓之計、水滸傳盧俊義大戰＝昱瀆關＝之後、朱武用＝此

計、敗二歙州「捕レ採束レ麻作レ炬、灌以二膏蠟一、發二大採一、益城之兵一」驚、火益熾、」九オ、「伐レ柳爲レ城、以レ水灌レ之、氷堅滑不レ可レ攻、」十オ、「拐子馬又號二長勝軍一、」八之二十一オ、「男子有レ德、便是才、婦人無レ才、便是德、」九之一オ、「宰相出二銀工一、乃可レ差耳、銀工家出二宰相一、此美事、」九之二ウ、

七四虎符　書敍指南元之二十五オ、冠綬車服之條云、「師臣事曰二王節獸符一、劉禹錫、東方刺史符曰二青龍符一、餘方准レ之、」（頭書、虎符の事、詳に制度通五の四十三オにみえたり、）虎符は兵を出すに用ゆる符なりと云、思ふに西方は金氣にて、殺肅を主どる、故に戎事に虎符を用ゆるか、三才圖會云、「銅虎符、二片相合、內左有二三箏隆起一、右有二三孔凹一、以受レ箏、商銀三行凡十八字、」名物六帖第三帖、器財一之十二ウ、

七五達觀者可二與語一　通雅卷首之三ウ、云、「學易齋稿曰、世以二莊列一寓言、而寓始二于易一、方圓圖書、萬變畢具、初未二嘗言レ理言レ事也、畫前畫後、非二造閉解閉之所一レ出耶、龍狐牛馬、把レ荒梯レ茹、皆象教二引觸一、不レ作二譬況一者也、化而言レ之、曰二法身一、曰二牛車一、曰二醍眼一、曰二六臂一、曰二千手一、摩尼寶珠隨レ人變レ色、破二塵經卷一、龍樹入レ澥、嗅而知レ之、果特レ鼻乎、如二椰子大一、貯二萬卷書一、夫在二山中一、大畜之象乘二雲氣一、騎二日月一、惟達觀者方可二與語一、」

七六如來出世の說　「問曰、如來の出世は多說ありと聞、何れをか正とすべきや、答曰、古來多說之あり候へ共、法琳の辨正論の說に、周の昭王廿六年甲寅に誕生し給ひ、周の穆王五十三年壬申に涅槃し給ふ、在世七十九年なり、大數に約して八十涅槃と申なるべし、今日本の文政十年丁亥は支那の道光七年なり、涅槃より二千七百七十六年を經給へり、釋迦方誌と法苑珠林は誕生を昭王廿四年と云へり、涅槃を記する事は此說に同じ、拙僧は辨正論の說をとり申候、」護法自問、

七七木魚　「問曰、世上に傳ふる話に、木魚と云は、或僧弟子を養て敎示する事なし、弟子命終して海中に生じて大魚となる、背上に大樹を生じて苦惱を受たり、此師舟に乘て海中を過るに、魚顯れて師を怨む、此師弟子の罪を消滅せん爲に、其形を作て佛前に置て、是を打て經をよむと云へり、經說にこれある事に候や、答曰、此事一說に大論に出たりと云、一說に婆娑論に出たりと云へども、大智度論一百卷、婆娑論二百卷、其外一切經論に跡方もなき妄說なり、五百問論に、師弟子に敎示せず、弟子龍身を受くるに、師舟に乘て海中を過る、其龍師を怨て舟を覆さんとす、師罪を悔て自ら水中に投ずると云事あり、是等の說に附會し、木魚と云二字より、魚の身上に樹を生ずと作りなせる也、木魚と云ことは、木にて作りたる魚と云ことにて、魚の背上に木ある事にてはなし、玄透和尙の淸規の首書と佛像圖彙と云へる愚書に、皆此妄說を出して人を誤る、三才圖會の明本器用の部四十五右、に、木魚、刻レ木爲二魚形一、空二其中一、敲レ之有レ聲、釋氏謂、閻浮提乃巨鰲所レ戴、身常作レ癢則鼓二其鬐一、川山爲レ之震動、故象二其形一擊レ之、此荒唐之說、然今釋氏之贊二梵唄一、皆用レ之、これも已に荒唐の說と云へり、何ぞとるに足らんや、古今原始廿六右、に、木魚は隋の僧志林作るとあれども、此人僧傳中に見えず、唯百丈淸規下二廿右、說に、相傳て云ふ、魚晝夜常醒、刻レ木象レ形擊レ之、所二以警一昏惰一也と、此說正とすべし、明の瞿祐木魚の詩あり、曰、長廊懸挂發二鯨音一、鱗甲光芒欲レ倍レ尋、今此詩の意を見るに、初は高く懸て打たる魚形の版なり、後に形變じて今の如くなりたれども、此形にて高く懸たる也、故に懸る處の形あり、下に於て打は最も後なるべし、然れども三才圖會の時は、もはや下に置て打たりと見え、古人此を二魚重れる形なりと申せ共、今按ずるに、一魚の首尾を相束ねたる形なり、其刻せる形亂れて魚の首尾の形混濫せりと見えたり、是を打て經呪をよむことは後世の事と見ゆ、然れども何ぞ法の爲に害あらんや、」同上、

七八地獄　「問曰、地獄の說は、釋迦世尊初て說き給ふや、佛敎の外にも其說これあり候や、答曰、地獄天堂の說は、釋尊出世已前幾萬年より說くと云事をしらず、天竺の外道の學者地獄天界を說かざるはなし、皆定力にて見る所なり、善因善果、惡因惡果、因緣所レ成、流轉輪廻は、外道の說と佛敎と大に異り、支那日本の儒者も不學の出家も、皆釋尊より初て說き給ふと思ふは、笑ふべきの甚きなり、故に婆娑論百九十八十六右、曰、如二正法中一、說二八大地獄一、一一各有二十六眷屬一、如レ是、外道所レ說亦爾りと、これ外道の地獄の說なり、諸の外道の中に非想天に生せんと欲し、無想天梵天に生せんと願する等、皆是天界なり、和蘭は佛法のなき處なれども、ヘルスエイランドとは地

獄の事、パラディスと云は天界の事なり、我日域に底國根國、高天原と申すも亦地獄天堂なり、何ぞ釋尊の說ばかりと申さんや、支那にては佛法未レ渡の時、顯はに地獄天堂を說かざれども、詩に、取二彼譖人一投二畀豺虎一、豺虎不レ食投二畀有北一、有北不レ受投二畀有昊一と云ひ、文王陟降在二帝左右一と云を見れば、全く說かぬとも申がたし、」同上、

七九女の髮に象を繫ぐ　「問曰、女人の髮にてなひたる繩にては、大象も繫ると申す事は、何の經文にか出たる、答曰、五苦章句經五右曰、佛言、有二大白象一、力壯移レ山、壞レ地成レ澗、拔レ樹碎レ石、象力無雙、有レ人以二髮絆一繫二其脚一、象爲レ之躃不レ能レ動、乃至爲二妻子所一レ惑、無二復出家之志一、是如二髮繫一レ象、此文女人の髮にてなひたる繩とはなけれども、兼好の徒然草は之によりたる也、」同上、

八〇釋氏　「問曰、僧の姓を釋と稱するは、釋尊の姓を呼ぶなるべし、釋處默、釋嚴一等の如し、何れの時より初れるや、答曰、梁の僧傳五、五左、祖庭事苑三廿七、等の意を考るに、昔は天竺より來る僧多し、此を師とする故に、天竺をとり月支の支をとりて、竺道生、支道林などとよぶなり、晉に彌天の道安法師あり、僧の本師は釋迦なり、釋を姓とすべしとて、自ら釋道安と稱す、後に增一阿含譯成せるは、道安遷化の後四十一年也、其經一十三左、曰、四性出家、無二復本姓一、但言二沙門釋弟子一と、道安に過去の習因なくんば、其言此の如く後來の經に符合すべきやうはなし、彌三世因果の人を欺かぬ處なり、」同上、

八一男色の誡　「問曰、女色は佛の嚴誡なること明なり、男色は佛に禁誡これなく候や、答曰、佛の男色を誡め給ふ、其文甚多し、法華經安樂行品正法念經七、二右、五十四、七左、十不善業道經、十六左、五戒相經、廿二右、造像功德經上、十右、文殊內戒經、三右、大方廣三戒經下、十三右、決定毘尼經、六右、沙彌十戒儀則經、三右、僧護經、九右、廿右、阿含暮抄上、廿六左、四分律十七、廿二右、三十四、七、五十五、二、五分律廿八、五右、十誦律廿一、十四、五十六、一、有部律一、十四、律攝一、十四、二、九、三、廿二、僧祇律一、廿五、五百問論下、七右、毘尼母論七、初、善見律七、十七、瑜伽論五十九、十六右、雜集論七十二左、等の如し、女色は在家の人にありては、自ら妻妾は邪婬にはあらず、男色は出家在家の選びなく皆邪婬なり、末法とは云ながら、此等の誡めをもしらぬ僧多し、淺間敷事にはあらずや、」同上、

八二七々一周　「問曰、人の亡じたるとき、七日七日の齋、百个日、一周忌、三年忌等は、何の經にか出たるや、答曰、楞嚴經の初に、波斯匿王父王の諱日に佛を迎て供養し給ふ事あり、これ今の命日なり、梵網經に、父母和尙阿闍梨亡滅の日及び三七日乃至七々日、讀誦講說、大乘經律、一切齋會求レ福とあり、これ命日累七の齋なり、百个日は支那にて儒家の卒哭なり、一周忌は小祥忌、三年忌は大祥也、天台の國淸百錄三、十六左、王遣二使入二天台一、說二周忌一、書曰、智者遷化、已將二一周一と、之を思へば、一周忌の名は古き事と見えたり、其外七年、十三年等の法事、何の義なるやしれず、然れども古き事也、日本の僞書の類にあるはとるに足らず、然れども佛神の意に契へばこそ、世上に皆之を用ゆ、誰れ云ともなくありて善なることは、皆法身如來の說法なり、此等のことも法身如來の所說とや申べきと存じそろ、」同上、

八三盆中元　「問曰、七月十五日中元の時を、盆と名て先祖の精靈を供養すること、佛敎に分明に出候や、答曰、盂蘭盆會は佛在世に初りて、支那に傳るも古き事なり、法華珠林一百三十右、晉劉薩呵師傳曰、七月望日、沙門受レ臘、此詩設レ供、彌爲レ勝、續僧傳三十九廿左、隋德美傳曰、夏末諸寺受レ盆、隨有レ盆處、皆送レ物、往俗所レ謂普盆錢也、俗書には晉の荊楚歲時記十四右、に出たり、故に知りぬ晉隋に已にこれある也、日本には推古の時と云、又聖武の時と云へども、明かなるは日本紀二十六、齊明天皇卽位三年に始り、卽位五年には寺々に盂蘭盆經を轉讀せしむ、これ其初なり、一夏九旬をはりて僧臘を受るの日なればなり、盂蘭盆經の說を見るに、中略、盂蘭盆とは盂蘭は梵語なり、此に救倒懸と云、盆は漢語器の名なり、此器に百味五菓を盛て供養すれば、父母倒懸の苦を受たるも免る也と古人云へり、經說の因緣分明なり、今の人は三寶供養、衆僧自恣の日なる事を忘て、たゞ亡者のみを供養す、之にては父母の苦を救ひがたし、有部雜事十八八、に、富闌外道地獄に入る、其弟子師の富闌外道を供養するに、富闌告て曰、我が無德の身を供養すれば彌其苦を增と、これを思ふに、水府黃門源義公、久昌寺の法則を定め給ふ十七條の中に、近世薦二亡者一修法事、出二其位牌於佛殿一、香華茶菓備極供

養、而佛前供具不レ及二其百分之一一、是大訛也、夫薦亡之法、以二諸供物一奉二獻如來一、勤二修法事一、則依二其功德力一、亡者昇脫、然不レ供二如來一而惟供二亡者一、則豈理也、向後薦亡法事、當二如レ法行ロ之、至二亡者牌位一、則於二其平生所レ安之處一供養而可也と、此說善盡し美を盡せり、此事に順じて盆の供養も思ひ知るべし、盆祭りの時に亡者の來ると云事は、經說に見えねども、敬によりて鬼神は現る、佛說より云へば、心佛衆生は融卽せるものなれば、來ると思て祭るに、來る事なしと云ふべからず、然れども佛の威力をかる時は、追福の功何ぞ空しからんや、」同上、

八四五个の五百年　「問曰、佛經に五个の五百年と申す事ありと聞く、何の經にか說き給へるや、答曰、大集經月藏分九左に出たり、佛涅槃の後の五百年を解脫堅固と云、次の五百年を多聞堅固と云、次の五百年を造寺堅固と云、次の五百年を鬪諍堅固と云、佛涅槃の明年より算へて周貞王廿年壬辰、日本の五代孝昭天皇廿七年迄解說堅固也、此間に末田、地商、那和、修優婆、毱多等の大德出世して、各阿羅漢を悟て佛法を護持する、能く佛說に契へり、次の禪定堅固は、其明年より計て後漢の光武帝建武二十八年壬子、日本十一代垂仁天皇八十一年に至る、此間に龍樹の龍宮より大乘經を傳へしも、提婆の修羅嶋を開きしも、皆禪定力の不思議なり、次に多聞堅固と云は、其明年よりかぞへて梁の元帝承聖元年壬申、日本三十代欽明天皇十三年に至る、此間に天竺には無著、世親已下の論師、支那には南三北七の學僧南岳大師迄も、皆多聞のきこえあり、さて造寺堅固と云は、其明年より數へて趙宋仁宗皇帝皇祐四年壬辰、日本七十代後冷泉院永承七年に到る、此間支那の慈恩寺、大雲寺、日本太子建立の九伽藍、聖武帝の三戒壇、國分寺等、皆此時に造りたるなり、さて次の五百年を鬪諍堅固と云は、其明年より數へて明の世宗嘉靖三十一年壬子、日本百六代後奈良院天文廿一年迄なり、此間に趙宋にて淨覺及び弟子天台の山外を立、山家と諍ひ、日本にては南都北嶺の僧甲冑を着したる事其數をしらず、此等皆如來の未來記毫も違はぬと思召すべし、今文政十年丁亥は、鬪諍堅固已にすみて、二百七十五年を經たり、今諸宗諍論少く、却て佛法の威光の衰へたる也、智慧ありて諍論をやめたるにはあらず、愚癡甚しくして諍論のやみたるなりと存候、」同上、

八五夏ゲ　「問曰、佛法にて四月十五日より七月十五日迄を夏中と申すは、何のことなりや、答曰、四分律卅七有一の意によるに、夏は大雨にて水出でて衣鉢座具等を漂はす、其上に生たる草木等を踏等の罪ある故に、外道の出家皆禁足するなり、諸外道佛弟子の此時遊行するを見てそしる、故に佛も亦四月十五日より七月十五日まで九旬の安居を定め給ふと也、此七月十五日より自由に出行する故に、僧自恣日と申すなり、此日に盂蘭盆の供養を修するなり、」同上、

右護法百問十則、戊子（文政十一年）仲冬初十日於二燈下一鈔錄畢、

八六燕石錄抄（軸艫、猶與、杜撰、卯須賀誼安序、延享丙寅の自序あり、全部總計四十七張、）　「燕石錄」全四卷（尾張山本格安武平撰、○延享丁尾、○韻會及詳校篇海、軸、註同、

二說相反、愚謂、前說當レ爲レ是、自二小爾雅一以下、恐不レ可レ用、卷一之四右、

「猶與」顏之推家訓曰、（文略、）○釋善卿祖庭事苑曰、（文略、）○通鑑秦紀集覽曰、顏師古曰、猶、獸名、性多疑、聞レ有レ聲則豫登レ木、下上不レ一、故謂レ不レ決曰二猶豫一、索隱曰、猶、鄒、音以獸反、禮記作二猶與一、註、與音豫同、崔浩云、猶、猿類、仰鼻長尾、性多疑、故比二不レ決者一、按、狐性亦多疑、渡レ氷而聽二冰聲一、故云二狐疑一、今解者又引老子與兮若二冬涉ロ川、猶兮若ロ畏二四鄰一、故以爲二猶與一、且按、狐聽レ冰、而此云與兮冬涉レ川、則定二是狐類不一レ疑、若レ畏二四鄰一、則猶定二是獸一、自不レ保二同類一、故云、畏二四鄰一也、○後漢書、作二宂豫一、○酉陽雜俎、作二鼬豫一、○漢書高后紀曰、師古曰、猶、獸名也、爾雅曰、猶如レ麐、善登レ木、此獸性多二疑慮一、常居二山中一、忽聞レ有レ聲卽恐、有レ人、且來害レ之、每豫上レ樹、久レ之無レ人、然後敢下、須臾又上、如レ此非レ一、故不レ決者稱二猶豫一也、

家訓事苑、俱擧二二說一而無レ斷、惟集覽尤詳矣、猶之爲レ獸、於レ是乎決、卷二之四三左、

「杜撰」祝穆事文類聚別集曰、或云、唐皇甫某撰二八陽

經、其中多載「無」本據」事」如「酹字分」之爲「林四郎」、故事無「本據」謂「之杜撰」、楞伽云、無「師承」謂「之杜撰」、或云、杜氏撰「八陽經」其註尤鄙拙、其實未」詳、故曰「杜撰」、八陽經自有「三千部」、〇王楙野客叢書曰、（文略、卷三之三右、）

八七 滿文（附詩句、）大清三朝事略、（卷上之三右、）「己亥春二月上、創「立滿文」、（上以「蒙古字集」爲「國語」、創「立滿文」、頒「行國中」、滿文傳布自」此始、）

按に、己亥は慶長四年にて、明の嘉靖二十七年に當れり、

人生識」字憂患始、（燕南記譚後集下之四十三右、僧九國此句を詠ずる詩を載せたり、〔頭書、人生云々の句東坡の詩句、古詩なりといふ、〕）

八八 錦里文集鈔　送「安東詞宗還「海西」

渭城聲裡暗添」愁、行色明朝天一涯、春樹暮雲千里眼、斷」山極」浦幾篇詩、盟存車笠深知」志、學辨陶陰博決」疑、好賴「平生稽古力」、榮名長向「九州」馳、（三之一左、）

柳原生大明律諺解成、作」此爲」贈

大明律議罕「人傳」、諺解功成纔數年、條例不」憂「難句讀」、政刑亦識達「經權」、三綱六紀正「南國」、五緯十躔拱「北天」、江漢滔々能潤」物、恩波可「必及「新編」、（八之五左、）

大磯虎娘石

虎女精靈誰又回、化爲「片石」道之隈、縱令「李廣飲「其羽」、一箇貞心更不」開、（十四之六右、）

卯花

白花冒「綠枝」、開與「薰風」期、數簇堆」墻雪、幾團委」地絲、唯看」在「和詠」、未」聽」入「唐詩」、細瑣難」堪」采、佳名記「月時」、（十五之一右、）

楠公

獨木支「天下」、有「誰攀「厥喬」、一心存「北闕」、三世護「南朝」、遺愛借「河內」、餘寃激「浙潮」、忠魂儼如」在、楚些不」須」招、（六之二十左、）

原茶

茶者南方嘉木也、載「于周詩」、記「于爾雅」、郭璞以爲「煮作「羹飯」、則其著稱也尙矣、而經作「于唐」、譜成「于宋」、于」元于」明、其用太廣、無「人不」嗜、無「日不」飲、傳至「本朝」、起「于梅尾」、盛「于菟道」、鷹爪之奇、雀舌之嫩、花白初昔之妙品、簾蕣華之賞會、佳賓韻客誇「飲中飲」、隱士禪侶耽「味外之味」、釋」滯消」壅、滌「中腸」、除「內熱」、其益「于人」、誠可」謂「嘉木」矣、原夫周官有「五漿五齊之製」、蓋古之人飲食淡泊、情慾寡少、無「滯積壅塞之患」、至「于後世」、俗好「淫僻」、私慾繁多、五漿解」渴、五齊養」性、冀「其力之所」不」及、慮「其智之所」不」足、加之厚味醇醪腐「其腸」、艷姬戀童伐「其性」、煩悶熱積爲」痞作」疝、是以除」煩消」熱、不」可「一日無「茗飲」、故上自「王公」、至「士庶人」、外及「夷蠻戎狄」、其用太廣、此茗飲之所「以日興月盛」也、噫世之蔽、物慾之痼疾、染「習俗之汚穢」者、安得「服「聖賢之藥誨」、以除」疾滌」穢、若「茗飲之清爽」哉、（十七之八右、）

八九 奴僕の紋釘貫　奴僕の紋に世を押なべて釘貫を附るは、恐らくは其關の釘貫を守るつきほどの人に推あてゝ、時の利口に任せて、其釘貫の隔子になりたる目を一つ附させたるぞ、いと工夫なれ、之も近き世よりの事とも思ひよらず、（鹿泥釘貫考、）

九〇 うはまいとり　もとこを失ふ（諺第十八）　上分米、（住吉記考云、住吉上分米といふことは、往古住吉神領の內は申に及ばず、船路歩路によらず、諸國の年貢の上分米を當社へ調進せしとなり、）今思ふに、上分米は運上米といふが如く、俗にも上米取などいふ事も是なり、是は口米ともいふ、譬へば百石つみたる舟にて一俵をとり、三俵つみたる駄荷にても幾升とるといふが如く、其物につきて歩米をとる事なり、（名物考政事部、上分米の條下、）

金銀米穀を出擧して、年月に其利息をとりたつる事、古人より公私にある事也、是を息と云は、蕃息の意にて、ふえ增ることも、人の子をも子息といふも、ふえる方にていふ、されば今關東の田舍にて、利息を即ち子といふは其意たがはず、世俗にもとも子も失ふといふも、本と息也、俗に云元利の事也、（同上、利息の條下、）

九一 精里文集抄　精里三集文稿、

題「岡本豐洲韓客唱和詩帖」

豐洲以「計屬」、供辯「韓客於對馬」、偶有「以「其詩什」示」彼者」、嗟賞不」已、懇求「相見」、而法不」可、因寄「數首」、獲「豐洲和章」而去、韓客乞「和詩」、實爲「僅事」、事傳「播遠近」、操觚之士多欽「仰其詩名」、余當時在」對、恨不」使「其旗鼓相當」、然嘗」臠知」鼎、不「必待「饜飫」、則覩「乎此帖」亦足矣、壬申七月、（二之二十九ウ、）

凡邦語官職地名、皆當「眞書」、不」然則見今猶不」可」曉、況後世乎、古人眞書、如「史漢書單于閼氏伊黎當戶之類、金元史書達魯花赤猛安謀克之例」、未「嘗諱「其不」雅也、（記數條之一、）

九二 鈔錄三條　東觀漢記（十九之四右、）尹勤傳云、無」有「交遊門生「荆棘」、この語門前雀羅を設くるの語と相似て、意は反對せり、

愛「其人」者愛「其屋上烏、（尙書大傳、約愛詩話十二左、）

韓伯字康伯、潁川長社人也、殷氏高明有レ行、家貧窶、伯年數歲、至ニ大寒一、母方レ爲ニ伯襦一、令ニ伯捉ニ熨斗一、而謂レ之曰、且着レ襦、尋當レ作ニ複褌一、伯曰、不ニ復須一、母問ニ其故一、對曰、火在ニ斗中一而柄尙熱、今既着レ襦、下亦當レ煖、母甚異レ之、及レ長、清和有ニ思理一、留ニ心文藝一、晉書第七十五卅六葉右、列傳第四十五、

九三 蒲鞭　「蒲鞭」後漢書第二十五十九葉右、列傳第十五劉寬傳、曰、「延熹八年、徵拜ニ尙書令一、遷ニ南陽太守一、典歷三郡一、溫仁多恕、雖レ在ニ倉卒一、未ニ嘗疾言遽色一、常以爲、齊レ之以レ刑、民免而無レ恥、吏人有レ過、但用ニ蒲鞭一罰レ之、示レ辱而已、終不レ加レ苦、」

九四 律曆迭に治す　「律居レ陰而治レ陽、因地主レ氣、曆居レ陽而治レ陰、因天主レ事、律曆迭相治也、曆以治レ時、律以候レ氣、其間不レ容レ髮、其致一也、」大戴禮第五、八左、曾子天圓第五十八、

海錄卷之十八

一 良將良醫　「范文正公云、達則爲ニ良將一、不レ達則爲ニ良醫一、兵戈只爲ニ災荒一起、離叛皆因ニ征稅煩一、」この語國姓爺忠義傳六の五オに見えたり、〔頭書、張果が醫試の序、嘉靖甲辰海康馮彬が序に、范文正有レ云、不レ爲ニ良醫一、相當レ爲ニ良醫一〕

二 吳三桂往復書　「吳三桂が父子往復の書、皇明紀事本末及び讀史綱全文を載す、今定鼎奇聞に據てこれを錄す」と、忠義傳九の十九ウに見えたり、

三 大太坊蹤（おほたぼ）　「日州鹽田大太夫女、與ニ嫗嶽大蛇一密接、所レ生男兒號ニ大太童一、徒足而歷ニ行山野一、或呼曰ニ皷童一、事迹詳ニ于盛衰記一、今世山野之間、往々有レ稱ニ大太坊蹤一者、疑是據ニ皷童之義一乎、」見ニ于書言字考一之廿四ウ、

因に云、世に大太法師が畫卷といふ一軸あり、此等の事より附愆せしものか、海錄第十二卷三の條にあり、可ニ併考一、

四 陳洪綬傳　國朝畫徵錄卷上、第三葉至ニ陳洪綬、陳字第四葉、附、「陳洪綬、字章侯、號ニ老蓮一、甲申後自稱ニ悔遲一、諸暨人工ニ人物一、年四歲、過ニ婦翁家一、見ニ新堊壁一、登レ案畫ニ關牲繆像一、長八九尺、婦翁見レ之驚異、遂扁ニ其室一、以崇ニ奉之一、洪綬畫ニ人物一、軀幹偉岸、衣紋清圓細勁、兼有ニ公麟子昂之妙一、設色學ニ吳生法一、其力量氣局超拔磊落、在ニ仇唐之上一、蓋三百年無ニ此筆墨一也、少時渡ニ錢塘一、揚ニ抗州府一、學ニ公麟七十二賢石刻一、閉レ戶臨撫、數撫而數ニ變之一、又嘗撫ニ周景元美人圖一、至ニ再四一、猶不レ已、人指ニ所レ撫者一、謂レ之曰、此已勝ニ元本一、猶嗛々何也、曰、此所ニ以不レ及也、吾畫易ニ見好一、則能事猶未レ盡、周本至レ能而若レ無レ能、此難レ能也、洪綬嘗爲ニ諸生一、崇禎間召入、爲ニ供奉一、不レ拜、尋以兵罷、監國中待詔、南都破爲ニ固山頞眞所レ得、固山慕ニ其名一、優ニ遇之一、後亡歸卒ニ於家一、時順天崔子忠亦善ニ人物一、與ニ洪綬一齊レ名、號ニ南北一、崔子忠字道母、府庠生、甲申走入ニ土室一而死、已見ニ畫譜一、老蓮子字無名、號ニ小蓮一、亦以ニ人物一名ニ於時一、」

畫徵錄三卷、續錄二卷、附錄、秀水張庚浦山著、

睢州、蔣泰元亥、陽之昱南溪、同校梓、男時敏覆校、

序、乾隆四年歲在屠維協洽且月、睢陽濯錦池邊跛者蔣泰、敍ニ於雲期畫屋一、

自序、雍正十三年歲次乙卯、八月中浣、白苧村桑者張庚、題ニ於鄂渚試院之山樓一、

附是錄創ニ始於康熙後壬寅一、脫ニ稿於雍正乙卯一、十餘年間凡三上ニ京師一云々、乾隆四年歲次己未五月望日、庚識ニ於蔣氏之雲期畫屋一、

題詞、商邱侯肩復、龍山、

續錄、秀水張庚浦山著、析津胡振組韭溪校、

五 往來（書札を云、）　庭訓往來、風月往來などと云て、往來の字を書翰雜筆の通稱と思へるにや、往來とは、禮記に禮尙ニ往來一と云より出たる名なる故、庭訓風月などは、狀毎に反報ありて禮を備へたり、往來の字相當せり、こゝに商賣往來といふものあり、元祿の頃京都の訓蒙師堀流水軒といふ人の著作とかや、唯一帖のものに往來と號し事如何ぞや云々、東屬子四の十七右、

六 雪月（十二月、）　簠簋內傳に、十一月を霜月、十二月雪月とかけり、

七 吉方（えほうまうり）まゐり　類聚名物考政事部五、云、「吉方參、今俗に正月初て出るに、その歲の吉方の方の神佛へ參詣る事、ならはしとなれり、これ古へより有事にや、明月記寬喜三年正月九日、午時許、乘レ車行ニ賢寂之宅一、依ニ生氣方一、今年初出行、見ニ孫子之小女一、歸云々、」

八 土力（とりき）の札　京師東福寺より土力（とりき）と云火災除の札いづる、是は開山の上人臨終に及びて、われ一萬人

の火災を除く誓ひを立たりとて、一万と云文字を筆をとり書んとする時、傍なる僧の一万にてはまだ少し、十万にすべしとて、筆を傍より取そへ、上より一畫をそへたりとぞ、よりて十万といふ文字になりしと也、（荒井鳴門話、）

九鎮江の詩　「春風得レ意馬蹄輕、滿目青歸細柳營、横レ槊賦レ詩曹孟德、詞鋒先奪二鎮江城一」右國姓爺の詩、鎮江は吳の孫權が築ける城なり、（忠義傳十九の七オ、）

一〇正月十一日御斧始　東山殿年中行事、「正月十一日、御普請始在レ之、毎年（今日式日にて如レ此なり、）就二御普請之儀一、御太刀令レ進二上畠山殿一、」今日公けにては正月十一日御斧始なり、俗に不成就日なるに、公にては拘らせ給はずなどいふめれど、室町家よりの例にぞありける、

一一男子化粧　「男子化粧の事世にいふ所は、男子の白粉をつけ粧ふ事は、白河院の頃に始るともいひ、鳥羽院の御時に、裝束をも强張にして、ふくさ裝束を改められしは、花園大臣さらを好まれし故、仰せ合されし故、その時粧の事始れるにやと云へり、今按に、さもありぬべし、海人藻芥にもその事見えし、神皇正統記にも、鳥羽院の比より裝束も變れる由記されたり、男の眉ぬき、かね附し事も、とりかへばやの物語にも見え、明月記嘉祿二年七月二十七日の記にも、成實直衣初の所に、鐵附、眉作と見えたり、（頭書、首化粧の事、見二武林原始、鎌倉志等一、）猶是より先に清少納言、（卷一、）とねりが顏のきぬもあらはれ、白き物のゆきつかぬ所は、まことに黑き庭に雪の村消たる心ちして、見ぐるしき由記せり、さる賤き舍人さへ白粉つけたりと見ゆる也、」（類聚名物考、）

裝束强張、烏帽子額、見二神皇正統記五、第七十四代鳥羽院一、

一二泰伯後胤辨　本朝を吳の太伯の後胤也と云辨、神皇正統記、（卷二、）應神天皇異朝の一言の中に見えたり、（三輪物語卷一に、中比南禪寺に博學の僧あり、渡唐して日本の記錄の唐にありしを取來りて、日本の史を編り、我朝にては頗びなき重寶の書也しを、日本は周の子孫と書たるが、罪に成て、その書を出されず、終に灰燼と成、）安德帝は平宗盛の胤といふ俗說の辨、假寐夢（卷三、）に見えたり、

一三日蓮貫名氏の辨　日蓮上人の父は、貫名氏遠江守といふは僻事なる辨、（頭書、日蓮の父を貫名重忠とするは、日存が金山抄、）日蓮上人の父をば、三國氏貫名遠江守にて、聖武天皇の後胤といへる事は、あらぬ僻事なりといふ事、禁斷義二卷に見えたり、その故は、保元平治貞應の前後に貫名といふ氏全く見えず、諸書現に世上にあり、保元平治記、源平盛衰記、東鑑、承久記、保曆間記等を見るべし、遠江守たらば豈世に隱れあらんや、保元以前より遠江國には、横地及び勝俣幷に井の八郎など有ども、すべて貫名といふ者なし、平治以後は遠州は平宗盛卿の國也、治承四年よりは安田三郎源よしさだ知行せり、建久四年によしさだ改易の後は、加藤次景廉遠州あきばの地頭たり、景廉は承久三年に病死し、その明年は貞應元年にして日蓮誕生の年也、凡そ保元一年より貞應元年に至るまで六十七年の間、その事隱れなし、貫名の重實重忠といふ者ありといふ、跡方なき作りごと也、

日蓮は房州小湊の海人の子なり、故に佐渡の書に云、「日蓮今生にはびんぐう下賤の者と生れ、旃陀羅が家より出たり、心こそよし法華經を信じたるやうなれども、身は人身に似て畜身なり、魚鳥を混丸して赤白二諦となせり、其中に識神をやどす」と云々、又中興書に云、「日蓮は中國都の者にもあらず、邊國の將軍等の子息にもあらず、遠國の者民の子にて候、乃至日蓮は日本第一の忠の者也、肩をならぶる人は先代にもあるべからず、又後代にも有べしともおぼえず」と云々、大かた身を自讚せるものは古今全く比類なし、若實に聖武天皇の後胤にして遠江太守の子孫ならば、まさに數百處に之れを書顯はすべし、何ぞ下賤の者といはんや、是武士に貫名氏なる人、いづれの書に有や、遠江にぬきなと云所あり、故にそれを求め名字として、日蓮黨種々の讒談を作りたる事なり、此こと禁斷義卷二に委しく見えたりと、或書に載たり、

一四樂天日本へ來りし俗說　白樂天本朝に來り詩を作る說、再遊紀行（山崎闇齋、）に見えたり、（右四條、類聚名物考事跡考正の部にみえたり、）

一五寶永以後改元の日　寶永、元祿十七年三月晦（十三日、矢書、）改元、唐書云、寶祚惟永、暉光日新、（管原爲範考之、）正德、寶永八年五月朔（四月廿五日、矢書、）改元、尙書云、正レ德利レ用、厚レ生惟レ和、（管原總長考、）享保、正德六年七月朔（六月廿二日、矢書、）改元、後周書云、享二茲大命一、保二有萬國一、

元文、享保廿一年五月七日（四月廿八日朱書）改元、周易云、黃裳元吉、文在ㇾ中也、

寛保、元文六年三月三日（二月廿七日朱書）改元、國語云、寛所ニ以保ㇾ元也、註曰、本位也、寛則得ㇾ衆、（菅原爲範考、）

延享、寛保四年二月廿九日（廿一日朱書）改元、藝文類聚云、聖主壽延、享ㇾ祚元吉、（菅原長香考、）

寛延、延享五年七月十八日（十二日朱書）改元、文選云、寛裕之路、以延ニ天下之英俊一也、

寶曆、寛延四年十一月三日（十一月廿七日朱書）改元、貞觀政要云、及ニ恭承ニ寶曆一、寅奉ニ帝圖一、垂拱無爲、氛埃靖息、（菅原爲範考、）

明和、寶曆十四年六月一日改元、尚書云、百姓昭明、協和萬邦、（菅原有家考、）

右年月日は江戸にて改元被ニ仰出一候日時を記し侍る也、朱書は京都にて改元ありし日時を記し附、その朱書を用ふべきもの也、

一六 關東のつれ小便（諺第十九） 關東のつれ小便といふ俗語は、太閤記天正十八年小田原役の條に見えたり、

一七 虎を山猫と云事 虎と猫とは剛柔遙に異りと雖も、その形狀の相類する事、古人多く引て喩とせり、古今六帖に、猫を手がひの虎とよめる歌あり、然るに西遊記二之二十、第十三回、（昭ニ虎穴一、金星解ㇾ厄、）「伯欽道風响、（頭書、响は響也、）是個山猫來る云々、只見、一隻斑爛虎山猫、」いと珍らし、

一八 流内流外 通雅廿二之十一左、云、「曰ニ流内一者自ㇾ隋始、曰ニ流外一者自ㇾ唐始、○隋置ニ九品一、品各有ㇾ從、自ニ四品一以下、每品分爲ニ上下一、凡三十階、自ニ太師一始焉、謂ニ之流内一、流内自ㇾ此始、又置ニ視正一、一品至ニ九品一、品各有ㇾ從、自ニ行臺尚書令一始焉、謂ニ之視流内一、自ㇾ此始、唐因ニ隋制一、又置ニ視正五品視從七品一、以除ニ薩寶及符祓正一、謂ニ之視流内一、又置ニ勳品九品一、自ニ諸衞錄事及五省令史一始焉、謂ニ之流外一、流外自ㇾ此始、劉祥道言、歲入ニ流千四百人一、欲ニ歲定爲ニ五百人一、魏元同言、諸色入流、歲以ㇾ千計、曰ニ流外一者、猶ニ今言ニ未入流一也、」

一九 火災の異名 祝融、（禮記註疏十五之廿三右、左傳廿六之十三左、山海經六之七左、回祿、左傳廿四之二左、）畢方、（山海經二之廿三右、淮南子十三之廿五右、游光、雅九之、頭書、畢方見ニ坤齋日抄上之廿一左一、）舞馬、（晉書九十五之三四左、事文類聚、）池魚、（藝文類聚八十之六右、太平廣記、記四百六十六之三右引ニ風俗通一、）八人、（酉陽雜俎二之二十左、頭書、八人、太平廣記三十之三左引ニ酉陽雜俎、仙傳拾遺、）宋母忌、（史記廿八之十右、漢書廿五上之七左、搜神記三之三左、博物志九之三右、藝文類聚八十之一左、文海披沙一之九左、）含水救火、（後漢書八十二上之六廿右、後漢書八十二上之六左、神仙傳九之十右、）渠酒救火、

二〇 塙氏の小傳 塙保己一、號を水母子といへり、五月五日誕生なり、（頭書、美成云、史に云、孟嘗君の誕辰五月五日、父母にたゝり子孫たゆる由あり、人みな知る處なり、然るに塙氏の後榮、且子孫運綿せる、俗說の非を破るに足る、）文政四年九月十二日、公邊へは翌年御屆申しによりて、文政五年七月九日に成てあり、行年七十六にて卒す、校刻する所群書類從あり、御用編集には史料武家名目あり、常に著す所、椒庭譜略、皇親譜略、螢蠅抄、花咲松、總隱集、（詠歌集也、）

二一 牽社約の聯 清人沈宗壇牽社約云、（靜寄餘筆に見えたり、）「誰家釀熟、願爲ニ不速之賓一、一日花開、卽是倉率之主、」

二二 塞翁馬の詩 江湖風月集首書卷四、三十二丁右、「推枕軒、熙晦機題ニ仰山一頌云、

先度劉郎景定先、宜春風物亦依然、青山涌ニ出黃金宅一、白日夢ㇾ昇ニ都率天一、水鳥樹林羅ニ帝網一、栴檀樓閣按ニ西乾一、人間萬事塞翁馬、推枕軒中听ㇾ雨眠、

二三 上州五月冑圖

鎧冑にて造るると云、

二四 木中に佛像ある事 己丑初夏、谷中多寶院（眞言宗、）といへる寺にて樫木を切しに、その木口より佛像の染現れ出しかば、人々奇異の思ひをなし、參詣多かりし、その事の委しき屆書及び佛像の圖は、隨掃篇に載たれば爰に漏しつ、さて唐土にも同じ趣なる事あり、說鈴の中云、上略、「有ニ柏樹一、太十數圍、以ニ其堅重（頭書、曠園雜志に吳室崖とあり、）難ㇾ擧、鋸而拆ㇾ之、中有ニ觀音大士像一、極ニ其端好一、崖石、水竹、童子、鸚鵡之影、纖細備具、儼若ニ圖畫一、此面所ㇾ有、合ニ之彼面一、無ニ亦少別一、」さて又木中に文字ある事は、和漢その例少からず、かゝる類ひは皆木の澁の染て、自ら文字畫圖の形狀に髣髴たる迄のみ也けり、古人已に辨あり、今またこゝに贅せず、

二五 九姑課 九姑課の事、輟耕錄に見えたり、通雅三十四之十八オ、折草卜也といへり、古歌の「山菅うら絕えて」相似たり、（事委しくは兎園小說に載たり、頭書、好問堂說叢の一、占卜雜纂にもあり、）

ては觀音籤とて兒女などのする事、趣異なる事なし、

二六苦學（頭書、古人の苦學の者甚多、其斷齋憲粥或は瞥枕圓木の類ありといへ共、今雪に映、螢を案るの類、數條を得て左に記す、後進必しも貧纖を以て志を揮く事なかれ、）

穿レ壁讀レ書　西京雜記（卷二之十四左、）云、「匡衡、字稚圭、勤レ學而無レ燭、隣舍有レ燭、而不レ逮、乃穿レ壁引レ其光、以レ書映レ光而讀レ之、」

映レ雪讀レ書　孫氏世錄（蒙求上之六十四左引、）云、「康宗貧無レ油、常映レ雪讀レ書、」

盛レ螢照レ書　晉書（第八十三之十五右、列傳五十三、）云、「車胤恭勤不レ倦、博學多通、家貧不二常得一レ油、夏月則練レ囊、盛二數十螢火一、以照レ書、以レ夜繼レ日焉、」

燃レ糠照レ書　南齊書（第五十四之五左、列傳三十五高逸傳、）云、「顧歡八歲、誦二孝經詩論一、及レ長篤志二好學一、母年老、躬耕誦レ書、夜則燃レ糠自照、」

隨レ月讀レ書　南齊書（第五十五之十二右、列傳三十六孝義傳、上天中記）云、「江泌少貧、晝日斫レ屩、夜讀レ書、隨二月光一握レ卷升レ屋、」（頭書、宋史天中記）

十三之十三左、列傳一百二陸佃傳云、「陸佃、字農師、越州山陰人、居貧苦學、夜無レ燈、映二月光一讀レ書、蹤レ屬從レ師、不レ遠二千里一、過二金陵一、受二經於王安石一、」）

然レ薪讀レ書　唐書（第百八十三之一右、列傳百八、）云、「畢諴蚤孤、夜然レ薪讀レ書、母卹二其疲一、奪レ火使レ寐、不二肯息一、遂通二經史一、工二辭章一、」

然レ葉讀レ書　唐書（第二百廿三下之六左、列傳百四十八下、）云、「柳璨、字焰之、公綽族孫也、爲レ人鄙野、其家不レ以二諸柳齒一、少孤貧好レ學、晝採レ薪給レ費、夜然レ葉照レ書、彊記多レ所二通涉一、」明世說新語（卷二之二十左、）云、「鄒智居二龍泉巷一、貧無二繼レ晷之給一、掃二樹葉一蓄レ之、焚以照、讀レ書達レ旦、如レ是者三年、遂成二大儒一、」

吹レ火照レ書　天寶遺事（下開天二十四右、）云、「蘇遡少不レ得二文意一、常與僕雜處、而好レ學不レ倦、每欲二讀書一、又患レ無二燈燭一、常於二馬廐竈中一、旋吹二火光一、照レ書誦焉、其苦學如レ此、後至二相位一、」

帶レ經耕鉏　三國志魏志、常林傳註引、魏略、抱朴子外篇（一之八ウ）「倪寬帶レ經以芸鉏、」

截レ蒲寫レ書　抱朴外（一ノ八ウ）路生、

柳葉寫レ書　楚國先賢傳云、「孫敬以二柳簡一寫レ經、招二致鏡原一、」（三十九之一ウ）

何乃刻レ畫無レ鹽、唐突西施也、（晉書周顗傳、）

（頭書、唐書云、鄒虞好レ書、苦レ無レ紙、於レ是慈恩寺貯二柿葉數屋一、遂往日取レ葉肆レ書、歲久殆遍、）○同王紹宗傳云、「聞虞君（世南）敏中畫レ旗、」○又、「陸羽以レ竹畫二牛背一爲レ字、」○晉書、「王育時、有レ暇卽折レ蒲學レ書、」○「漢路溫舒編レ蒲寫レ書、」○宋史云、「李行簡聚二木葉一學レ書、筆法遒勁、」閱レ月讀レ書、（楚國先賢傳蒙求上の四ウ引）○後漢書云、「吳祐殺二青簡一寫レ書、」

二七輔道小補抄（十一條、）

「泰誓曰、同レ力度レ德、同レ德度レ義、」（泰誓之語、未レ戰之先、豫知二勝負一之法也、）「師象曰、師貞丈人吉无レ咎、初六師出以レ律否臧レ凶、」「論語曰、子路曰、子行二三軍一、則誰與、子曰、暴虎馮河死而無レ悔者、吾不レ與也、必也臨レ事而懼、好レ謀而成者也、」「孟子曰、天時不レ如二地利一、地利不レ如二人和一、」「胤征曰、嗚呼威、克二厥愛一、允濟レ愛、克二其威一、允無レ功、」（頭書軍旅主レ威、愛二姑息一也、）「牧誓曰、尙桓々如レ虎如レ貔如レ熊如レ羆、于二商郊一、弗下迓二克奔一、以役二西土一、」（最哉夫子、桓々威武貌、此勉二其勇一而戒二其殺一、降也、）「曲禮介者不レ拜、通鑑漢後主紀、諸葛亮謂二姜維一曰、將在レ軍、君命有レ所レ不レ受、」（本二于史記司馬穰苴傳一、）「儀禮經傳通解三十六曰、將在二軍中一之禮、介レ冑在レ身、執レ銳在レ列、雖二君父一、不レ拜、」（出二于孔叢子一、）「讀書續錄五云、制レ將智謀爲レ本、不レ然雖二驍勇一、一夫之敵也、易曰、師貞丈人吉、所謂丈人必能以二智謀一爲レ本、」「皇極經世書、用レ兵之道、必待二人民一、富二食稟一、實二府庫一、充兵强名、正天時順、地利得、然後可レ舉、」

「愚聞兵凶器、孤二人之子一、寡二人之妻一、傷二天地之和一、召二水旱之災一、故聖君重レ之、人君不レ可レ好レ兵、又不レ可レ忘レ兵、好レ兵則黷レ武亡レ國、忘レ兵則危レ國滅レ國云々、今所レ載二於斯一、但述二聖賢論レ兵本原一耳、若無二本原一、則雖二軍事明練、甲兵衆多、城郭堅固一、不レ足レ恃、孟子曰、天時不レ如二地利一、地利不レ如二人和一、誠哉、」（輔導小補卷下抄出、）

右享保丁未夏四月、武江後學矢義道の著す所輔導小補全三冊、初卷は五倫の大意を明にし、中卷は修レ己治レ人、ことを示し、下卷は軍師生死祭祀の略、及易卦經傳の人事に緊要なるもの十數卦を載す、全書の主意は、邦君縉紳の幼子を敎誨するの大槩にして、經傳中幼主幼子を輔導するの切要の語を錄せしもの也、多くは大學衍義を採れるものゝ見えたり、

二八囫圇　囫圇の字多く小說に見えたり、俗書刊誤云、「物完曰二囫圇一、與二渾淪一同、列子氣形質具而未二相離一、故曰二渾淪一、俗話不レ通二道理一、曰二囫圇一、」（經史摘語下之八左、）已に水滸傳、二回、囫圇竹的和尙と云事あり、又西遊記、五十三回、「老婆笑道、爺々還是儞們、造化來レ到二我家一、若到二第二家一、儞們也、不レ得二囫圇了一、八戒哼々的道、不レ得二囫圇一、是怎麽的、」又云、（六之十八左、）五十五回、「三藏將二个葦籠々一、囫圇遞與二女怪一、」この二語何れも完全の義にて

通ず、〔頭書、西遊記（六十七回七の廿五ウ）云、「有二于妖精一、將二人家牧的牛馬猪羊一吃了、見二雞鶩一囫圇咽、遇二男女一夾活吞、」〕

二九 雪獅 西遊記五十四回の十六オ、云、「好似雪獅子向火一般、」これは八戒が西梁女國の女王の十分艶麗を見し件り也、今云身體が解る樣などいふに同じ、〔頭書、西遊記、錦上添花九の廿九オ、蜻蜓撼石柱九の卅オ、〕

三〇 日沒擂レ鼓の國 同書五十九回の三十三ウ、云、「期哈哩國乃日落之處、若到二申酉時一、國王差二人上一レ城、擂レ鼓吹レ角、日乃大陽、眞火落二于西海之間一、如二火淬一レ水、接聲滾沸、若無二鼓角一之聲、渾ヒ耳卽震二殺城中小兒一、」云々、

三一 大原の雜居寐 大原の雜喉寐の事、世に古くいひ傳ふれど、未だ載籍を見ず、俳諧をだまき上の八十三左、「大原雜喉寐（雜分の夜）」と見えたり、俳諧歳時記下之二百四十三左、云、「大原の雜喉寐、山城國愛宕郡江文明神の社にあり、大原物語云、大原村ざこねは、蛇井手村の大淵といふ池に蛇すみて、をり〳〵里に出て人をとらんとす、其あるる時は、晝夜を分たず男女一所に集り臥て隱るゝ也、これを大原の雜喉寐といふ、その夜男女の語らひをなすとなり、」〔頭書、山州名跡志（五の四十八ウ）、○滑稽雜談（十二ろなれは、此等の事を讓ふの義によりて、里人一所に集臥ならし、○華實年浪草（十二の十八ウ）、大原雜喉寐、山城國愛宕郡於波羅、在二矢背地一、〕

山州名跡志曰、大原雜居寐、則蛇を退治するの遺意也、又節分の夜、當處の產沙神拜殿にて人々雜居する事は、此夜惡鬼邪神の流行す

三二 樂翁公 桑名老公樂翁、年七十二にならせ給ひ、今茲（◎文政十二年、公には五月廿九日發す、）五月十三日に世を去り給へり、六月五日送葬あり、深川靈岸寺にて一七日の法會ありしとぞ、病中に詠せさせ給ひし歌に、

今はなほ何かおもはんうきことも樂しきことも見はてつる身は

三三 悴 世人自ら子を稱して悴（せがれ）といふ、蓋し貴賤の通稱なり、按ずるに、せがれはやせがれ（痩枯）の轉語にして、もと自ら稱する謙辭なり、僕を自稱にヤツガレといふも同じ意なり、武邊話、上、上杉謙信家老北條丹後守が事をいへる條に、「丹後守馬の名人にて、乘切て懸通るを、二番草に伏たる萩田與三兵衛起合といへども、丹後守大の眼を見出し、推參成せがれめと罵て懸通る」云々、按るに、せがれと云は、蜀る詞と見えたり、室町殿日記十八の三ウ、云、「主君にはなれまゐらせて、すでに渴命を失ひ、乞食同前のせがれども」といふ事あり、非人體の兒を外より賤めて云へる也、又日本書紀通證四の一オ、云、「玉木翁曰、吾、憔悴枯槁之義、謙辭也、これら併せ思ふべし、さて悴は悴の略體也、書言字考四之五十六オ、云、本朝俗謂二我子一爲レ悴、今按、支那人稱二我女一曰二蕉萃一、義同乎、」悴は憔悴の悴なれば、ヤセガレと訓べき事もとより的當なり、悴を忰に作れるも行體の字にて、吾邦の俗體にあらず、明の陸深が白雁詩を書ける墨帖に、憔悴を憔忰に作れり、以て證とすべし、〔頭書、太平廣記に、九十の字を夢みて卒せし事をのせ、字彙（巳の五オ）に、淬、同淬とあり、これにて卒を忰に作る證とすべし、○和名抄、奴、奚、和名夜豆加禮、○和密雅（三の廿三ウ）、悴（セカレ）俗作レ忰、今倭俗稱二我子一曰レ悴、蓋謂二悴者一之意、猶下中華稱二我女一謂二蕉萃一ヨ、〕

三四 疊字 「疊字の法に一種の體あり、飛鴻堂印譜に明月、立雪齋印譜に流水と刻せり、此等の法みな石鼓に本づく也、楊升庵云、石鼓文、旭日杲杲、但於二旭下一作二二點一、借二旭之日一爲二下字一也とあり、」以上墨談二の一ウ、石鼓文を載するもの、款識法帖、絳帖及因宜堂法帖などに見えたれば、今因宜堂に載するを左に摹寫す、石鼓因宜堂所レ載凡十枚、今抄二其一一、

吾水既淨、吾衞既平、吾行既止、嘉樹則里、天子永寧、日佳丙申、旭日杲杲、吾其雩衞、來馬既連、敕夏康々、駕放四黃、左驂騝々、右驂騝々、槃載已奕、毋不執德、旛翰霝霝、旂旆公謂天子余及如茲、邑害不余及、

三五 五分尻猫 尾の短き猫を、東鑑に五分尻と見ゆ、今東國に牛房尻といふは其訛なり、土佐國にはかぶ猫といふ、和訓栞廿二の三左、

三六般若面　世に女鬼の面を般若の面といへり、是は昔或女房の妬心深きを濟度せん爲に、般若坊といふ僧の打し面ありしより、女鬼を般若とはいへるとぞ、其面今現に今春の家に傳ふる由、蓋し外面如菩薩內心如夜叉の義を表せるにやあらん、

三七喝食　古畫に童子の額に 如ㇾ此毛を張りたる如きあり、一友人云、元信春畫にも見えたりといへり、さて能の面に喝食の面といへるあり、蓋し童形の面也、花月に用ゆる也、或は自然居士、東岸居士にも假り用ゆる也、古き草紙に兒喝食などいへる事見ゆれば、童子の姿なる事思ふべし、されば額の 如ㇾ此ものをも、やがて喝食と呼べるなるべし、面の寫し左に帖す、喝食とは弟子を取て未だ髮を剃らぬを云、

右書窓寶鑑、〔頭書、喝食の事、見二庭訓抄下之三十二オ、諺解大成冬の三立もとは佛在世の七字とて、波羅門須陀外道喝食といひたる也、後世日本などに見ゆる如く、沙彌、喝食、行者、座頭など云ひて、僧家の役名也、○諺曲拾葉抄十四自然居士に、「爰に自然居士と申喝食の御座候が、註に「喝食とは食を喝とよめり、僧にはあらず、本如二寒山拾得形一、寺院に入て、齋非時に食物等をよびつぐ役也、今その形及衣をかざるは、五山より始る也」〕

三八古代風見の圖　越前守長章筆太子行狀記の殘缺に見ゆる所の風見の圖、

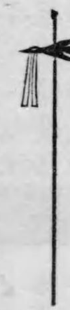

船にたてゝあり、

三九貫高知行附　昔知行高を何貫文といへる事あり、土佐國幡多郡中村鄕不破村八幡宮寶藏に、一條家の古文書あり、云、〔頭書、北條分限帳の知行高は皆貫也〕

中ノ前田
一所一貫　有間之內　光任小佐彌五郎
ハレラ松
一、一貫分　目黑之內　泉口口
大小トチ
一、七百五十分　歲捻分
三フノト
一、二百五十分　立石分
合百三貫分

永祿二年己未三月吉日　康政印

右の文書を按ずるに、田千分を一貫とす、今の三段三畝十〔頭書、十下恐脫二歩字〕也、是錢千文を一貫とするが如し、

然れば百貫は田十萬歩、今の法にして三十三町三段三畝十歩、知行三百三十三石三斗三升三合とすべし、以上遠見見聞私記二、

四〇古陶殘缺の考　同藩幸丸氏、古陶器の缺たるもの一片を藏せり、傳來して周防國大道村より掘り出る所、全形のもの狀 如ㇾ此といへり、美成按ずるに、諸國より古陶器を掘出す事往々これあり、殊に破損せしもの尤多し、此等の類を世人目して行基燒と云へり、〔頭書、道樂庵夜話上の四十一オ、勾玉問答にも行基やきの事みえたり、〕

その由は、上古和泉國大鳥郡陶莊にて磁器を造れり、三代實錄云、貞觀元年四月廿一日、河內和泉兩國相爭燒ㇾ陶、伐二薪之山一とみえたり、相傳ふ、僧行基彼地に到て、陶器の製造を敎へたりとかや、見二諸國紀行談一、又行基の在所は和泉の大鳥なり、其邊より掘出す物なるによつて、行基燒と云傳ふともいへり、見遠碧軒隨筆、大かたは素燒にて鼠色の土なり、さて各國出る所のもの、大方其製は相似たり、行基燒は和泉の陶莊にいづる物のみなりといへり、裏に青海波の如き紋あり、又上古の墳墓には、多く素燒の瓶を布き列ね埋めたるあり、予已に視る處、播磨國明石郡なる仲哀帝の僞陵、見二日本紀神功紀一及和泉國なる仁德帝の山陵今大山陵と云、にも、瓶を布列ねたり、備中國下道郡南山の古墳にも、素燒の瓶を多く布けり、何れも瓶の口徑り八九寸もあるべし、其形狀と土色は各同じからず、かゝれば上古墳に瓶を布き埋むる事、蓋し王室の舊制なる事疑ふべからず、今其の一二を左に圖す、據て憶ふ、周防國大道村より出る所のものも、上古陶器を製造せし地にや、或は又古墳に布く處の物かなるべし、其國に到り、地形を目擊するにあらずば、分明には辨すべからず、山陵、僞陵、古墳の圖略す、

四一土州河村氏續紀を註せし話　土州藩箕浦才七といふ人、六月廿四日來訪され、又七月九日にも來れり、其折から何くれと物語せし中に、同じ藩邸に河村貞固といふ醫師あり、これが續紀の註に殊に心をこめ、十卷あまり脫稿せしが、去年秋頃身まかり、その親河村原泉今現存して、稿本淨書せしめらるゝとぞきける、

四二衣錦夜行　諺に、故鄕に錦をかざれといふは、漢の朱買臣が故事なるべし、古歌にもよめり、按に、史記、七之十三五左、漢十三右、の項籍が傳、漢書六十四之上九右、朱買臣傳など、みな衣繡夜行となり、程大昌が演繁露に、「東觀漢記、建武二年、封二景丹一爲二櫟陽侯一、上謂曰、富貴不

レ歸ニ故郷一、如ニ衣錦夜行一、故以封レ卿、（御覽二百七左）按、前漢皆言ニ衣繡一、惟此言ニ衣錦一、」太平御覽卷二百七左、功臣封に云、「東觀漢記曰、建武二年、定ニ封景丹櫟陽侯一、上謂レ丹曰、今關東故王國雖ニ數縣一、不レ過ニ櫟陽萬戶一、富貴不レ歸ニ故郷一、如ニ衣錦夜行一、故以封レ郷、」（東觀漢記九之六、右景丹傳を以て御覽に校するに、戶下有ニ邑字一、錦作レ繡、郷下有ニ耳字一、しかれ共程大昌が觀たる本、已に錦に作り、今現に御覽に錦に作る時は、繡字とするは頗疑べし、）吾邦古昔專ら御覽を用る時は、諺にいふ所のもの、蓋こゝに本づくなるべし、再按に、劉子（三之二右）に云、「朱買臣衣錦還レ郷」とあり、以て證とすべし、

唐人畫錦堂の號あり、衣錦夜行の反なりと雖も、古昔已に白日衣繡、衣レ繡晝行などいへる事あり、太平御覽（九百五十二）に云、「風俗通義、江夏張遼爲ニ兗州太守一、以ニ二千石尊一、過ニ郷里一、白日衣レ繡、榮羨如レ此、」また事文類聚續集四、十七居處部榮（卿）に云、「魏張允爲ニ雍州刺史一、太祖曰、還ニ郷本州一、可レ謂ニ衣レ繡晝行一矣、」（頭書、和版劉子新編（三の二）ず「及ニ其勢伸レ志得、或佩レ錦而還レ郷、」唐袁孝政註云、「朱買臣少時貧賤採レ樵、後乃仕レ漢、得レ爲ニ本郡太守一、佩レ錦入レ郷也、」江吏部集下七ノ九、寛弘七年作に、「衣レ錦買臣到ニ故郷一」）

四五 提醒　提醒を雜字類編にメザマシと譯すれども、唯に睡りをさます事にてはなし、世人の心づかぬ事をきをつけ、目をさまさするといふ如き意也、射學正宗（上の論註）法の條、提ニ醒世人一」とあり、提醒の二字は、小說醉菩提（一の）に、「濁世一班庸愚、何以提レ明點レ醒哉、」これにて提醒の字義はいと明かなり、

四六 抱竿羹　南楚新聞云、「百粵人以ニ蝦蟇一爲ニ上味一、先殺ニ釜中一、置ニ小竿一、俟ニ湯沸一、（殺恐投字誤）蝦蟇乃抱レ竿而熟、謂ニ之抱竿羹一」（坤齊日抄上の十二右）、吾邦北人小蝦蟇をとり、酢みその中へ投じかき廻す時は、そのみそ小蝦蟇の目にしみる故、前兩足をもて目を拭ふとなり、是を土人目こすり鱠（本朝食鑑にあり）といへるとぞ、抱竿羹の的對と云べし、（書紀集解（十の十三右）國樔の條に、「五朝小說、唐人蔚遲樞南楚新聞曰、云々、本朝食鑑云、山東人、捕ニ生蛙一、入ニ熟湯中一、剝レ皮、投ニ芥酢内一、而食、此稱ニ目擢鱠一、以賞レ之、」唐土にて蛙を食ふ事、宋朱彧可談、委巷叢談、東齋筆記にあり、俗說辨三十二の十八ゥ引、）

四五 忠岑硯　壬見忠岑硯、本藩藏弆、（頭書、萬治二年諸家名物記、和漢硯譜、好古日錄等に見えたり、集古十種にもあるべし、）

七八十年以前、洛西壬生村百姓藤四郎と申者田耕候時、土中より此硯を掘出し、取歸藏置候を、同村老醫有レ之、達て乞て所持致來候由、地中より掘出し時、硯之裏に鍬のあたり疵出來候を、右之醫師朱にて繕申候、其後或堂上方之御家來島田兵庫と申仁乞受候

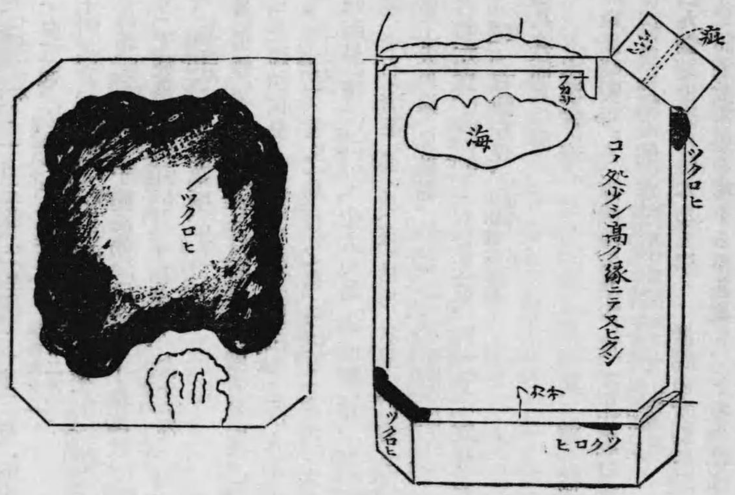

て、年久しく持傳居申候、今壬生村に有レ之、却て是を寫たる硯之由、此硯眞物相違無レ之候、

右の如き書付添有レ之候よし、

四六 月華日華　文化五年戊辰正月元日、余居耀ニ池魚一、復依レ舊造レ之、晩夏落成、而比隣未レ有レ家、瓦磚堆中、草碧蟲唫、每ニ月夜一乘レ凉散步、八月十六日夜將レ半、異光四射、家人皆驚告レ余、仰見ニ清空一、星稀無ニ點雲一、皎月一輪如ニ寶鏡一、而有ニ暈七八層一、如ニ虹霓重々廻旋一、其近レ月者紅色如ニ胭脂一、外層五彩鮮妍、祥光璀璨、不レ可ニ名狀一矣、所レ謂月華也、吾妻鏡云、建長五年癸丑十月十三日戊刻、月有ニ五色笠一、亦指レ之乎、然則雖ニ冬月一、亦有レ之、又有ニ日華一、文化十四年二月、（不レ記レ日、予レ時彼岸中日也、）日在レ西、將レ沒レ光、扇ニ動空中一、如レ有ニ花片一、霏霏散亂者レ也、平日常日光射レ眼不レ向、而斯時正視、目力不レ眩、以ニ臆度一、此亦有レ暈、而日光照曜、暈采不レ現、惟見ニ景象明媚一而已、五雜俎云、二月朔正午有ニ日華一、而人愈不レ能レ見、此殊不レ然、（文政八年乙酉秋日麗ニ入問一、）節信識、

四七 一三并千萬の對（附、左右、難易の對句、）

「一唱三歎、」（唐才子傳二之四右、）「一沐三握、」（金樓子四之八右、史記二十四之五左、漢書六十四下八左、）「一夜三燭、」（漢書六之十八右、）「一彈三歎、」（漢書廿二之十八右、）「一第三

脊、」漢書二十五「一日三復、」李義山中「一麥三秤、」廣韻一之上之五右、一左、「一夕三起、」梁谿八之三左、「一粟三米、」漢書九十九之廿二右、

「千門萬戶、」漢書廿五下之二左、金樓子一之廿八右、「千秋萬歲、」漢書四十七之一右、「千倉萬箱、」抱朴外三之廿七右、「千變萬態、」輕耕七之三左、「千舉萬敗、」道言外中之六十四右、「千枝萬葉、」金樓子四之廿右、「千扣萬合、」道言內一之六十六左、「千愁萬恨、」鶴林二之十四左、「千里萬頃、」五行大義序一左、

「易レ傷難レ養、」抱朴內三之十三左、「行者難レ工、處者易レ持、」田學十二之十一左、「夫婦相保易、君臣相保難、」新續列女下三右、「知レ人易、自知難、」吳越六之十六右、「言レ之易、行レ之難、」新序四之七右、「古天子之名難レ知而易レ諱、」漢書八之十左、「士大夫易レ得而難レ用、」獨異志中之二十四左、「鑄二金石一者難レ爲レ功、摧二枯朽一者易レ爲レ力、」漢書十三之二右、「畫工犬馬難、鬼魅易、」韓非十一之七左、淮南十三之七、劉子十之一右、風俗通自序、「右智左賢、」困學十之廿七右、「右賢左戚、」漢書四之十一右、「左提右挈、」漢書卅二之三左、「右圖左錄、」中山建安長薛後序一左、

四八 箕浦氏の詩

水溪探レ春　　箕浦橘

開歲新晴暖可レ人、東風凍解水無レ塵、已生二溪口一遊船價、柳霧梅烟准備レ春 姓箕浦、名橘、字香橘、號耕雨、又號二風自齋一、俗稱才七、土佐儒員、

四九 翻刻世說に佳本ある事　世說の新刻に二本あり、同刻故善惡を辨ずる事甚難し、そのわけは、大典世說を校刊せし比、水戶の別れにても刊せんとせらるゝを以て、書肆の迷惑なる由いひしかば、さらば、此方の本にて校正すべしとて、大典の校本を悉く改められしと也、大典の校せし儘の時百部すりて、其後改めし由、その百部は甚宜しき也、後に改めし方は惡しゝと也、前後を見分るは、書賈の方言に、世十三高と云へり、世說の卷十の三張の右の首書に、高云々と文あるは、後本にてあしゝ、是なき本を大典の校せし儘の本にてよしとすといへり、

五〇 矢を爪よる　宇治拾遺などの物語に、矢を爪よると云事みえたり、何の料に然するにや、又は矢の直不直など試みる事かと思へりしに、下の射學正宗 箭竹老嫩宜擇第九條、云、又「須レ揉二其體程一、硬者爲レ老、軟者爲レ嫩、指甲上撚レ之、聽二其聲一、清響者爲レ老、木撲者爲レ嫩、乃爲二定論一」と、これにて見る時は、爪よりは矢がらの老嫩を試むる事なる事しるべし、

五一 神代紀の說　神代卷は古來より說々ありて一定の說なし、もと其書奇怪にわたるをもて、或は其文の如く、私意を用ひずに解す者あり、或は譬喩に取なして解する者あり、何れか孰なるをしらず、初學適從する所なきに迷ふ、予かつて云、私記の序 釋紀に引く、にも、その事奇怪に涉れるをも採りて、異聞を廣むるとあれば、古來より神代上下は、人々も疑ふものとみえたり、白石翁の古史通、その書は猶未定の如く思はるれども、卷首に載る讀法の一篇は、實に活眼の見解と云べし、但その中常陸風土記と舊事本紀を信せられしは、白玉の微疵と云べし、常陸風土記は後世の僞造にはあられど、風土記と云ものは、凡て民間の浮說を採りて記せしものなれば、的實の證とはなり難き事あり、又舊事紀は七八百年も早く僞造せしものなれど、その據所は、古事記日本紀等なれば、其說はとるべし、この二條を心得て讀法を讀まば、その差はざるに庶幾せんか、異邦はしらず、我邦は古今のけじめはあれど、さまで言語の趣き異るべしとも思はれず、たとへば草木も能言ふとあるを、諸註家の石言于晉と云左氏の文を引て證とすれども、それは怪を記したるもの也、神代紀のほ左にあらず、今俗言に之をいはゞ、草木も睡る丑三ッ時と云ふに同じく、世上の靜謐ならぬをいへる迄也、餘は推て知るべし、己丑(◎文政十二年)十一月四日記、

五二 碓氷峠の名義　碓氷峠を又は笛吹峠ともかけり、笛吹峠、太平記に見えたり、按ふに、竿吹峠の轉訛などにやと思ふはいかゞあるべき、

五三 書紀の訓點　日本紀は貞幹が考に云、今の如く版本にかな附たるやうによみしものにはあらざるべし、古本にヲコト點付たるあり、又自註に訓を細書せられしは、必その文字のみ然よむべき故也といへるぞ、いかにもさもあらんと思はるゝ也、おのれこの頃、人の爲にあまた度書紀をよみ試むるに、そのかな付のよみ甚だ拙き事いと多し、僧をホウシとよみしも、ホウシは字音也、その上漢文を殊更によみなせる所、いと〳〵こちたく、然はあれど古代より經傳をよめるも、訓によめる限りは訓によむ事吾邦の故實なれば、いかにも訓にはよむべけれど、皇子も太子もみことよみ、卽位も卽天皇位もアマツヒツギシロシメスとよめるなどは、いかにぞや思はるる也、私記を考へてよめるも多からんなれば、それ將うべならぬも又あるべしや、

五四 字音假名の辨　字音の假名、後世甚だ辨じ難し、「とう」「たう」「ほふ」「はふ」の類ひ、うひ學びの者に、め易からんやう敎へんは、予思ひけらく、平上などの韻はいと紛れやすけれど、入聲に呼ときは尤も紛るゝ事なし、その一二をいはゞ、東韻のとう也、入聲に呼ぶ時は德とく也、陽韻の刀はたう也、入聲

によぶ時は澤たく也、又法は漢音はふ、吳音ほふ也、これも入聲によべば法華となり、法度となれり、之にていと分明也といふべし、納もなふ也、入聲なれば納得となる、これらにて餘は推してしるべし、

五五 拙著目錄　好問堂著述目錄三十三部

六史輯釋二十卷　讀二四刑書一管見十六卷　涉史臆斷十卷　史論僭評十卷　制度提綱三十卷　四禮通考四卷　變理類纂六十卷　文敎溫故二卷　軍防知新二卷　歲時要略四卷　和字萃四卷　金石叢書十卷　好問質疑六卷　莊響雜記十二卷　提醒紀談二卷　耐煩居雜著廿卷〔頭書、耐煩雜の著中琉球入貢紀略一卷〕　撩天閑話四卷　讀書箋記四卷　耽奇漫錄二十卷〔頭書、東叡山志二十卷、江戸年中行事〕　海錄百卷　隨筆篇無二卷數一　駝薈三卷　猜彙二卷　攷古詩譚二卷　歌話二卷　下谷小志二卷　法曹至要集解六卷　職原鈔辨證　榮花物語解詁八卷　世事談綺糾謬五卷　類聚書目要覽百卷　北峯文稿　北峯詩稿〔頭書、校正の書、書紀・法曹至要、徒然草、百人一首〕

右庚寅〔◎天保元年〕春日記、

五六 御觸の本字　公けよりの條令を俗に御觸といふ、按ずるに、經歷せしむるの義なるべし、令二の六ォ、に「僧尼自還俗者云々、京經二僧綱一、自餘經二國司一」とあり、戶令などには殊に多くこの字あり、〔頭書、凡嫁女、皆由二祖父母一〇田令三の四ウ註、經二官司一ともあり、倭爾雅八の十三ォ〕觸、觸也、突也、犯也、倭俗用爲二告示之義一者誤、今按、觸是行示之義也、然則宜レ用二徇字一〕

五七 論あげつらふ、　論をあげつらふといふよみは、書紀十七の二の左五行の傍訓に見えたり、書紀には往々ありしやうに覺ゆ、其外には見當らぬよみ也、

五八 口遊抄〔桃三栗四諺第廿〕　「口遊」〔天祿元年源爲憲撰、天保四年癸巳まで八百六十三年〕十二月廿七日自序、急々如律令、三ウ、俗時鐘追レ時歌、四オ、夜行途中歌、四ウ三關、五オ、夜途中逢二取人一歌、十九オ、桃三栗四柑六橘七柚八、謂二之菓子頌一、今按、桃樹栽後三年結レ子、他准レ之可レ知、廿五ウ〔美成云、今世之諺に、桃栗三年柿八年と云もの、蓋しこゝに始て見ゆ、堺雜桃の條併せ考ふべし〕斗爲巾、箏絃二、十九オ、鶯鳴時歌、三十二オ、一斗四升、一緩一急、一瀑一乾、上牛、卅二オ、三長三短、上馬、卅二オ、馬腹痛時歌、三十二ウ、志々蟲鳴歌、三十三オ、人死生知術、三十五ウ〔庚寅正月十九日抄畢〕

五九 はしをりかゞみの兄弟　たゞ二人の兄弟をはしをりかゞみの兄弟といふ事、古き詞と見えて、雜劇の書などによく有る也、是は古への箸は、今の鋏などのやうに曲げたる物にて、其もと一にして末二つに分れたるを、兄弟二人の親しきにとりて、箸をりかゞみの兄弟と云、かゞみとは屈折の義也、今は形の變じたるより人知らず、爪櫛の爪に似て、櫛形の穴の櫛に似たると同日の譚也、〔おきな草といふ三冊の草子あり、其蜩の作にはあらず、文化の始め埴齋保美といふ人の作也、その上卷に見えたり、〕

六〇 念佛寺の牓示〔謎語〕　南勢の路は幾度も往來し侍けるに、去々年までは見當らざりしに、こぞの春通りて見れば、明星のほとり片岡なる所の小路の分れめに、餘り古くは見えぬ石の牓示を建て、二行の文字あり、駕の内よりふと目に付て讀て見れば、人二心弗人十一又十分と楷書に彫附たり、よくも思ひ辿られぬに、轎夫急がはしてやり過ぬれば、暗誦して考みるに、人二心は念の字也、弗人は佛の字也、十一又十分は寺の字也、念佛寺といふ寺この岐路の奥にありて、其標なるべし、土人に問へば、果して余が推考に違はず、念佛寺へ是より幾町と彫附ても事濟ぬらんに、何者の狡兒か斯る鄙語もて記し、却ては凡俗の惑をなすべきにや、さはあれど曹蛾の碑の俤をまねびたるも、又一笑にたへたり、同上、

六一 ヨセ上ると、落噺、　俗にヨセヨセは正しくは寄場といへり、とて落噺淨るりなど晝夜共にありて、人集むることすなるは、都下に普く、近在迄もに今はこゝかしこに見ゆる事也けり、その初めは義太夫語れる女子のおでん、〔頭書、娘淨るりとて、女兒の義太夫語るもの專ら行はれて、後には姪風盛になるをもて、公より禁ぜらるゝ事三四年前なり、他日委くすべし、〕落噺せし石井宗叔、八人藝する川島歌遊など、折にふれて此方彼方の貸座敷などにて催せし也、そは明和の末年安永の比とかや、斯りければ人々もいと珍らしき事に思ひたりとか、おのれ心附ては最早世に多かれば、四十年近くヨセといふ所はいで來しなるべし、或人のいへるは、神田明神の社地なる長谷川ぞ初めなるとかや、さて近き頃其の札を湯屋髮床などに張出せるが、初めは書きたるのみなりしが、後々は版行なりし、之もその初めは神道の吉龍が張出しより、普く仕そめしと也、今茲より一二年前方より漸く少くなれど、猶まれ〳〵にはあるらし、〔余曾て數十枚を集めてもたり、庚寅正月二十六日偶記、〕

六二 本居の狂名　本居宣長が若かりし時は、藪醫隙成（ひまなり）とて狂歌せし由、後京師に遊學の折から、冠辭考を見て古學を思ひ起しゝとかや、

六三 令義解抄　令義解「信濃國風俗、夫死者卽以

レ婦爲レ殉、」義解一の五十ウ、「祠者祭ニ百神一也、社者檢ニ校諸社一也、」義解一の五十四オ、「大國守一人掌ニ祠社戸口簿帳字一、養ニ百姓一勸ニ課農桑一、」一の五十六オ、「神璽之劒鏡、謂、璽信也、猶レ云ニ神明之徵信一、此卽以ニ鏡劒一稱レ璽、」、「者、」二の四オ、「雄朝津間稚子宿禰尊御世、諸氏爭レ姓、紛亂不レ定、卽盛煮レ湯、令ニ以レ手探攪一、詐僞者爛、眞誠者全、於レ是定レ姓造レ籍、是爲ニ庚午年籍一也、」義解二の廿二ウ、「不レ解レ書、畫レ指爲レ記、」二の廿五ウ、「町段及ニ四至一、謂、田之四面所レ至表驗也、」三の一ウ、「凡給ニ廿分田一者、男二段、女減ニ三分一、」三の一ウ、「地子、」義解三の三ウ、「身死ニ王事一者、其地傳子、謂、職場身死、是爲レ死ニ王事一、」三の四ウ、「犬牙相接、犬牙者如ニ犬之牙一、不ニ相當一、而相銜入也、」三の五オ、「支配支度也、配當也、」、「封戸、」三の十ウ、「飛驛國匠丁、」義解三の十四オ、「諸國三の九オ、貢獻物者、謂、按ニ前令一云、朝集使貢獻物、今此令無ニ朝集使三字一、」三の廿一オ、「斐陀國云々匠丁、」三の廿ウ、「學生云々、每ニ千言一、內試ニ一帖三言一、謂、三言者、三字也、帖者釋見下也、言唯千言之內、帖ニ覆一處之三字、令ニ其闇讀一、」三の二十五オ、「試者云々、得ニ六以上一爲レ上、得ニ四以上一爲レ中、得ニ三以下一爲レ下、」三の廿五ウ、「凡任ニ內外文武官一而本位有ニ高下一者、若職事卑爲レ行、高爲レ守、」四の二オ、「勘當、」四の三十二オ、五の十九オ、「理門至レ夜燃レ火、內及中外三門、皆衛士燃レ火也、」五の三ウ、「三關、鈴鹿、不破、愛發、」五の二十五オ、「太陽虧、有司預奏、」六の二ウ、「麟鳳龜龍、」六の三ウ、「木連理、」六の四オ、「玉佩、」六の六オ、「義髻、」六の十三ウ、假「錦行縢、」六の十四ウ、「挂甲、」本註六の十七オ、「若干、若如也、義解干求也、」七の十七オ、〔頭書、漢書食貨志云、或用ニ輕錢百一加ニ若干一、師古曰、若干且設ニ數之言也、干猶レ個也、謂ニ當レ如ニ此個一數耳、〕「依ニ唐令一、平闕之上、皆无ニ諸字一、故此令亦不レ以ニ凡字一加ニ平闕之上一、」義解七の廿三ウ、「坂東、謂下駿河與ニ相摸一界坂上也、山東、謂下信濃與ニ上野一界山上也、」七ノ廿七ウ、「有レ數者爲ニ大字一、」七の廿三オ、「禾稼再熟之類、謂ニ之風一、夫死妻殉之類、謂ニ之俗一乎、」義解七の廿九オ、「驛馬傳馬、」八の五ウ、又七オ、「養物成レ功曰レ風、坐生ニ萬物一曰レ土、」義解九の一オ、「墓碑皆立レ碑、碑者刻石、石銘文、」、「記ニ具官姓名之墓一、」九の八ウ、「親王及三位以上稱レ薨、五位以上及皇親稱レ卒、六位以下達ニ於庶人一稱レ死、」九の九オ、「登、」九の十ウ、「句合出九、和合、兩人合ニ相敵對一、是爲ニ句合一、轟ニ出九一、博戲、九の廿オ、「季末、季末者四季之末月、假有レ符、三月至者與ニ夏季一、人同遣之類也、」十の十オ、「三審、」十の十ウ、「檢校猶ニ勘問一也、」義解十の十ウ、「察レ獄之官先備ニ五聽一、」十の十一ウ、「六齋日、八日、十四日、十五日、廿三日、廿九日、卅日、」十の廿六オ、「季別封送ニ中務省一、」十の廿ウ、「鐵券、」十の三十ウ、

六四英一蝶　民蝶半記事は、佛師民部が物語を親しく聞て記せる由なれ共、不審多し、其一つ二つをいはゞ、一蝶が名、蝶古又長古とあるは誤也、朝湖を聽誤なるべし、島より歸る時五十七歳也、五十八に非ず、○繪師和翁と云者の近隣に醫者有、それが宅にて蝶古百人男を畫けりと云、按るに、和翁は和央の誤なるべし、然らば是一蝶が花街にての表德なり、別に和翁と云人あるに非ず、さて其醫者は誰にかあらん、一蝶も醫者の子、村田半兵衛も醫者の子なれば、此等の宅なるべし、先づ是程の謬あれば、其餘も推て知るべし、○民部が人を殺したる一條、此說の如くならば、安穩に濟べき理もなく、民部が公然と人に談るべき樣もなし、極て虛譚也、○因幡守殿へ土佐守殿御出の時、次に安藝守殿、民部も相詰たりといふ條、最有まじき事也、一々辨ずるに足らず、○馬が物云たりといふ浮言の正しも、同日の談也、○又一蝶が事を、生得慾深くして、咄ては面白からぬ男也、此等も見たるやうなる書やうなれ共、非也、一蝶花面(あばた)ありて(此形狀民部と間違たるやらん)、大きなる坊主也とぞ、風流洒落なる者豈慾心深からんや、人の面白からぬ者ならば、貴人豪富の人に從て遊ぶ事を得んや、戊子春日、筠居主人識、

六五見聞集評　見聞集十卷、此書は三浦某入道淨心の筆記なり、〔頭書、三浦長門守平爲春、剃髮して淨心と云、著述目(●印本、●見聞軍抄八卷、見聞集十卷、●北條五代記十卷、●巡禮物語三卷、仇物語、●曾々呂物語一卷、●大笑記一卷、この外藏中になきものにて書名を聞けるは、茶竹物語〕自跋に「淨き心にあらざれば」云々といへるは、自の名をたち入たる也、又書中に町人めかしく、三浦屋淨心と顯にも記したり、此人永祿八年に生れたる事は、書中に「予九歳の比天正元年云々」あるに合へり、さて此書慶長十九年書畢といへるは未然らず、書中を通考するに、卷四に元和元年大坂落城の事を云ひ、卷五に元和四年日本橋再造の事をいふ、又卷一には愚老七十餘歳也とあり、餘歳は幾歳あるにか知るべからず、但し七十を此人生れし永祿八年より計れば寛永十二年に當る、然れば此書記し終るといへる慶長十九年より廿一年後なり、又按に、寛永十八年印行の曾々呂物語は、此書の抄錄なり、其序に見聞を記したる書五十二冊あり、其內曾々呂物語二十冊あり、又其中より抄出して一冊とすと云、此二十冊卽この見聞集十卷と知られたり、又右の如く年數合はざる事は、此書記畢後も、諸處に書加へたる事もあるにやあらむ、戊子春仲、筠庭節信識、

六六磐城產物　奥州磐城產物甚多し、今予が運らし致さんと思ふを記す、

龜脚、海人謂ニ之蘇鐵(さうせう)、蜀椒(かめのて)貝、中ノ道、豐間等海汀出、赤色、如ニ椒子一、磁石、上手石山出、黑石、八茎岳出、饅頭石、小魂川產、石弩、萩石、櫻化石、名古曾關宜ニ硯材一、中三坂、羽龍產、與ニ齋瓮一同、石田古瓦、下大址邊出、硅石、甲州金龍石一同、

田出、瓦面以左字福島爲款識、勾玉、管玉、土佐燒、岩城名品、土燒、銘鑑曰云々、沈木、

六七白澤　延喜式、廿一祥瑞、六典、禮節祥瑞、淵鑑類函引、黃帝內傳、山海經、抱朴子、內篇、極言、歷代名畫記、從容錄、十六則、法苑珠林、五十八、畜部、感應緣、三才圖會、程幼博墨苑、虛堂錄、本草綱目五十一獸二獅、この二書獅子の一名とす、事物紺珠廿八卷毅獸類には貘の一名とす、齊の文惠太子傳には、太子の小字を白澤とす、白澤王鬼を斬る圖の事は、禁祕抄上、古今著聞集、守覺法親王記建久二九十、以上の三書楷梯に引、

六八隔生卽忘　法華玄義第六卷に、「名字觀行、益隔レ生卽忘、或有レ不レ忘」と云へり、太平記鈔十一之十一右、

六九朽索御レ馬　朽たる繩もて馬を繫ぐといふ事、賴み難きたとへに古今六帖の歌にもよめり、それは書經の朽索に馬を馭するといふにもよれるなるべし、書經の文、諺草にも引けり、然るに孔子家語二の九、云、「子貢問二治民於孔子一、子曰、慄々焉、若レ持二腐索之扞馬一」とあるも同じ意ばへなり、

七〇京都名家の墓　大森宗勳墓

策翁宗勳、姓平、氏大森、岫庵其號、元龜元年三月十五日產二于平安一、寬永三年四月十日、享年五十有六、卒二于越國村上縣旅寓一、寬文五年乙巳十一月十日、雒下雲堂處士橘鼎撰、法橋是齋壽恩男紹伯建、

若水稻彰信墓在二洛東迎稱寺一、正德五年七月六日卒、

河道主事嵯峨吉田氏了以翁碑銘

姓源、慶長十九年秋九月十二日歿、六十二歲、羅山子滕道春撰、法眼大膳亮源長因書、

山脇道作墓在二深草誓願寺一、延寶六年十月八日病終、壽八十五、錦里木貞幹撰、

東洋墓同上、寶曆壬午八月八日卒、五十八、清絢撰、

鵜飼石齋墓在二洛北一乘寺村瑞岩山圓光寺一、貞節先生、姓藤原、氏鵜飼、諱信之、字子直、別號石齋、元和元年正月十五日生、寬文四年甲辰七月二十一日卒、年五十、大明虎林旣白山人陳元贊撰、

江村全庵墓在二洛東善正寺一、諱宗珉、字友石、別號剛齋、以二存順一名二其堂一、萬治庚子七月十七日卒、壽五十四、

宣春庵觀翁丹水先生墓淨福寺、名玄醫、字閱甫、平姓、名古屋氏、寬永五年三月廿一日生、元祿九年四月十八日辰刻終、享年六十九、

黑川道祐墓洛北本隆寺、元祿二辛未年冬十一月四日卒、

黑川道節墓同上、元祿壬午冬十一月廿六日卒、

意林庵源素心先生墓在二京極長講堂一、姓源、名素心、字藤丸、號二意林庵一、天正十七己丑九月八日生、寬文四甲辰九月己酉卒、壽七十六、

酉峯松下見林墓內野大雄寺、家君姓橘、名慶、攝人、後徙二于洛一、以二儒術一賓二位於讃一、元祿十六年次癸未十二月七日卒、六十七、全叉、

天民先生並河君墓洛東濟閑寺、諱亮、字簡亮、其先丹州桑田人、享保三年戊戌四月八日卒、年四十、

執齋三輪希賢善藏墓洛東建仁寺、寬保四年甲子正月二十五日卒、年七十六、

王葛陂先生墓在二洛東佛光寺墓所一、王君諱道昂、字伯起、其先明瑯琊人、崇禎中遯二兵燹於吾東方一、家二攝大坂一、奕葉安焉、安永丙申秋八月八日逝、年五十三、葬二於華頂山下佛光寺塋域一、謚曰二麗明先生一、

賀川子玄先生墓櫛笥玉樹寺、諱光森、一諱玄悅、字子玄、安永六年丁酉秋九月十四日病卒、年七十有八、

窮樂先生墓洛東雙林寺、寶曆八戊寅歲二月九日門人等建レ之、

七一大雅堂墓碑銘　故東山畫隱大雅池君墓在二千本淨光寺一、池貸成歿矣、旣表レ墓焉、而未レ有レ銘也、以爲レ請レ余、嘗觀二貸成爲レ人、蕭散不レ以二寵辱一驚レ心、善與レ物和、而不二苟合紆レ志、外疎放而內實修、檢二與レ人交一、謙損而不レ阿、簡二於禮法一、當レ住不レ住、當レ答不レ答、而顧二諸義一、未二嘗有レ所レ失、惠而弗レ望、廉而不レ劌、其於レ取レ予、得失恬淡如也、平生行事多出二於人之所レ不レ意、於レ是有二畸人之目一焉、貸成生二平安一、而幼而穎異、學二文學一、書無レ不レ能、而獨長二於畫事一、圖二山水一、尤妙、好遊二名山一、尤趨健、高峻幽奧無レ不二戾極一、卽取以爲二毫端趣一、數登二富士一、而每異二其路一、因作二富士圖一百一、各變二狀態一、皆其所二經覽一、古今畫工所レ未レ及也、安永丙申四月十三日、病卒二于葛原草堂一、距二生享保癸卯五月四

日一得レ年五十有四、葬二于舟岡之南淨光寺先塋之傍一、貸成名無名、始名勤、遠近以二大雅堂一稱レ之、妻玉蘭、姓德山、閑靖不レ飾、能配二夫之行一、亦能レ畫有レ名、無レ子家絶、悲夫、世皆知二大雅之畫一而不レ知二其行一、知二其行一而不レ知二其心一、故爲敍二其大略一、如其世則存焉、不レ待レ論也、銘曰、若人胡不レ壽、若人胡無レ嗣、庶安子哉、淨光寺之地、安永六年丁酉六月、淡海竺常撰、韓天壽書、〔頭書、大雅堂の事跡は孔舍樓筆記に見えるも、此墓碑の文に合せて頗る詳なり〕

七二短冊　短冊は小き札と云事にて、其名始めて日本紀に見えたり、さて短冊へ歌かきし事は、清少納言（うちとくまじと云條に、或男の家やけたりとて歎きけるに、清侍らんとありし）に見えたるぞ始なる、

七三塙氏の話　塙檢校或時さる方へ行て源氏物語の講釋せられし頃、折節夜分にて、風吹て燈を吹消ければ滿座闇かりしかば、先生しばしまたせ給へと云けるに、檢校は火の消たるもしらざれば、何故にて候哉と尋ねらるゝに、燈火の消て候へば、火ともす迄またせ給はれと答けるに、さては目のある方々不自由のもの哉といはれしと也、此一話、春宵談と云冊子にありと輪池云、

七四日愼二一日一　日愼二一日一の語、韓非初見秦曰、戰々栗々日愼二一日一、苟愼二其道一云々、淮南子引二堯戒一曰、戰々慄々日愼二一日一云々、〔頭書、書紀六の六オ十四の廿九右、○通證（十九の三十三ウ）雄略紀引二後漢光武紀一、○集解（十四の四十八ウ）雄略紀引二隋書高祖紀一〕

七五混外の詩　王子金輪寺別當混外作

四十九年非二未知一　今朝五十舉二春巵一
半生左計人休レ笑　前路半生應レ出レ奇
寺高臨二碧溪一　花發低二于礎一
時有午二風狂一　清香衝レ鼻舉

七六「おきつ白波」の歌　此ごろ本所石原の萋々君（那須與市）の許にて、いせ物語講じけるが、「風吹ばおきつしら波たつた山よはにや君がひとりこゆらん」といへるを講說しながらふと心附、唐詩の五絕に愁人獨夜看といへるを併せ講ぜり、そは風吹ば沖つ白波の二句は、後世盜人などの事にいへど、さにはあらで、ただたつたといふ序のみ也けり、扨たつた山は殊にさがしき路なる由は、書紀の神武の卷にも見えたり、さる嶮しき路をば畫だにこえがてなるを、夜は殊更に物うし、されども連人もあらばまだしも慰む方あらんを、獨りはいかに心うからんとの、女の思ひ餘れるよりよみいでたるさまぞ、

七七部の略卩に作る　書紀雄略紀十四の六々云、「史戶河上舍人部」とあり、集解に、「原作戶誤、按史職也、下文所史部身狹村主青、檜隈民使博德等卽此」と註して、戶部に改むる事甚よし、按に、戶は卩（部の省文）の寫誤なるべし、上野國群馬郡高田碑は神龜三年のものにて、いと古物なり、集古十種碑銘之部卷の三に收たり、この碑を世に六刀自の碑ともいへり、銘文の中、刀自といふ事の六つあるをもて也、また磯部牛麿と云人名見ゆ、牛麿は續日本紀に見えたる人なり、かつ磯部を磯卩とかけり、今は部を卩とかける事通例なれど、この比已にこの體あり、その來れるの古きをしるべし、

七八石花墨の製法　石花墨（俗に乾打碑と云、坊間製墨戶にて鬻ぐもの、其形鐘形に製せり、俗これにより て釣鐘墨と云、甚下品にて用ゆるに堪へず、中に就古梅園に製する所少しく宜し、然れ共手自製するの佳なるには如かず、其分量を左に記す、好古の士は必しも一笏を藏すべし、

灰墨（六匁五分、極上品を用ゆ、繪具屋にて油烟墨と云もの よし、）
白蠟（十九匁、寒暖にて白蠟の分量多少あり、十九匁は冬の製也、夏は少し減じて製すべし、）

七九泡盛の解毒　ふぐにあてられたるは、鰒にて救ふ也、泡盛にあたりたるには、豆腐を一丁餘も總身へぬり附くれば、毒を解くといへり、之は薩州人の傳の由、兎仙のいへり、

八〇奇法　鹽ものの魚類の鹽をぬくには、柿の葉を入て水に漬置けばよくぬくる也、（但一ト きれの魚に五枚位のつもり、葉なき時はシブを少し入るゝもよし、）又柿のなき所にては、大根をろしにつけてもぬくる也、○ウニの堅くなりたるは、砂糖を交ぜかき廻せば柔かになりてよし、○コノワタは玉子（雞卵）を和すがよし、○あはびを柔らかに煮るには、大根にてよき程にたゝき、藁火にて煮る也、又方に目八分に鮑をうつ伏せ持て地に墜し、三四度して醬油に酒水を入れ、汁澤山にして煮つめる也、○章魚を柔らかに煮るには、ヌカにて洗ひ二重蓋をして、汁澤山にして煮つめると宜し、又方甑にかけ、その中の四隅へ豆を四五粒ほど置き、豆の指にてつぶるゝ程になるを度として、酒醬にて味を附る、尤も佳也と云、（八百善の傳也、）○アカ貝を柔かにするには、牛蒡にてそろそろたゝき煮る也、○器物の中に花いける傳、『ゑづの通りの金物を作り、うつわの縁へつくる也、くすりは松脂に油を少しまぜ、たばこ少しまぜたきつ

むれば、なににてもつく事妙也、右の藥をつけ、莖をさし花をさし、根もとに砂をおくべし、○繪書水中にうかす傳、白豆の粉にても洗粉にてもよし、やき明礬四分まぜ、これが浮藥の法、紙をしめし、右の藥をかゝんと思ふ紙へぬりつけ、じにてもるにてもかき水に浸し、魚ぐしの樣なる物にてつき落せば、もじはうき紙は沈む也、紙を引あげかいた樣に見ゆる也、

八一二義一字

盍字彙午之五十ォ、何、不也、

巨字彙丑之三ォ、不可也、反可爲レ巨也、

耳而已

猶字彙巳之八十三ウ、尙、可之辭、

爾如、是、

諸之乎、

八二五明扇　舜作五明扇と云事、古今註にあり、五明の義詳ならず、列仙全傳に一の二十九ウ、九光七明芝など云事あれば、深き由あるべからず、五明のみ扇の異名になりて名高ければ、人の殊更疑ふめり、〔頭書、天中記三、五明蠹中抄の條にあり、〕抄錄第十七卷天

八三ガゼンボ谷　地名にガゼンボ谷と云所あり、其名義未だ地誌を檢出せず、たま〳〵羅山文集を閲するに、卷四十一の四五右、朝鮮の開城府をガゼンボウとよめり、地名のガゼンボ、此等に緣故のある事にや、他日可レ尋、

八四木練　親元日記に木練と云ものあり、果にて柿とみえたり、書言字考六の二十二ウ、「木練又作ニ木熟、本名方柿」とあり、されば木に在る儘熟するを云なるべし、畫史令要四の三ウ、藤原光重が折枝の畫中に、こねり柿の圖あり、少し長き方の柿を畫けり、〔頭書、コネリは木熟の柿を云ふ事、本文に云嬉如し、按ふに、書紀（十九の二十ォ）に熟をコナシとよめり、熟妻をコナメリとよめり、或はモトツメ、熟妻は和訓栞の說なり、按るに、熟をコナシと云もコネリと云も相通にて同じ、類れば柿の事にはあらで、たゞ熟しと云事なるべし、〕

八五入梅　梅雨になるを入梅と云、あくるを出梅と云、唐土にては〔頭書、唐土の說暗記、芒種の前の壬を入就ニ本書ニ可レ正、〕梅とし、小暑の後の癸を出梅とする由いへり、然れども時として陰晴定なく、花葵の花の咲そむるを入梅とし、未の方へ咲畢るを出梅とする也、これ曆より尤も分明なり、經驗するに違ふ事なし、

八六甲冑をカブトヨロヒと讀事　甲冑を甲をカブト、冑をヨロヒと俗によめり、世人互に誤れるを云ふ、然るに新撰字鏡に甲冑をカブトヨロヒと訓ず、按ずるに、字鏡に訓るは甲をカブトとよめるにはあらざるべし、水火をヒミヅ、日月をツキヒ、風波をナミカゼ、風雨をアメカゼなど、唐土の辭と吾邦の辭と自ら例せり、されば甲冑も同例の訓と思はるゝ也、新撰字鏡に鎧をカブトとよめるは、二合の意なるべし、

八七尺牘を雙魚と云事　越の范蠡が勾踐に魚腹の書贈る事あり、劉向本列仙傳上の四ウ、「涓子得ニ鯉魚一、腹中有レ符、」又上の五オ、「呂尙得ニ兵鈐於魚腹中一」など云事あり、按ずるに、丹鉛總錄に、「古樂府詩、尺素如ニ殘雪一、結成ニ雙鯉魚一、要レ知ニ心裏事一、看ニ取腹中書一、據ニ此詩一、古人尺素結爲ニ鯉魚形一、卽緘也、非レ如ニ今人用ニ蠟一、」〔頭書、古文前集（上の二十四オ）樂府上、「客從ニ遠方一來、遺ニ我雙鯉魚一、呼ニ童亮烹、鯉魚中有ニ尺素一」云々、○丹鉛餘錄三の九ウ、雙鯉の說甚詳也、○升庵外集十九の三右、〕之によれば古昔に云ふ魚腹の書などは、按ふに皆常の尺素を初めは云へるなるを、後には眞の魚の如くに云へるものならんか、因に云、馬師皇が龍も、馬を龍と云へば、眞龍にはあらで馬の善きを云ひしならん、〔頭書、紹逑文集（十二の三十ウ）馬師皇贊云、「龍不乃是一乎、而後世神而傳レ之乎、○馬八尺曰レ龍、また龍馬など云ふ、○文選（三の三十六ウ）「赭白馬賦云、驥不レ稱レ力、馬以レ龍名、」〕因に云、世に雙鯉の圖往々あり、之を俗に出世鯉と云、もとは宋徽宗の圖書譜にも見えたり、にて田沼侯の藏にありしかば、何となく僥倖を希ふ輩、傳摹して出世鯉と稱せしとかや、

八八植松自謙事跡　天明七年の頃、小川町柄木町、近藤左京樣長屋にて中澤道二道話被レ致候砌、出雲屋和介と申後に植松自謙と云、人、生國信濃の農家にて、江戸に出て、赤坂田町邊に店借り、貸本渡世致居、心學執心にて、一六廿五日の定日をかゝさず近藤屋敷へ來り、道話を聽聞せり、從來篤實律義の人ゆゑ、萬事に心附世話致、茶所に被レ居、茶番たばこ盆のせわ一人にて致しゝかば、社中の者赤坂廾、出雲や廾、和介廾などと異名を申、其後駿河臺袋町堀田樣屋敷にて道話あり、夫より神田相生町の今の舍となる、いつも右和介信切に世話被レ致たり、

赤坂田町邊出火にて類燒の時、借し本及諸道具とも持出しなどして、怪我にてもありてはあしゝとて、其身計り立のき、燒亡の樣を遙かに見物してありと也、其後麴町秩父屋某方に同居致、其内に男子有レ之し相手いたし、素讀の世話など何しらぬ顏にて、かやうにてもあるやなど、經傳の語意を釋し聞せしといへり、〔頭書、今の舍と云ふは參前舍と云ひ、相生町片町西側也しに、此西側裏新後練堀町となり、參前舍のありし地、廿年上野秋葉原間戲道敷地となる、此際參前舍は下谷二長町へ移る、（◎按ニ、此頭書後人ノ追加カ、）〕

右淺井氏の筆記を節略して記す、

八九默庵詩稿抄　默庵詩稿三冊、以下抄錄みな卷下也、「文卯之夏赴二江州一過二廬山一、照提上人旅邸、一宵晩話、殆乎如二十年之舊一也」云々、詩の序也、

「文明辛卯之夏、赤松兵部少輔公、分二幕下諸將一、以爲二三軍一、其一東皇都對二賊壘一、其二爲二播備作三州一留レ後、其三守二山崎之城一也、山崎町洛之南、爲二西藩喉一也、一夫守レ關、則諸戎爲レ之粮道不レ通也、可レ謂二函國一瓦一也、喜多野孫三郎受二兵部公之命一、從二山崎之軍一、卜レ日欲二以往一、索二言詩一以餞レ之也、昔天山相公、在二襁褓一之日、公之高曾祖某輔二相公一、以安二累卵於泰山一也、祖某父某守レ節死、義公承二其後一、不レ墜二家聲一、單騎赴レ敵、觸暑以行、人僉曰、壯哉斯行、寔名下無二虛士一、如二公之勇爲一、則凱歌計レ日以俟レ之、因賦二一章一云、

祖翁一箭定二天山一　之子從レ軍蔑二百蠻一

他日凱歌重入レ洛　鼓聲斷絕柳營閑

今玆穀日謁求二本主翁一、翁出不レ試二春之作一、詩中有二文正公良將良醫之論一、蓋翁之意志、朝廷不レ乏二良將一、國家收復可二計レ日以俟一也、苟有二一民一其疾不レ治者、醫家宜二忸怩一者也、可レ謂二克レ己後禮一也、如レ翁則上自二神農氏一下洎二宋元一、其書涉レ醫者、無レ不二肯誦一、至二陰陽呼吸榮衞調和一、銖兩之異、炮炙之差尤得、以レ故聖主前レ席而問焉、賢相開閤以延焉、咨二美性之方一、尋二延年之術一者、門限可レ穿也、連年兵馬、去歲疾病、如佛書所謂小三災一者也、余謂今歲夫安乎哉、其故何也、東方朔占書曰、穀日晴則主二所レ生之物育一、李唐天寶之亂、災異不レ息、老壯人日詩曰、元日到二人日一、未レ有二不レ陰時一、詩史采二占書之義一、以寓二諷刺一也、今歲穀日、天霽日暖、自二元日一到二人日一、天宇無二一點之陰一、於レ是昇平之象可レ徵焉、方朔豈欺レ人者乎、良將之爲レ良者、其功果在レ玆乎、余也野衲也、庶幾少レ病少レ惱、安二眠林下一、以再覩二太平盛事一也、因綴二一章一、以奉レ次二芳匀一云、

春已一旬多快晴　料知海宇漸清明

閑吟早晩東山寺　步屧看レ花送二此生一

古人唱酬、有二次匀一、有二依匀一、有二用レ匀之法一、然則知章之作、其模不レ一也、本朝和歌、不レ調二平仄一、不レ拘二聲匀一、和匀意以爲二酬答一也、蓋神代淳朴遺風乎、文明六載元旦、汲古賢公有二試毫和歌一、落句押二春之一字一、幕下諸公次、其匀一繫レ節、豈非レ和、歌次匀權輿乎、（頭書、和歌を和する詩の事は、この默庵に權輿するとあり、さて詩より和歌を和する事は、詩轍四の四十ゥにあり、○細川玄旨法印九州道記に引けり、）所レ恨者和漢朗詠集無二玆策一也、需レ余以二唐律廣之卒綴一章一、以應二其命一云爾、」詩序也、詩略す、

「送二喬年赴二大明國一」

乃祖廣照國師、大明洪武年中航二于中華一、太祖高皇帝召二見英武樓一、令レ賦二吾邦三山之詩一、辱賜レ和、可レ謂二大法東被之秋一也、萬年、喬年和尙、迺國師的孫也、一舸飄然欲レ覲二上國文物之盛一、其志可レ嘉、臨二分袂一見レ需二贈言一、賦二一章一、以奉二途中善爲一云、

先人昔日賦二三山一　萬口喧傳四海間

只羨見二南遊繼跡一　天門曉色拜二龍顏一

文戌之歲、萬人喜二長安之收復一、四海覲二貞觀之太平一」云々、詩序、

「山有レ鳥、自唱二佛法僧一、

古木參差山月昇　人皆不レ睡待二龍燈一

鐘沈香燼窻將レ白　谷鳥啼過佛法僧

日本東山建仁禪寺東松軒主桂岫久公首座經山虛堂、遙々華胄也、往二來于予一者久矣、壬子歲、隨二國信使一航二大明國一、發軫有レ日、不レ可二挽以留一之、余追二桑榆一、不レ克レ寓二目於文物衣冠之觀一、爲レ可レ恨矣、因書二一絕一、致二途中善爲之祝一云、

十幅蒲帆萬里風　一飛親到二大明宮一

白頭殘衲獨相待　松在二舊房一應レ指レ東」

庚寅（天保二年）六月廿五日抄、

九〇問二佛決疑經一　大梵天王問二佛決疑經一

初會法附囑品第一

如是我聞、一時佛在二王舍城靈鷲山中一、與二大比丘衆百億萬人一、釋帝桓因四大天王自在天子、世主梵天王、尸棄大〇〇大龍王、（頭書、本に云、大龍王已下一葉半脫、）緊〇羅〇〇婆、阿修羅迦、樓〇羅〇樹神、宮神、竈〇神、火神、風神、水神、土神、天神〇〇虛空神、一切邪神、一切閑神、野鬼神等、魔寐咒咀疾疫神、日月天子、星宿天子、六欲天〇、色〇天子、四空處天子、三十三〇〇淨居天子、凡有二識類一、悉皆〇會地獄、鬼畜若干異類等、十六大國王、無量小國王、諸轉輪聖王等、此土他土、菩薩摩訶薩、遭二圍繞一默〇而坐、肉髻光明普照二諸佛土一、〇〇諸佛光明來入二于佛口一、大衆見二是瑞一而爲二希有一、復〇頭〇瞻視〇〇〇〇槃、爾時世尊告二大衆一言、我今日背病、涅槃日近、卽起レ座擧レ足、赴二拘尸那大城一、無量大衆、無量異類、無量菩薩、無量諸天、無量轉輪聖王等、同一驚戀、圍二遶前後一、到二於佛所一、皆坐二一面一、爾時世尊四視而言、我今日涅槃時到、汝等有レ所レ疑者、一々可レ問、勿二遲滯一、爾〇大

梵天王、卽引若干眷屬、來、奉獻世尊於○○羅華、各各頂禮佛足、退坐一面、爾時世尊、卽拈奉獻○色婆羅華、瞬目揚眉、示諸大衆、是時大衆默然、毋措○○、有迦葉○○、破顏微笑、世尊言、有我正法眼藏涅槃妙心、卽附囑于汝、汝能護持相續不斷時、迦葉奉佛敕、頂禮佛足、退、右第一品全文、凡例云、「斯經全軸二十四品名開二于後、軸今或兩本、又云、斯經震旦祕之之御府、不レ許二流通、故見者最稀、本邦幸有二此本一者、實國家之寶也、專賴二有力弘通、誠知二王荊公宋發濂語不レ虛也哉、山庵雜錄下の五十三、四十同上、凡例に奥州南部花卷玉鳳山瑞興寺無著靈光の誌す處なり、○拈華微笑、人天眼目下引二宗門雜錄上、釋氏稽古略卷四引二王荊公梅溪集、傳法正宗記卷一、山庵雜錄卷下、〔頭書、絕句解參考證上の二十六ウ引二傳燈錄一〕

この經の僞經なる由は、はやく已に空華隨筆上の廿二ウに辨破せり、

九一山谷詩抄　山谷詩集　「小草有二遠志一、」一の三ウ、「深レ根且固レ蔕、」一の三ウ、「氣陵二千里一蠅附レ驥、」一の五ウ、「寬二一斑一、」一の十ウ、「連床夜話雞戒レ曉、」一の十五ウ、「鏤氷、」一の六オ、「古柏守二翁仲一、」一の十一オ、「讀書開二萬卷一、」一の七ウ、「一杯土、」三の六ウ、「龜以レ靈故焦、雉以レ文故翳、」四の一オ、「泯江初濫レ觴、入レ楚乃無レ底、」四の六ウ、「百戰百勝不レ如二一忍一、萬言萬當不レ如二一默一、」四の廿三オ、「管城子無二食肉相一、孔方兄有二絕交書一、」六の二オ、「自有レ筆、如二沙書一錐、」七の二ウ、「置二枕太山安一、」七の廿二オ、「如レ嚼レ蠟、」八の十ウ、「白駒過レ隙光、」八の十ウ、「無聲詩、」九の二ウ、「日月過レ箭疾、」十の四オ、「虛名誤二壯夫一、」十一の四オ、「溫公以二十科一舉レ士、」十一の廿註、「五十三驛是皇州、」十二の廿一オ、「人生不二材果一爲レ福、」十二の廿六オ、「杜レ門謝レ客、」十三の廿オ、「吟二弄風月一、」十三の二ウ、「光陰去易レ失、」十四の廿三オ、「梅是兄、」十五の十二ウ、「醉鄉閑處、日月鳥語、花中管絃、」十六の九ウ、（庚寅八月六日抄）

九二詠二宣和錢一詩　詠二宣和錢一

恩厚仙家丹藥術　費多珍器畫圖功
分明鑄二出宣和字一　尙見二君王書法工一

九三白石像贊　誰道二是白石一巖巖不レ可レ磨、誰道二是非一白石一磊磊不レ可レ轉、眉間火字、耳上一毫、兩月流レ光磯磾、一機應レ變縱橫、不レ怨二韓客殿上一、爭得レ使二渠從容斂レ手不レ碎二頭柱一乎、而乃其人之言曰、日出之邦源大官、骨淸氣豪身桓々、〔頭書、桓々、書經にあり、威武貌〕胸中壯略龍虎祕、筆下文章星斗蟠、可レ謂二國家之爪牙、萬里折衝之臣一矣、腰下秋水端從レ上賜、身上水干攝籙所レ贈、踞二乎皐比一、〔頭書、皐比は虎の事也、虎皮の敷物を云〕之上、傲二睨日月之表一、口津々腹便々、天下樞機參二乎其間一、推レ誠及レ物拯二濟萬人一、神化丹靑、渾成儀表、將歷二百世一而眞宰、儼然不レ可レ奪者歟、

癸巳正月　　通家弟高岱拜題

右白石先生肖像之贊、庚寅季秋美成訓讀、

九四土州の手々甲　土佐の人祖父江泰藏訪はれしをりの物語に、古き草紙に諸國の戲を載る中に、土州の手々甲（ぜがかう）とあり、それは國俗は手々甲といふ、左右の手を組合せて、手の甲を互に打鳴しながら唱へ、唱へ終る處の者卽鬼となれる由、その詞、

むかいの河原でかはらけ燒（ひ）ば、五ッ皿六皿七皿八皿
めにおくれて、つてんどつさり、それこそ鬼よこ
れこそ鬼よ、みのきて笠きてくるものが鬼よ、

九五堅魚名義　堅魚の訓カツヲの釋、久保廼取蛇尾に頑魚と云をもて釋せり、按ずるに、年中行事祕抄、上の八十一ウ、「六雁以二角弭弓一當二遊魚之中一、卽着レ弭而出、忽獲二數隻一、仍號曰二頑魚一、此今諺曰二堅魚一」この文を引たる也、他日併せ可レ見、

九六同庚會　同年を同甲とも同庚ともいへり、同甲見二夢溪筆談一、同庚見二墨客揮犀一、甲は十干の始めなればさもあるべし、庚は字書に齡也と註せり、さて淸の大錢大昕が文集に、五十八年にして曆の合ふ事をいひて、五十八歲の賀をせし由見ゆ、之によりて花亭翁の考に、五十七年め庚にあたれば、始めの甲と終の庚とをとりて、齡の稱とせしなるべしといはれき、卯二月五日於二如意亭同庚會一、

冠山老侯（松平定常、字君倫、號二冠山一、又不輕一）　十月三日
岡本花亭（名成、字子貞、一字玉汝、號二豐洲一、又醒翁一）　同日
鈴木白藤（名恭、字士敬、）　九月十五日
大岡雲峯（名雲峯、字成寬、號二仙鶴一、）　十月十二日
大窪詩佛（名行、字天民、又號二江山一、）　七月
牧園第山（名猪、字大野、）　正月十日

九七乙（カヘリ）**點**、　返り點の事を、唐土にて乙點といふ、知不足齋叢書の孝經の序に見えたり、「如レ此かくる點を鉤頭といふ事は、搜神記に見えたり、

九八紋（藤堂家、大久保家、）　藤堂家の紋は五本骨扇月輪也、大久保家の紋は藤の丸に犬の字なり、昔藤棚の下に居らるゝに、手がひ犬ことゞ〳〵しく吠しかば切殺しせに、其上に大蛇の居たるをつげたる故也、

九九川びたり餅　十二月朔日川びたり餅とて祝ふは、石川家（伊勢龜山侯、）の先祖大坂落城のをり、主從四五人堀に漬りて助かりしより、その日（十二月朔日、）川びたりとて餅をつき祝ふが、普き風俗とはなれると也、

一〇〇街談錄抄　「街談錄」

明和六三四 天神の巫子おなみ、おみつ、 十八日 觀音開帳 山内の名物 笠森お
せん、いてうむすめ、娘評判記又歌仙 十月 明和伎鑑 明和
七六十五 鈴木春信 明和八三十三 頓阿四百回 四月廿三日 吉原燒亡
四月十六日 おかけ參り 安永二冬の初より十二月 投扇興 安永三四月 放屁男 十月
安永五冬 かぞへ歌 ひとつとや一つ長屋の佐次兵衛どの四國を廻りて猿となる、 安永五正月 草雙紙の沿革 おこま飴
阿蘭陀ふくわん糖 三國一霰糖 與勘平膏藥 江戸
自慢一枚摺 安永六七三 市川八百藏死 安永七三廿八 角力興行深川八幡
晴天十日今迄は八日也、此時より十日と定る、 五月 あんけらこんけら糖
閏七十七 菩提樹の實ふる風來菩提樹辨あり、

海錄卷之十九

一祇園精舍 祇園精舍建立之事、文略、塵添壒囊鈔卷之十六十三條目、出る文右の如し、祇園精舍の繪圖別本に附屬す、獻廟の時、肥前長崎大通辯島野兼了を被レ爲レ召、被二仰渡一候は、中天竺摩阿多國精舍ゟ罷越、致二見分一罷歸可レ申旨被二仰渡一、兼了奉レ畏候段御請申上候、又被レ仰候は、昔より代々の三藏法師天竺ゟ渡候得ば、渡儀難レ叶、多くは相果申候如何、其方は可レ參候哉と御尋に付、兼了申上候は、代々の三藏法師ども不了簡に付、多く相果申候、其故は大唐より天竺迄の中、幾千萬里と申儀難二相識一、或は於二道路一惡獸にとられ、或は盜賊に逢ひ、多く渴に及申候、凡日本道百里餘歩行いたし、一切人家無二御座一候、依レ之相果申候、兼了罷越候儀は阿蘭陀舟に乘船仕罷越候はゞ、天竺は不レ及レ申、あらゆる世界を廻り候ても、少も氣遣無二御座一候旨申上候、其年阿蘭陀船に乘船仕、天竺ゟ罷越、祇園精舍に至り、日本の寸尺を以繪圖致し差上候旨、右之序に、日本の東海海上三千里先に大國有レ之候、

是は日本へ可レ附國と存じ石碑を建、日本國中と印し罷歸申候、

正德五年乙未、予祖父忠義奏二台命一、在二于長崎一之日、忠義問二于其土人某氏者一、譯士歟、名今忘、曰、嘗聞、昔大猷院君命二大譯士島野兼了者一、渡二于天竺一、檢二閱祇園精舍之實乎否乎一、答曰、實也、卽示レ其所二摸寫一繪圖及書記一焉、忠義傳寫以家藏是也、安永元年壬辰十一月廿五日藤原忠寄、

二武藏坊の借用證文 一奥州會津御領の内池田村百姓惣平、去戌年より御年貢相滯、既に闕所に相成、家内取拂候節に、棟木に箱一つ有レ之、右之内に證文一通有レ之、其證文之趣左之通、

此度北狄家ゟ渡り候爲二粮米一粟七斗借用候、若歸國無レ之時は、時之將軍之預二裁斷一者也、

伊豫守源義經 判
武藏辨慶
龜井六郎 執筆

會津池田村
惣平殿

右之通會津御役所より公儀ゟ御達之上、右惣平へ永代三百石作取被二仰附一候旨は、月御用番にて會津御役人御呼出、被レ仰二渡之一候、

右二條、鍋田三善靜幽堂叢書第十六所レ載、

三事作レ叟 事の字を叟に作れる事、唐山の人書けるを見ず、然れども必據あらんと疑ひ思ふ事茲に年ありしが、〔頭書、字彙首卷古今通用の字の中に、叟古、事今とあり〕或日辛卯〔◎天保二〕五月十二日、潰南關氏を訪らひしに、古體千字文といふ帖の搨本を示さる、その書智永とあれども、按ふに後人、智永の書をもて扁傍を悉く異體ならしめしものと思はる、其中に事を亯に作れり、その帖我邦の人の手になれりとも思はれねば、たとへ清朝人の所爲にもあれ、引て證とするに足れり、叟は亯の轉訛せし體なる事必せりとぞ思はるゝ、

四撫子 石竹 撫子と石竹とは今一種にあらず、然れどもそは種類の異るのみにて、もと一物なり、白氏文集の訓點に、石竹にナデシコと訓あり、又俊頼散木集に、端作になでしことありて、歌に「石の竹にも花咲にけり」とよめるは、全くそのかみは撫子石竹別種ならざるものありしとすべし、

五槐西雜志抄 槐西雜志 「窮鄉蔀屋湮沒不レ彰

者、」一の三ウ、「眞山民、」一の九オ、「骨肉滴レ血必相合、不レ足レ成信、」一の一オ、「花朝月夕、」一の四オ、「司馬相如玉印、」一の一ウ、「唐以前無二朱硯一、」一の卅ウ、「海水有レ火夜亮木、」一の五十九オ、「男女之事權在二於男一、」二の十九オ、「精神所レ聚氣機應レ之、」二の二十六ウ、「流目送レ盼、」二の卅オ、「變童始、」二の卅一オ、「順レ流之舟、」二の卅二オ、「鞍花、鞍所二磨傷一之處、創瘡則毛作二白色一、謂二之鞍花一、」二の卅七ウ、「蹄嵌二踣鐵一、」二の卅七ウ、「西學几、」二の四十ウ、「蹋足瞪聽、」二の四十九ウ、「招二聚博塞一、古謂二之囊家一、」三の六十六オ、「開通元寶、」三の六十五ウ、「屋山、近房背之墻謂二之屋山一、以二形似一山也、范石湖詩壓用レ之、」四の四ウ、

六 シシと云ふ木　シシと云ふ木の葉をもみて池水に入るゝ時は、池中の魚蟲迄悉くその毒にゐひてうき出る也、その時外に器を備へて新に汲水をたくはへ、其中にはなつ時は、忽ち蘇生する由、又夏日池水の濁れる折など、魚のゐひ浮み出る事あるには、三七草の葉をいるゝに、忽ち活潑するといへり、右二條福井春水話、

七 蕨のあくぬき　蕨を調理するに、灰汁にて浸し置調食するなり、然るを出羽山中の人の傳に、薊の葉を入てゆでる時は、その儘あくぬくる事妙なりとなり、わらび一わに薊の葉二三枚程といへり、

八 支干を分註にする例　今の俗支干を分註の如くすること、其いわれなき由、太宰春臺の斥非に辨せり、然るに唐碑にやゝ近きものあり、華嶽精享昭應之碑、隸書、宣義郎行華陰縣主簿平陽咸廣撰、上略、「故風雨口若必應二體明玉帛之享一、亦豐二其報一、致二天人之和一者、功莫レ大焉、蔵在二湛灘一、皇帝以開元嗣極、今者載也、」下略、殿中侍御史彭城劉升書、これは屋代輪池翁の贈られたれども、今の年號の間へ支干を分註する例には引難し、やゝ似たりとはいふべし、又按するに、鐘鼎字源に全く支干を分註せしあり、

九 ヨモヤマの語　俗に世間の何くれの談話なせるを、「よもやま」の物がたりなどいへり、よもやまの義詳解なし、四方山の文字を宛るなどは牽強なり、書紀雄略紀十四の十八左、大將軍紀小弓宿禰くせ、ものつくよものくに に、「ーーーー旁眺二八維一、ーーーー折二衝四海一」の勇姿を稱せし也、とある通證十九の二十左に、「夜毛八面也、纖體紀八方訓二夜於毛一、俗語所レ謂與毛夜末、則四方八維之轉也、」

一〇 偏旁損益　古人字を書けるに、偏旁の損益、熟字に於て互易害なしといへり、義之の蘭亭に倦情を倦情に作るが如き少なからず、漢碑に已に見ゆ、詳に蘭亭字原考にあり、我邦の書中に於て其一二をいはゞ、書紀に何怜の仁賢紀十五右、通證云、二字見二遊仙窟一、字書無二何字一、五音篇海河音翹、萬葉集作二恰何一、これは神代紀に可怜をウマシとよめるものと、その義同じく、可レ怜といふ意なるを、下の立心扁に從ひてかけるもの也、蝦蛯、皇極紀二十四の五右、集解云、檢二字書一無二蛯字一、蓋因二蝦字一誤同施レ虫、而唐書亦作レ蛯、これも上字の蝦に從ひて虫を施せしこと、集解にいへるが如し、

一一 馬勃一名地袋　馬勃の方言、狐の屁玉などいへり、六月梅天中、庭園にあまた出來たるをとりて、常來れる魚商に示せしに、地袋といふ物といふ、この魚商は箕輪に住める者なり、壬辰(◎天保三年)季夏記、

一二 ヒガイスと云ふ詞　淡海魚譜云、「ヒガイ、漢名未だ詳ならず、鯊魚の類なり」云々、〔頭書、カマツカ、一名タケチ、スナフキ、ダンキボウ、漢名鯊魚なり、〕肉性味鯊魚に同じ、食法も又同じ、其形瘦て骨高きを以て、土俗の諺に瘠人をヒガイスと云、この魚譜は渡邊奎輔作なり、

一三 櫻の詩宋の景濂　吾邦の櫻花唐土に產せざる事、今更いふべくもあらず、異邦の人櫻を詠ずるもの宋ノ景濂に出づ、詩云、

賞レ櫻日本盛二於唐一　如レ被二牡丹一兼二海棠一
恐是趙昌所レ難レ畫　春風纔起雪吹香

この詩景濂が蘿山集にも載せず、又異稱日本傳、日本外史にも洩せり、よつて其來所なきを疑ふ、然はあれど若水の庶物類纂、好古の和爾雅七の十引て證とす、かゝれば此二先生の博洽をもて引用するは、必出る處あるべし、岡西惟中の無名抄にも出でたり、然れども取るに足らず、五山堂詩話に引用す、僧蓮亭が蕭鳴草に「東來初見二此花一奇」の句あり、風に櫻桃とあれど、詩は吾邦に來りて初て櫻を見たる也、これらの類猶あるべし、山櫻とのみ唐土の人の詠ずるものまゝ見ゆれど、按ふに山にある所の櫻桃なるべし、文選、櫻抱二石蔭松枝一、集の二十は詠二山櫻一、この二詩ともに和爾雅七の十八オ、に引用せり、

一四 女醫の初　續日本紀九の八左、「養老六年十一月甲戌、始置二女醫博士一」と見えたり、これ本朝女醫の始なり、

一五 乳の粉の法　婦人產後に乳汁なきものは、成乳の粉といふ物をもて育ふ事、世をすくふ事いと普し、然はあれど坊間に鬻ぐもの、其製造疎にして宜しからず、最上德內子の傳法尤も精且つ勝れたり、左

に載す、

寒晒、是ほもち米の粉なり、菓子やにあり、此分量茶椀に一つ分程一日の料也、これを水にてときゆるめ、糊の如くすべし、水飴これを用ゆる事長ふし、世上のは砂糖なり、利用にあらず、を一と匙計り右の寒晒の中へ入るゝなり、かかれば飴にて米粉化し、格別ゆるくなる也、燒鹽、少し入るゝ、是も世上のものにはなし、是にて腹中へ入りて育ひとなる、白牛酪、これは本町にて百文、さめ皮にておろし入るゝ也、うる也、一挺二香煎筒の如きものへ、○程の竹にて吸口を付、上下より削り平らめ、笛の舌の如く竹皮にて製し、紅絹にて乳首を拵へ、中へ綿を入るゝはあしゝ、兎毫など然るべし、さて小兒の口にあて飲せながら、匙にて筒へ少しづつつぎ込むべし、壬辰八月九日記、

一六 手取釜　栗田口善輔は一作三善法、又善浦とも云、栗田口に住ける隱士なり、其住居はあらはにして土間に爐を開き、其側に圓座を鋪て主位客位を分ち、往來する馬奴或は轎夫等に茶をあたへ、物語を聞て晝夜の樂とす、又酒食盡くれば出て人の施を乞ふ、然れども人人しりて金銀米布を惠む者亦多し、其爐に掛る手取釜は、則飯を炊又それにて湯を沸し、茶を喫すと云、其湯沸時は彷彿松濤聲など吟じて、獨笑して樂事常なり、又

手取釜おのれは口がさし出たぞ雜水たくと人に語るな

と戲れ歌讀し事もあり、其後太閤秀吉公より利休を以所望せしかば、其釜を石に投じて打碎き、

あらむづかしあみだが峯の影法師

と吐きたり、是の事を太閤聞し召し、彼は眞の道者なりとて、卽ち利休に見たる通りを、鑄物師伊勢阿野の津越後と云名人に命じて二つうつさせて、一つは彼善輔に破たる償ひに賜はりたり、善輔歿して後、その釜栗田口の良恩寺に贈り今に存せりと云、一說に、前の手取釜の奇勝一路庵がよみしともいふ、

一七 寛永錢の筆者　寛永錢は寛永十三年に鑄る、重さ一匁、文字は烏丸光廣卿の筆なり、光廣卿寛永十五七十三逝去、法雲院殿泰翁と謚す、文錢は林春齋の門人辻春達後に左近衛と稱、が筆なり、寛永十當錢は林大學頭信篤の門人樋口彌門大久保加賀守忠朝の臣也、筆といふ、

一八 兩頭四手の兒　文化十年酉四月、尾州にて異形の赤子生れたり、〔頭書、文化十酉尾州雙生合體の子をうみし事、兎園小說五に馬琴が筆記あり、文政乙酉隨筆篇の綴込に、手足四本男女の具を備へし小兒の死體、本所の河へ流れ來し圖あり、〕其節の屆書、

尾張殿於二御在所一、大番澤井圖書組中島郡奥村之百姓

銀三右衞門　酉三十一歲
同人　妻　酉二十一歲

右の者當四月十一日妻出產致し候處、異體のもの出生、男子にて頭二つ、手足四本、體は一つにして、尤も無事安產致し、丈夫に生立申候、御勘定所へも申上、此程卽御見分も御座候、誠以異體のものにて、全く二ッ子のはなれ不レ申者と相見え申候、右之委あまり珍敷候に付申上候、以上、

一九 僧珂碩系譜　僧珂碩の系譜佐藤家譜の鈔、

某　隱岐守、織田信長公臣、住二武州忍一、

某　平太夫、織田信長公臣、住二尾州森山一、天正二年甲戌、信長公徙二尾州長島亂徒一之時、從二其軍一有レ功、遂二戰死一、法名紹蓮信士、妻ハ安部帶刀女、法名妙壽信女、

義信　小一郎、信長公自殺之後、與二桑山法印一有二親戚之好一故、就レ之法印歿後、仕二桑山左衞門尉一、元和元年乙卯、攝州大坂役與レ敵戰有レ功、而被レ創、元和三年丁巳六月十七日病死、法名格山紹夏居士、妻尾州戶部水野彌右衞門女、元和二年丙辰五月二日卒、法名宗慶妙意信女、

女　土屋忠兵衞室

女　野村三右衞門室

僧珂碩　爲二武州奥州淨善寺之開山和尙一、元祿七年甲戌十月七日寂、

上信　彌左衞門、十右衞門、桑山家養之後、適二參州吉田一而仕二水野華人正忠淸公一、寛永十九年壬午忠淸公移二采地於信州松本一之時、從來二松本一、而爲二勘定奉行一、賜二祿二百三十石一、延寶九年辛酉八月十五日卒、享年七十三、法名光脫榮照居士云々、葬二于信州松本宮村町眞貫宗常福寺中一、

以下略レ之、

野村三右衞門、未レ詳二其由緒一、

二〇 魚鱗鶴翼第二　魚鱗鶴翼陣のこと、〔頭書、刪閱集に、八陣一曰二魚鱗、二曰二鶴翼一云々、〕吾邦俗兵家者流の常言なれど、徂徠が鈐錄に、「魚鱗の備へと云は、車輪陣を古の博士がぎより

んと讀傳へたるより、魚字を付替たるか、又魚虎陣を誤りたる也、鶴翼は虎翼陣の唱誤なり、車輪魚虎さへもと裴緒李筌が杜撰なれば、ましてこれを誤りたるは論に及ばざる事なり」云々、この說妄誕辯を待たず、武英殿原本帝範唐太宗序曰、「朕以ニ弱冠之年一、懷ニ慷慨之志一、思ヲ靖ニ大難一、以濟ニ蒼生一、躬擐ニ甲冑一、親當ニ矢石一、夕對ニ魚鱗之陣一、朝臨ニ鶴翼之圍一、」前漢陳湯傳曰、歩兵百餘人、史門魚鱗陣、師古曰、言其相接次形若ニ魚鱗一、莊子除無鬼曰、君亦必無ニ鶴列于旌旗之間一、註曰、鶴列陣兵也、麗譙高樓也、魚鱗鶴翼、皆陣兵之形勢也、本邦古より傳ふる帝範臣軌合刻の本には魚麗陣に作る、註に左傳桓五年の文を引けり、これに因て魚鱗鶴翼の本據ある事を知るべし、壬辰八月十一日輪池翁より此二陣の名の出所を問るゝの對也、

二一 淨瑠璃物語の解　淨瑠璃物語頭書　これは友人のうつしまきにて淨るり物語を藏たりしが、その本の頭に、將「つるのもとし前より記しつけありしなり、何人の書たりけん、上一左、尺素「御名をばじやうじろ、こうのしもふり、」往來に見ゆ、「るりとこそ名づけ、」上四、法華經序品偈云、又見ニ諸如來自然成理中內現ニ一、大ゆれいうめのはな、」上四右、菅三品詩、五嶽菅々眞全像、則詠染私註引ニ坤元錄屏風詩一、註「うぐひすのこゑにゆうゐんせられて、」來花下、草色拘留坐ニ水邊一、鶯聲誘往ニ云、五嶽之中度嶽有ニ梅一云々、「やさうはうひたる、」上四左、劉禹錫詩、野草芳菲ニ紅錦地一、遊絲□亂碧羅天、「同うらいほうちやうゐいしう、」上六、史記「はつくどくすゐ池、」上六左、阿彌陀經、封禪書、「三十二相のかたち、」上七右、妙法蓮華經提婆達多「品云、卅二相、八十種好、「ほうきやうあはするもの、」上七左、和名抄云、律書樂圖云、磬、「かんこてうさく中六下く、」苦定切、俗云々方磬、磬音強、「夕、黃鐘中六、壹越下、神仙口、「やつ七ごうをながむれば、さら〳〵筆にも及ばれず、」上十三右、梅花澤一七八里許、擧ニ最高頂一則出水、水面々之佳致、昔畫師金岡絕倒擲ニ筆之處一、有名無是、但其名甚不佳、「あまのかすみをむすんで、」上十三右、日本紀天武紀云、「うんげんべりとかうらいべり、」霞錦、釋紀云、霞色之錦、上十五右、名目抄云、綵綱、又云「むらさきべり、」高麗、本目クなり、名目ライ、同名目抄上云、紫端、赤端、世俗云、此事歟、「人をとがむるさとのいぬ、」中一右、平治物語常磐行ニ大和國一條云、寺々のかれの聲、けふもくれぬと打しられて、人をとがむる里の犬、聲すむほどに夜はなりぬ、「すはうのむろずみ、」中一右、周防の室すみ、蓋地名爲ニ人名一、「天台は六十くわん、ぐしやづみの中なるみたらひに云々、」者、十訓抄、神樂遊女長者歌曰、すはう室須磨明石更科亦皆以ニ地名一焉、「けごんあごんほうどうはんは三十くわん、」餘推錄、中二右、論「にや、」中二右、尺素往來云、世奠說法之次第者、「花嚴阿含方等般若法花涅槃等也、「女人じやうぶつ、」中二右、女人成「いせをのあまのぬれごろも、」中三左、佛見ニ提婆品一、空蟬卷引歌云、ばづかしやいせをのあま「いせのうみあこぎが浦にひくあみも、」六帖卷三鯛の六、ま「そめどののきさきのぬれ衣ほしなしたりと人や見るらん、「のみや、」中六左、元亨釋書卷三眞濟傳曰、世言、眞濟、盛ニ色心一而成而不ニ平也、遂外成魅、「三河にかけし八はしのくもでに、」中七右、平家物語重衡海道下條、云々みかはくにの八橋にもなりぬれば、くもでにものをとあはれも也、「たつはるのはつね

のけふの、」中八左、萬葉廿家持、六帖一、「源氏女三のみや、」中九左、源氏、云「こばたの山、」中十一右、新撰六帖、知家、こばた山云、柏木卷、「みちのくの人めしのぶにあらねども、」中十一右、てもこたへ、「やはせん、陸奥の淺香のぬまの「れんりの枝云々ひよ古今よみ人しらず、花がつみかつ見る人にこひやわたらん、「くの鳥、」白樂天、長恨歌、「ぎおんしやうじや、」中十四左、「まつのこずゑに風かよふ入江云々、」中十六右、平家物語、重衡海道下云、松の梢に風さえて、入江にさはぐ波「とをきこずゑの花どもはのこる雪かと、」中十六右、同書云、遠山の花はの「こんの雪かと見えて云々、「するがなるうつの山、」伊勢物語、「さよの中山とをるにも、又こゆべしとおもへども、」中十六オ、新古今西行、年たてば又こゆべしと思ひきや命なりけりさやの中山、平家物語云、さよの中山にかゝり給ふにも、又越べしと覺えれば云々、

二二 スル、セルの語解　スル、セルの詞のけぢめ、久老が萬葉考別記五左、「後世セルとスルとを一つ言と心得て、セルとよむべきをスルとよめるも多し、今熟考るに、スルは現在より未來をかけていふ言、セルはシタルを約めたる言にて、過去より現在までを言ふ言なり、」「頭書、シ、セシのけぢめを按ずるに、譬ばおはしまセシなどのセは、爲の意なればセ勿論なり、申し致しなどのシを餘はこれシの體、セは令なるべし、例證こゝに略す、本書に詳セとはこれに準へしるべし」、本書に云ふ者あ也、同書三の卷の上四十二左、セシは過去の詞なる由も見えたり、按ふに、近來ししとせしとの誤用を專らに云ふ者あり、せしは令の詞ぞとのみいへる說もきけり、この久老が意による時は、セは過去とすべきなり、

二三 鴉鷺合戰の作者　鴉鷺合戰物語と云ふ冊子は世に一條兼良公の作の由いふ者あれど、そは俗說にて、實は公の作にはあらず、されど其頃のものとは思はるゝ也、慶安年中活字印行のものまゝありて珍敷書なり、然るを過し年寫本を得たり、その奧書に文明八年書とあれば、古き書には論なし、又奧書に「これ眞名字に記せるによつて、文字うとからん人の爲に和字になすもの也」とあれば、もとは眞名にてありしものなるべし、

本云、「右此本は文明八年丙午卯月六日書と有、二條殿御作にも重寶也」云々、

此からすさぎの物語は、世間の風てい僞りをむねとして實をあらはし、しんてい海の如し、これまな字に記せるに因、文字うとからん人のために和字になすべしや、然れば文のあやまりは思へども、皆心をうつさば、ちほうのものなる哉、

二四 上總の古鐘　上總の國大瀧えんしやう寺の鐘古き物のよし、又同國の胎藏の鐘は、弘長の年號あ

りと云ふ、いづれも集古十種にみえず、また笠森寺緣起も古きものの由、

二五雲和　唐ノ王昌齡詩に「斜抱ニ雲和一深見レ月、」唐詩選にも載たり、雲和の琴と云こと琴經に見えたり、周禮鄭言註に「雲和地名、地產ニ良材一、用爲レ瑟、」箋註唐詩選七の十五引、唐錢起詩に「善撫ニ雲和瑟一、」詠物詩五の四、これ雲和の瑟とあれば、琴瑟共にかの良材にて造りし事ならん、韵府曰、雲和箏とあり、これも同じく漢武內傳に吹雲和之笙とあるは、自ら別にて、之も彼地に產する竹の音律によろしきにや、斜抱雲和と云句のみをもて、必ず琴とのみ思ふべからず、

二六鈴木白藤の詩

忽逢ニ嚴譴一臥ニ山丘一　夢裡風塵二十秋
幸喜蕭然燈火下　敲レ門弔慰舊詩遊」
自從ニ禎質一混ニ冠巾一　迂濶寬情要レ保レ人
還恨下保ニ人情一未ニ徹　却爲ニ蜂蠆一螫ニ斯身一」
陵谷何疑忽變遷　升沈渾可レ付ニ蒼天一
唯憂堂上皤々老　依レ此愁懷損ニ鶴年一」
殘臘俄逢ニ此不辰一　閨門日々負ニ芳春一
世途艱險眞堪レ悸　養ニ虎牢中一反囑レ人」

忽遇ニ霜臺上一告レ彈　罪軀幸喜ニ政刑寬一
皇天雨露恩光渥　未レ奪坐レ朝流ニ內宮一」

右鈴木恭、通稱岩次郎、號ニ白藤一、

鈴白藤免ニ祕書監一入ニ散官一贈

窺見蘭臺中祕書　風流罪過思ニ何如一
自今須レ養ニ閑居拙一　日々潘ニ園樂御輿一

二七宗致樣御事跡　自照樣は伊勢の松坂の人、永壽樣は武藏忍の人、後坂本に隱居して歿後大松寺に葬る、自照樣は本國に引こまるゝ由なり、島村源藏この妹をさきと云、これは佐七、長崎屋を名のりて別家なり、この源藏は佐七が親か、自照樣のいとこ位にあたるべし、貞倫樣御兩親は心行寺へ葬る、小幡孫兵衛同じ、宗致樣御子なきにより、青山家中の淺井玄東が家おばのつゝきにて、之より娘を貰ふ、この貞倫樣は飛鳥井樣と云御本丸の大女郎樣、有德院樣御臺樣の御附なる由、この大女郎樣白銀の瑞聖寺に葬る、宗致樣は寶曆三年に七十五にて御逝去なり、廿餘の頃江戸へ御出なり、

二八羽織市三附、河東の事、　福井主水話に、〔頭書、福井主人はもと地面持にて、通り町あたりに居たり、後その地面を大孫へ金の方に遣し、自分はその家主となりて居たり、後醫者となる〕祖父先祖を新城市三郎と云て、享保の頃專ら遊冶をもて名を知られたる者とぞ、異名を羽織市三と稱せらる、これは黑き羽織のみ着たりし故とかや、〔頭書、廓中にて、市三が黑羽織に襟垢の附たるをみたる事なきとて、評判ありし人なりゝぞ、〕性來江戸節を好み、元祖河東と甚だ懇意にて兄弟の如く交りしが、市三より先だちて歿す、よつてさばかり深く交りしものを、末代迄も因みあらん事こそあらまほしけれとて、吾墓碑へ河東が名を彫附けたり、知らぬ人は緣邊の者とも思ふべけれど、左にあらず、市三が法名を見體性信士と云、今戶の安昌寺に葬る、明和九年五月二日歿す、時年◎鈌文　〔頭書、世に十八通とて、藏前邊その外まで、豪富の町人の遊冶の者ありしは寶曆の頃か、それより古く世にはるゝはもとは、この市三、源武などにやあらん、十八大通の人物、誰々と云ふ事詳ならず、その中文魚、春海、日本橋のなばやなど云ふ者の中とぞ、〕

二九オノゴロ島の篤胤歌　淡路國の傍に一小島あり、名をオノゴロ島と云、神代紀にいへる諸冊の二尊の產給へる島なり、その島の事世に知る者至て稀なり、その島の日記ありて審に記したり、かの島の圖に題せし篤胤が歌、

日向人大神貫通が淡能碁呂島日記なる圖をかく寫させてつらつら見つゝ言擧げしつる歌七首

百八十の島のはじめと御祖神のかきなし坐る島はこのしま
國中のはしらと神の御立し瑰矛のなれる山はこの山
この玉はその玉矛に天津神のつけて賜へるみしるしのたま
此はしらつきかためてゆ神ながら萬のわざをはじめたまひき
神業のあとにならひて人みなもまづかためてよ玉のはしらを
吾が御世の事は能しも神ならひ習ぞ人の道にはありける
物知りといふは誰がこと靈幸ふ神代のみちの本はたどらで
又篤胤がつねゞゝ傍の柱にかきてかけたる歌、
月花をわれもあはれと見てはあれど哀れといふにいとなかりけり

三〇小野於通　美濃名細記卷八、人物部三十八左、云、「小野於通女歌人能書なり、信長岐阜在城の時信長に仕ふ、岐阜に住す、或人曰、於通女鹽川某に嫁す、鹽川は天正十年俣丸戰ひに、一鐵の內石子三左衞門を討取人也、

三一西敎寺潮音像贊　冠山老侯の西敎寺潮音師の贊冠山侯は松平長門守御隱居なり、名定常、薙髮以前繼殿頭と稱す、詩文に長じ西方の敎を信じ給ふ、

學該三藏愈勉　心存ニ專稱一罔レ忘
遵ニ聖道於南岳一　期ニ易行一於西方一
熟知十有餘歲　德望日升月揚
潮音上人像贊　不輕居士題

三二犬の足跡梅の花　堅瓠集七集四の十一左、云、「古有ニ絕對、如レ煙鎖ニ池塘柳一、及ニ雪鋪ニ滿地一、雞犬踏成ニ竹葉梅

花」云々、これ世俗に「初雪や犬のあしあとうめの花」といふ句を讀にいへるに合へり、骨董集二、初雪の句に「五元集云、雜去畫竹葉、是は五山派の僧雪の聯句に、犬走生梅花」といへる對なり」云々と云を引けり、

三三賴朝房　伊豆國田方郡田京村長谷山藏春院、修善寺への道にて、中田宿と云處なる由、賴朝房と云法師の寄附の古佛、皮匣に一つ程も今にありと云ふ、

三四道南書院學規　清人の文集にて、有竹居集と云ふ一帙あり、其中に、

道南書院學規

大學之敎首在二明德一　中庸之德修二於至誠一

夫子之道忠恕而已　孟子之志仁義而已

三五三浦淨心　友人筠庭名は節信、喜多村彦兵衛と稱す、に或日三浦淨心が見聞集を見せたりしが、やがて一覽を望まれしに任せて貸進せしかば、しるし贈られしを左に帖す、

三浦淨心著述の書、北條五代記また見聞集抄には三十二冊とあり、印本そゞろ物語には五十二冊と記たり、三十二冊といへるは全部をさして云に非ず、名所和歌物語に、「愚老記したる見聞集卅二冊、そゞろ物語廿冊合五十二冊」とあるにて明なり、されども印本そゞろ物語は、今いふ見聞集十卷の內より抄出せしものなれば、此見聞集十卷は所謂そゞろ物語なり、然らばもと五十二冊都て見聞集にて有しならむ、

筠庭主人識

三六全齋韓非口義　太田全齋名は方、字は[illegible]、通稱太田八郎、韵學に長ぜり、は嘗て韓非子に心をひそめて、翼毳を著はせり、先年その韓非子翼毳の講義ありし時、一二度予も席に連なりし折聞つるをぢ〳〵、左に記す、

形名の學を世に刑名に作りて、刑罰の事とするは非なり、形名とは其名あれば其形ありと云こと也、譬へば目附と云名があれば目附の形あり、名と形と相當せざるをばせむると云事也、

非儒學とは、韓非の頃、世に堯舜の道を說て、君へ取入やうの事專らにして、奸佞の媒ともなりしかば、あだの如くに云なせる也、莊子列子に云ふ所も同じ趣なり、法術の言は、韓非が自ら言ふ所卽是なり、白居易など口には韓非を譏しかども、文章の法議論の意は皆韓非をとる事なり、

翼毳の序文に「無レ損二於翰一無レ益二於飛一」とあるは、翰飛の字に韓非の音あるを以て、韓非の書に損益なしと云ふことにいへる也、

退食とは公より退きける暇の事なり、詩經に見えたり、

人主と云は、今云ふ殿樣と云ふ意なり、人君と云とは少し意異なり、よつて呂氏春秋重色篇の註に、人主者謂二王者諸侯一也といへり、右序文初見秦に亡レ韓親二齊秦一と云語あり、之はこの編韓非が書にあらざるの證なり、戰國策に張儀の語とす、然れどもそれも時代は相違あり、初見の見字の如くまみゆるとよむはあしゝ、

臣聞云々と云へるは、古語か世諺を引證する時の詞なり、

合從とは五國を一つになして、秦一國を責むるを云、連衡とは秦に與して餘國に敵たる事なり、

斷死斷生の斷、必に同じ、猶必死必生と云ふが如し、終身とは身を終る迄と云事にはあらず、常言の不斷云々と云ふに同じ意ばへ也、

「趙氏中央之國也、雜民所レ居也、其民輕而難レ用」、いま都下の人士みな奢侈にならひ、二百餘年の太平に浴し、人情輕薄なる事、今古一徹と云ふべし、

運罷、一の四ウ九行、この語解し難き由なり、

名師とは勇猛の士を集めて一軍に名をつくる也、六韜練士篇に冒刃の士など云類、吾邦にも太平記廿九將軍上洛の條に、「花一揆、何一揆」など云事あり、同趣とみえたり、

鑪炭を踏とあるは、古の防戰に炭火を地にしく事のありし也、左傳にもほうのよれど、淮南子齊俗訓說苑に「齊兵至二莒城下一、莒人以レ炭置レ地、濕侯重二仗盾一伏二炭華一、舟杞梁乘而入」とあるにて知べし、吾邦神武天皇の炭坂の軍之に同じと云ふべし、また墨子備梯篇にも、五步一竈門有二鑪炭一とも見えたり、

三七一圭福惠全書口義　文政九年九月、荷塘一圭の福惠全書講義を宅にて催せしが、松田多助、中井準之助、榊原長之助、鹽田又之丞、森九郎左衞門同じく席に會す、その時の紀聞を反故中に得たるが、その中聊捨難きを錄す、

筆仕「投牒、」自らの書附を出すを牒を投ずといふ、牒「需銓、」〔頭書、銓はあらぶ、分つの意〕役につく迄まちてなる事なり、闕とりにて知縣になる、知縣より知府になる也、「登極品、」役になる事を云、もとは天子の事なれど、今は官になるを云ふ、「待次、」待次敍のこと也、全體くじに取なれども、しか云也、「衙僻、」衙は繁華の地、僻は僻地也、「料理、」はかりをさむるの意なり、俗語のとりもつ事にも云、「倏

忽飣餖、」即席御料理と俗にいふ意なり、「鼻撅、」はなくそなり、「椿、」音やう、棒ぐいか、「闌木、」うもれぶ株の事也、「請敎、」俗語に、謹で人に對話するを請敎といふ、「使得、」出來ること也、「矣、」行施の辭、「拚、」打込事、「約莫、」凡そ何十里などと云に、「居停、」偶居の意、居停主人など云ふ、「浪遊狎客、」揚紳賢者の對詰、用ゆ、「苛折重息、」苛折はきびしき折目、重き利息の附なり、「迹ㄴ斯壘滾、」斯を過れば利息のおとる也、「折閱、」折は當なり、出ニ家語一、「單月眸雙、」月、重「陞二除八、」天下の士を二分を上役として、八分擧也、「點卯、」出勤の事にて、卯時に出て我名へ點をかくる事本義と云、しくじりた「念ニ大郷貫一、」大聲にわかるやうに郷、「截缺、」貫を詳かに云ことなり、るを脫卯と云ふ、帳のしめをしたると云事にて、缺あればふれぎりにしめる事なり、「開明、」書立をするなり、報明などの類、官符には大方二字孰語を用ゆる也、「站、」ちよつと立て居ることなり、立場の事にも用ゆ、驛站と熟字しても用ふ、「製籤、」籤はくじなり、製はひく也、「頂名、」名を書きかへられて居る事なり、頂名假冒といふ、「考授、」別吟味を受る事也、「無抗糧、」はりやひて年貫を納めざる事はなきと云意、「名籤筒、缺籤筒、」所々の官の缺たる所を記したるくじ也、「奸徒撞歲、」太歲の事也、撞歲は（方角也）わるもの、勢の强くて畏るゝ也、「起解、」かはせ「由單、」由は由緣也、其年年の由緣書き也、「須、」すべからくとよむは、須の「諭單、」諭て書き也、「須知冊、」しく記したる書付なり、「申詳、」申し文、「宵人、」小人と同、「除書、」御書付の類也、「郷紳、」一度上たる人の、後致仕して故郷へかへり居るを云、「款接、」れんごろに、官にて御用「提塘、」武官にて御用きゝと云やう

なるもの、今の京師「捺馬、」迎ひ馬にて其人のく「通套語、」定り留守居役などに同、「卸ㄴ事、」事を荷ひ、「硃圈點、」官長の單に硃圈をつくる也、「須知冊、」り、「貼功、」しつかりとつゞ「俳語、」四六文の對帳面也、「另、」音れ、い、「御揭、」官衙の事也、「紅稟函、」るゝ封筒なり、「職名脚色、」已に出づ、揭は名札也、職名は官衙のこと、脚色といふは履歷のこと、「手本、」折本の事、手の中へ入る程の本と、職名脚色とは今の由緒書の事なり、と云ふ事、「一扣、」一通と云ふに同じ、「銜、」官衙の銜にて、官の階位を銜といふ、新舊相銜を云、字典に出たり、又云ふ、銜は槩と云ふが如くなり、「花費、」むだなつひを云ふ、「花子、」花と化と同じく、化緣の化なり、花名花戸と云事あり、花名は總人數の名書き、「大乘、」大乘は唐僧也、日本花戸は總家數の書付の事をいふなり、僧筆りなり、享保の頃なり、この後黃蘗の來る事、此の唐僧我邦へ來る事なしといへり、「土完、」稻をかけて干「男妾、」唐李義山集に老女の則天へ諫めを奉る文に、議論せし條に、男妾と云語あり、「朱墨、」米元章の文にあり、「唧噁、」文意に拘らず、口にて云ふ詞の音にのみとる時は口邊を加ふ、「景、」景也、料理物語、「煖殿物、」煖房は新宅の事、煖講は復する事也、「川連紙、」川連は地名、

右の中朱點（原本缺ク）の分はその席にて話にて、講義にあず、

三八 田畑邊の古蹟　田畑の圓しやう寺と云寺院に、二平三河守（北條家の人）の墓碑ありと云ふ、○牡丹屋敷の前の坂を老の坂と云ふ、本は保坂大炊介と云人の居所にして、大炊介坂と云へるを轉訛せし也、○殿中

と云地名は、古へ稻葉ヶ谷と云へり、豐島左衞門の殿中と云事なり、○太田道灌の寺は、十丈の自得山靜勝寺なり、道灌の木像もあり、資宗の建立、また手植松と云木あり、

三九 一蝶の額　箱根の蘆の上に東光庵といふ寺に、英一蝶の郡鄲の畫をかきし額あり、奉納せし人は重幸と名がきあり、

四〇 陌頭楊柳に對する小歌　唐詩の陌頭楊柳枝の詩を、吾邦の詞に服南郭が譯せしは、

道のべの靑柳すがた、風に吹れてゐるわいの、わしが心はやるせなし、ぬしがこゝろにしりはせん、

四一 義經を九郎と云ふ辨　義經は八郎にあたるを源九郎と稱するは、八郎爲朝の行末あしかればとて、九郎とせしとぞ、曾我の兄弟の排行も故ある事、春湊浪語にあり、

四二 古歌の稱　古歌と世に稱するは、勅撰に入たるをばしか唱ふる例とぞ、二條某の說なる由、東野州常緣の隨筆にありとかや、

四三 五色の水　伊豆駿河の堺に五色の水あり、伊豆に白瀧、駿河に黃瀨川、伊豆に藍壺潭、駿河に玄瀨川、伊豆に赤橋、

四四 踏繪鑄師　長崎志に、寛文九年、當地本古川町に祐佐と云ふ人（鑄物師）、有ㄴ之、きりしたんの踏繪を鑄し人なり、

四五 淨ハリの鏡　淨ハリの鏡、世俗に繪ける地獄の體相に必ずあるものなれど、經說には曾てなき事なり、ハリの鏡の事大論にありて、帝釋天のこと也、地獄のことは道藏の說といへり、いかゞにや、（ハリの鏡、莵久波集にもあり）とおぼゆ、

四六 ナムカラタンノウの釋　ナムカラタンノウタ（三寶歸命）ラヤア〳〵と云は、歸命三寶と云事の梵語なり、俗に云ふは訛れり、

四七 足駄挾間　アシダハザマ（足駄挾間）、は、門の下を敵の通るをり、上より板をあげて射る爲也、板に鼻緒をすげて置く也、

四八 ウヅの義　ウヅと云事はウは上（ウヘ）の義、ヅは積の義、ウヅム、ウヅマクも同類の語なり、ヅの一言を積る義とする例は、ツム、ツメの類、下の一言ムメモは動きはたらく詞なれば也、これは誰の說にか、過る年心覺えに記しおきたるものの中にありし也、

和訓栞には「曰水の義なるべし、ウヅマクとも歌によめり」とあり、

四九聚毒藥以共醫事　聚毒藥以共醫事、精義曰、毒五毒、藥五藥、醫師掌之、聚之以共醫事之用也、醫師の條「凡療瘍、以五毒攻之、以五氣養之、以五藥療之、以五味節之、瘍醫之條、」これは固官精義かと覺ゆ、

五〇法華の序品をかゞやく玉と云事　法華の序品を、廿八品の歌などにかゞやく珠とよむ事は、正法華に序品を、寶珠序品とあるによる也、

五一自然流入薩波若海　自然流入薩波若海と云語、大論に出たり、之はしらず〳〵自らさうなると云事也、

五二佛所護念　佛所護念と云ふ事は、佛が祟をなさぬやうにつきそひて守ると云事なり、如のつきて喜ぶと云事なり、梵語にて「ばさらばたゝたゝがたやぎやらばん」と云々、

五三走看板　たばこやの看板に、かくの如く刻走とかける圖、蓬窩ほ隨筆外篇にあり、享保八年印本、自笑作西川祐信筆の百人女郎品定と云ふ冊子二冊あり、その中にいづ、今も伊勢路などにはなをありといへり、

五四觀音十八日緣日　觀音を十八日緣日とする事、禁祕抄、續後記、禁中年中行事、年中行事歌合、眞俗雜記にありと云ふ、勝尾寺緣起元亨釋書勝尾寺、に見えたり、

五五日をクサと云事　日をクサと云こと日下部などのとさ、は、奇をくしと云例かと塙說なり、

五六枳音キ　枳音キ、玉篇にあり、唐の世までは音キと唱ふ、宋に至りて音シなり、我邦枳實枳殼などよぶは、舊讀音を存ずるなり、〔頭書、玉篇、枳居紙、諸氏之切、果似橘、廣韻、枳木名、周禮曰、橘、踰淮北而爲枳、諸氏切、又居紙切〕

五七延喜の古鐘　土佐國幡多郡口寺山延光寺と云に、延喜八年庚酉八月鑄、彌勒寺の鐘と記せし半鐘あり、この所に延喜市の故事ありとぞ、

五八明星坊主　明星坊主のこと江戸話享保頃の印本、に見えたり、西へちろり東へちろりと云諺は、この坊主の事か、

五九ポンスの製　ポンス閩名、と云酒の製造は、橙の酢を絞りてよくこし、砂糖を茶椀に一杯いれ、水も同く一杯、燒酒も同く一杯、橙の酢八分目、これにて甚だうましといへり、

六〇「遠州濱松」の童謠　遠州はま松と云童謠世に傳へ唄ふは、轉訛せしなり、そのもとは、「遠州濱松廣いよで狹い、よご(地名)に廓が以上たゝぬ」と云ことぞ、

六一賊の詠歌　盜人の捕へられて、其罪を責とはるゝに聊もいはず、かの盜一首を詠めけるは、

せむるともいかでなき名に朽はてん罪をたゞすの森の下草

又或賊の罪きはまりて已にきられなんとしける時、杜鵑の折しも鳴渡りければ、

そのあとは冥途できかんほとゝぎす

これらの盜賊、もといかなる者にか、さばかりの才もありながら、さる業して捕らるゝは、あな悼しき事ならずや、

六二摩石人祈病　風俗通云、「有石人能癒病、頭痛者摩石人頭、腹痛者摩其腹、亦還自摩他處、於此凡人病自癒者、因言得其福力、號曰賢士、」これ寺院に安置する賓づると云ふ羅漢の像を摩するに似たり、抱朴子內篇(二十三左)にまたこの事あり、

六三顧何羅金　濱村藏六といふ印章家の、東里澤田文次郎、が家に來りて話の序に云へらく、「我篆刻をもて業とし、印書に於ける、凡そ盡しぬらんと思へるに、池永道雲の一刀萬象に徠翁の跋あり、その中に三代邊矣、秦漢不多見、見亦近俚、自宋宣和而下子昂、吾衍、景汝、二修、以暨乎輓近體、承凡夫顧何羅金輩云々、この顧何羅金といふ事、われのみ知れりと思ひ居りしに、夙く已にしられたりやと、古人の學の博大を、今更驚き思ふにこそ」といへるとかや、

六四離家三四月の詩　菅家後集に、自詠の詩

離家三四月　落淚百千行
萬事皆如夢　時々仰彼蒼

と見えたり、明詩選に載る劉崧詩に、「江水三千里、家書十五行、行々無別語、唯云早歸鄉、」この詩の體裁、自らよく似たりといふべし、

六五禽獸草木の人言　禽蟲草木の人言をなすは妖也、佛書に往々これあり、そは方便說なれども、龍爲人言、出譬喩經、蚤與蚋言、出報恩經、谷闇集二の三十ヶ、蛇言、出雜譬喻經、谷闇集十の十五ヶ、また吾邦の古典にも、古事記に兎言、古訓上三十三、鼠言、上の卅六、雉言、上の五十、草木の言ふ事神代記に見えたり、石言は左傳昭公八年に見えたり、これら猶あるべし、

六六辯舌如レ流　辯舌如レ流といへる語は、晉の郭象が故事に出たり、諺草にも郭象を引、然はあれど春秋昭公八年の傳に、巧言如レ流といへるぞ證なりける、

六七抱朴子鈔錄　抱朴內篇「宴安逸豫、清醪芳醴、亂レ性者也、冶客媚姿、鉛素伐レ命者也、」一の左、「不死之道、」四の一右、「鏤氷雕朽、」四の一左、「握ニ無レ形之風一、捕ニ難レ執之影一、」四の一左、「謂レ夏必長而薺麥枯焉、謂レ冬必凋而竹柏茂焉、」五の一右、「有レ生最靈、莫レ過ニ乎人一、」五の一左、「以レ指測レ海、指極而去レ水、書者也、」七の一右、「蜉蝣校ニ巨鰲一、白芨料ニ大椿一、豈所ニ能及一哉、」七の一右、「謂天下無ニ切レ玉之刀、火浣之布、及著ニ典論一、嘗據レ言ニ此事一、其間未レ期ニ二物一畢、至帝乃歎息、遽毀ニ斯論一、」七の一左、「劉向列仙傳、」八の一右、「上士舉レ形昇レ虛、謂ニ之天僊一、中士遊ニ於名山一、謂ニ之地僊一、下士先レ死後レ蚘、謂ニ之尸解僊一、」十の一右、「登レ遐遂レ往、」十の一右、「百慮之一失、」十の一左、「夫所レ見少則所レ怪多、世之常也、」十の一右、「僊經曰、服レ丹守レ一、與レ天相畢、還精ニ胎志一、延レ壽無レ極、此皆至レ道要言也、」十の一右、「玉策記曰、千歲之龜五色具焉、其額上兩骨起似レ角、浮ニ於蓮葉之上一、」十の一左、「鼠壽三百歲、滿ニ百歲一則色白、善憑レ人、而下レ名曰レ仲、能知ニ一年中吉凶及千里外事、」十の一右、四歲女を塚間に養ふ事、十の一左、「老子有レ言、以ニ狸頭之治一鼠漏一、以ニ喙水之護一齲齒一、此亦可ニ以類求一、」十の一左、「玉鈴經云、立レ功爲レ上、除レ過次レ之、」十の一右、「盛陽不レ能レ榮ニ枯朽一、上知不レ能レ移ニ下愚一、」十の一左、「神丹の法、」十の一左、「六一泥、」十の一右、「糠火先レ文後レ武、」十の一右、「鶴知ニ夜半一、燕知ニ戊己一、」十の一左、「人在ニ氣中一、氣在ニ人中一、自ニ天地一至ニ于萬物一、無不レ須ニ氣以生一者也、」十の一右、「自レ非ニ積善陰德一、不レ足ニ以感ニ神明一、」十の一左、「務レ學不レ如レ擇レ師、」十の一左、「金銀珠玉、」十の一左、「易內戒、及赤松子經、及河圖記命符、皆云、天地有レ司、過ニ之神一、隨ニ人所犯輕重一、以奪ニ其美一、」十の一右、「三尸、」十の一右、「取ニ人長錢一、還ニ人短陌一、」十の一右、「天地爲ニ萬物之父母一、萬物爲ニ天地之子孫一、夫蝨生ニ於我一、豈我之所レ作、故蝨非ニ我不レ生、而我非ニ蝨之父母一、蝨非ニ我之子孫一、」二の一右、「仲尼儒者之聖也、老子得道之聖也、」三の一左、「良賈深藏若レ虛、君子盛德若レ愚、」四の一左、「胎息、」九の一左、「幽閉怨曠、多病而不レ壽也、任レ情肆レ意、又損ニ年命一、」十の一左、「撮ニ壤土一、不レ足ニ以滅一レ其峻一、挹ニ勺水一、不レ足ニ以削一レ其廣一、」四の一右、「天狗歸レ邪、」五の一右、「火浣之布、切玉之刀、」六の一右、「子孫蕃昌、」十の一左、「李阿號爲ニ八百歲一、」十一の一右、鮑君廟の事、十二の一左、病者石人を摩する事、三の一左、「城愈高而衝愈巧、池愈深而抒愈妙、」廿七の一左、「吉光折レ偶而多レ福哉、」廿の一左、「五芝、石芝、木芝、草芝、由芝、菌芝、」十三の一左、「南陽酈縣山中有ニ甘谷水一、云云、左右皆生ニ甘菊一、云々、食者無不ニ老壽一、」十二の一左、「韓衆終服ニ菖蒲一、十三年、身生レ毛云々、」十五の一左、「杜子微服ニ天門冬一、御ニ八十妾一、有ニ子百三十人一、日行ニ三百里一、」十六の一右、「至言逆ニ俗耳一、眞語必違レ衆、」五の一右、「江河之流不レ能レ盈ニ無レ底之器一、」九の一右、「養生以レ不レ傷爲レ本、此要言也、」五の一右、「養生之方、唾不レ及レ遠、行不ニ疾步一、云云、」五の一右、「養心方に、高枕遠頭書、唾損レ壽と云語ある由、或人いへり、」「居世之年略消ニ其半一、計定得ニ百年一者、喜哭和則不レ過ニ五六十年一、咄嗟滅盡哀憂、昏耄六七千日耳、」十の一右、「人在ニ人間一、日失ニ一日一、如ニ牽ニ牛羊一、以詣ニ屠所一、每レ進ニ一步一、而去ニ死轉一近、」十の一右、「但誦ニ五兵一、名亦有レ驗、刀、矢、刃、弩、」十の一左、「老君云々、姓李、名聃、字伯陽云々、」十の一右、「黃白之方、二十五卷千有餘首、」十の一左、「人之爲レ物、貴レ性最靈、」十の一右、「諺云、無有ニ肥僊人一、富道士也、」十の一右、「我命在レ我、不レ在レ天、」十の一右、「山無ニ大小一、皆有ニ神靈一、」十の一右、「古之入レ山道士、皆以ニ明鏡九寸已上一懸ニ於背後一、則老魅不ニ敢近一人、」十の一右、「臨レ兵鬪者、皆陣列前行、凡九字、」十の一右、「虞史者虎也、當路君者狼也云々、」十の一右、「南人入レ山、皆以ニ竹管一盛ニ活蜈蚣一、知ニ有レ蛇之地一、便動ニ作於管中一、如レ此則詳視ニ草中一、必見レ蛇也、」十の一右、「不レ能ニ委曲一、」十の一左、「以ニ聰明大智一任ニ經世濟俗之器一、」十の一左、「一人之身一國之象也、胸腹之位猶ニ宮室一也云々、」十の一右、「道經の書目、」十の一右、「諺曰、書三寫、魚成レ魯、虛成レ虎、此之謂也、七與レ士但以ニ倨勾長短之間一、爲レ異耳、」十の一右、「軟レ血而盟、委レ質爲レ約、」十の一右、「韋編三絕、鐵檛三折、」十の一左、「崑崙山上云々、蜿蛇有レ餘里、其中口牙皆如ニ三百斛船一、大蜂一丈、其毒殺レ象、」十の一左、「外篇　名與ニ朝露一、皆晞、體與ニ蜉蝣一、並化、」十の一右、「彼市ニ馬骨一、以致ニ駿足一、」十の一左、「蓋士之所レ貴立德立言、若夫孝友仁義、操業清高、可レ謂ニ立德一矣、窮覽墳索、著述粲然、可レ謂ニ立言一矣、」十の一左、「百獸可ニ教レ之以戰陣一、畜牲可ニ習レ之以進退一、」十の一左、「周公上聖、而日讀ニ百篇一、仲尼天縱、而韋編三絕、」十の一左、「無レ補ニ於土崩一、不レ救ニ乎瓦解一、」十の一左、「牛馬不レ能ニ吠守一、雞犬不レ任ニ駕乘一、役ニ其所レ長、則事無ニ廢巧一、避ニ其所レ短、則世無ニ棄材一矣、」十の一左、「仁者爲レ政之脂粉、刑者御レ世之轡策、脂粉

非ニ體中之至急ニ而轡策須臾不レ可レ無也、」一の四十五右、「重目以廣視、累耳以遠聽、」一の四六左、「豐草不レ秀ニ瘠土ニ、巨魚不レ生ニ小水ニ、」二の五左、「禽魚之結レ侶、氷炭之同レ器、欲ニ其久合ニ、安可レ得乎、」二の十一右、「擿レ齒則松檟不レ及ニ一寸之筵ニ、」二の十五左、「尺蠖者甘屈、以保レ伸、」二の十九右、「狀淺斷短而多謬闇、趨ニ舍之藏ニ、否者笨歩本切人也、」二の廿一右、「宵蟲之赴ニ明燭ニ、」二の四十二右、「毫釐之失、千里之差、」二の四十三右、「大行不レ顧ニ細禮ニ、至人不レ拘ニ檢括ニ、」二の四十九右、「貴遠賤近、」三の十一右、「鉤曲之形、無ニ繩直之影ニ、」四の二左、「無ニ當之玉盌、不レ知ニ全用ヒ之ニ、埏埴寸裂之錦黻、未レ若レ堅ニ完之韋布ニ、」四の三右、「刻船不レ可ニ以索ニ遺劒ニ、膠柱不レ可ニ以諧ニ清音ニ、」四の六右、「貴遠而賤近者、常人之用レ情也、信レ耳而疑レ目者、古今之所レ患也、」四の七右、「和鵲雖レ不レ長生、而針石不レ可レ謂レ非ニ濟レ命之器ニ也、」四の九左、「屬レ筆之家、亦各有レ病、其深者則患ニ乎譬煩ニ、言冗申レ誠廣レ喻欲レ棄、而惜レ不レ覺レ成レ煩也、」四の十七左、「好レ畫鬼魅、憎レ鬪狗馬、」四の十九右、「彫虎畫レ龍、」四の十九右、「尺水之中無ニ呑舟之鱗ニ、寸枝之上無ニ垂天之翼ニ、」四の廿一右、「發レ口爲レ言、著レ紙爲レ書、書者所ニ以代ヒ言、言者所ニ以書ヒ事、」四の廿二右、「古人六十笑ニ五十九ニ、」四の五十右、「韋編三絕、以勤ニ經業ニ、」四の六十左、壬辰(◎天保四年)季秋初二於ニ燈下ニ鈔畢、

六八通雅の抄錄　通雅　「人身一天地也、」卷首二の五右、「飛耳長目、」卷首二の五左、「樂天曰、人各有ニ一僻ニ、我僻在ニ章句ニ、」卷首二の八左、「蔡邕熹平二年自書ニ丹于碑ニ、使ニ工鐫ヒ之ニ、」卷首二の十四左、「費ニ盡燎天之舌ニ、」卷首三の十七右、「吳季子書憲曰、短冊恨ニ其易ヒ竭、累牘若干難レ竟、」卷首三の十八右、「受レ益莫レ如レ擇レ友、好レ學莫レ如レ改レ過、」卷首三ノ十九左、「昔人謂、胸中先有ニ六經語孟ニ、然後讀ニ前史ニ、既治則讀ニ諸子ニ、是古人治レ心積レ學之方、往々有レ敍有レ要、」卷首三ノ廿一左、「漁仲言、武从レ亡、」二ノ十七左、「武以レ亾爲レ聲、亾甫切、左氏曰、止戈爲レ武、鄭夾際曰、武非レ从レ止、乃亾聲也、」二ノ二十九左、「孔子韋編三絕、顏淵鐵鏑三折、皆指ニ竹書ニ、楊雄鉛槧、亦書ニ竹板ニ者也、」三ノ六左、「成ニ式篇ニ、名ニ天咫玉格壺史貝編ニ、皆立レ名造レ語、宋人多駭ニ其稱ニ、按、天咫言ニ七曜事ニ、玉格言ニ玉檢事ニ、壺史言ニ道術ニ、貝編言ニ釋門ニ、」三ノ十五右、「庚辭譜喻、謂ニ隱書ニ也、離合詩井謎、商燈ニ其流ニ也、」說略三ノ十六右、「魏荀最始、因鄭默中經爲ニ新簿ニ、分ニ四部ニ、甲六藝小學、乙諸子兵術、丙史記皇覽、丁詩賦圖讚、至レ唐而史居ニ子上ニ、次經、佛老附レ子、而終レ之以集、定爲ニ四庫ニ、」三ノ二左、「古今書籍之大厄有十、而小厄不レ與焉、其曰ニ水火ニ者誤也、」三の廿四左、「匝作レ迊云々、謂ニ之隸變ニ、」四の一左、「以レ少爲レ些、」四の九左、「以手發弩曰ニ擘張ニ、以レ足發レ弩曰ニ蹶張ニ、空手拳舞曰ニ拍張ニ、」四の廿四右、「公羊隱五年登ニ來之也ニ、」(頭書、登を萬葉にはすなはちとよめり、登即の義あること、東涯の乘燭譚にみえたり、註、登讀言ニ得來ニ、齊人名ニ求得ニ爲ニ得來ニ、作ニ登來ニ者、其言ニ大而急ニ也、今廣州諺、以ニ來到ニ爲レ登、按、薛用弱集異記敍、蕭穎士遇士遇二少年、登令ニ召至ニ、邢曹進夢ニ僧拔ニ眼鏃ニ、及レ寤登言ニ于醫ニ、薛唐人、可レ知ニ彼時多以レ登爲ニ立至之義ニ、登、得之聲相轉也、」五の三左、「猶與、一作ニ猶豫、宜與、由與ニ、」六の十右、「雁行猶ニ顏行ニ、管子輕重甲篇、士爭前戰、爲ニ顏行ニ、史嚴助傳、越人蒙レ死、徼幸以逆、執ニ事之顏行ニ、前曰、顏通作レ鴈、韓非子先爲ニ雁行ニ、次嚮ニ秦軍ニ、戰國韓策、韓居爲ニ隱蔽ニ、出爲ニ雁行ニ、燕策使ニ弱燕雁行ニ、晉王羲之傳、我書比ニ鍾繇ニ、當ニ抗行ニ、比ニ張芝ニ、猶當ニ雁行ニ、皆謂ニ顏行ニ也、本借用、後又爲ニ之解ニ、曰、雁飛、大者居レ前、故世習稱ニ雁行ニ、而不レ知レ用ニ顏行ニ、」七の十九左、「唐代文人多以レ意造レ字、囘々爲ニ磒々ニ、亦猶ニ蟲聲之薨々改爲ニ翥々ニ、翊々以ニ石聲ニ、則爲ニ晝々ニ、」九の十三右、「野馬陽炎也、白駒亦非レ景、」十一の七左、「零淞凝霧也云々、凍淞氷也、」十一の十右、「祆神云々、祆神本出ニ西域ニ、貞觀五年大秦穆護同入ニ中國ニ、俗以ニ火神ニ祠レ之云々、字從レ天、誤作レ祆云々、」十一の十右、「日月五大洲論、」十一の五右、「堪輿一作ニ堪餘ニ、龜輿古言、歲時方位者也、」十二の三左、「十二生肖、方言以ニ十二生肖ニ、配ニ十二辰ニ、爲ニ人命所ヒ屬、莫レ知レ所レ起、周宇文護母レ留、齊貽書護曰、昔在ニ武川鎭生汝兄弟ニ、大者屬レ鼠、次者屬レ鬼、身屬レ蛇、當時已有ニ此語ニ云々、」(頭書、或曰、皆不レ全之物、)子、鼠、光齒利、目少丑、牛、ウ齒四、蹄足生、貫、寅、虎、短須、五卯、兎、缺唇、四辰、龍、虧聰、四岐、寅兩交前レ蹄也、耳小、已、蛇、無レ足、午、馬、虧膽、獨蹄、圓蹄也、未、羊、乙木上祝、申、猴、虧脾、五爪、酉、雞、隱形無ニ外腎ニ、戌、犬、虧ニ大腸ニ、善走、亥、豬、無レ筋、謂レ無ニ總筋ニ也、王非レ之云云、」十二の四右、「鼎銘十有二、二月之文、曾南豐以爲ニ複篆ニ、」十二の九左、「老學庵曰、陳師錫家享レ儀、謂ニ冬至前一日、爲ニ冬住ニ、」十二の十一左、「春秋兩木氷曰ニ木介ニ、」十二の十九右、「因唐諱虎、錢王諱鏐、而改ニ虎丘劒池四字ニ、世傳、顏魯公書乃僞也、魯公無ニ不レ諱虎者ニ、」十三の二右、「蛾眉、本以ニ兩山ニ相對、如ニ蛾眉ニ、故名、字當レ從レ虫云々、字書加レ卿加レ木加レ邑加レ山者多矣、」十四の五左、「三代以前豈有ニ銅人殉葬之事ニ、」十四の十九右、「江南爲レ夢、江北爲レ雲、後人合ニ稱之ニ、雲夢、十五の十八左、「赤縣神州、」十七の一右、「爾雅云々、日下云々、日下者日所レ出、處ニ其下之國ニ、倭一名ニ日本ニ、自云、國在ニ日邊ニ、」十七の二右、「鼻祖云々、胚具ニ命門ニ生ニ鼻隧ニ爲ニ小環ニ、

而漸長爲レ形、卽爲ニ任督二脈之宗隧一、「十八の」一右、黃帝醫書有ニ官能之篇一、曰、疾毒言語輕人者、可レ使レ唾ニ疒呪病一、爪苦手毒爲レ事善傷者、可レ使レ按ニ積抑痺一、各得ニ其能一、其名、乃彰何子元曰、手毒可レ使レ試ニ按龜一、五十日而龜死、甘者復レ生、「十八の」十二左、「天家大家官家宅家縣官官家皆指謂ニ國家一也云々、宅家訛爲ニ茶家一、又訛爲ニ阿茶一、「十九の」一右、古多自稱レ生、尊レ人爲レ丈、今則以レ丈爲レ見ニ輕忽一、「十九の」三右、「小兒黃口、因レ雀借稱、」「十九の」八左、「姑息有ニ三解一、「十九の」十二右、「目レ癡爲ニ九百一、「十九の」十八右、「稱ニ男子一曰ニ南北一、猶ニ稱レ物爲ニ東西一也云々、世指ニ好男子窮者一、阡曰ニ好南北無東西一、」「十九の」十八左、「爆炭、都知ニ錄事一、皆青樓中之稱也云々、北里志妓假母曰、爆炭卽今之鴇也、」「十九の」二十左、「欷郤本分、而聲亦相借、」「二十の」六右、「張夷陳心叔名疑曰、東方朔本姓張氏、父名夷、字少平、一曰金氏、朔母田氏、生三日母亡、隣母拾レ之、東方始明、曰ニ東方朔一、見ニ太平廣記一、」「廿の」二右、「東坡之號蘇因白、」「廿の」二十四右、「鍾馗、」「廿一の」八右、「張僊乃孟昶、花蕊夫人入ニ宋宮縣一、故主蜀王挾レ彈圖ニ于壁一、卽孟昶也、藝祖詰レ焉、夫人曰、蜀祀張僊神令人有レ子、蜀人劉希召ニ秋官一、說ニ蘇老泉一時、去ニ孟蜀一、近應レ知レ之、」「廿一の」九左、「諸皋、太陰神也云々、」「廿一の」十六左、「三彭三姑三尸、」「廿一の」廿一左、「流內流外、」「廿二の」十一左、「大諾批答、鳳尾諾云々、押字、」「廿三の」十右、「穆護殺西曲云々、大秦穆護祆、从レ天音軒、」「十九の」十九の十右、「陽關四疊亦三疊、」「十九の」十五右、「嘯法」「廿九の」廿三右、「秦漢用ニ刀斗一可ニ以警一レ夜、又可ニ以炊レ飯、取ニ其便一耳、」「三十の」四左、「古以ニ木片一爲レ札、削レ竹爲レ策、編レ策爲レ簡、成レ帙爲レ冊、方版謂ニ之方牘一、撲謂ニ之槧一、插レ羽之牘謂ニ之羽檄一、刀謂ニ之削一、」「卅一の」一右、「折簡、箋書、尺牘、葉子、書冊、」「卅一の」八右、「墨跡、舊說六百年而神去、七百年而紙壞、」「卅一の」十二右、「柳葉篆、薤葉垂露篆云々、其始、今之草篆乎、」「卅二の」二右、「竹庵又以レ乙爲レ黠、而乙乃也、」「卅二の」二右、「樂毅論、筴字謂ニ之聯飛一、」「卅二の」三左、「南齊謝談曰、畫有ニ六法一、一氣韻生動、二骨法用筆一、三應物象形、四隨類賦彩、五經營位置、六傳移摸寫、」「卅二の」六右、「粘葉謂ニ之胡蝶裝一、」「卅二の」七左、「疑耀曰、顏文忠公、于ニ公牒背一作ニ文稿一、黃長睿于ニ鷄林紙背一倣ニ索靖書一、予獲レ技ニ祕閣一、如ニ宋版書一、治平類書四十卷、皆元符二年、公私文牒故紙、」「卅二の」六左、「墨以ニ九蒸萬杵一爲レ貴、」「卅二の」七右、「卅二の」十「通典云、秦得ニ藍田白玉一爲レ璽、曰、受天之命皇帝壽昌、孫堅見ニ甄官井上光一、浚得ニ漢傳國璽一、文曰、受命于天旣壽永昌、又按、北齊制ニ傳國璽一、鳥篆書、文曰、受天之命皇帝壽昌、漢書註、衞恆

曰、秦璽題、是李斯書、其文曰、受命于天旣壽永昌云云、皇帝壽昌者晉璽也、受命于天者魏璽也、有德者昌、唐璽也、惟德元昌者、石晉璽也、則旣壽永昌者秦璽可レ知、」「卅二の」三左、「方塡書今用ニ九疊文一、乃時制也、其他圖書用ニ小篆一、而改ニ體向方一、謂ニ之滿白一、」「卅二の」五右、「款識」「卅三の」一右、「銅器墜レ水千年、則純綠而瑩如レ玉、未レ及ニ千年一、綠而不レ瑩云々、」「卅三の」三右、「白獸樽、卽白虎尊、唐諱レ虎作レ口或作レ獸、」「卅三の」九左、「杜陽雜編、以レ燭爲ニ脂炬一、德山吹滅ニ紙燭一、乃令紙撚也、」「卅三の」左、「卅三の」十「匹製云々、今之沓括、俗曰套抓、或六或五、外大內小、」「卅三の」一右、「摺扇起ニ于東裔一、而盛ニ于今日一、」「卅三の」二右、「卅三の」廿「李固負レ笈從レ師、何至レ唐始有レ笈乎、廣韵、因レ此訓レ笈爲レ書、」「卅四の」四左、「如意、因ニ于爪杖一云々、音義指歸云、如意者古之爪杖也、或骨角竹木作ニ人手指一、三尺許、背癢可レ搔、如ニ人之意一、」「卅四の」六左、「園屏與ニ酒金綵漆一、皆出ニ于日本一、」「卅四の」九左、「獨庶小器也、」「卅四の」十「筵尊或作レ挺專一、九姑課折草卜也、楚辭曰、索瓊茅一、以ニ筵尊一、音延專一、朱子曰、筵、小折竹也、舊註、楚人結レ草折レ竹以卜、曰、尊說文竽筵也、羅絲筦也、竽車卽紡車、筵小管也、詳見ニ扼篋下一、莊子舉ニ筵與レ楹、一作レ筵、智謂、其舉ニ小與レ大耳、東方朔曰、以レ筵撞レ鐘、言ニ其小一耳云々、後漢書方術傳序、有ニ逢占挺專須臾之術一、逢占逢レ人所ニ捫而占レ之也、註曰、挺專卽筵尊、挺入ニ股竹一、輟耕錄言、九姑玄女課、折レ草一把、以三ニ除之一、不レ及者爲レ卦、論ニ其豎橫一、大陽老君、大吳、洪石等九號、楚辭註曰、瓊茅、靈草也、楚人結レ草折レ竹以卜、其此類乎云々、」「卅四の」十八右、「細腰云々法馬、」「卅四の」廿右、「古以レ石爲レ砲、火砲起レ自ニ外國一云々、宋眞宗咸平五年召ニ普言一、能發ニ火毬火箭一、上召至ニ崇政殿一、試レ之、」「卅五の」三左、「五木六博、」「卅五の」十五左、「象棋始、於唐周武之象經、非ニ今之象戲一、」「卅五の」廿五、「手打令謂ニ之拇陣一、」「卅五の」十三左、「粘レ頭續レ尾、」「卅五の」廿三左、「郝京山于ニ十二章一、有ニ二十二疑一、」「卅六の」十左、「剛卯、」「卅七の」四左、「錦繡之質曰レ地、」「三十七の」十右、「火毳、火浣布、神異經、十州記、玄中記、南史、後漢書、外夷傳、」「卅七の」十七右、「綠沈、」「卅七の」十二左、「春明退朝錄云、唐內人墓謂ニ宮人斜一、」「卅八の」廿右、「室之光處、謂ニ之白一云々、莊子虛室生レ白、亦謂ニ生光一、」「卅八の」十六右、「凡渾沌、餛飩、糊塗、鶻突、榾拙、皆聲轉、」「卅九の」十一右、「青精飯、」「卅九の」十四右、「稱レ壽遇レ旬曰レ袞、」「四十の」九右、「壹貳參漆、古借以爲レ數、伍陸捌玖則後人所レ借也、鄭氏曰、一字、秦碑作レ壹、古孝經作レ弍、古老子作レ弍、史晨碑作レ壹、二字、無名碑及貝丘長作レ弍、夫召經幗作レ弍云々、楊統樊安碑作

レ貳、武梁作レ貳、三字、貝丘碑作レ貳云々、經史借用者、薛宣傳壹矢爲レ樂、左傳自レ參以上、顏子不二貳過一、太玄文君臣之制、上下以二際梲一、擬二之二漆一、卽二七、言二河圖二七、火數居レ上也、攡連諸桼政、卽七政其用レ桼者、見二水經漆水註一、長安西有レ渠、謂二之桼一、「廿九左、四十の」「屠蘇、闕葉草也、因爲二屋名一、爲二冠名一、爲二飲名一、」「六右、四十一の」「阿魏、草木汁也、」「十四右、四十二の」「須卽釐也、廣雅曰、水銀謂二之須一、」「四十八の四左、」「似レ珠而大者曰レ玉自道家呼レ玉爲二玄眞一、」「四十八の五左、」「瑟々、碧珠也、廣雅曰、瑟々碧珠也云々、孫愐作二瑰々一、以別レ之云々、」「四十八の九左、」「阿堵、」「四十九の七左、」「不耐煩三字、見二宋書庾登之矛仲文傳一、」「四十九の十二左、」「俗戲體肥者爲二恕子一、今亦呼二笨子一、如二南史笨伯一是也、」「四十九の十五左、」「物完曰二囫圇一、音侯侖、九の廿三、四十右、」

壬辰◎天保三年、季秋初四於二燈下一鈔了、

六九 朱硯に白石を用る事　白石先生の佐久間洞岩へ贈らるゝ手簡一ノ二十ウ、に、「朱硯には白き硯にしくはなく候」と見えたるをもて、おのれ年頃白き硯を得んと思ひて、此ごろ肥後の白鳥石の六角硯を得て朱硯とせしが、考槃餘事をふと閲るに、二ノ二十二オ、「朱研亦得二舊石一者方妙、或用二白端一亦可、」かゝれば唐山の人、已にはやく朱研白端を用るの說ある事をしれり、

七〇 車に帆をかくる事　世間の事一條に決し難き事あり、まづ舟には帆をかけ、車には牛馬をかくる常の事なりかし、然るを唐土「山東は道路平廣にして風甚厲し、車上に帆をあげて馳す、舟行の如し、」琉客談記、また北方の夷人は海氷の上を犬に舟を引する、奉西圖說、かゝる事も正しき話ならねば、信がたき事いと多きもの也、憶度を以て論じ難し、

七一 林東溟の傳燈下書、　先哲叢談後編六の十七左、林東溟名義鋼、字周文、號二東溟一、通稱周助、長門人、傳云、「東溟在二浪華一時、有二備後人鍋島公明字傳藏者一、學二東溟一、篤信二物氏學一、嘗僞作物氏及服南郭與レ人論二文章一國字書二種一、其一爲二南郭燈下書一、書鋪博文堂得レ之大喜、請二序瀧鶴臺一、鶴臺輕信以爲レ眞、遂作レ序與焉、刊二行於世一、其一爲二徂徠國字牘一、書鋪管生堂將レ刻之而求二東溟序其書一、東溟不レ辨二知其擬託一、而應二其請一焉、又刊二行於世一、二書供大流二布四方一、後數年、人皆知二其贋造一、特燈下書不レ得二徵驗一僞作之跡一、至二國字牘一、書中及レ著二文罫一之事一、蓋文罫未レ知二何人所レ作一、徂徠家固無二其書一、通編剽二竊譯筌題言一、點二竄數條一者也、其僞作之跡、現不レ可レ掩」云々、

七二 琉人唐名に倣ふ事　琉球國志略三の十四左、云、「本國常充二貢使一、選者有二姓字一、名號倣二中華一、閒亦各別有二琉球名一、與レ衆同二其姓名一、止爲二朝貢一設、國中不レ用也、」按ふに、我邦古來阿部仲丸唐土に到りて晁衡と稱するの類も、同じ趣なり、今世文藝の士、みな彼邦の名字號に倣ひ、且つ覆姓を單稱するに至る、これら皆唐土を仰慕するの致す所のみ、自ら別に我邦通用の名稱ある、甚だ相似たり、

七三 擂子木坊主　世俗に僧をいやしめて擂子木坊主といへり、成實論十八の三左、云、「勤行故名二精進一、乃至如二優鉢羅鉢頭摩等一、隨レ水增長、懈怠行者猶如二木杵一、從二初成來一日々滅盡、」この文その意やゝ似たり、壬辰閏月晦十二月朔、西敎寺潮音云、

七四 道家　道家といへる者、唐土にもいと古くよりありて、假二佛經一作二道經一こと、辰集杜撰の條、◎第十七卷八六飛石錄抄ノ條、莊列諸子の說を剽竊して佛經を僞造する事、錦城の疑問錄下の十九ッ、にあり、

七五 常陸國ッの岡井シホ屋の考　俗謠に「常陸の國のつの岡に、こがねの花が咲た」長唄安宅松旬、といへる事あるを、或人の「此つの岡といふ地名を普く尋ねしにしられず、常陸國誌にも見えず」といへり、其頃おのれ文正草子をよみたりしに、鹽賣の文太、常陸のつの岡にて富をなし、掾と迄なりのぼりし事を作れる草子也、これにてつの岡に黃金の花咲といふ事、この故事による事しられたり、或人にもやがて話したりしかば、いと喜びたりき、こは十年あまり五とせ六とせの先きの事なりし、今年この册は過にし時の記なれども、この一紙餘れるをもてここに書きつぐ、丁酉十一月の頃、關宿侯へかけ合の事ありて彼地にも行通ひし頃、數多の黃金引うけの町人、常州の領分關宿侯、信太郡江戸崎村田中忠兵衞と申者、千兩の引受にて、相談いたし度由申被レ入し、その事はともあれ、因に思ふやう、今女兒の手鞠歌に「江戸崎しほやへもらはれて、その鹽やかたでな鹽やいて、金襴緞子を七重八重かさねて」と謳ふを聞けば何となくかの鹽賣文太が故事にもよしありげに聞ゆ、よりてかの田中忠兵衞處にては鍋屋と通稱する由、が支配人土屋傳三郎に出會もせしかば、かの江戸崎村の近きあたりに、つの岡などいへる地名の名殘や今もあらんかしと、とひ尋まほしくおぼえしが、其後かの男にもかけ違ひあはずなりにき、いとほいなくてぞ覺えし、丁酉◎天保八年十一月十六日記、

海錄卷之二十

一巨口細鱗　蘇東坡後赤壁賦云、「舉レ網得レ魚、巨口細鱗、狀如二松江之鱸一」とあるを、知不足齋叢書中に收むる猗覺寮雜記上之四十一ウ云、「後赤壁賦、舉レ網得レ魚、巨口細鱗、狀似二松江之鱸一、多不レ知レ爲二何等魚一、考レ之乃鱖也、」廣韻註、鱖、巨口細鱗、山海經云、鱖、巨口細鱗、有二斑彩一、以レ是知二東坡一言一句無レ所レ苟也、」かかれば巨口細鱗は決して鱖の如く思はる、然はあれど正字通云、「鱸、巨口細鱗似レ鱖、」本草綱目云、「鱸、有二黑點一、巨口細鱗、有二四鰓一、」この二說によりて友人福井春水、坡公のいへる巨口細鱗を鱸魚の事とせり、されども坡が賦には如レ鱸といひ、正字通には似レ鱖とある時は、巨口細鱗はたゞ形狀をいふのみにて、何れの魚とも今よりは定むべからざるに似たり、再按ずるに、吳江、松江、鱸を產じて鱖を出す事なしといふ事を聞けり、かゝれば鱸と定むる方勝れるに似たり、

二カザミ蟹　院本あこや琴責の段に、「腹に子のあるかざみのかく、鹽こいて水のませい」といふ文句あり、これを德齋、或人の云、坂昌成說に、北國にかざみといふ魚ありて、其魚に鹽をして食ふ物なれば、その格にせめよといへる事なりといへり、按ずるに、之は言ものの謬か傳聞の訛にや、かざみはカサメの訛也、本朝食鑑十の四ウ蟹の條に、「凡本邦所レ食者、擁劍、石蟹二物也、擁劍者一螯大、一螯小、常以レ大鬬、以レ小螯二食物一、和名訓稱二加佐女一、以レ生二江海一、而大者爲二佳品一、用二鹽水一煮熟、則全體變作二純赤色一、脫レ甲取二白肉一、和レ薑醋食、其黃最美也」とあり、〔頭書、壇浦兜軍記、西國の方言カサミと云へり、○本草の諸書みな擁剌にあつれど、松岡の介品に蝦蟆にあつるを可とす、○和名類聚抄云、「擁劍、本草云擁劍和名加散女、似レ蟹色黃、其一螯偏、長三寸者也、」〕蟹はつねに腹上に卵を含めること最も多きもの也、さればこの腹上卵を孕める擁劍の格に鹽水に調理せんとなるべし、

三秋坪新語關帝籤　秋坪新語「箭道、」一の右、「淡巴姑、」一の三右、「關帝籤奇驗、」一の十五左、「獻値、」一の十八左、「燕蘭小譜、」一の二十三左、「圖、」一の廿三左、「川海棠似顏也、」四「賦、」寰「詠二長烟筒一詩一絕、」一の廿三右、「九世同居、」二の六「結二孛窓一建二瓴甋一」一の四右、

四倘古會附、器、鐵　壬辰◎天保三年冬閏十一月廿日、谷中感應寺塔頭善明院にて、友人鍋田氏名三善、號二晶山一、通稱舍人、の倘古會催されし時、設樂市左衞門といへる人の藏弆に、

大きさ長二尺弱、幅一尺弱もあるべし、揚本別にあり、何に用ひたるといふ事を藏主もしらざる由、予もその何の器なる事を辨へざりしが、癸巳◎天保四年の二月十一日、隅田川に梅を見に罷りし頃、同遊の人々立原杏所、鹽田隨齋、石田醒齋、大久保要人、大學堂是は尾州の人、筆屋なり、と舟行せし也、向島の岡田眞澄を訪ひしに、主藏品を見せられし中に、香盆の裏に「叡山開山口口」傍に「文明五口口」と朱漆にて書けると、左に帖する鐵器を見たり、予かつて疑ひ思へば、あるじ始め同行の人にも問たりしに、大學堂の云、これは大和邊にて用ゆる所の鍬也といへり、馬にかけて用ゆる物とぞ、然れども今は用ひねば藏する家甚だまれ也、形の大なるのは用ひしもの也、斯の如くになるは、其形に小さく摸造せしものといへり、

鐵器大如レ圖、○今摸寫ス

岡田眞澄藏

五水滸傳諢名の考　水滸傳百八人の諢名、多くは何の義とする事をしらず、予曾て傳聞せし事によりてしれると、自ら思ひ得たるとを茲に記す、雙鞭呼延灼は陳章侯の繪によるに、雙鞭を持てるよりの名なり、小李廣花榮は弓を善すれば、漢の李廣によれる名也、病關索楊雄は、關索は關羽の子にて、何とかいへる山にて矛をつき立しが、今に神靈ある由唐土にいひあへるとか、關索が事正史には見えねど、甄北の詩長篇ありて、委しく事を記する由、宣和遺事には賽關索に作る、珍兩頭蛇、寶雙尾蝎の解氏兄弟は、陳章侯の繪によるに、各半弓を持ちたるによる名なるべし、病大蟲薛永、母大蟲顧大嫂の大蟲は、虎の異名なるを已に第十七卷五九の條記せり、旱地忽律朱貴は、忽律は獅子の蠻名なる由或人いへり、忽律のことも已に錄せし樣にも覺ゆ、

六二朱金の狂歌　壬辰◎天保三年、の冬、二朱金といふ新吹できたりし頃の狂歌に、

すべらぎのみ代の寶を鑄つぶして又候二朱の黃金花さく

七青砥左衞門傳　青砥左衞門藤綱を、世に賢明の人とて稱譽する事なれど、吾妻鏡に一ト所も見ゆる事なく、太平記に始めて見えたり、その上藤綱が傳にいふ所、滑川の錢（程子雍華の間に遊ばれしに、關西の學者六七人從ひて行、一日千錢を失へり、僕者がいはく、昼裝に遺せるにあらず、水を渉る時落せるならん、程子の云、惜哉、或人誠に惜むべしといふ、一人がいはく、微なる哉千錢、何ぞ惜むに足らん、一人が云、水中と糞中と人失ふと人得ると以てひとし、何ぞ惜しと歎ぜん、程子云、人誠に之を得ば失ふにあらず、今水に落さば用なし、吾是を以て歎ずと云々）及び誠に附て錢を山より落せし事迄、すべて皆程子の故事を以て摸せしものの如し、日本史に傳ある事はいかにや、余は最も疑ふ、

八フクサの名義　癸巳（天保四年）三月廿七日に鈴木有年兄を訪ひしに、問て云、東叡大王に御膳奉る折から、御儀式には生物の儘を供し、次に御ふくさ御膳と唱へて常の御飯を奉と云ふ、此ふくさ御膳の義如何、予云、ふくさは柔かの義也、茶家に帕をふくさと云も、羽二重などにて製する故也、衣服には熨斗目に對へて絹布をふくさ小袖と云ひ、紙にもドウサ紙に對へて生紙をふくさ唐紙と云ふ、之を通じて推し考ふべし、學者服紗或は服茶の文字を充るは、皆假借にて正字にあらず、ふくさは常に柔輭の物をふく〳〵などいへり、茶を筅にてかき立て泡だちたるを大ふくと云ひ、餅をふくらかに拵へたるを大ふく餅と云、これらは福德の福に通はせ云ふ事也、又鳥の毛羽、人の髮などにもいへり、和名抄羽族部「襪袴、布久介、」（因に云、又和名抄毛群類に、襪を無久介以沼とあり、その外ムクイヌは空穗にも見えたり、布と牟と通はして、ムクもフクも同く、柔かの義也、）新撰字鏡髟部に「髼鬊、髮亂也、不久太女利、」童頌訓第一に「䌷、フク、ダム、氈、フクダム、」又日高川繪詞上卷に「旅にてはくるしからぬものにて候へば、ふくだやしなはせ給へ、」（これは餅の柔かなるを云、）塵添壒囊抄三二十七條、に「餅は福のものなれば、」（これは福を本にしたる說にて、斯ればふくるゝ、ふくらか、ふく〳〵、ふつくり通はしいはゞ、むく〳〵、むつくりも同じかるべし、ムクの事は、山東京傳の無垢衣考ありて詳也、）

因に云、世に假借の文字につきて義を誤る事少からず、常に絹布を着するを常綺羅と云は非也、キラは光澤の義、雲母をキラゝと云、日の輝をキラキラと云、麗をキラビヤカ、愚なる者を馬鹿と云ふも非也、ばかはまか也、（マとハの濁音と通へり、）麤なるを大マカと云、細を小マカと云是也、疎漏にて精細ならぬと云義也、かゝる事枚擧に遑あらず、餘は類推すべし、

九靈地野合の祟　神佛の靈地にて野合するもの、男女の體分離せざるものありといふ、蓋罰なるべし、眞臘風土記異事、云、「東門之裏有二蠻人一、姪二其妹一者、皮肉相粘不レ開、歷二三日一、不レ食而俱死、余鄉人薛氏居レ番三十五年矣、渠謂、兩見二此事一、蓋其用二聖佛之靈一所二以如レ此一、」かゝれば何の國にもまゝある事と見えたり、

一〇申し子　書紀通證二十二の四ウ、繼體紀云、「敬二祭神祇一求二天皇息一云々、求訓二末字之一、今俗祈求生レ兒、謂二之申兒一、是也、」○賢愚經曰、「舍衞國中有二豪富長者一、唯無二子姓一、每禱二祀神祇一求二索一子一、」

一一宋版大明律　鍾繇千字文の損庵老人跋云、「觀二此帖一者、必有二宋版大明律之疑一、」云々、（この帖、鑒岡齋墨妙因宜堂法帖にみえたり、）この語徒然草の道風の朗詠と的對といふべし、

一二仁は愛の理心の德　朱子の學陽儒陰佛など古來よりいひて、唐土にても已に尙直編などに、經傳の註釋に佛語を用ふる事を記し、吾邦にても雙桂の過庭紀談、錦城の疑問錄等、考據の該博に辨駁あり、然れども仁愛之理心之德といふ事、朱子よりはやく龍龕手鑑云、「仁、音人、心之德愛之理也、」とあり、此書は遼の統和十五年、丁酉燕臺憫忠寺沙門智光撰にて、朱子論孟註成は宋の淳熙四年丁酉なり、相後るゝこと百八十年也、按ふにまた釋家の語のみ、

一三醫は仁術　醫は仁術といふ事、古來多くいはざることにて、今人口に膾炙せり、張果が醫說の嘉靖甲辰海康馮彬の序に、「蓋醫仁術、而安レ老保レ幼、防レ已濟レ人之道備レ焉」とあり、猶古くあるべし、

一四キリ島　ツヽジ　サツキ　キリ島、ツヽジ、サツキ混じ誤り易し、今左に辨ず、

花の最も早く開くをツヽジと云、ツヽジの如くにて遲きをサツキと云、黃花のものを牛躑躅と云、これは毒甚しと云へり、

キリシマは有德廟の頃、藤堂家にて始て取よせられたる物と云ふ、

一五生姜三ヘギ（諺第廿一）

「貞德俳諧記」

取れんものかかへるかりがね
生姜手が三ヘぎと筆にかすませて

この附合の自註に、手がはじかみならば、生姜みへぎかへるかりがねと云諺あり、

一六泗濱　太平御覽五百七十六卷、八右、樂部十四尊、云、「吳質別傳曰、魏文帝與二吳質一書曰、斬二泗濱之梓一以爲レ箏、」〔頭書、雲和と併せしるすべし、〕

一七關索插レ槍巖歌　「甌北集」卷十九三左、

關索插レ槍巖歌

萬仞危崖拔レ地起、磴道盤空有二遺壘一、土人相二呼關索巖一、〔頭書、關索は名ありて實にはその人なきと云、說池北偶談にありと云へり、〕云是漢前將軍子、曾從二諸葛一征南來、丈八鐵槍插二於此一、我讀二蜀志一曲可レ徵、髯翁二子平與レ興、此外不レ聞二更誰某一、母乃荒誕未レ足レ憑、然而滇黔萬里境、到處俱有二索名嶺一、若果子虛無二是公一、安得二威聲至レ今永一、當年壯繆心安レ劉、胸中浩氣橫二九州一、一門忠孝出二天性一、厥子亦定賢豪流、渡レ瀘深入二不毛地一、將二植應一爲レ丞相倚、斷頭掉尾紛二猓苗一、蠱毒蛇氛叢二瘴癘一、想見前驅摧二陷刀一、生鬪鬼鄉作二人世一、嵯峨翠壁高摩レ天、一槍留レ鎭何機權、豈同二射レ石箭沒レ羽、或比二刺レ山劒出レ泉、要下以二神奇一譽上蠻俗一、如二鐵柱穀一、蛟龍涎一、君不レ見武鄉擒縱用心苦、亦假二威靈一靖二南土一、深崖往々貯二金甲一、〔貴陽有二諸葛藏レ甲巖一、〕荒村處々瘞二銅鼓一、〔蠻村多二銅鼓一云、諸葛鼓也、〕昔不レ知此物究二何用一、千載群蠻舌猶吐、可レ知一枝綠沈レ槍、直抵二長坂一、蛇矛萬人阻、我來二跋馬蒼山根一、陰風颯々寒二荊榛一、欲レ求二故蹟一已罕有、偏覺二英采垂二千春一、年深世遠不二消蝕一、此豈得レ謂レ無二其人一、嗚呼書生論レ古勿レ泥レ古、未二必傳一、開皆僞史策眞、

一八御覽鈔　太平御覽、四百九十五、人事部、「左傳隱公曰、山有レ水、工則度レ之、賓有レ禮、主則擇レ之、」一右、「又曰、周諺有レ之、疋夫無レ罪、懷レ寶有レ罪、」一右、「戰國策曰、見レ兎而顧レ犬、未レ爲レ晚也、亡レ羊而補レ牢、未レ爲レ遲、」二左、「東觀漢記曰、迎レ新千里送、故不レ出レ門、」五右、「范曄後漢書曰、李固遺二黃髮一書曰、自レ生レ人以來、平代少而亂俗多、必待二堯舜之君一、此爲レ治終無レ時矣、常聞語曰、曉々者易レ缺、皦者易レ汙、陽春之曲、和者必寡、」六右、全文、「謝承後漢書曰、宋弘曰、貧賤之知不レ可レ忘、糟糠之妻不レ下レ堂、」六右、「又曰、馬后履二行節儉一、事從二簡約一、馬廖慮下以二美業一難上終、上二疏長樂宮一、以勸二成德長安一、語曰、城中好二高髻一、四方且一尺、城中好二廣眉一、四方盡半額、城中好二大袖一、四方全疋帛、斯言如レ戲有レ切二事實一、」六右、全文、「晉書趙王倫傳云、諺曰、貂不レ足、狗尾續、」八右、〇四百九十六、人事部、諺下、「漢晉春秋曰、諺曰、死諸葛走二生仲達一、」一右、「梁祚魏國統曰、王昶字文舒、戒兄子一云、諺曰、救レ寒無レ若レ重レ裘、止諺莫レ若二自修一、斯言信矣、」右、「孔叢子曰、平原君與二子高一飲、强二子高酒一曰、昔有二遺諺一、堯舜千鍾、孔子百觚、子路嗑々、尙飲二百搥一、古之賢聖無レ不レ能レ飲也、吾子何辭焉、」四左、「蔣子萬機論曰、學者如二牛毛一、成者如二麟角一、」四左、

一九九尾狐　九尾狐は瑞獸なり、然るを世俗那須殺生石の俗說より、惡狐とのみ思ひゐる事非なり、山海經一の二左、曰、「青丘之國有レ狐而九尾、」郭璞曰、世平則出、爲レ瑞也、書紀年禹王の條、曰、「宣王時、時烏化爲レ狐、夏伯抒子東征、獲二狐九尾一、趙曄吳越春秋四の三左、曰、「禹年三十未レ娶、行二塗山一、恐二時暮天一、辭曰、吾之娶也必有レ應矣、已乃有二白狐九尾一、而造二於禹一、禹曰、白萬吾服也、九尾者王證也、於レ是塗山人歌レ之曰、綏々白狐、九尾龐々、成子家室、我都二彼昌一、禹乃娶二塗山女一、」白虎通三の三右、曰、「狐死首丘、不レ忘レ本也、德至二鳥獸一、則九尾狐見レ九者、子孫繁息也、於レ尾者後當レ盛也、」崔豹古今註曰、「章帝元和二年、白狐九尾見二信都一、」魏略曰、「文帝受レ禪、九尾狐見二於譙都一、」郭璞九尾狐贊曰、「青丘奇獸有二九尾之狐一、有二道祥見出一、則銜レ書作レ瑞、於レ周以標二靈符一、」以上太平御覽九百九獸部、狐の條より九尾狐を抄するなり、〔頭書、奈須野九尾狐の事下學集、琉球神道記三の八ウ、〕なほ予が管見にても、文選魏都賦、又講德論、酉陽雜俎十五の八右、等にも見えたり、然はあれど宮妓を九尾狐に譬諭せし事侯鯖錄にあれば、蓋し老狐の人を蠱惑するに比するか、

二〇官爵　過庭紀談四の九右、云、「官とは役義の事、爵とは格式の事」云々、

二一寶盡の丁子　寶盡とて畫ける品物、鍵玉、蓑笠、丁子、七寶、袋、

かゝる物を丁字と俗にはいへど、錢志新編卷十三之七左、秦和重寶大錢の背文に、梅花に

此の如きものを畫けるありて、其文に「背有二聚寶盆及梅花一者」といへば、

は聚寶にて、丁子にはあらざるに似たり、今

かゝる物を七寶といへど、そは

の小口より見し樣か、

二二工を何師と云ふ事　師、工と師との例、百工の琴作りを琴師といひ、釜作りを釜師といふの類、師の字義分明ならぬが如し、〔頭書、弓師、矢師、印判師、具足師、〇工匠の徒をくるともよむ也、安齋隨筆に見えたり、〕何師と云ふ事、實は爲の字なり、爲はするともつ然るに名物六帖人品箋を閲するに、舟師、列仙傳、船師、習度論、楫師、榮隱比事、三の二右、篙師、三の二左、鍛金師、法苑珠林佛祖統紀、義楚記三の六左、銅師、同上三六帖、針師、同上三の八右、陶器師、同上、瓦

師、大論三の九右、陶師、翻譯名義三の九左、逍師、書紋指南、穿珠師、法苑珠林三の十三右、冠師、群玉韵府に、竇二付冠師一註、冠師謂二作冠人一、三の十七右、作冠師、日用雜字同上、筆師、山谷題跋三の廿一右、餅師、本事詩、賣餅師、列仙傳、飾飠師、青箱雜記三の廿四右、獵魚師、大藏一覽、網師、東坡集、罟師、王維詩、漁師、夷堅志五の左、獵師、酉陽雜俎五の二右、此等による時は、何の事もなく唐土古今通稱にして、敢て珍しき事にはあらずかし、

工と師の例、再按ずるに、右にいへる師字の例を猶いはゞ、もと工と師と互に通じ用ゆること也、醫工、書紋指南、醫師、周禮二の五右、鍼工、字文筌、鍼醫、類書纂要、算師算工、夢溪筆談二の八左、相工、史記韋賢傳、相師、律髓二の九右、畫工畫師、この處、名物六帖脫簡一張あり、然れ共今雜字類編に據る、棊工、通鑑唐紀註、棋師、堯山堂外紀二の十九左、花師、名物方言、花工、風土記二の廿三左、舟師、列仙傳、舟工、文山集三の二右、柁師、谿山餘話、柁工、同上三の二左、金師、法苑珠林、銀工、同上三の六左、銅師、義疏六帖、銅匠、皇明文則三の八右、鍼匠、令典、針師、義楚六帖三の八右、瓦匠、令典、瓦師、大論三の九右、陶工、通典、陶師、翻譯名義右左、玉工、增續韻府、珠師、法苑珠林三の十三右、筆工、雜字、井匠、酉陽雜俎五の五左、此等を見て、工と師の通用する事亦珍らしからぬを思ふべし、

二三花の義　獸に花犬花猫といふはブチの事也、布に花布といふはサラサの事なり、又兵書に花法といふは浮花の花にして、技藝に實なきをいふ也、さて乞兒を花子といふことは、花字もとより詳ならず、已に五雜俎云、「京師謂二乞兒一爲二花子一、不レ知二何取一レ義」といへり、〔頭書、乞兒を花子と云ふ事、錢を花と云ふより出たり、柳橋詩話にあり〕、

二四墓誌等の釋　過庭紀談四の廿七右、云、「誌石と云こと、三代の古へは無かりし事にて、漢の杜子夏より始りて、夫より後は必ず是に倣ひて、文を石に誌して蓋を加へ、壙前三尺の地に埋む事になり來りて、是れを墓誌と云ふ、墓誌にも色々ありて、あの方の諸家の集中の名題にも色々あり、唯誌文計りなるを墓誌と云、誌文に銘のあひしを墓誌銘と云、其上に又序あれば墓誌銘幷序と云、未レ葬して殯所に權りに厝を權厝誌と云、或は誌二其殯一と云、其後殯より葬りて再び誌すを續誌とも後誌共云、他所にて歿したる婦人を歸し葬りて、夫婦合葬せしに誌るせしを歸祔誌と云、一旦他所に葬りし婦人を、後に遷して夫婦合葬せしに誌せしを遷祔誌と云、磚に刻んで埋むを墓磚記と云、木板に書して埋むを墳板文と云、墓板文とも云、其外葬誌と云、誌文と云、墳記と云、壙誌と云、壙銘と云、埋銘と云、皆何れも壙前の土中へ埋むる誌銘の事なり、碑文碣文の事には非ず、」按ずるに、金石三例等に此等の名あり、併せ考へて他日徵すべし、

二五血を碧と云ふ事　同書五の二ウ、云、「汪道昆云、凡死レ忠不レ得レ屍者、得レ血以葬、曰二碧葬一」と耳談にあり、これは周の忠義臣萇弘殺されたる跡にて、其所を見たれば、血がみどりの色に變じて綠青石のやうになりたると、戰國策に見えたり、明の黃衷が宋市厓山の敗れに討死したり、宋の忠臣文天祥、陸秀夫、張世傑三人の事を論じたる文にも、「魂濤二滄海一、血碧二柴市一而後止、孔子所レ謂臨二大節一而不レ可レ奪者、非歟」と云へり、本文摘要也、

二六輭石柔陶の方　輭石柔陶奇方

金剛砂　五兩黑色を可レ用、黃色は不レ可レ用、

羚羊角　同和物無レ功者、角骨舶來を可レ用、口是程に刻む、

丹礬細末、　三兩

硝石同、　同

鼠糞同、　同

右梅酢一合五勺を以て壺の內にて攪ぜ、地中に埋め置事、夏三四十日、冬は四五十日計、羚羊角の消解するを以て度とし鍋に移し、又梅酢一升五合を入、玉石陶器類を入れ、文火にて煮る事凡一時、武火にて煮る事凡一時計にして鍋より引上げ、心に任せて細工すべし、細工終りて又鍋に入れ、能沸たる時取上げ、口傳の鍛水に投ずるなり、

但し土器、樂燒、素燒の類は、心を用ざれば鍋の內にて解碎る事あり、能試みて後細工あるべし、

甘草十兩

水三升入二升に煎じ、前日より能々冷し置べし、

文政八年乙酉八月念四日　水戸侍臣平尙典識

右の傳書は、本所なる或士の深く細工に心を用ふる人の乞得たる也といへり、然れども金剛砂に黑色なるは決してなきものの由、斯れば必ず無きものをもて欺きたるものか、設樂市左衞門といふ人、物產に深く心をこめられしが、金剛硝の黑色なる二顆藏せり、もしや金剛硝にかあらん、されど之はいと稀なる物にて、中にも五百目は得難きものとぞ、常の金剛砂にて製し試むるに、輭にならずといへり、花井

虎吉譚、癸巳十月記、

二七六道錢　今の俗葬りの時六道錢を柩に入るゝ事あり、事文類聚云、「漢以來葬喪用ニ瘞錢一」（俗説辨三十の十四右、）今の六道錢に似たり、學海餘滴四の四右、に、經律異相第四十一引宿願果報經云々を引ていへれど、俗習の弊をさとせる迄にて、六道錢の據にあらず、

二八鳥羽繪　世に鳥羽繪とて一種の略畫あり、もと鳥羽僧正に始まれる如く思へども、左にはあらで、享保頃の人狩野春卜といふ畫師繪き出せしにて、その人の著しゝ畫本手鑑といふ書六七冊あり、其中に今いはゆる鳥羽繪をのす、自畫ならぬやうにはあれど、心ありてなるべし、自畫なる事疑ひなしと、友人喜多村筠庭談なりき、

二九長者町　下谷長者町はわが產地なれど、古き書に所見多からず、或日柳亭主人を訪らひしに、蝶蝶子といふ人の撰にて、延寶七年の印本俳諧玉手箱二ノ四ウ、といふ俳書に宗因大坂、が句あり、

下谷長者町といふ所にて

ことのはや萬ろ一トもり長者町

三〇「ちはやぶる卯月八日」の歌

ちはやぶる卯月八日は吉日よ神さけ蟲をせいばいぞする

この歌人口に膾炙し、都下の風俗なり、（頭書、日光海道中間久里の秋田屋の雪隱に張りてありしは、「今年より四月八日は吉日よ神さけ女郎ぞいばいぞする」、周防野上の里の俗には、年々の、、、尾長むし、）曳尾庵の説に、これは社家の佛を賤しめいふ歌也、その由は、四月八日は佛世尊誕生の日也、神さけ蟲とは、佛は神を忌み避くる故、神さけとは佛をさして云ふ、蟲とは泣むし油むしの類賤めいふ詞、その佛を成敗するけふは吉日よといふ事とぞ、偖その歌を廂近くはりて、不淨近きあたりにて逆しまに張つくるよと也、

三一「長き夜のとをの眠り」の歌

長き夜のとをの眠のみな目ざめ波のり舟の音のよきかな

この歌は九月頃の詠歌なるべきを、寶船にいつの程にか書加へしや、歌意は長き夜すがら十符の枕或は十符の菅薦などにて、古き詞にも、十符の枕或は十符のうらなし伏見常磐、など見えて、敷ものをいへる歟、みな目ざめは廻文なれば强て説べからず、波のり舟は別に製あるか、俳諧世話燒草の附合に、戸とある處になみのり舟とあり、斯れば波よけに戸ある舟をいふか、假名の訛り詞の理りなきは、廻文なればなるべし、柳亭主人説を記す、

三二筑紫櫛　筑紫櫛のことを、柳川西原晁樹の許より問おこせし折柄、薩摩櫛の事なるべしと柳亭のいはれし、毛吹草薩摩名物の條に櫛あり、國花萬葉記薩摩名物、にも櫛ありて、分註にたうぐしともいふと見えたり、この唐ぐしは今の竹を編たるにてはなく、お六ぐしの類なるべし、俳諧の書に見えたる薩摩櫛は、漢和兩吟集、寛文四年印本、俳諧江戸新道、延寶六年、江戸廣小路延寶六年、に見えたり、

又拾遺和歌集、別の部、天曆の御製、七十一番職人歌合、櫛挽、分類和歌信太杜と出處あり、等に見えたり、或日柳亭を訪ひし時、兼て櫛簪雛形の著述もあれば、筑紫櫛の名尙この外に所見ありやきかまほしと問ひたりしに、八雲御抄にも見えたりといへり、斯てかへりて流布の印本幸手元にありければ出し見るに、櫛の條に見えず、やがて其本もたせて、筑紫櫛の所に爪印してよと乞ひやりける返り事に、予藏本は古寫にてもたるには慥にありしがと言おこして、他日古寫の八雲御抄を見せにおこしたり、櫛の條にツクシと見えたり、流布の本に合せ見るに、悉く異本なり、いと珍しくて、校合せんに違なければ、今その奥書を左に摹しつ、寫本云、

弘安九年三月十四日以ニ祕本一同法畢、件本申ニ出四辻宮御本書一之云々、

建保聖主御製作、卽本所證本也、□□可レ仰而已、

時永正第六己巳暦五月十九日、於ニ洛陽東山粟田口旅宿一書レ之、　林下貧士證令上人在判

右柳亭藏古寫八雲抄の跋、○櫛の條左に摸す、

櫛

クシゲノヲグシ、ヲ、マ萬眞、タマ、サシ統、ツマ萬眞、櫛、マクシ、イログシ、ツリバリウシナヒテ、時竹原成たるクシ也、結女の本結歟、ツクシ、ツゲノヲ、ユツノツマグシ一説、行時別櫛、只櫛にも詠レ之、ユツノツマグシはイナダヒメを櫛になして頭にさす、蛇にのませし故也、

三三醫師を馬にて迎ふ事　無名の冊子に、醫師を招くに駕籠を以て迎ふるは今の世の常なりし、昔は乘馬をもつて迎へし事もありし也、其時代の醫師は馬にも乘りしと見ゆ、古く記錄せしあり、（頭書、酒井家の記錄なるべし、事蹟考に春朔は酒井河内守の侍醫なる由、小峯記、）

寛文十三年の日記

三月廿七日、快晴、間烏如庵大塚之御屋敷〔朱書、大塚は巢鴨の御屋敷を云ふ〕へ參候樣、御借馬遣候樣にと御意之旨、甚兵衞申參、則手紙をもつて申遣候、奉畏候返事參申候、同日、杉本忠惠方へ八ッに御借馬遣、大塚之御屋敷へ參候樣にと申遣候、こがらし〔朱書、馬の名也〕の御馬に馬具奇麗に仕、小頭新兵衞附候て參候樣に申附候、

杉本忠惠は今の杉本忠溫殿の家にて、代々外科、今の忠溫殿より本道となられしと慥に語られし也、或人語りしは、今大路道三は人の知りたる醫師なり、彼人の許へ療治の禮に、或諸侯より馬を贈りし事ありと語りぬ、彼是其時勢思ひ合せたり、この册子は甲午三月五日、輪池翁より借來る地黃坊系圖と併せあり、

三四藥笥銘　爲二三上霞邦一作、天保甲午、鹽田華撰、

維君維臣、有レ佐有レ使、藥石致レ能、奚須二多味一、救レ急應レ卒、道存二簡易一、是乃仁術、在二誠其意一、

三五西國の方言　西國の詞に、言語のイフタレバトテと云ふ辭イッタレバッテンと云、このバッテン甚聞にくき樣に云人あり、予按ふにさにあらず、今江戸にてもイヒタレバッテモと云ことと常言也、このモをンにいひなせし音便なり、モとンと通ふ例は、ナンアリケルをナモアリケルといひ、妹子を因高と書ける、書紀廿三の十二ウ、或人の說にモとンは同じことといへり、樂草類語抄、んはん也といへり、

三六杏園叟祕戲圖の跋　宋人有二春宵祕戲圖一、此邦有二土佐氏畫卷一、則其來久矣、路史所レ謂厭勝之說、亦或然、公然鬻二坊市之間一者、不レ堪二其醜一也、凡春畫之行、盛二于元祿一、禁二于享保一、私弛二于寶曆一、滋蔓二于明和安永天明之間一、再禁二于寛政一、坊刻掃レ地矣、間者、閱市有レ刻二男女將レ謔圖一者上、漸近二猥褻一、古云、兩葉不レ札、將レ尋二斧柯一、今列二貼其畫一、附以二唐山及京攝諸州畫一、以備二觀風之采一焉、非二徒淫竟浮觀以悅一人目一也、

杏園叟

三七サナヘ月　眞淵萬葉考別記十二月和名五月の條、云、「淺苗月てふこと也、言は佐奈倍の佐奈の約は佐なり、倍は略く、且その佐奈倍の佐は阿佐の略きにて、佐蕨、佐百合などの佐に同じ、淺は短く小きをいふ事、淺つ葱、淺茅などの如し」云々、

因に云、ミケノサヲバシ、景行紀の歌、サヲ鹿などのサヲは別に義あり、日本紀歌廼解に見えたり、

三八江戸名所圖繪抄　「江戸名所圖會」白石先生の說に、江戸は庄の名なるべし、按に、中古庄と唱へしは鄕の事をいふなるべし、鄕里ともに佐登と訓す、令義解云、凡五十戸爲レ里と云々、然る時は佐は狹、登は處の略にして、廣大ならざるの意にとりて云なるべし、一の二ウ今の御城のあたり古へ江戸ととなへし地なるべし、攝州大坂御城內の雁木坂舊名を大坂と號く、後世御城の號に呼ばれしより、彼地の總名となる、江戸の名もこの類ひなるべしと云々、

或人云く、貞享三年丙寅春三月、利根川の西を割て武藏國に屬せしめらるゝ云々、一の四十三ウ

清水如水宅地云々、一の四十四オ行年七十二歲、今も淺草金龍寺に墓碑あり、石を以て瓢の形に造立す、一の四十六オ

三派江戸雀に、諸國の大船殊に唐船此川にかゝる、隈なき納涼の地なれば、船遊びの船に波の鼓風のさゝら、一の五十五オ、

せきのさいはい嗾逆者廻、同藩中にあり、何れも高さ二尺ばかりの石像なり、稻葉侯の始祖小田原にありし時、その邊りを巡見せられしに、一の草庵に一人の老僧の住るあり、其號を風外と云と、後是を城中に請ぜんとする事屢なり、故に其後一度城に入來り、城主に見ゆると雖も、敢てよろこびとせず、受くる所の種種は、その家臣田崎某が許に置て出去、終に行方をしらずとなり、其住たる所の庵に件の石像を殘してありしと、後此地に移されけると也、されど嗾廻ともに何人なる事をしらずとぞ、傳へて云、此嗾廻の石像を一雙並へ置時は、必ず嗾の石像倒るゝことありとぞ、依て嗾の石像は、稻葉侯累代の牌堂にうつし、廻の石像は稻荷社前に置となり、又嗾の石像は口中に病ある者祈願し、廻の石像は咳を惱もの祈願するに、必靈驗ありといへり、（二の八十オ、築地稻葉侯別莊江風山月樓の條、）

增上寺大銅鐘、一の九十五ウ、

月波樓、三田松平主殿侯別莊の看梅、羅山先生の東明集に詳也、一の百廿四オ、

美成云、東明集は鵞峯文集にやと覺ゆ、

徂徠先生の墓碑文は猗蘭侯撰ず、一の百三十一ウ、

牛小屋牛町にあり、牛額小く其の角後に靡きたるを、藪覆と號づく、上品なり、古は淀鳥羽にのみありて、都の外には牛車なかりしに、御入國の頃より許宥ありて、江戸にも是を用ゆる事となれり、餘は駿河にあるのみにて、唯この三ヶ所に限れりとぞ、一の百三十八オ東海寺澤庵和尙碑、二の五オ縣居大人墓、南郭先生墓、二の八オ柿本神詠之碑、二の九ウ經王山本光寺、南番場、日升上人墓、二の十九ウ妙國寺鐘銘、二の二十オ海晏寺鐘銘、同寺雲版、應永廿二年海晏寺北條時賴石塔、二階堂出羽守石塔、梶原平三景時石塔、北條時宗石塔、二の廿八ウ廿九オ、品川砂水鹿島大明神古鰐口、寛正二年、二の三十五ウ、鈴森八幡鳥石、二の三十六オ桃雲寺、東海寺裏山際にあり、中興桃雲淨見居士墳墓、二の四十二ウ本門寺、法印探幽の墓碑、二の四十七オ矢口新田碑、二の六十ウ、大師河原六字名號碑、二の八十七オ、

上無川（かみなし）、神奈川本宿中の町と西の町との間の道を横ぎりて流るゝ小溝を號く、此所に架す橋を上無橋と稱す、橋の長さ二間にたらず、常は水涸て僅の小流なり、水源定ならざるゆゑに上無川といふ、則神奈川の地名の興る所以にして、後世みしの二字を略してかな川とは云ける也、品川も亦下無川なりしを、是ももしの二字を省きてかく呼ける由、寛永五年齋藤德元の紀行にみえたり、二の百十三ウ、

臥龍山雲松院、瀧の橋際より一里十四五町西、小机村長澤同街道の左側に在、鐘銘、二の百二十一ウ、淡島、相模街道大熊村より左へ十四五町入、淡島神祠之碑、二の百二十三オ、金澤稱名寺鐘銘、文永己巳仲冬、二の百五十四ウ、金澤顯時幷貞顯墓、二の百五十七オ、龍華寺鏡銘、天文十年、二の百六十五ウ、金澤瀨戸明神額、延慶四年、鏡銘、應安七年四月、二の百七十四ウ、範賴墓、二の百八十七オ、樹木谷坂の上、龍吟山興雲院蟲喰の柱のうた、待わびて恨むと告よみな人のいつと□□□急がざるらん、三の三十ウ、英一蝶墓、三の三十一オ、其角翁墓、同上、般若塚、行人坂、四十二オ、三の三等々力村滿願寺、狩野興意墓、三の七十一ウ、赤坂圓通寺鐘銘、三の七十三ウ、青山海藏寺、黄檗派禪宗、當寺より唐坂の一切經を出す、三の七十六ウ、澀谷長者墳墓、三の七十九オ、帶刀先生義賢之墓、三の百七ウ、荒井對馬治義墓、三の百十一オ、深大寺鐘銘、永和二年、三の百五十八オ、悲願山善明寺、府中本町より關戸へ行道の右側にあり、中古荒廢して記錄なし、近來編無爲解脫居士（俗稱依田伊織、眞鎭さだしげ）、當寺を再興あり、證海上人を中興の開山とす、解脫居士の墓は堂の後にあり、彼岸山文庫は本堂の右にあり、庫中收藏する所の書籍は、解脫居士の藏書にして百二十二箱あり、三の百八十八ウ、三千人塚、古碑あり、梵字のみ見えてあとは沒す、三の百九十オ、府中普濟寺六角碑、三の二百十七ウ、平維盛古墳、十一ウ、横溝八郎墳墓、三の二百主神を祭れるやうにはあれど、神像は古さかけ佛にて、應安六年辰八月十一日と記せり、三の二十五オ、（美成記）

三九異鏡　照心鏡、韻瑞云、「西京雜記、始皇有二方鏡一、照見二心膽一、女子有二邪心一、則膽張心動、乃殺之、」秦鏡、類腋云、「西京雜記、咸陽宮有二方鏡一、表裏有レ明、人照レ之見二腸胃五臟一、女子有二邪心一、則膽張心動、秦始皇常以照二宮人一、膽張心動者則殺レ之、」照膽鏡、圓機活法云、「西京雜記、秦始皇有二方鏡一、照見二心膽一、凡女子有二邪心一者、照レ之則膽張心動、」

四〇ドロボウの名義　ドロボウと云詞今は盜賊の總名となれど、そは轉訛せしにて、もとは放蕩者の稱也、今已に浪華にては遊冶の輩をいへり、これは今江戸にて遊冶に耽るをドラヲウッと云へり、或はドラ者共稱す、どら者は墮落者の訛言にや、さてボウと云詞は人をいやしめ云詞にて、吝きを吝坊（しはんぼう）、黑きを黑坊（くろんぼう）、へらぬ者をべラ坊の類、劇場にて油蟲をデン坊とよび、遊里にてわる者を昔トリン坊といふなどにて、鄙め罵る言なり、斯ればドロボウはもと放蕩者を云ふ詞にて、もとドラ坊なるべし、ドラがドロと一轉せしならん、今關東にては盜賊の事とのみ思ふは訛り也、

再云、ドラ者は今昔物語の度羅島より起るとの事、玉勝間、安齋隨筆等にみえたり、勇魚取三にもどら者の說あり、考ふべし、燕石雜誌のドロボウの說はとるに足らず、〔頭書、今取締なき人をしだらく者といへり、○再按に、賊をドロボウと云は取ボウれんぼう併せ考ふべし、〕なるべし、とりんぼう、とら

四一龍の辨　本草發明龍骨之條曰、「愚謂、龍之神靈之物、變化莫レ測、人不レ可二得而見一、若云、其脫也、其斃也、是滯二于有形之物一矣、生既不レ可レ見、死方可レ見、是囿二于形物一而非二變化之神靈一矣、諸說紛々不レ一レ此、出二沒于海洋一、飛二騰于雲霄一、豈脫二骨于岩穴一、爲二人所一レ獲哉、

四二葱　本經逢（卷三之十六紙、菜部、）曰、「葱（胡葱良、即龍爪葱、蟠葱）辛平無レ毒、服地黃常山蜜桂者、犯レ之無レ効、生葱尤忌、生葱與二雞雉一、大肉二食之一、令二人動一レ血、本經作レ湯治二傷寒一、寒熱中風、面白浮腫、能出レ汗、本草發明、葱、莖白、辛溫、上升入レ手、大陰足陽明經、專主二發散一、以通二上下陽氣一、即本經作レ湯已下主レ治、故傷寒頭痛如レ破、用二連鬚葱白一、香豉湯、少陰病下利、清穀、裏寒外熱、厥逆脈微者、白通湯、內用二葱白一、以二其辛溫一通二陽氣一也、妊娠風邪喘嗽、非二葱白橘皮一不レ除、且能安レ胎順レ氣、金瘡折傷、血出疼痛不レ止者、用二葱連葉一煨熟傳レ之、冷卽頻易、其痛立止、更無二瘢痕一也、以二葱葉一專散二血氣一、葱鬚專行二經絡一、葱花主二心痺痛如二刀刺一、葱子明レ目、補二中氣不レ足一、蟠葱專主二冷熱疝氣一、胡葱化二五石消挂一、爲レ水療二腫毒一、

春水云、蟠葱の名始めて此書に云、世上疝氣の藥に蟠葱散と云あり、蟠葱の義詳ならざるをもて附會の說多し、

三四竹節人參　本草綱目類纂必讀、（卷之一、）「□□（俗呼二狗頭兀、一浙兀、俗呼二雞腿兀過一、）卷五曰、「山漆又名三七、三七類二竹節參一、」云々、

春水云、竹節人參の稱、俗言の如く思はるれ共、此書にある時は漢名なり、

四四默老聞まゝ記抄　讀書百遍義理自通、（藝城遺言に出づ、）○殿樣と云事、義滿の比始る、鎌倉年中行事「公方樣」の三字あり、鎌倉祐筆季喬と云もの書す、○一筆致ニ啓上ニ候と云文、寛永年中に始る、○起請文は貞永の令、○來月の支を知るには、小六大七と覺ゆべし、今月大にて寅ならば、寅卯辰巳午未と數へ七つ目の申が來月の朔日也、小ならば未なり、○論語を圓珠經と云事、足利時代五山の僧の云出せし事と思ひしに、義經記にもあれば、昔明經道の博士の云出せし也、○挾箱は太閤の草履取布施久内と云者始て作る、之れより前は衣服を竹に挾て挾竹と云、

右木村默老翁聞まゝの記より抄出、

四五京師敎諭所　天保四癸巳年京都町觸

室町通竹屋町上ル町　敎諭所　北小路三郎

右三郎儀、敎諭所取立之儀先達て相願、指免置候處、此度右敎諭所に於て、別紙之通講釋爲レ致候旨申出候に付、有志之輩者勝手に罷出可レ申候、右に付不レ及ニ謝儀一、衣服は勝手次第之旨、無ニ急度一可ニ申通一事、

巳八月

敎諭所毎月講釋書名

毎月三日、十三日、廿三日　孟子、古文前集　講師　牧善輔

毎月五日未刻　書經　同　海野豫助

毎月七日、十七日、廿七日未刻　中庸、蒙求　同　赤澤太一郎

毎月九日、十九日、廿九日未刻　孝經、左氏傳　同　北小路大學助

當八月七日辰刻　朱子白鹿　同　猪飼敬所

毎月十五日　六論衍義　同　北小路大學助

儒書心學道話　同　手島靱負

薩埵與左衞門

芝田鳩翁

四六元日仲秋晴雨互に異る事　毎年正月元日と八月十五夜は互に晴雨の異なるものの由、或人數年試みたることといへり、元日晴天なれば仲秋曇歟雨歟、もし元日雨天なれば十五夜晴るゝといふ、（甲午八月廿六日岡本花亭翁話、）

四七孝經に靈應ありし例　孝經に靈應ありし事、孝經大全の中にも已に載たり、南史徐伋傳に云、「徐伋性孝弟、父陵嘗疾篤、伋燒レ香泣涕、跪誦ニ孝經一、日夜不レ息、如レ是者三日、陵疾豁然而癒、」此文甲午（天保五年）九月十三日輪池翁示さる、予時に云、或人狐に憑るゝに、其傍に孝經一卷を置たれば狐去れり、その人云、邪不レ勝レ正、醫說にありと覺ゆ、又晉書陶侃傳に、觀音經に替へて孝經を日々に讀誦したる事も見えたり、（廣博物者劉氏鴻書にあり、抄錄を檢すべし、）猶數多あるべし、

四八日光金峯原　日光の在にこぶが原とて、前鬼（半人、）後鬼といふ者の住める所也、この地名は金峯原（こがねがはら）とかけり、此所につきて奇怪の說世に多かれども、皆うそ言にて信ずべからず、

四九見聞軍抄

「名主紀六八重、」（一の十八オ）「すみだ川、」（一の廿五ウ）「關東道十里ほど、」（一の廿七ウ）「賴義公の御旗、」（一の廿八ウ）「秀吉公、」（もと松下嘉兵衞と云人一の草履取、）「ひろもと里と云名馬、」（一の廿五ウ）「淺草觀音、」（一の廿一オ）「禪秀亂、」（一の三十九ウ、三の三ウ）「走り矢倉、」（一の四十三ウ）「團扇を取て身方をいさめ、」（一の四十九オ）「見しは今慶長六年、」（一の五十一オ）「呂宋國へ御返書、」（一の五十二ウ）「よろこんで衣をさかしまして、」（二の九オ）「上下を着たる男、」（二の十ウ）「御扇（月を出す、）を佐竹に給ふ、」（二の十二ウ）「天子の劍、」（二の廿五オ）「長鎗（ながはと）かあかふ簡（ふだ）、」（二の廿六ウ）「敦盛を直實討取沙汰なし、」（二の廿九オ）「脇立を甲の上に着を失とす、」（三の十ウ）「髯男、」（三の十四ウ）「鍾馗髯、天神髯、」（三の十五オ）「慶長十一朝鮮僧松雲渡來、」（三の二十二ウ）「梶原蟲、」（四の二十ウ）「しとゝが岩屋、」（四の三十八ウ）「伊豆國に舟を作り始、」（四の二十二オ）「舟町伊勢町に舟をつなぐ事、」（四の四十四オ）「浪車とは川舟の異名、」（四の四十五ウ）「唐船までも淺草の入江にかけ置、」（四の四十六ウ）「賴朝かうらい國をせめ、」（五の二十ウ）「賴政あやめの木像、」（五の廿七ウ）「紹巴の句、にほんてに（よろこび、）入るけふの」（五の廿八ウ）「信長鬼、」（五の三十九オ）「大頭――舞、」（五の五十ウ）「落去、」（六の三十九ウ）「熊谷直實の像、」（六の四十オ）「いさかひ過の大きりき、」（六の五十四オ）「佐原十郎丈六尺五寸、」（六の六十二ウ）「はさみ板、」（七ノ九オ）「鎌倉大佛、」（七の四十二ウ）「八龍の甲（かよと）、」（八の十三ウ）「三官と云ふ唐人、」（八の十八ウ）「こむはちたゝき勸進、」（八の二十九オ）「顏をしかめがごうじ、」（八の廿二ウ）「見聞集、北條五代記、」（八の廿五ウ）「甲陽軍記、」（八の五十二ウ）「三五十八不ニ合算一、」（八の廿七オ）

五〇ナクと云詞　しどけなく、あどけ（他氣）なく、いわけ（驚駭）なくのナクといふ詞は、有無の無にあらず、ナキのキはいひ押へたる辭、キはけりの約にて又詞なり、（三部抄言釋上の廿七右云、このナクといふ語の例、後人はすべてあやまり解ける事つれなり」と見えたり、〔頭書、はしたなく、大けなく、あらけなく、俗言の如在なく、滿遍なくも同意也、〕）しどけなくはしどけなは、是はシタレケナてふ言にて、其シドのドはタレの約りてテとなるを、轉じてドといひ、ケはありさまをいふ、こはあらきをあらけな

くといふ類ひ也、（此說曾て記し置たる抄錄あれど、書名を逸す、可し尋）勇魚取卷三に云、「しどけなし、俗にはあどけなしともいへり、小兒などの取繕ふ事もなきをいふ也、清少納言のの條、云、いみじうしどけなうかたくなく、なほしかりぎぬなどゆがみたりとも、たれかは見しりてわらひそしりもせん云々、帚木卷云、直衣ばかりしどけなくきなし給ひて云々、久備按、しどけなくといふ意は俗に云に同じ、言の本は品げなくにや、品といふは取つくろふやうもなくと成べし、（ナよリタ）と轉じ、またトとなりけるならん、又あどけなしといふは別にて、無二他氣一ならん、」（美成云、このあどけなきの說もいかゞ、なしといふ語し、しといふ詞未だ思ひ得ず、たゞとけるてふ詞なるべし、）

いわけなく、三部抄言釋（上の廿七オ）云、「イは發語、辨別なきてふ意にとくはあらず、書紀に驚駭（いわけ）をよめり、息湧の略語、小兒は息づかひのせわ〳〵しきものなれば也、ナクは辭なり、」

はしたなき、源語詁（上の十右）云、「桐いとはしたなき事多かれどとあり、註に、はしたなきはよわきものに強くあたる心也とあり、契註云、此註かなはず、枕草子にはしたなき物といふ下の、ひとつに人をよぶに我がことととてさし出たるもの、ましてものくるゝ折などとかけり、是にて心得べし、竹取物語に、宮は立もはしたゐるもはしたにてゐたまへりと云ふに同じ、それに付て二つの意あるべし、大氣なるをおほけなき、荒きをあらけなしと云類なれば、なしは詞にて、無の字の意ならねば、はしたなきも只はしたゝ歟又はしたのなしと云義ならば、夫にても同じ意なり、其故ははしたは半に同じ、たとへば十ある物を五つありて五つのなきを、はしたなしと云べければなり、」（頭書、枕草紙抄云、「古は一年四度の勘帳有しと也、諸國の任たる者より四个度勘定帳を勘解由へ達するを、四度解と云也、其勘定の未進などあるを、しどけないと云なり、」○源語詁云、「無二靜氣一の義なり、」○めで（愛）たく、うれ（愁）たく、くつ（屈）たく、此たくと云詞助辭なり、義なし、愛をめでたく、苦を強くいひてくつたくとなる也、勇魚取卷三くつたくの條可二併考一、）

五一 柳樽抄　去年冬より、とかくに時候感冒して、のどけき日もいと少なう、之に加ふるに移居出產の事ありて、忙はしき事いふばかりなく、卓に塵も積る計りに怠たりがちなる折柄、悴が許よりしばしの慰みにとて、柳樽三四十冊贈りおこせたり、偖よみもて行に、これ迄人口に膾炙せしが、作者もしらざる句の見當る儘、且は殊更に目とまる心地せらるゝを、懶き中の心やりに記しつ、

一聲も三こゑも呼ぬ玉子賣　雪水（六十編廿六オ）
どうせうの相談を聞矢大臣　梅夫（六十編廿八ウ）
急度した内でお客へ火打箱　百河（六十三の二ウ）
夫地獄遠きにあらず隣から　雨旦（六十三の九ウ）
一町の木戸から木戸へ八里半（文化十年酉十一月の句）　拜喜（六十五の十ウ）
かつら男のやせこけて出る闇あがり　麹丸（七十二の十一ウ）
北風つよいで杉がおつべしよれ　貴丸（七十二の十三オ）
かまを買茶釜茶臼で水こぼし　魚有（七十二の十九オ）
水が出て元の田沼に成りにけり　里鳥（七十五の廿一ウ）
當時では無字錢よりもかはり錢　絲耕（八十五の十三オ）
虎の鳴聲をきかれて僧者困り　（廿一の五ウ）
屏風坂あたりおれ間のあつたとこ　（廿一の二十オ）
御產所すりばち山のあたりなり　（廿一の廿六オ）
しゆろう堂むかしとけいのお間のあと　車道（廿一の三十八オ）
（此三句等類ゆゑここに記す、）
鶴と鷄鹿蛇百足つちぶくろ　一緒（三十の十三ウ）
抱た子をおぶつてにげる桂川　竹子（三十の廿八ウ）
おもしろい狂言炬燵やぐら下　横好（四十四の四ウ）
おつぶせて地藏のけつを石やほり　梅鳥（四十四の四ウ）
射落すと十二支四足いどみ合い　玉章（四十四の十一ウ）
天神も辨才天も御大祿　箕山（四十四の十五ウ）
せいろうでうが〳〵素見夜をふかし　如雀（四十四の十八ウ）
烏を見せて鷺なうる道明寺　如雀（四十四の廿四ウ）
唐の夢うつした上をほとゝぎす　シクト（四十四の廿八ウ）

（頭書、「はへば立て立てばあゆめの親心」針人、（四十五の廿二オ）この句は古歌に、この下句が身につもる老をわすれてとあるをとれるはいかゞ、「ゆびをきるからは九ぼんの淨土まで」市風（四十五の廿八オ）、「岡崎の時から御手がよくまはり」馬鹿（四十九の廿二ウ）、「高枕これも日光細工なり」、これは輪池翁のつねいはれたる句也、○乙未六月三日、千住天王の地口に、「伊勢や出羽は越中駿河美濃志摩づ」「いせやで」は越中するが身のしまつ」、）

五二 烟草盆の銘　烟草盆の銘閑田次筆卷四の十三ウ「手拈二姑那千年草一、口吐二蓬萊五色雲一、」

五三 梓神子の唱詞　梓神子（俗にいち子といへり、）の此世になき人の靈を降すを、口をよせるといふ、その口よせのまづ唱へいづる詞、式亭三馬が浮世床にも見ゆれど、十返舍一九が膝栗毛（三編廿一ウ）に見えたるを抄出す、亦異聞を廣むるの一端のみ、

いち子「そも〳〵謹みうやまつて申奉るは、上は梵天帝釋四大天王、下界に至れば閻魔ほうわう五だうのめう官、吾朝は神國のはじめ天神七代地神五代の御神、いせはしんめい天照皇太神宮、外くうには四十末社內宮には八十末社、雨の宮風の宮月よみ日よみの御みこと、北にへんぐう鏡の社、あまのいは戸大日如來、朝熊がたけふく一まん虛空藏、其外日本六十餘州、總じて神のまんどころ出雲の國の大やしろ、神の數が九萬八千七しやの御神、佛の數が一萬三千